新潟市公報

第 747 号

発行所　新　潟　市　役　所
新潟市学校町通1番町602番地1
発行人　新潟市長　篠　田　　昭
毎　月　15日　発行
（発行定日が休日に当たるときは繰り下げ）
印刷所　長　谷　川　印　刷
新潟市小針１丁目11番８号
金2,553円（税込）

目　　次

条　　例

27　新潟市市税条例の一部を改正する条例 …… 4

規　　則

119　新潟市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則 …… 6
120　新潟市一般職の任期付職員の給与に関する規則 …… 6
121　新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する規則 …… 7
122　新潟市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 …… 9
123　新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則 …… 9
124　新潟市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則 …… 9
125　新潟市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 …… 11
126　新潟市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等閲覧規則の一部を改正する規則 …… 11
127　新潟市養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム費用徴収規則の一部を改正する規則 …… 12
128　新潟市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則 …… 12
129　食品衛生法施行細則の一部を改正する規則 … 12
130　と畜場法施行細則の一部を改正する規則 …… 13
131　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則 …… 13
132　新潟市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則 …… 13
133　新潟市職員の公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 …… 14
134　新潟市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則 …… 14
135　新潟市国土交通省所管国有財産取扱規則施行細則を廃止する規則 …… 14
136　新潟市国民健康保険条例の施行規則の一部を改正する規則 …… 14
137　新潟市保健所条例の施行規則の一部を改正する規則 …… 37
138　新潟市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則 …… 37
139　新潟市介護保険法施行細則の一部を改正する規則 …… 38
140　新潟市市税条例施行規則の一部を改正する規則 …… 43
141　旅館業法施行細則の一部を改正する規則 …… 57
142　新潟市温泉法施行細則の一部を改正する規則 …… 57
143　新潟市契約規則の一部を改正する規則 …… 58
144　新潟市身体障害者更生施設等費用徴収規則の一部を改正する規則 …… 58
145　新潟市知的障害者更生施設等負担金徴収規則の一部を改正する規則 …… 58
146　新潟市居宅生活支援費及び施設訓練等支援費の支給に関する規則の一部を改正する規則 …… 59
147　新潟市感染症医療の費用負担に関する規則の一部を改正する規則 …… 60
148　市長の職務を代理する助役の順序を定める規則及び新潟市助役事務分担規則を廃止する規則 …… 60
149　新潟市民病院組織規則及び新潟市病院事業事務委任規則の一部を改正する規則 …… 61
150　新潟市黒埼支所組織規則の一部を改正する規則 …… 61

訓　　令

18　新潟市職員の胸部結核性疾患の検診等に関する規程を廃止する規程 …… 61
19　新潟市病院事業事務専決規程の一部を改正する規程 …… 62

R100 この紙は再生紙を使っております。

20　新潟市地方産業育成資金貸付規程の一部を改正する規程 …… 62
21　平成17年国勢調査新潟市実施推進本部規程 … 62
22　新潟市請負工事等指名委員会規程の一部を改正する規程 …… 63
23　新潟市請負工事等支所指名委員会規程 …… 63
24　新潟市競争入札等参加者の資格認定等に関する規程の一部を改正する規程 …… 64

告　　示

121　新潟市体育施設等使用料徴収事務の委託について …… 65
122　平成17年度固定資産の価格等の登録について …… 65
123　新潟市美術館使用料（企画展前売観覧料）収納事務の委託について …… 65
124　新潟市民病院使用料及び手数料収納事務委託について …… 65
125　白山公園駐車場使用料収納事務の委託について …… 66
126　山の下海浜公園プール使用料収納事務の委託について …… 66
127　鳥屋野交通公園ゴーカート使用料収納事務の委託について …… 66
128　新潟市天寿園使用料徴収事務の委託について …… 66
129　国民健康保険料減額の額の決定について …… 66
130　石宮公園地下自転車駐車場利用料徴収事務の委託について …… 67
131　新潟市民病院外来駐車場使用料収納事務の委託について …… 67
132　産業廃棄物処理施設の告示 …… 67
133　平成17年度固定資産の価格等の登録について …… 68
134　新潟市及び西蒲原郡巻町の廃置分合に伴う議会の議員の定数の特例に関する協議について …… 68
135　新潟市及び西蒲原郡巻町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について …… 68
136　一般廃棄物処理手数料収納事務委託契約の解除について …… 68
137　新潟市役所本庁舎駐車場使用料収納事務の委託について …… 68
138　新潟市青少年三川自然の森附属設備使用料収納事務の委託について …… 68
139　新潟市山の家使用料収納事務の委託について …… 68
140　市道区域の決定について …… 69
141　市道区域の変更について …… 69
142　市道路線の供用開始について …… 69
143　狂犬病予防業務関係手数料徴収事務の委託について …… 69
144　新潟市西新潟市民会館使用料徴収事務の委託について …… 70
145　有料制ごみ処理手数料の徴収事務（及び収納事務）の委託について …… 70
146　粗大ごみ処理手数料の徴収事務（及び収納事務）の委託について …… 72
147　新潟市季節及び臨時食品営業の取扱要綱の一部を改正する要綱の制定について …… 72
148　新潟市自動販売機による食品営業の取扱要綱の一部を改正する要綱の制定について …… 72
149　新潟市海辺の森キャンプ場使用料徴収事務の委託について …… 72
150　一般廃棄物の処理計画について …… 72
151　下水道事業受益者分担金を徴収しようとする区域について ……111
152　下水道事業受益者分担金を賦課しようとする区域について ……111
153　下水道事業受益者分担金を徴収しようとする区域について ……111
154　下水道事業受益者分担金を賦課しようとする区域について ……112
155　市道路線の認定について ……112
156　市道路線の廃止について ……113
157　市道区域の決定について ……113
158　市道路線の供用開始について ……114
159　身体障害者福祉法による医師の指定について ……114
160　西川だいろの家使用料収納事務の委託について ……114
161　と畜検査手数料及びと畜証明手数料の徴収事務の委託について ……115
162　包括外部監査契約について ……115
163　新潟市民芸術文化会館使用料徴収事務の委託について ……117
164　新潟市音楽文化会館使用料徴収事務の委託について ……117
165　新潟市民プラザ使用料徴収事務の委託について ……117
166　新潟市水族館入館料徴収事務の委託について ……117
167　新潟市會津八一記念館観覧料等徴収事務の委託について ……118
168　新潟市万代市民会館使用料徴収事務の委託について ……118

169　放置自転車等の撤去，保管について ……118
170　結核予防法による医療機関の指定について …118
171　結核予防法による医療機関の辞退について …118
172　家畜予防注射技術手数料の徴収事務の委託について ……119
173　公示送達書 ……119
174　指定居宅支援事業者の指定について ……119
175　指定施設支援事業者の指定について ……120
176　指定居宅支援事業者の指定について ……120
177　指定施設支援事業者の指定について ……121
178　指定居宅支援事業者の指定について ……121
179　新潟市歴史博物館観覧料等の徴収事務の委託について ……122
180　新潟市岩室健康増進センター利用料等の徴収事務の委託について ……122
181　と畜場使用料の徴収事務の委託について ……122
182　新津市場出店料等収納事務の委託について …122
183　新潟市西川多目的ホール使用料徴収事務の委託について ……122
184　新潟市西川学習館使用料徴収事務の委託について ……122
185　新潟市豊栄地区ふれあいセンター施設使用料の徴収委託について ……122
186　自動車臨時許可番号標の失効告示について …123
187　公示送達書 ……123
188　認可地縁団体の告示変更 ……123
189　認可地縁団体の告示変更 ……123
190　認可地縁団体の告示変更 ……123
191　認可地縁団体の告示変更 ……123
192　認可地縁団体の告示変更 ……123
193　地縁による団体の認可に係る告示 ……123
194　認可地縁団体の告示変更 ……124
195　施設使用料の徴収事務委託 ……124
196　施設使用料の徴収事務委託 ……124
197　認可地縁団体の告示変更 ……124
198　新潟市老人福祉センターいこいの家西川荘使用料徴収事務の委託について ……124
199　新潟市老人福祉センター横雲荘使用料徴収事務に係る告示 ……125
200　市道路線の供用開始について ……125
201　認可地縁団体の告示変更 ……125
202　認可地縁団体の告示変更 ……125
203　公示送達書 ……125
204　公示送達書 ……125
205　公示送達書 ……125
206　新潟市老人憩の家指定管理者の指定について ……125
207　結核予防法による医療機関の辞退について …126
208　結核予防法による医療機関の指定について …126
209　新潟市総合福祉会館使用料徴収事務の委託について ……126
210　住民票の職権消除について ……126
211　自動車臨時運行許可番号標の失効告示について ……126
212　市道路線の一部供用開始について ……127
213　新潟市老人福祉センター黒埼荘使用料徴収事務の委託について ……127
214　新潟市老人福祉センター秋葉荘使用料徴収事務の委託について ……127
215　身元不明人の死亡について ……127
216　新潟市議会臨時会の招集について ……127
217　新潟市ラブホテル建築等規制条例施行規則第10条第１項第３号に規定する施設について ……127
218　電線共同溝整備道路の指定について ……129
219　生活保護法による医療機関の指定申請について（告示） ……129
220　生活保護法による医療機関の廃止届について（告示） ……129
221　生活保護法による介護機関の指定申請について（告示） ……129
222　生活保護法による介護機関の指定申請について（告示） ……130
224　生活保護法による介護機関の指定申請について（告示） ……131
225　生活保護法による介護機関の廃止届について（告示） ……131
226　生活保護法による介護機関の変更について（告示） ……131

議　会　規　程

2　新潟市議会図書室規程の一部を改正する規程 ……131

選挙管理委員会告示

14　委員の解任請求を行う場合に必要な新潟市農業委員会，新潟市南農業委員会，新潟市北農業委員会，新潟市西農業委員会及び新潟市東農業委員会委員選挙人名簿に登録された選挙権を有する者の数 ……132
15　選挙人名簿の登録基準日及び縦覧の場所等について ……132
16　ポスター掲示場の設置場所等について ……132
17　不在者投票事務を取り扱う場所について ……133
18　選挙人名簿からの抹消について ……133
19　直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数 ……133

20　在外選挙人名簿からの抹消について ……133
21　新潟市議会議員増員選挙の選挙期日について ……133
22　投票所の設置について ……133
23　期日前投票所の設置について ……135
24　投票管理者及びその職務代理者の選任について ……136
25　期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について ……136
26　選挙運動費用の支出制限額について ……136
27　選挙長等の選任及び選挙長事務を取り扱う場所について ……136
28　氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時について ……137
29　選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について ……137
30　候補者の届出について ……137
31　選挙会を開催する場所及び日時について ……142
32　開票事務を選挙会事務と合同で行うことについて ……142
33　期日前投票管理者の変更について ……142
34　投票管理者等の変更について ……142
35　選挙人名簿からの抹消について ……142
36　当選人と決定した者の住所及び氏名について ……142

公平委員会規則

2　新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 ……143
3　新潟市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則 ……144

監査委員公表

1　定期監査結果の公表 ……144

農業委員会公示

4　４月農地部会特別委員会の招集について ……146
5　４月定例農地部会の招集について ……146

東農業委員会告示

3　４月定例総会の招集について ……146

南農業委員会告示

3　４月定例農地部会の招集について ……146

北農業委員会告示

3　４月定例総会の招集について ……147

西農業委員会告示

3　４月定例農地部会の招集について ……147

水道局告示

6　新潟市指定給水装置工事事業者の事業の廃止について ……147
7　新潟市指定給水装置工事事業者の指定について ……148
8　営業所窓口収納事務の委託について ……148
9　検針事務及び収納事務の委託について ……148
10　コンビニエンスストアでの水道料金等収納事務の委託について ……148
11　検針事務の委託について ……148
12　検針事務の委託について ……149
13　検針事務の委託について ……149
14　検針事務の委託について ……149
15　検針事務の委託について ……149
16　検針事務の委託について ……149
17　検針事務の委託について ……150
18　検針事務の委託について ……150
19　検針事務の委託について ……150
20　検針事務の委託について ……150
21　宿日直窓口収納事務の委託について ……150
22　宿日直窓口収納事務の委託について ……150
23　収納事務の委託について ……151
24　宿日直窓口収納事務の委託について ……151
25　新潟市水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関について ……151
26　新潟市指定給水装置工事事業者の指定について ……151

条　　例

新潟市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年４月１日

新 潟 市 長　篠 田　　昭

新潟市条例第27号

新潟市市税条例の一部を改正する条例

新潟市市税条例（昭和37年新潟市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第47条第２項中「土地登記簿若しくは」を「登記簿又

は」に改め，「又は建物登記簿」を削り，同条第５項中「土地登記簿」を「登記簿」に改める。

第51条第４号中「第51条」を「第50条の３」に改める。

第59条の３第２項中「本項」を「この項」に改め，「翌々年度」の次に「（法第349条の３の３第１項に規定する避難の指示等（以下この項及び第70条の２において「避難の指示等」という。）が行われた場合において，法第349条の３の３第１項に規定する避難等解除日（以下この項及び第70条の２において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の３の３第１項に規定する被災年（以下この項及び第70条の２において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは，当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の１月１日以後３年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）」を加える。

第68条第１項中「不動産登記法（明治32年法律第24号）第80条第１項若しくは第３項，第81条第１項若しくは第３項，第81条ノ８，第93条第１項若しくは第３項，第93条ノ５第１項若しくは第３項若しくは第93条ノ11」を「不動産登記法（平成16年法律第123号）第36条，第37条第１項若しくは第２項，第42条，第47条第１項，第51条第１項（共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がある建物の場合に係る部分を除く。），第２項若しくは第３項若しくは第57条」に改める。

第70条の２第１項中「翌々年度」の次に「（避難の指示等が行われた場合において，避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは，当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の１月１日以後３年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度）」を加え，同項第２号中「本号」を「この号」に改め，同条第２項中「翌々年度分」の次に「（避難の指示等が行われた場合において，避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは，当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の１月１日以後３年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分）」を加える。

第147条第２項中「第25項，第27項から第30項まで，第32項から第34項まで，第39項又は第40項」を「第23項，第25項から第28項まで，第30項から第32項まで，第37項又は第38項」に改める。

附則第６条第１項中「平成18年度」を「平成21年度」に改める。

附則第８条の３中「第７条の２第11項各号」を「第７条の２第13項第１号」に改め，同条に次の１項を加える。

２　法附則第16条の２第10項の規定の適用を受ける家屋に係る平成17年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税については，前条の規定は適用しない。

附則第13条中「又は第31条の２の２第１項」，「又は第587条の２第１項本文」とあるのは「若しくは第587条の２第１項本文又は法附則第31条の２第１項」と，「」及び「若しくは第31条の２の２」を削る。

附則第13条の２第６項を削り，同条第７項中「附則第31条の３第５項」を「附則第31条の３第４項」に改め，同項を同条第６項とし，同条第８項を削る。

附則第15条の３の15の次に次の１条を加える。

（平成17年度分の固定資産税の納期に関する特例）

第15条の３の16　平成17年度分の固定資産税に限り，第63条第１項の規定の適用については，同項中「第１期　４月16日から同月30日まで」とあるのは，「第１期５月16日から同月31日まで」とする。

附則第15条の６第１項中「本項」を「この項」に改め，同項第２号中「（附則第17条第１項の規定の適用がある場合には，同項第２号に規定する合計額。以下本号において同じ。）」を削る。

附則第17条の３の５第７項中「平成17年３月31日」を「平成19年３月31日」に改める。

附則第18条第４項中「第22項」を「第20項」に改める。

附則第19条の５中「第52項，第55項若しくは第56項」を「第51項，第52項若しくは第55項から第59項まで」に，「第40項」を「第38項」に改める。

附則第33条の次に次の１条を加える。

（平成17年度分の都市計画税の納期に関する特例）

第34条　平成17年度分の都市計画税に限り，第150条第１項の規定の適用については，同項中「第１期４月16日から同月30日まで」とあるのは，「第１期５月16日から同月31日まで」とする。

附　　則

（施行期日）

第１条　この条例は，平成17年４月１日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第２条　改正後の新潟市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は，平成17年度以後の年度分の個人の市民税について適用し，平成16年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　新条例の規定中固定資産税に関する部分は，平成17年度以後の年度分の固定資産税について適用し，平成16年度分までの固定資産税については，なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第４条　新条例の規定中都市計画税に関する部分は，平成17年度以後の年度分の都市計画税について適用し，平成16年度分までの都市計画税については，なお従前の例による。

規　　則

新潟市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年４月１日

新 潟 市 長　　篠　田　　昭

新潟市規則第119号

新潟市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市職員退職手当支給条例施行規則（昭和25年新潟市規則第22号）の一部を次のように改正する。

様式第18中「差し止める」を「差し止めます」に，「することができる」を「することができます」に，

「変化を理由に　　に対し，この処分の取消しを申し立てることができる。　　」を

「変化を理由に　　に対し，この処分の取消しを申し立てることができます。

また，この処分の取消しを求める訴えをする場合は，この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に，市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし，不服申立てをした場合には，この処分の取消しの訴えは，その不服申立てに対する裁決（決定）の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。　　」

に改める。

様式第22中「内に，新潟市長に対し，不服申立てをすることができます。」を

「内に，新潟市長に対し，不服申立てをすることができます。

また，この処分の取消しを求める訴えをする場合は，この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に，市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし，不服申立てをした場合には，この処分の取消しの訴えは，その不服申立てに対する裁決（決定）の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。　　」

に改める。

附　　則

この規則は，平成17年４月１日から施行する。

新潟市一般職の任期付職員の給与に関する規則をここに公布する。

平成17年４月１日

新 潟 市 長　　篠　田　　昭

新潟市規則第120号

新潟市一般職の任期付職員の給与に関する規則

（趣　旨）

第１条　この規則は，新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年新潟市条例第164号。以下「条例」という。）第４条第２項及び第４項並びに第６条の規定に基づき，一般職の任期付職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（特定任期付職員の号俸の決定）

第２条　特定任期付職員（条例第４条第１項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）の同項の俸給表の号俸は，その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて決定するものとし，その決定の基準となるべき標準的な場合は次の各号に定めるとおりとする。

⑴　高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合　１号俸

⑵　高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合　２号俸

⑶　高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合　３号俸

⑷　特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合　４号俸

⑸　特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合　５号俸

⑹　極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合　６号俸

⑺　極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合　７号俸

（特定任期付職員業績手当）

第３条　条例第４条第４項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは，同条第２項又は第３項の規定により特定任期付職員の俸給月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。

第４条　特定任期付職員業績手当は，12月１日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち，特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあっては，支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者

の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し，当該基準日の属する月の新潟市給与条例施行規則（昭和32年新潟市規則第23号）第21条に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。

（一般任期付職員の級別資格基準表の適用方法等の特例）

第５条　条例第２条第２項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「一般任期付職員」という。）であって，その者が有する専門的な知識経験，従事する業務等に照らして，試験の結果により採用された者に相当すると認められるものについては，新潟市職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則（昭和33年新潟市規則第35号。以下「初任給規則」という。）別表第８及び別表第12に定める級別資格基準表（次項及び次条において「級別資格基準表」という。）の試験欄の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。

２　一般任期付職員に対して初任給規則第７条の規定を適用する場合において，部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは，級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって，級別資格基準表の必要経験年数とすることができる。

（一般任期付職員の俸給月額の決定等の特例）

第６条　新たに一般任期付職員となった者の俸給月額及びこれに係る次期昇給予定の時期は，採用の日の前日から，級別資格基準表を適用する場合における当該職員の経験年数に相当する期間をさかのぼった日に採用され，引き続き在職したものとみなして，当該さかのぼった日において，初任給規則別表第１から別表第５までに定める初任給基準表（以下この条において「初任給基準表」という。）を適用して得られる初任給（前条第１項の規定の適用を受ける職員にあっては，同項の規定による級別資格基準表の区分と同一の初任給基準表の試験欄の区分を適用して得られる初任給）を基礎とし，かつ，部内の他の職員との均衡を考慮して昇格，昇給等の規定を適用した場合に当該採用の日に受けることとなる俸給月額及びこれに係る次期昇給予定の時期の範囲内で決定することができる。

（初任給規則の規定の適用に関する読替え）

第７条　前条の規定の適用を受ける一般任期付職員については，初任給規則第９条第１号中「第11条第１号又は第２号」とあるのは「新潟市一般職の任期付職員の給与に関する規則（平成17年新潟市規則第120号）第６条」と，初任給規則第15条の２第１項第２号中「第11条」とあるのは「新潟市一般職の任期付職員の給与に関する規則第６条」として，これらの規定を適用する。

（実施に関し必要な事項）

第８条　この規則の実施に関し必要な事項は，市長が定める。

附　　則

この規則は，平成17年４月１日から施行する。

新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する規則をここに公布する。

平成17年４月１日

新 潟 市 長　　篠　田　　昭

新潟市規則第121号

新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する規則

（趣　旨）

第１条　この規則は，新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年新潟市条例第165号。以下「条例」という。）の規定に基づき，一般職の任期付研究員の採用，給与及び勤務時間の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（異動の制限）

第２条　任命権者は，条例第３条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付研究員」という。）を，その任期中，当該任期付研究員が現に占めている職と同一の研究業務を行うことを職務内容とする職に異動させる場合その他任期を定めた採用の趣旨に反しない場合に限り，異動させることができる。

（号俸の決定）

第３条　第１号任期付研究員（条例第５条第１項に規定する第１号任期付研究員をいう。以下同じ。）の条例第５条第１項の俸給表の号俸は，その者の知識経験等の度，その者が従事する研究業務の困難及び重要の度等に応じて，次の各号に定める号俸に決定するものとする。

⑴　高度の専門的な知識経験を有し，研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合　１号俸

⑵　高度の専門的な知識経験を有し，研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合　２号俸

⑶　特に高度の専門的な知識経験を有し，研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整，指導等を行う職務に従事する場合　３号俸

⑷　特に高度の専門的な知識経験を有し，研究業績等

により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整，指導等を行う職務に従事する場合　４号俸

⑸　極めて高度の専門的な知識経験を有し，研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括，調整等を行う職務に従事する場合　５号俸

⑹　極めて高度の専門的な知識経験を有し，研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括，調整等を行う職務に従事する場合　６号俸

２　第２号任期付研究員（条例第５条第２項に規定する第２号任期付研究員をいう。以下同じ。）の条例第５条第２項の俸給表の号俸は，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，当該各号に定める号俸に決定するものとする。

⑴　博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合　１号俸

⑵　博士課程終了後，特別研究員制度（特別の法律により設立された法人等によって運営され，主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。）等により数年にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合　２号俸

⑶　博士課程修了後，相当の期間にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合　３号俸

（任期付研究員業績手当）

第４条　条例第５条第５項の特に顕著な研究業績とは，同条第３項又は第４項の規定により任期付研究員の給料月額が決定された際に期待された研究成果，研究活動等に照らして特に顕著であると認められる研究業績をいう。

第５条　任期付研究員業績手当は，12月１日（以下「基準日」という。）に在職する任期付研究員のうち，任期付研究員として採用された日から当該基準日までの間（任期付研究員業績手当の支給を受けたことのある者にあっては，支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の任期付研究員としての研究業務に関し特に顕著な研究業績を挙げたと認められる任期付研究員に対し，当該基準日の属する月の新潟市給与条例施行規則（昭和32年新潟市規則第23号）第21条に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。

（裁量勤務の手続等）

第６条　条例第７条第１項の規定による職員の裁量による勤務（以下「裁量勤務」という。）に従事させることができる第１号任期付研究員は，休職者及び停職者を除く第１号任期付研究員のうち，その職務遂行の方法を大幅に当該第１号任期付研究員の裁量にゆだねた場合に，自己の判断により研究業務を能率的に遂行することができると認められる者に限るものとする。

２　任命権者は，第１号任期付研究員を裁量勤務に従事させる場合には，あらかじめ当該第１号任期付研究員の同意を得なければならない。

３　任命権者は，裁量勤務に従事している第１号任期付研究員（以下「裁量勤務研究員」という。）が裁量勤務を継続しないことを希望する旨申し出た場合又は裁量勤務研究員を裁量勤務に従事させることが当該裁量勤務研究員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認められなくなった場合には，速やかに裁量勤務に従事させることをやめなければならない。

４　任命権者は，第１号任期付研究員を裁量勤務に従事させ，又は従事させることをやめる場合には，別に定めるところにより，当該第１号任期付研究員に対し速やかに通知するものとする。

（勤務場所等）

第７条　裁量勤務研究員は，その勤務公署以外の場所においてその日の勤務のすべてを行う場合で任命権者が必要であると認めるときには，その場所及び勤務内容等任命権者が必要と認める事項についてあらかじめ任命権者に申し出なければならない。

２　任命権者は，裁量勤務研究員に，特定の時間帯にその勤務公署において勤務することその他の特定の方法による職務遂行を命ずる場合には，当該裁量勤務研究員にあらかじめその内容を通知しなければならない。

（勤務の状況についての報告）

第８条　裁量勤務研究員は，研究業務の遂行状況その他の勤務の状況について，任命権者が定める期間ごとに報告しなければならない。

（勤務時間を割り振られたものとみなす時間帯等）

第９条　条例第７条第２項の規則で定める時間帯は，午前８時30分から午後５時15分まで（午後０時15分から

午後１時までを除く。）の時間帯とする。

第10条　条例第７条第２項の規則で定める日は，次に掲げる日とする。

⑴　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

⑵　12月29日から翌年の１月３日までの日

⑶　全日にわたり新潟市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成７年新潟市条例第２号第12条）に定める休暇が承認された日

⑷　前３号に掲げるもののほか，全日にわたり勤務しないことにつき特に承認があった日

（健康及び福祉を確保するための措置）

第11条　任命権者は，裁量勤務研究員に対し，次に掲げる健康及び福祉を確保するための措置を講ずるものとする。

⑴　勤務状況及び健康状態に応じて，健康診断を実施すること。

⑵　必要に応じて，産業医等による保健指導を受けさせること。

⑶　前２号に掲げるもののほか，任命権者が必要と認める措置

（実施に関し必要な事項）

第12条　この規則の実施に関し必要な事項は，市長が定める。

附　　則

この規則は，平成17年４月１日から施行する。

新潟市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年４月１日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

新潟市規則第122号

新潟市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

新潟市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成17年新潟市条例第22号）の施行期日は，平成17年４月１日とする。

新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年４月１日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

新潟市規則第123号

新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規則（昭和31年新潟市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第１条中「及び㈫」を「，㈫及び㈬」に改め，同条第１号ア㈠ただし書を削り，同号ア㈡ただし書を削り，同号アに次のように加える。

㈬　新生児聴力検査料　１回につき　6,700円

第１条第16号コただし書中「及び診療所」を削り，同条第24号中「又は診療所（以下「病院等」という。）」を削り，「病院等から」を「病院から」に改め，同号を同条第25号とし，同条第23号の次に次の１号を加える。

㉔　セカンドオピニオン　１件につき　10,000円

附　　則

（施行期日）

１　この規則は，平成17年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規則の規定は，この規則の施行の日以後に病院を使用する者について適用し，同日前に病院又は診療所を使用した者については，なお従前の例による。

新潟市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年４月１日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

新潟市規則第124号

新潟市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市情報公開条例施行規則（昭和62年新潟市規則第５号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「公開・非公開決定通知書（別記様式第３号）」を「公開決定通知書（別記様式第３号），一部非公開決定通知書（別記様式第３号の２）又は非公開決定通知書（別記様式第３号の３）」に改める。

第４条の２を削る。

別記様式第３号を次のように改める。

別記様式第３号（第３条関係）

公開決定通知書

号の
年　月　日

様

新潟市長　印
（担当　）

年　月　日付け情報公開請求について，新潟市情報公開条例第９条の規定により，次のとおり公開することと決定したので，通知します。

１　公文書名等		
２　公開の方法，日時及び場所	方　法	□　閲覧，視聴　□　写しの交付　（□　郵送）
	日　時	
	場　所	
３　担当課名等		
４　備　考		

注　公文書の公開（郵送によるものを除く。）を受ける際には，この通知書を持って，指定の日時に指定の場所に来てください。なお，指定日時に来られない場合は，あらかじめ担当課等へ連絡してください。

別記様式第３号の次に次の２様式を加える。

別記様式第３号の２（第３条関係）

一部非公開決定通知書

号の
年　月　日

様

新潟市長　印
（担当　）

年　月　日付け情報公開請求について，新潟市情報公開条例第９条の規定により，次のとおり一部非公開とすることと決定したので，通知します。

１　公文書名等		
２　公開の方法，日時及び場所	方　法	□　閲覧，視聴　□　写しの交付　（□　郵送）
	日　時	
	場　所	
３　公開できない部分の概要及びその理由	概　要	
	該当条文	
	理　由	
４　上記の理由がなくなる日		
５　担当課名等		
６　備　考		

注　公文書の公開（郵送によるものを除く。）を受ける際には，この通知書を持って，指定の日時に指定の場所に来てください。なお，指定日時に来られない場合は，あらかじめ担当課等へ連絡してください。

教示

１　この決定に不服がある場合は，行政不服審査法の規定により，この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に，新潟市長に対して異議申立てをすることができます。

２　この決定に不服がある場合は，行政事件訴訟法の規定により，この決定の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に，新潟市（訴訟において市を代表する者は市長となります。）を被告として，新潟地方裁判所に当該決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし，異議申立てをした場合には，その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。

別記様式第３号の３（第３条関係）

非公開決定通知書

号の
年　月　日

様

新潟市長　　印
（担当　　）

年　月　日付け情報公開請求について，新潟市情報公開条例第９条の規定により，次のとおり非公開とすることと決定したので，通知します。

１　公文書名等			
２　公開できない部分の概要及びその理由	概要		
	該当条文		
	理由		
３　上記の理由がなくなる日			
４　担当課名等			
５　備考			

教示

１　この決定に不服がある場合は，行政不服審査法の規定により，この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に，新潟市長に対して異議申立てをすることができます。

２　この決定に不服がある場合は，行政事件訴訟法の規定により，この決定の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に，新潟市（訴訟において市を代表する者は市長となります。）を被告として，新潟地方裁判所に当該決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし，異議申立てをした場合には，その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。

別記様式第４号の２から別記様式第４号の４までを削る。

附　　則

この規則は，平成17年４月１日から施行する。

新潟市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年４月１日

新潟市長　篠田　昭

新潟市規則第125号

新潟市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年新潟市規則第30号）の一部を次のように改正する。

別記様式第１号中「昭和64年９月30日」を「平成元年９月30日」に，

「

昭和64年10月１日から昭和65年９月30日まで	59歳以上	55歳以上59歳未満	59歳

」

を

「

平成元年10月１日から平成２年９月30日まで	59歳以上	55歳以上59歳未満	59歳
平成２年10月１日から当分の間	60歳以上	55歳以上60歳未満	60歳

」

に改め，同様式中注意事項４を注意事項６とし，注意事項３の次に次のように加える。

４　上記審査請求は，この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に公務災害補償等審査会に対して行うことができます。

５　この認定の取消しを求める訴えをする場合は，この認定の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に，市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし，審査請求をした場合には，この認定の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。

附　　則

この規則は，平成17年４月１日から施行する。

新潟市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年４月１日

新潟市長　篠田　昭

新潟市規則第126号

新潟市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等閲覧規則の一部を改正する規則

新潟市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等閲覧規則（平成11年新潟市規則第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「新潟市総務局総務部総務課」を「新潟市監査委員事務局」に改める。

附　　則

この規則は，平成17年４月１日から施行する。

新潟市養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年４月１日

新 潟 市 長　篠　田　　昭

新潟市規則第127号

新潟市養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム費用徴収規則の一部を改正する規則

新潟市養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム費用徴収規則（昭和55年新潟市規則第42号）の一部を次のように改正する。

別記様式第１号中

「て60日以内に市長に対して異議申立をすることができます。」を

「て60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また，この決定の取消しを求める訴えをする場合は，この決定の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に，市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長になります。）提起することができます。ただし，異議申立てをした場合には，この決定の取消しの訴えは，その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。　　」

に改める。

附　　則

この規則は，平成17年４月１日から施行する。

新潟市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年４月１日

新 潟 市 長　篠　田　　昭

新潟市規則第128号

新潟市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

新潟市老人福祉法施行細則（昭和56年新潟市規則第63号）の一部を次のように改正する。

別記様式第７号中

「て60日以内に市長に対して異議申立をすることができます」を

「て60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また，この決定の取消しを求める訴えをする場合は，この決定の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に，市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長になります。）提起することができます。ただし，異議申立てをした場合には，この決定の取消しの訴えは，その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。　　」

に改める。

別記様式第８号中

「60日以内に市長に対して異議申立をすることができます」を

「60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また，この決定の取消しを求める訴えをする場合は，この決定の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に，市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長になります。）提起することができます。ただし，異議申立てをした場合には，この決定の取消しの訴えは，その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。　　」

に改める。

附　　則

この規則は，平成17年４月１日から施行する。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年４月１日

新 潟 市 長　篠　田　　昭

新潟市規則第129号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（平成８年新潟市規則第４号）の一部を次のように改正する。

別記様式第14号中

「　この処分に不服がある場合は，この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に新潟市長に行政不服審査法により審査の請求ができます。　」

を

「注　この処分に不服があるときは，この処分の通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また，この処分の取消しを求める訴えをする場合は，この処分の通知を受けた日の翌日から起算して

６月以内に，市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし，審査請求をした場合には，この処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。　　」

に改める。

附　　則

この規則は，平成17年４月１日から施行する。

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年４月１日

新 潟 市 長　篠　田　　昭

新潟市規則第130号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則（昭和29年新潟市規則第５号）の一部を次のように改正する。

別記第４号の５様式中

「　この許可について不服があるときは，この許可書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に，新潟市長に異議申立てをすることができます。　　」

を

「注　この処分に不服があるときは，この処分の通知を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また，この処分の取消しを求める訴えをする場合は，この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に，市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし，審査請求をした場合には，この処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。　　」

に改める。

附　　則

この規則は，平成17年４月１日から施行する。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年４月１日

新 潟 市 長　篠　田　　昭

新潟市規則第131号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成３年新潟市規則第51号）の一部を次のように改正する。

別記様式第１号及び別記様式第４号中「許可する」を「許可します」に，

「　この処分について不服がある場合は，この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に，新潟知事に対して審査請求をすることができる。」

を

「注　この処分に不服があるときは，この処分の通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また，この処分の取消しを求める訴えをする場合は，この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に，市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし，審査請求をした場合には，この処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。　　」

に改める。

別記様式第13号中「通知する」を「通知します」に，

「　この処分について不服がある場合は，この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に，新潟知事に対し審査請求をすることができる。」

を

「注　この処分に不服があるときは，この処分の通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また，この処分の取消しを求める訴えをする場合は，この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に，市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし，審査請求をした場合には，この処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。　　」

に改める。

附　　則

この規則は，平成17年４月１日から施行する。

新潟市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年４月１日

新 潟 市 長　篠　田　　昭

新潟市規則第132号

新潟市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市駐車場条例施行規則（昭和43年新潟市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第２条中「別記第１号様式」を「別記様式第１号」に改める。

別記第１号様式中「別記第１号様式」を「別記様式第１号（第２条関係）」に改め，「昭和」を削り，「新潟市長殿」を「（あて先）新潟市長」に改める。

別記様式第３号注を次のように改める。

注　この処分について不服があるときは，行政不服審査法第６条の規定によりこの命令を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に異議申立てをすることができます。

また，この処分の取消しを求める訴えをする場合は，この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に，市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし，異議申立てをした場合には，この処分の取消しの訴えは，その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。

附　　則

この規則は，平成17年４月１日から施行する。

新潟市職員の公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年４月１日

新 潟 市 長　篠 田　　昭

新潟市規則第133号

新潟市職員の公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の公益法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年新潟市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項に次の１号を加える。

⑽　財団法人新潟ミートプラント

附　　則

この規則は，平成17年４月１日から施行する。

新潟市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年４月１日

新 潟 市 長　篠 田　　昭

新潟市規則第134号

新潟市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（平成７年新潟市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第２条中第10号を第11号とし，第７号から第９号までを１号ずつ繰り下げ，第６号の次に次の１号を加える。

⑺　地方公務員法第８条第２項第３号の規定により職員の苦情を処理するため，職員が公平委員会からの求めにより関係者として事情聴取，照会等に応じる場合

附　　則

この規則は，平成17年４月１日から施行する。

新潟市国土交通省所管国有財産取扱規則施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成17年４月１日

新 潟 市 長　篠 田　　昭

新潟市規則第135号

新潟市国土交通省所管国有財産取扱規則施行細則を廃止する規則

新潟市国土交通省所管国有財産取扱規則施行細則（平成９年新潟市規則第34号）は，廃止する。

附　　則

この規則は，平成17年４月１日から施行する。

新潟市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年４月１日

新 潟 市 長　篠 田　　昭

新潟市規則第136号

新潟市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市国民健康保険条例施行規則（昭和44年新潟市規則第１号）の一部を次のように改正する。

第16条第１項中「第54条の５」を「第54条の４」に改め，「別記様式第４号」の次に「，別記様式第４号の2，別記様式第４号の3，別記様式第４号の４又は別記様式第４号の５」を加える。

第23条中「又は別記様式第15号の２」を削る。

第26条中「別記様式第18号」の次に「若しくは別記様式第18号の２」を加える。

別記様式第３号及び別記様式第４号を次のように改める。

別記様式第３号（第13条関係）

年度　国民健康保険被保険者台帳　年　月　賦課

年　月　日作成　／頁

転居	宛名用世帯主個人コード	住所	納付義務者	発送区分	口座番号	収納番号
宛名住記						国保番号

再交付　・　・	(学)交付　・　・	(特)交付　・　・	備考
出産育児一時金　・　・	葬祭費　・　・		(異)(届)旧国保番号　から　(異)(届)新国保番号　へ

軽減判定テーブル														
*	4	5	6	7	8	9	A	B	C	1	2	3		

宛名コード

決定理由

変更理由

所保被番号	被保氏名（カナ） 旧新国保番号 被保保険者氏名　個人コード	資格 性別	税個人コード 生年月日	異動事由	取得年月日 異動年月日 届出年月日	喪失年月日 届出年月日	退職区	退職該当日 退職非該当日 届出年月日	課税状	申告区	税変理由	青色申	収入区分	金額 金額 金額	所得区分	金額 金額 金額	所得区分	金額 金額 金額	数 C D	専従者控除額 譲渡所得金額(短) 譲渡所得金額(長)	国保繰越損失額 国保総所得金額 賦課標準所得金額	国保賦課状況 4/1 4 6 5 7 8 9 A B C 1 2 3

	区分	賦課標準所得金額	被保数	保険料算定額 所得割額	均等割額	平等割額	合計	条例による軽減額 区分	均等割額	平等割額	賦課限度額を超える額	差引額	月割増減額	条例による減免額	端数	小計	確定保険料	被保	市民税冊コード	取	所	調査中	減免番号	減免条文
変更前	医療																							
	介護																							
変更後	医療																							
	介護																							
医療	一般																							
	退職																							
介護	一般																							
	退職																							

区分	確定保険料	各納期の納付額 第1期(4月)	第2期(5月)	第3期(6月)	第4期(7月)	第5期(8月)	第6期(9月)	第7期(10月)	第8期(11月)	第9期(12月)	第10期(1月)	第11期(2月)	第12期(3月)	過	過	過	過	過	過	過
変更前																				
変更後																				
増減																				

別記様式第４号（第16条関係）

国民健康保険療養費支給申請書

下記のとおり申請します。　　年　月　日

（あて先）新潟市長

申請者（世帯主）

〒 □□□－□□□□

住所

新潟市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿TEL＿＿＿＿＿＿＿＿

療養を受けた被保険者

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

被保険者証の記号・番号　新潟 □□－□□□－□□□□□

生年月日　　年　月　日

支払区分	口座振替金融機関＊郵便局では取扱いできません。		預金種別	口座番号	取　引　名　義
1 口座振替 2 その他(現金・小切手) ＊現金受領を希望する場合は押印が必要です。	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農協	本店 支店 出張所	1　普通 2　当座		(フリガナ) 氏　名

委任状

支給される療養費の受領を下記の者に委任します。　　年　月　日

〒 □□□－□□□□

受任者

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿印　TEL＿＿＿＿＿＿＿＿

（受任者，委任者とも押印願います。）

委任者（世帯主）＿＿＿＿＿＿印

処理欄（以下は，記入しないで下さい。）

発病(負傷)年月日		療養期間	年月日から 年月日まで 日間	診療,薬剤の支給又は手当てを受けた病院,診療所,薬局等の名称及び所在地		
				診療又は調剤に従事した医師，歯科医師又は薬剤師の氏名		
傷病名		療養内容		療養に要した費用	円	保険者の決定した費用　円
発病の原因		傷病の経過		療養の給付を受けられなかった理由		

受付番号	支給決定金額	照合	受付者	受付場所	記事欄
	千　円			市民課・(　　)支所 (　　)地区事務所・連絡所	

別記様式第４号の次に次の４様式を加える。

別記様式第４号の２（第16条関係）

本　人
三歳未満
家　族
高齢９
高齢８

国民健康保険療養費支給申請書

（　　年　　月分）　（はり・きゅう用）

区市町村番号		保険者番号	
受給者番号		被保険者記号・番号	
療養を受けた者の氏名	（フリガナ） 男・女 年　月　日生	続柄	被保険者氏名（世帯主）
			発症又は負傷の原因及びその経過

施術内容欄				
初療年月日	施術期間		実日数	業務上・外,第三者行為の有無
年　月　日	年　月　日から　年　月　日まで		日	1 業務上　2 第三者行為である　3 その他
傷病名　1 神経痛　2 リウマチ　3 頸腕症候群 4 五十肩　5 腰痛症　6 頸椎捻挫後遺症				発病又は負傷年月日 年　月　日
初回	1 はり　2 はり(電気鍼併用)　3 きゅう　4 きゅう(電気温灸器併用) 5 はり・きゅう併用　6 はり・きゅう併用(電気鍼･電気温灸器併用)		円	請求区分 新規・継続
2回目以降	はり	円×　回＝	円	転帰
	はり(電気鍼併用)	円×　回＝	円	継続・治癒・中止・転医
	きゅう	円×　回＝	円	摘要
	きゅう(電気温灸器併用)	円×　回＝	円	
	はり・きゅう併用	円×　回＝	円	
	はり・きゅう併用(電気鍼･電気温灸器併用)	円×　回＝	円	
往療料　2kmまで		円×　回＝	円	
加算（　km）		円×　回＝	円	
合計			円	
一部負担金（1割・2割・3割）			円	
請求額			円	
施術日 通院○ 往療◎	月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31		

施術証明欄

上記のとおり施術を行い，その費用を領収しました。

年　月　日

住　所

はり師，きゅう師

氏　名　　印　　電話

申請欄

上記の療養に要した費用に関して，療養費（医療費）の支給を申請します。

年　月　日

世帯主　住　所

（あて先）新潟市長　　受給者　氏　名　　印

支払機関欄

支払区分 1 振込　2 銀行送金 3 郵便局送金　4 当地払		預金の種類 1 普通　2 当座 3 通知　4 別段		金融機関	銀行　本店 金庫　支店 農協　出張所
口座名義		口座番号			郵便局

委任欄

本請求に基づく療養費（医療費）の受領を下記代理人に委任します。

年　月　日

世帯主　住　所

氏　名　　印

代理人　住　所

（受給者）氏　名　　印

同意記録

同意医師の氏名	住所	同意年月日	傷病名	要加療期間
		年　月　日		

記入上の注意

1 施術内容欄の傷病名，初回の施術内容については，該当する項目を○で囲んで下さい。

2 「摘要」欄は往療を必要とした理由，施術に関する特記事項等を記入して下さい。

3 初療の日から３か月を経過した時点における同意書については,実際に医師から同意を得ていれば必ずしも添付は要しません。この場合には，同意をした医師の氏名，同意年月日，傷病名，要加療期間の指示等がある場合にはその期間を「同意記録」欄に記入して下さい。

別記様式第４号の３（第16条関係）

本　人
三歳未満
家　族
高齢９
高齢８

国民健康保険療養費支給申請書

（　　年　　月分）　（マッサージ用）

区市町村番号		保険者番号	
受給者番号		被保険者記号・番号	
療養を受けた者の氏名（フリガナ） 男・女 年　月　日生	続柄	被保険者氏名（世帯主）	
		発症又は負傷の原因及びその経過	

施術内容欄	初療年月日	施術期間	実日数	業務上・外,第三者行為の有無
	年　月　日	年　月　日から　年　月　日まで	日	1 業務上　2 第三者行為である　3 その他
	傷病名又は症状			発病又は負傷年月日 年　月　日
	マッサージ	円×　局所×　回＝　円		請求区分 新規・継続
	変形徒手矯正術	円×　肢×　回＝　円		転帰 継続・治癒・中止・転医
	温罨法	円×　回＝　円		摘要
	温罨法・電気光線器具	円×　回＝　円		
	往療料　2㎞まで 加算（　km）	円×　回＝　円 円×　回＝　円		
	合計	円		
	一部負担金(1割･2割･3割)	円		
	請求額	円		

施術日（通院○ 往療◎）　月　1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

施術証明欄

上記のとおり施術を行い，その費用を領収しました。

年　月　日

住　所

あん摩マッサージ指圧師

氏　名　　印　　電話

申請欄

上記の療養に要した費用に関して，療養費（医療費）の支給を申請します。

年　月　日

世帯主　住　所

（あて先）新潟市長　　受給者　氏　名　　印

支払機関欄

支払区分	預金の種類	金融機関	
1 振込　2 銀行送金 3 郵便局送金　4 当地払	1 普通　2 当座 3 通知　4 別段	銀行　金庫　農協	本店　支店　出張所
口座名義		口座番号	郵便局

委任欄

本請求に基づく療養費（医療費）の受領を下記代理人に委任します。

年　月　日

世帯主　住　所

氏　名　　印

代理人　住　所

（受給者）氏　名　　印

同意記録

同意医師の氏名	住所	同意年月日	傷病名	要加療期間
		年　月　日		

記入上の注意

1「摘要」欄は往療を必要とした理由，施術に関する特記事項等を記入して下さい。

2 初療の日から３か月を経過した時点における同意書については,実際に医師から同意を得ていれば必ずしも添付は要しません。この場合には，同意をした医師の氏名，同意年月日，傷病名，要加療期間の指示等がある場合にはその期間を「同意記録」欄に記入して下さい。

別記様式第４号の４（第16条関係）

国民健康保険食事療養標準負担額減額差額支給申請書

下記のとおり申請します。　　年　　月　　日

（あて先）新潟市長

申請者（世帯主）

〒 □□□ － □□□□

住所

新潟市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ TEL

減額対象被保険者

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

被保険者証の記号・番号　新潟 □□ － □□□ － □□□□□

生年月日　　年　　月　　日

支払区分	口座振替金融機関＊郵便局では取扱いできません。		預金種別	口座番号	取　引　名　義
1 口座振替 2 その他(現金・小切手) ＊現金受領を希望する場合は押印が必要です。	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農協	本店 支店 出張所	1　普通 2　当座		(フリガナ) 氏　名

委任状

支給される金額の受領を下記の者に委任します。　　年　　月　　日

〒 □□□ － □□□□

受任者

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　TEL＿＿＿＿＿＿＿＿

（受任者，委任者とも押印願います。）

委任者（世帯主）＿＿＿＿＿＿印

処理欄（以下は，記入しないで下さい。）

減額認定証の発行年月日	発行年月日	年　月　日	
	長期該当年月日	年　月　日	
食事療養を受けた医療機関等	名　称 所在地	入院期間	年　月　日から 年　月　日まで　日間
入院期間に受けた食事療法に対して支払った額	円	被保険者負担額	650円　×　日 500円　×　日 300円　×　日　計　円
減額認定証の交付申請または提出ができなかった理由			

受付番号	支給決定金額	照合	受付者	受付場所	記事欄
	千　円			国民健康保険課・ （　　）支所	

別記様式第４号の５（第16条関係）

国民健康保険移送費支給申請書

下記のとおり申請します。　　年　　月　　日

（あて先）新潟市長

申請者（世帯主）

〒　　－

住所

新潟市

氏名　　TEL

移送を受けた被保険者

氏名

被保険者証の記号･番号　新潟　　－　　－

生年月日　　年　　月　　日

支払区分	口座振替金融機関＊郵便局では取扱いできません。		預金種別	口座番号	取　引　名　義
1 口座振替 2 その他(現金･小切手) ＊現金受領を希望する場合は押印が必要です。	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農協	本店 支店 出張所	1　普通 2　当座		(フリガナ) 氏　名

委任状

支給される移送費の受領を下記の者に委任します。　　年　　月　　日

〒　　－

受任者

住所

氏名　　印　　TEL

（受任者，委任者とも押印願います。）

委任者（世帯主）　　印

処理欄（以下は，記入しないで下さい。）

発病(負傷) 年　月　日	年　　月　　日	移送経路		付添人（医師等）の住所及び氏名	
傷病名		移送方法		住　所	
移送年月日	年　　月　　日	移送に要した費用	円	氏　名	

受付番号	支給決定金額						照合	受付者	受　付　場　所	記　事　欄
			千			円			国民健康保険課・ （　　）支所	

別記様式第10号を次のように改める。

別記様式第10号（第18条関係）

国民健康保険出産育児一時金支給申請書

下記のとおり申請します。　　年　月　日

（あて先）新潟市長

申請者（世帯主）

〒　　－

住所

新潟市

氏名　　TEL

分娩者氏名

被保険者証の記号･番号　新潟　　－　　－

分娩年月日　　年　月　日

フリガナ

出生児氏名　　男・女

世帯主との続柄

分娩の種類	生産　死産・流産（妊娠　週）	
分娩医療機関		
分娩6か月前の保険	国保 ・ 社保本人 ・ 社保扶養 ・ その他	
出生時の国保加入	必要 ・ 不要	備考

支払区分	口座振替金融機関＊郵便局では取扱いできません。		預金種別	口座番号	取引名義
1 口座振替 2 その他(現金･小切手) ＊現金受領を希望する場合は押印が必要です。	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農協	本店 支店 出張所	1 普通 2 当座		(フリガナ) 氏名

委任状

支給される出産育児一時金の受領を下記の者に委任します。　　年　月　日

〒　　－

受任者

住所

氏名　　印　TEL

（受任者，委任者とも押印願います。）

委任者（世帯主）　　印

処理欄（以下は，記入しないで下さい。）

受付番号	支給決定金額	照合	受付者	受付場所	記事欄
	千　円			市民課・（　）支所 （　）地区事務所・連絡所	

別記様式第10号の３及び別記様式第10号の４を次のように改める。

別記様式第10号の３（第18条の２関係）

国民健康保険葬祭費支給申請書

下記のとおり申請します。　　年　月　日

（あて先）新潟市長

申請者

〒 □□□－□□□□

住所

新潟市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　TEL＿＿＿＿＿＿＿＿

死亡者との続柄＿＿＿＿＿＿

死亡者

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

死亡者の被保険者証の記号・番号　新潟 □□－□□□－□□□□□

生年月日＿＿＿＿年　月　日

死亡年月日＿＿＿＿年　月　日

支払区分	口座振替金融機関＊郵便局では取扱いできません。		預金種別	口座番号	取　引　名　義
1 口座振替 2 その他(現金･小切手) ＊現金受領を希望する場合は押印が必要です。	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農協	本店 支店 出張所	1　普通 2　当座		(フリガナ) 氏　名

委任状

支給される葬祭費の受領を下記の者に委任します。　　年　月　日

〒 □□□－□□□□

受任者

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印　TEL＿＿＿＿＿＿＿＿

（受任者，委任者とも押印願います。）

委任者（申請者）＿＿＿＿＿＿　印

処理欄（以下は，記入しないで下さい。）

受付番号	支給決定金額	照合	受付者	受　付　場　所	記　事　欄
	千　円			市民課・（　　）支所 （　　）地区事務所・連絡所	

別記様式第10号の４（第19条関係）

国民健康保険高額療養費支給申請書（　　年　　月診療分）

下記のとおり申請します。　　年　　月　　日

（あて先）新潟市長

申請者（世帯主）

〒　　－

住所

新潟市

氏名　　TEL

療養を受けた被保険者

氏名

被保険者証の記号・番号　新潟　　－　　－

生年月日　　年　　月　　日

支払区分	口座振替金融機関＊郵便局では取扱いできません。		預金種別	口座番号	取　引　名　義
1 口座振替 2 その他(現金･小切手) ＊現金受領を希望する場合は押印が必要です。	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農協	本店 支店 出張所	1　普通 2　当座		(フリガナ) 氏　名

委任状

支給される高額療養費の受領を下記の者に委任します。　　年　　月　　日

〒　　－

受任者

住所

氏名　　印　　TEL

（受任者，委任者とも押印願います。）

委任者（世帯主）　　印

処理欄（以下は，記入しないで下さい。）

傷　病　名	レセプトどおり
診療を受けた病院，診療所 薬局等の名称及び所在地	名　称 所在地
上記の病院等で療養を受けた期間及び支払った額	入院・外来　　年　　月　　日から 日まで　　日間　　円

一般		支給決定金額	記事欄
退職	本人	百　千　円	
	扶養		

多　数	県　単	70歳未満　上位所得　一般　低所得	受付者	受付場所
合　算	（　　）	70歳以上　一定以上　一般　低Ⅰ　低Ⅱ		国民健康保険課・（　　）支所

別記様式第13号注を次のように改める。

注１　減免等の決定を受けた場合は，この通知書を保険医療機関に提出してください。

２　この決定に不服がある場合は，この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に文書又は口頭で新潟県国民健康保険審査会に対して審査請求することができます。

３　この決定の取消しの訴えは，前記の審査請求に係る裁決を経た後に，裁決の通知を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし，①審査請求があった日から３箇月を経過しても裁決がないとき，②処分，処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急を要するとき，③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは，裁決を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起できます。

別記様式第14号から別記様式第15号までを次のように改める。

別記様式第14号（第22条関係）　　（表）

年度　国民健康保険料納入通知書（確定賦課）　　第４期～第12期

年度の国民健康保険料を
決定しましたので通知します。

年　　月　　日

新潟市長　　印

口座		協力委員		国保番号	

◎口座欄に＊印のある方は口座振替世帯です。
また，協力委員欄に番号のある方は，
後日協力委員から納付書が配布されます。

年度　国民健康保険料納入通知書（確定賦課）

下記のとおり国民健康保険料を決定しましたので通知します。

区分	納期限	保険料
第１期	月　日	円
第２期	月　日	円
第３期	月　日	円
第４期	月　日	円
第５期	月　日	円
第６期	月　日	円
第７期	月　日	円
第８期	月　日	円
第９期	月　日	円
第10期	翌　月　日	円
第11期	翌　月　日	円
第12期	翌　月　日	円

国保番号	

被保険者氏名	

◎納付場所
⑴　新潟市指定の金融機関
⑵　新潟市役所・各支所・各地区事務所・各連絡所

◎被保険者氏名に＊印のある方は介護分も該当の方です。

年度　国民健康保険料計算明細書（確定賦課）

医療分			介護分		
賦課標準所得金額	①	円	賦課標準所得金額	ア	円
被保数	②	人	被保数	イ	円
所得割額①×　％	③	円	所得割額ア×　％	ウ	円
均等割額②×　円(1人あたり)	④	円	均等割額イ×　円(1人あたり)	エ	円
平等割額（１世帯あたり）	⑤	円			
合計　③＋④＋⑤	⑥	円	合計　ウ＋エ	オ	円
軽減額	⑦	円	軽減額	カ	円
限度額　円を越える額	⑧		限度額　円を越える額	キ	円
月割増減額	⑨	円	月割増減額	ク	円
減免額	⑩	円	減免額	ケ	円
保険料小計(100円未満切捨) ⑥－⑦－⑧±⑨－⑩	⑪	円	保険料小計(100円未満切捨) オ－カ－キ±ク－ケ	コ	円

確定保険料　⑪＋コ	⑫	円			
すでに賦課された保険料 （第１期～第３期）	⑬	円	第４期以降に納める保険料 ⑫－⑬	⑭	円

（裏）

国民健康保険料について

1　賦課の根拠

⑴　この国民健康保険料（以下「保険料」という。）は，新潟市国民健康保険条例第９条の２に基づき，医療分と介護分の合計額が賦課されています。

⑵　同条例第９条に基づき，納付義務者は世帯主となつています。

2　保険料の算定等

この通知による保険料は，被保険者の　　年中の総所得金額等を基にして計算した金額（100円未満切捨）です。なお，　　年　月　日以降に納付義務が発生し，または消滅した場合は，月割をもつて計算した額が保険料となります（一部異動があつた場合も同じです。）。

3　延　滞　金

納期限までに保険料を完納しないときは,納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ,延滞金が加算されます。

4　不服の申立て等

⑴　この通知書に記載された事項について不服がある場合は，この通知を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に新潟県国民健康保険審査会に対して審査請求することができます。

⑵　この通知書に記載された事項の取消しの訴えは，前記の審査請求に係る裁決を経た後に，裁決の通知を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし，①審査請求があつた日から３箇月を経過しても裁決がないとき，②処分，処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急を要するとき，③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは，裁決を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起できます。

新潟県国民健康保険審査会　〒950-0965　新潟市新光町４番地１　　電話（代表）025-285-5511
新　潟　市　役　所　〒951-8550　新潟市学校町通１番町602番地１　電話（代表）025-228-1000

保険料の算定方法等

⑴　賦課標準所得金額は，被保険者ごとに総所得金額等から市民税基礎控除額（　　万円）のみを控除（千円未満切捨）して得た世帯の合計金額です。

＜賦課標準所得金額＞

例１　事業所得者……国保総所得金額（収入金額－必要経費－専従者控除額－純損失）－市民税の基礎控除額

例２　給与所得者……国保総所得金額（収入金額－給与所得控除額）－市民税の基礎控除額
（専従者給与含む）　（簡易給与所得表で求めます）

例３　公的年金等係る雑所得者……国保総所得金額（収入金額－公的年金控除額）－市民税の基礎控除額

例４　譲渡所得があつた場合……総所得金額＋特別控除後の譲渡所得－市民税の基礎控除額

⑵　すでに納付済の暫定保険料が確定保険料を超えるときは，その過納金を還付し，又は未納の保険料若しくは延滞金に充当します。

⑶　世帯主およびその世帯に属する被保険者の所得の合計額が一定額以下の場合には，均等割額・平等割額については，条例に定める額が減額されます。

〔　年中の所得の合計額が，　万円＋被保険者（世帯主を除く）×　万円以下の場合〕

⑷　⑶に該当しない世帯で，世帯主およびその世帯に属する被保険者の所得の合計額が一定額以下の場合には，均等割額・平等割額について，本人の申請により減額を受けることができます。なお，これに該当すると思われる世帯には，別途申請書を送付してあります。

〔　年中の所得の合計額が，　万円＋被保険者数（擬制世帯主以外の世帯主を含む。）×　万円以下の場合〕

別記様式第14号の２（第22条関係）　　（表）

年度　国民健康保険料　　納入通知書　　第　期～第12期

年度の国民健康保険料を
しましたので通知します。

年　　月　　日

新潟市長　　印

口座		協力委員		国保番号	

◎口座欄に＊印のある方は口座振替世帯です。

年度　国民健康保険料　　納入通知書

下記のとおり国民健康保険料を
しましたので通知します。

異動事由		国保番号	

	区分	納期限	変更前保険料	変更後保険料	増減	被保険者氏名
現年度分	第１期	月　日	円	円	円	
	第２期	月　日	円	円	円	
	第３期	月　日	円	円	円	
	第４期	月　日	円	円	円	
	第５期	月　日	円	円	円	
	第６期	月　日	円	円	円	
	第７期	月　日	円	円	円	
	第８期	月　日	円	円	円	
	第９期	月　日	円	円	円	
	第10期	翌　月　日	円	円	円	
	第11期	翌　月　日	円	円	円	
	第12期	翌　月　日	円	円	円	
過年度分	第　期	年　月　日	円	円	円	
	第　期	年　月　日	円	円	円	
	第　期	年　月　日	円	円	円	
	第　期	年　月　日	円	円	円	
	第　期	年　月　日	円	円	円	
	第　期	年　月　日	円	円	円	

◎被保険者氏名に＊印のある方は介護分も該当の方です。

年度　国民健康保険料計算明細書

医療分	変更前	変更後	介護分	変更前	変更後
賦課標準所得金額 ①	円	円	賦課標準所得金額 ア	円	円
被保数 ②	人	人	被保数 イ	人	人
所得割額①×　％ ③	円	円	所得割額ア×　％ ウ	円	円
均等割額②×円(1人あたり) ④	円	円	均等割額イ×円(1人あたり) エ	円	円
平等割額(１世帯あたり) ⑤	円	円			
合計 ③+④+⑤ ⑥	円	円	合計 ウ+エ オ	円	円
軽減額 ⑦	円	円	軽減額 カ	円	円
限度額　円を越える額 ⑧	円	円	限度額　円を越える額 キ	円	円
月割増減額 ⑨	円	円	月割増減額 ク	円	円
減免額 ⑩	円	円	減免額 ケ	円	円
保険料小計(100円未満切捨) ⑥−⑦−⑧±⑨−⑩ ⑪	円	円	保険料小計(100円未満切捨) オ−カ−キ±ク−ケ コ	円	円

保険料 ⑪+コ ⑫	変更前		(決定)変更後		増減	
		円		円		円

(裏)

国民健康保険料について

1　賦課の根拠

⑴　この国民健康保険料（以下「保険料」という。）は，新潟市国民健康保険条例第９条の２に基づき，医療分と介護分の合計額が賦課されています。

⑵　同条例第９条に基づき，納付義務者は世帯主となつています。

⑶　この通知書は被保険者の資格の取得・喪失及び所得金額の変更にともない，保険料を通知するものです。

⑷　　年度以降に上記⑶の事実に基づき保険料を賦課する場合は，過年度分として保険料を賦課します。

2　保険料の算定等

この通知による保険料は，被保険者の　　年中の総所得金額等を基にして計算した金額（100円未満切捨）です。なお，　　年４月１日以降に納付義務が発生し，または消滅した場合は，月割をもつて計算した額が保険料となります（一部異動があつた場合も同じです。）。

3　延滞金

納期限までに保険料を完納しないときは,納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ,延滞金が加算されます。

4　不服の申立て等

⑴　この通知書に記載された事項について不服がある場合は，この通知を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に新潟県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

⑵　この通知書に記載された事項の取消しの訴えは，前記の審査請求に係る裁決を経た後に，裁決の通知を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし，①審査請求があつた日から３箇月を経過しても裁決がないとき，②処分，処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急を要するとき，③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは，裁決を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起できます。

新潟県国民健康保険審査会　〒950-0965　新潟市新光町４番地１　　電話（代表)025-285-5511
新　潟　市　役　所　〒951-8550　新潟市学校町通１番町602番地１　電話（代表)025-228-1000

保険料の算定方法等

⑴ 賦課標準所得金額は，被保険者ごとに総所得金額等から市民税基礎控除額（33万円）のみを控除（千円未満切捨）して得た世帯の合計金額です。
＜賦課標準所得金額＞

例１　事業所得者……国保総所得金額（収入金額－必要経費－専従者控除額－純損失）－市民税の基礎控除額

例２　給与所得者……国保総所得金額（収入金額－給与所得控除額）－市民税の基礎控除額
（専従者給与含む）　（簡易給与所得表で求めます）

例３　公的年金等係る雑所得者……国保総所得金額（収入金額－公的年金控除額）－市民税の基礎控除額

例４　譲渡所得があつた場合……総所得金額＋特別控除後の譲渡所得－市民税の基礎控除額

⑵ すでに納入された保険料が確定保険料を超えるときは，その過納金を還付し，又は未納の保険料若しくは延滞金に充当します。
⑶ 世帯主およびその世帯に属する被保険者の所得の合計額が一定額以下の場合には，均等割額・平等割額については，条例に定める額が減額されます。
①〔　年中の所得の合計額が，　万円＋被保険者(世帯主を除く)×　万　円以下の場合〕
②〔　年中の所得の合計額が，　万円＋被保険者数×　万円以下で，かつ，減額申請がなされ承認された場合〕

別記様式第14号の３（第22条関係）　（表）

年度　国民健康保険料納入通知書（暫定賦課）　第　期～第３期

年度暫定期の国民健康保険料を決定しましたので通知します。
この保険料は，　年中所得により暫定保険料として賦課されたものです。
確定保険料は７月に　年中所得により算定し通知します。

年　月　日

新潟市長　印

口座		協力委員		国保番号	

◎口座欄に＊印のある方は口座振替世帯です。
また，協力委員欄に番号のある方は，後日協力委員から納付書が配布されます。

年度　国民健康保険料納入通知書（暫定賦課）

下記のとおり国民健康保険料を決定しましたので通知します。

区分	納期限	保険料
第１期	月　日	円
第２期	月　日	円
第３期	月　日	円
暫定保険料（第1期～第3期）		円

◎被保険者氏名に＊印のある方は介護分も該当の方です。
◎第４期以降の確定保険料は７月に通知します。
◎納付場所
⑴　新潟市指定の金融機関

⑵　新潟市役所・各支所・各地区事務所・連絡所

国保番号	

被保険者氏名

年度　国民健康保険料計算明細書（暫定賦課）

医療分			介護分		
賦課標準所得金額	①	円	賦課標準所得金額	ア	円
被保数	②	人	被保数	イ	円
所得割額①×　％	③	円	所得割額ア×　％	ウ	円
均等割額②×　円(1人あたり)	④	円	均等割額イ×　円(1人あたり)	エ	円
平等割額（１世帯あたり）	⑤	円			
合計　③+④+⑤	⑥	円	合計　ウ+エ	オ	円
限度額　円を越える額	⑦	円	限度額　円を越える額	カ	円
軽減見込額	⑧	円	軽減見込額	キ	円
月割増減額	⑨	円	月割増減額	ク	円
保険料小計(100円未満切捨) ⑥－⑦－⑧±⑨	⑩	円	保険料小計(100円未満切捨) オ－カ－キ±ク	ケ	円

暫定年間保険料　⑩＋ケ	⑪	円	暫定月別保険料	⑫	円

（裏）

国民健康保険料について

1　賦課の根拠

⑴　この国民健康保険料（以下「保険料」という。）は，新潟市国民健康保険条例第９条の２に基づき，医療分と介護分の合計額が賦課されています。

⑵　同条例第９条に基づき，納付義務者は世帯主となつています。

⑶　この保険料は，所得割額の算定の基礎となる　　年中の総所得金額及び山林所得金額並びに譲渡所得金額の合計額が確定しないため，同条例第16条の規定により暫定保険料として賦課されたものです。

2　保険料の算定等

この通知による暫定保険料は，被保険者の　　年中の総所得金額等を基にして計算した金額３／12に相当する額（100円未満切捨）です。

なお，賦課期日（４月１日）以降の途中加入世帯については，加入期間の保険料を残りの納期の数で除して得た額が１期当りの額となります。

3　修正の申出

本年度の保険料（確定保険料見込額）が，この通知書の⑪欄の１／２の額に満たないと思われるとき，または２倍を超えると思われるときは，この通知書を受け取つた日から30日以内に市長に対して保険料の修正の申出をすることができます。

4　延　滞　金

納期限までに保険料を完納しないときは,納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ,延滞金が加算されます。

5　不服の申立て等

⑴　この通知書に記載された事項について不服がある場合は，この通知を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に新潟県国民健康保険審査会に対して審査請求することができます。

⑵　この通知書に記載された事項の取消しの訴えは，前記の審査請求に係る裁決を経た後に，裁決の通知を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし，①審査請求があつた日から３箇月を経過しても裁決がないとき，②処分，処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急を要するとき，③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは，裁決を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起できます。

新潟県国民健康保険審査会　〒950-0965　新潟市新光町４番地１　　電話（代表）025-285-5511
新　潟　市　役　所　〒951-8550　新潟市学校町通１番町602番地１　電話（代表）025-228-1000

保険料の算定方法等

⑴　賦課標準所得金額は，被保険者ごとに総所得金額等から市民税基礎控除額（　　万円）のみを控除（千円未満切捨）して得た世帯の合計金額です。

＜賦課標準所得金額＞

例１　事業所得者……国保総所得金額（収入金額－必要経費－専従者控除額－純損失）－市民税の基礎控除額

例２　給与所得者……国保総所得金額（収入金額－給与所得控除額）－市民税の基礎控除額
（専従者給与含む）　（簡易給与所得表で求めます）

例３　公的年金等係る雑所得者……国保総所得金額（収入金額－公的年金控除額）－市民税の基礎控除額

⑵　７月に　　年中の確定保険料を基にして１年分の保険料を計算し，そこから暫定保険料を差し引いた残りを第４期以降の納期で納めていただきます。また，すでに納入した暫定保険料が確定保険料をこえるときは，その過納金を還付し，又は未納の保険料若しくは延滞金に充当します。

⑶　⑧キ欄は　　年中の総所得金額等により計算した場合に７割軽減に該当する世帯における軽減見込額です。なお，７月に　　年中の総所得金額等を基にして改めて計算されます。

別記様式第15号（第23条関係）

協力委員コード	20

国民健康保険料原符

年度

第　　期

氏名

国保番号
保 険 料　　円
延 滞 金　　円
合　　計　　円
領 収 印

新　潟　市

● 国民健康保険料　　領収済通知書

協力委員コード	A 1
	20
	新 潟 市

年　度　第　　期

27

納付義務者氏名

延滞金

国保番号	入力区分	調定年度	科目	調区	賦課年度	期別	保険料　　円
領　収　印	納　期　限						延滞金　　円
	年　　月　　日						合　計　　円

この領収済通知書は直接機械で処理しますので汚したり折り曲げたりしないで下さい。

新　　潟　　市

別記様式第15号の２を削る。

別記様式第16号の４を次のように改める。

別記様式第16号の４（第24条の３関係）

（表）

年度　国民健康保険料減額申請書

年　　月　　日申請

（あて先）新潟市長

住　所

世帯主
氏　名

私の世帯は，裏面の「減額対象とならない世帯」に該当していませんので，国民健康保険料の減額を申請します。

年　　月　　日発送

（裏）

新潟市学校町通１番町602番地１

新潟市役所　国民健康保険課　行

減額対象とならない世帯

1　前年中は下記の事項により収入が著しく少なかったが，現在は回復し収入が安定している世帯
⑴　事業または業務を休廃止していた。
⑵　資産が震災，風水害，火災等による被災または盗難にあった。
⑶　事業または業務について甚大な被害にあった。
2　前年中に比べ現在は事業や業務を変更し，それに伴い所得の状況が大幅に改善された世帯
3　前年中に不動産や高額な動産の購入のための債務の負担および支払いがあった世帯または著しく高額な生命保険料の支払いがあった世帯
4　１から３以外の理由により，前年中と比べて現在は収入が大幅に増えている世帯。

別記様式第17号及び別記様式第18号を次のように改める

国民健康保険料督促状兼領収証書

様

下記の金額が未納になっておりますので，この督促状をお持ちのうえ，至急，市役所・支所・地区事務所・連絡所，または新潟市指定金融機関で本状の納期限までに納付してください。
（本状と送付済の納付書を重複して納めないようご注意ください）

年度　国民健康保険料　　第　　期
保険料　　円

年　月　日

新潟市長

印

○本状は，　　年　　月　　日納付現在で作成しました。
本状の到着前に納付されたときは，行き違いですのでご了承ください。
（郵便局や市外の金融機関をご利用の場合，納付の確認に日数がかかりますので，行き違いになることがあります。）

本状の納期限　　年　月　日

国保番号	
保険料	円
延滞金	円
合計	円
領収印	

（延滞金）
納期限までに保険料を完納しないときは，納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ，延滞金が加算されます。
（滞納処分）
本状の納期限までに納付されないときは，財産差押処分等をすることがありますのでご注意ください。
（不服の申立て等）
この決定に不服がある場合は，本状を受け取った日の翌日から起算して60日以内に新潟県国民健康保険審査会に対し審査請求をすることができます。また，この決定の取消しの訴えは，前記の審査請求に係る裁決を経た後に，裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし，①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき，②処分，処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急を要するとき，③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは，裁決を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起できます。
新潟県国民健康保険審査会　〒950-0965　新潟市新光町4番地1　電話025(285)5511(代表)

新　潟　市　（税金の申告の際必要となります。）

国民健康保険料　領収済通知書

協力委員コード	A1
	20
	新潟市

年度　第　　期

27

納付義務者氏名

国保番号	入力区分	認定年度	科目	調区	賦課年度	保険料円	
領収印	納期限　年　月　日						延滞金　円
							合計　円

この領収済通知書は直接機械で処理しますので汚したり折り曲げたりしないで下さい。

新　潟　市

協力委員コード	20

国民健康保険料原符

年度
第　　期

氏名

国保番号	
保険料	円
延滞金	円
合計	円
領収印	

新　潟　市

別記様式第18号（第26条関係）

過誤納金
還付通知書

様

国民健康保険料の還付金をお返しいたしますから支払期限の　　年　　月　　日までにこの通知書と印鑑をお持ちのうえ，市内の第四銀行（東港支店を含む。）で，お受取りください。

年　　月　　日

新潟市長　　印

（担当　　電話　228－1000）

紛失したときは，支払期限経過後１か月以内は再発行いたしません。
消滅時効期間は，支出決定日から２年です。

※支払期限が過ぎた場合は，この通知書と印鑑を持つて，市役所（平日…午前９時から午後３時まで）までおいでください。なお，手続の関係で，銀行の口座振替にさせていただくことがありますので，口座番号の控えもお持ちください。

国民健康保険事業会計	認印		支払金額	百万		千		円	整理番号
国保番号									
								（出納済印）	

年度　　国民健康保険料内訳					還付加算金内訳		
期別	納付年月日	納付金額	調定額	充当額	還付額	計算日数	算定額
合計						充当額	
						還付額	
還付理由				還付額合計		充当命令番号	

未納の徴収金に充当した金額		入区	調定年度	科目	調区	賦課年度	期別	異動	国保番号	保険料	延滞金	還付加算金	充当年月日
	与			081				11					
	受			081				11					
	与			081				22					
	受			081				22					
	与			081				33					
	受			081				33					
	与			081				44					
	受			081				44					

指定金融機関支払印	金融機関コード	上記の支払金額を領収いたしました。
	口座番号	（あて先）新潟市収入役　　年　　月　　日
	口座名義人	氏名　　印

注１　この決定に不服がある場合は，この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に文書または口頭で新潟県国民健康保険審査会に対し審査請求することができます。

２　この決定の取消しの訴えは，前記の審査請求に係る裁決を経た後に，裁決の通知を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし，①審査請求があった日から３箇月を経過しても裁決がないとき，②処分，処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急を要するとき，③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは，裁決を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起できます。

別記様式第18号の次に次の１様式を加える。

別記様式第18号の２（第26条関係）

国民健康保険料等還付通知書

年　　月　　日
新潟市長　　印

あなたの納付された国民健康保険料について納め過ぎがありましたので，以下のとおりお返しします。

国保番号	

整理番号

還付の理由

年度	期別	納付年月日	納付金額	調定額	充当額	還付額	還付加算金	
							計算日数	算定額
計								

支払方法

注１　この決定に不服がある場合は，この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に文書または口頭で新潟県国民健康保険審査会に対し審査請求することができます。
２　この決定の取消しの訴えは，前記の審査請求に係る裁決を経た後に，裁決の通知を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし，①審査請求があった日から３箇月を経過しても裁決がないとき，②処分，処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急を要するとき，③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは，裁決を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起できます。

別記様式第19号を次のように改める。

別記様式第19号（第26条関係）

国民健康保険料等充当通知書

料金後納
郵　便

あなたの納めた国民健康保険料等に納め過ぎがありますが，下記のとおり未納の保険料に充当しましたので，通知します。
なお，充当された未納の保険料分については，重複納入されないようお願いします。

国保番号

年　　月　　日
新潟市長　　印

年度　（　年度分）充当元の内訳						充当先の内訳（未納だつた保険料）			
期別	納付年月日	納付金額	調定額	過誤納額	還付加算金	国保番号	年度	期別	充当額
計						計			

年　月　日
新潟市役所
郵便番号　951-8550
新潟市学校町通1番町602番地1
電話　228-1000（代表）

充当年月日

＜お問い合わせ＞
新潟市役所
電話　228－1000

注１　この決定に不服がある場合は，この通知書を受取つた日の翌日から起算して60日以内に文書又は口頭で新潟県国民健康保険審査会に対して審査請求することができます。
２　この決定の取消しの訴えは，前記の審査請求に係る裁決を経た後に，裁決の通知を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし，①審査請求があつた日から３箇月を経過しても裁決がないとき，②処分，処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急を要するとき，③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは，裁決を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起できます。

ここからお開けください

別記様式第22号及び別記様式第23号を次のように改める。

別記様式第22号（第28条関係）

国民健康保険料減免申請書

年　月　日

（あて先）新潟市長

住　所　新潟市
氏　名
電話　（　）

新潟市国民健康保険条例第21条の規定により，下記のとおり国民健康保険料の減免を申請します。

年　度	年度	国保番号			
国民健康保険料	円	医療分	円	介護分	円
減免申請額	円	医療分	円	介護分	円

減免申請の理由

世帯構成（国民健康保険に加入していない世帯員も記入し，加入している方には○印を記入してください。）

氏　名	続　柄	年齢	国保加入	職業・勤務先・学校名等	現在の収入（所得）月額
	世帯主				

注　減免申請理由の事実を証明する書類を添付してください。

整理番号

別記様式第23号（第28条関係）

第　号

新潟市長　印
（担当　国民健康保険課）

様

国民健康保険料減免承認・不承認通知書

年　月　日付け提出されました国民健康保険料減免申請について，調査の結果，次のとおり減免することを承認・不承認しましたので通知します。

	年度	国民健康保険料			国保番号	
承認	期別	保険料	減免保険料	差引納付額	納期限	
	第1期					
	第2期					
	第3期					
	第4期					
	第5期				◎毎月の末日	
	第6期				（12月のみ28日）	
	第7期				ただし，末日が金融機	
	第8期				関の休業日の場合はそ	
	第9期				の翌日	
	第10期					
	第11期					
	第12期					
	過年分				年　月　日	
	過年分				年　月　日	
	過年分				年　月　日	
	過年分				年　月　日	
	合計					
不承認	不承認の理由					

注　この決定に不服がある場合は，この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に文書または口頭で新潟県国民健康保険審査会に対して審査請求することができます。

また，この決定の取消しの訴えは，前記の審査請求に係る裁決を経た後に，裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし，①審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき，②処分，処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急を要するとき，③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは，裁決を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起できます。

新潟県国民健康保険審査会　〒950―0965　新潟市新光町4番地1　電話（代表）025―285―5511

附　　則

この規則は，平成17年４月１日から施行する。

新潟市保健所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年４月１日

新 潟 市 長　篠　田　　昭

新潟市規則第137号

新潟市保健所条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市保健所条例施行規則（平成７年新潟市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1　ツベルクリン皮内反応検査	1件につき	210
集団の場合	1件につき	100
2　BCG 経皮接種	1件につき	590
集団の場合	1件につき	290

」

を

「

BCG 経皮接種	1件につき	590
集団の場合	1件につき	290

」

に改める。

附　　則

（施行期日）

1　この規則は，平成17年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の新潟市保健所条例施行規則の規定は，この規則の施行の日以後に利用する者について適用し，同日前に利用した者については，なお従前の例による。

新潟市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年４月１日

新 潟 市 長　篠　田　　昭

新潟市規則第138号

新潟市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市介護保険条例施行規則（平成12年新潟市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「６人」を「５人」に改める。

別記様式第５号の２及び別記様式第５号の３中

「　　新潟市新光町４番地１」を

「　　新潟市新光町４番地１

８　処分取消しの訴え

この決定の取消しを求める訴えをする場合は，前記の審査請求に係る裁決を経た後に，裁決の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に，新潟市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし，次の⑴から⑶までのいずれかに該当する場合には，審査請求の裁決を経ることなく，この決定の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査請求をした日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　処分，処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。　　」

に改める。

別記様式第５号の４及び別記様式第８号から別記様式第11号までの規定中

「　　新潟市新光町４番地１」を

「　　新潟市新光町４番地１

７　処分取消しの訴え

この決定の取消しを求める訴えをする場合は，前記の審査請求に係る裁決を経た後に，裁決の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に，新潟市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし，次の⑴から⑶までのいずれかに該当する場合には，審査請求の裁決を経ることなく，この決定の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査請求をした日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　処分，処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。　　」

に改める。

別記様式第12号中

「　　新潟市新光町４番地１」を

「　　新潟市新光町４番地１

処分取消しの訴え

この決定の取消しを求める訴えをする場合は，前記の審査請求に係る裁決を経た後に，裁決の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に，新潟市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし，次の⑴から⑶までのいずれかに該当する場合には，審査請求の裁決を経ることなく，この決定の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査請求をした日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　処分，処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があ

るとき。」

に改める。

別記様式第17号，別記様式第19号及び別記様式第20号中

「注　上記処分について不服がある場合は，この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に新潟県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。」

を

「注　上記処分について不服がある場合は，この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に新潟県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しを求める訴えをする場合は，前記の審査請求に係る裁決を経た後に，裁決の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に，新潟市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし，次の⑴から⑶までのいずれかに該当する場合には，審査請求の裁決を経ることなく，この決定の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査請求をした日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　処分，処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

に改める。

別記様式第22号及び別記様式第24号中

「注　上記処分について不服がある場合は，この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に新潟県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。」

を

「注　上記処分について不服がある場合は，この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に新潟県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しを求める訴えをする場合は，前記の審査請求に係る裁決を経た後に，裁決の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に，新潟市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし，次の⑴から⑶までのいずれかに該当する場合には，審査請求の裁決を経ることなく，この決定の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査請求をした日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　処分，処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

に改める。

附　　則

この規則は，平成17年４月１日から施行する。

新潟市介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年４月１日

新潟市長　篠田　昭

新潟市規則第139号

新潟市介護保険法施行細則の一部を改正する規則

新潟市介護保険法施行細則（平成12年新潟市規則第44号）の一部を次のように改正する。

別記様式第６号中

「

年　月　日	性　別	

」を

「

年　月　日

」

に改める。

別記様式第７号中

「

性　別		本人との関係	

」を

「

本人との関係	

」に，

「

生年月日	年　月　日
性　別	

」を

「

生年月日	年　月　日

」

に改める。

別記様式第８号中

「

生年月日	年　月　日 歳	性別	

」を

「

生年月日	年　月　日 歳

」

に改める。

別記様式第10号中

「

生年月日	年　月　日 歳	性別	

」を

「

生年月日	年　月　日 歳

」

に改める。

別記様式第11号及び別記様式第12号中「をすることができます。」を

「　をすることができます。

処分取消しの訴え

この決定の取消しを求める訴えをする場合は，前記の審査請求に係る裁決を経た後に，裁決の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に，新潟市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし，次の⑴から⑶までのいずれかに該当する場合には，審査請求の裁決を経ることなく，この決定の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査請求をした日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　処分，処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。　」

に改める。

別記様式第13号中

「

生年月日	
性　別	

」を

「

生年月日	

」

に改める。

別記様式第14号，別記様式第15号及び別記様式第17号中「5511）に対して審査請求をすることができます。」を「5511）に対して審査請求をすることができます。

処分取消しの訴え

この決定の取消しを求める訴えをする場合は，前記の審査請求に係る裁決を経た後に，裁決の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に，新潟市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし，次の⑴から⑶までのいずれかに該当する場合には，審査請求の裁決を経ることなく，この決定の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査請求をした日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　処分，処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。　」

に改める。

別記様式第18号中

「

	性　別	

」を

「

」

に改める。

別記様式第20号中

「

性　別		本人との関係	

」を

「

本人との関係	

」に，

「

生年月日	年　月　日
性　別	

」を

「

生年月日	年　月　日

」

に改める。

別記様式第21号中

「　この決定に不服がある場合には，この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に，新潟県介護保険審査会（新潟市新光町４番地1，電話番号（025）285－5511）に対して審査請求をすることができます。」を

「　この決定に不服がある場合には，この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に，新潟県介護保険審査会（新潟市新光町４番地1，電話番号（025）285－5511）に対して審査請求をすることができます。

処分取消しの訴え

この決定の取消しを求める訴えをする場合は，前記の審査請求に係る裁決を経た後に，裁決の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に，新潟市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし，次の⑴から⑶までのいずれかに該当する場合には，審査請求の裁決を経ることなく，この決定の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査請求をした日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　処分，処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。　　」

に改める。

別記様式第23号中「5511）に対して審査請求をすることができます。」を

「5511）に対して審査請求をすることができます。

処分取消しの訴え

この決定の取消しを求める訴えをする場合は，前記の審査請求に係る裁決を経た後に，裁決の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に，新潟市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし，次の⑴から⑶までのいずれかに該当する場合には，審査請求の裁決を経ることなく，この決定の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査請求をした日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　処分，処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。　　」

に改める。

別記様式第25号（その１）及び別記様式第25号（その２）中

「

性　別		本人との関係	

」を

「

本人との関係	

」に，

「

生年月日	年　月　日
性　別	

」を

「

生年月日	年　月　日

」

に改める。

別記様式第26号（その１）及び別記様式第26号（その２）中「5511）に対して審査請求をすることができます。」を

「5511）に対して審査請求をすることができます。

処分取消しの訴え

この決定の取消しを求める訴えをする場合は，前記の審査請求に係る裁決を経た後に，裁決の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に，新潟市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし，次の⑴から⑶までのいずれかに該当する場合には，審査請求の裁決を経ることなく，この決定の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査請求をした日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　処分，処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。　　」

に改める。

別記様式第27号（その１）及び別記様式第27号（その２）中

「

年　月　日	性　別	

」を

「

年　月　日

」

に改める。

別記様式第28号及び別記様式第29号中

「

性　別		本人との関係	

」を

「

本人との関係	

」に，

「

生年月日	年　月　日
性　別	

」を

「

生年月日	年　月　日

」

に改める。

別記様式第32号中「5511）に対して審査請求をすることができます。」を

「5511）に対して審査請求をすることができます。

処分取消しの訴え

この決定の取消しを求める訴えをする場合は，前記の審査請求に係る裁決を経た後に，裁決の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に，新潟市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし，次の⑴から⑶までのいずれかに該当する場合には，審査請求の裁決を経ることなく，この決定の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査請求をした日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　処分，処分の執行又は手続きの続行により生じ

る著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。　」

に改める。

別記様式第34号中

「

性　別		本人との関係	

」を

「

本人との関係	

」に，

「

生年月日	年　月　日
性　別	

」を

「

生年月日	年　月　日

」

に改める。

別記様式第35号中「5511）に対して審査請求をすることができます。」を

「5511）に対して審査請求をすることができます。

処分取消しの訴え

この決定の取消しを求める訴えをする場合は，前記の審査請求に係る裁決を経た後に，裁決の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に，新潟市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし，次の⑴から⑶までのいずれかに該当する場合には，審査請求の裁決を経ることなく，この決定の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査請求をした日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　処分，処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。　」

に改める。

別記様式第37号（その１）及び別記様式第37号（その２）中「ることができます。」を

「ることができます。

処分取消しの訴え

この決定の取消しを求める訴えをする場合は，前記の審査請求に係る裁決を経た後に，裁決の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に，新潟市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし，次の⑴から⑶までのいずれかに該当する場合には，審査請求の裁決を経ることなく，この決定の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査請求をした日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　処分，処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。　」

に改める。

別記様式第38号中

「

性　別		本人との関係	

」を

「

本人との関係	

」に，

「

生年月日	年　月　日
性　別	

」を

「

生年月日	年　月　日

」

に改める。

別記様式第39号中「に対して審査請求をすることができます。」を

「に対して審査請求をすることができます。

処分取消しの訴え

この決定の取消しを求める訴えをする場合は，前記の審査請求に係る裁決を経た後に，裁決の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に，新潟市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし，次の⑴から⑶までのいずれかに該当する場合には，審査請求の裁決を経ることなく，この決定の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査請求をした日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　処分，処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。　」

に改める。

別記様式第40号中「ることができます。」を

「ることができます。

処分取消しの訴え

この決定の取消しを求める訴えをする場合は，前記の審査請求に係る裁決を経た後に，裁決の通知を受け

た日の翌日から起算して６月以内に，新潟市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし，次の⑴から⑶までのいずれかに該当する場合には，審査請求の裁決を経ることなく，この決定の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査請求をした日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　処分，処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。　」

に改める。

別記様式第41号及び別記様式第43号中「ができます。」を

「ができます。

処分取消しの訴え

この決定の取消しを求める訴えをする場合は，前記の審査請求に係る裁決を経た後に，裁決の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に，新潟市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし，次の⑴から⑶までのいずれかに該当する場合には，審査請求の裁決を経ることなく，この決定の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査請求をした日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　処分，処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。　」

に改める。

別記様式第44号中

「

性　別		本人との関係	

」を

「

本人との関係	

」に，

「

生年月日	年　月　日
性　別	

」を

「

生年月日	年　月　日

」

に改める。

別記様式第45号中「に対して審査請求をすることができます。」を

「に対して審査請求をすることができます。

処分取消しの訴え

この決定の取消しを求める訴えをする場合は，前記の審査請求に係る裁決を経た後に，裁決の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に，新潟市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし，次の⑴から⑶までのいずれかに該当する場合には，審査請求の裁決を経ることなく，この決定の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査請求をした日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　処分，処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。　」

に改める。

別記様式第46号中「ができます。」を

「ができます。

処分取消しの訴え

この決定の取消しを求める訴えをする場合は，前記の審査請求に係る裁決を経た後に，裁決の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に，新潟市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし，次の⑴から⑶までのいずれかに該当する場合には，審査請求の裁決を経ることなく，この決定の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査請求をした日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　処分，処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。　」

に改める。

別記様式第47号中

「

性　別		本人との関係	

」を

「

本人との関係	

」に，

「

生年月日	年　月　日
性　別	

」を

「

生年月日	年　　月　　日

」

に改める。

別記様式第48号中「に対して審査請求をすることができます。」を

「に対して審査請求をすることができます。

処分取消しの訴え

この決定の取消しを求める訴えをする場合は，前記の審査請求に係る裁決を経た後に，裁決の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に，新潟市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）この決定についての取消しの訴えを提起することができます。ただし，次の⑴から⑶までのいずれかに該当する場合には，審査請求の裁決を経ることなく，この決定の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査請求をした日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　処分，処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。　　」

に改める。

附　　則

この規則は，平成17年４月１日から施行する。

新潟市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年４月１日

新 潟 市 長　篠 田　　昭

新潟市規則第140号

新潟市市税条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市市税条例施行規則（昭和41年新潟市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第12条の表中「その１」を「その１の１からその１の４まで」に改める。

第16条軽自動車税の表中

「

条例第82条	払込取扱票兼軽自動車税納税証明書（継続検査用） 別記様式第78号の３

」

を削る。

別記様式第９号及び別記様式第10号中

「注　上記処分について不服がある場合には，この文書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。　　」

を

「注　この通知書に記載された事項について不服がある場合は，通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して書面をもつて異議申立てをすることができます。

また，この処分の取消しの訴えは，異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に市を被告（市長を被告の代表者）として提起することができます。ただし，①異議申立てがあつた日から３か月を経過しても決定がないとき，②処分，処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急を要するとき，③その他決定を経ないことに正当な理由があるときは，決定を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起できます。　　」

に改める。

別記様式第11号中

「　あなたが，この処分について不服があるときは，この告知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に新潟市長に異議申立てをすることができます。　」

を

「注　この通知書に記載された事項について不服がある場合は，通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して書面をもつて異議申立てをすることができます。

また，この処分の取消しの訴えは，異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に市を被告（市長を被告の代表者）として提起できます。ただし，①異議申立てがあつた日から３か月を経過しても決定がないとき，②処分，処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急を要するとき，③その他決定を経ないことに正当な理由があるときは，決定を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起できます。　　」

に改める。

別記様式第12号，別記様式第14号及び別記様式第15号中

「注　上記処分について不服がある場合は，この文書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。　　」

を

「注　この通知書に記載された事項について不服がある場合は，通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して書面をもつて異議申立てをすることができます。

また，この処分の取消しの訴えは，異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に市を被告（市長を被告の代表者）として提起できます。ただし，①異議申立てがあつた日から３か月を経過しても決定がないとき，②処分，処

分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急を要するとき，③その他決定を経ないことに正当な理由があるときは，決定を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起できます。　」

に改める。

別記様式第17号中「不服の申立」を「不服の申立て等」に，

「あなたがこの処分について不服のある時は，この告知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に新潟市長に異議申立をすることができます。　」

を

「　この通知書に記載された事項について不服がある場合は，通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して書面をもつて異議申立てをすることができます。

また，この処分の取消しの訴えは，異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に市を被告（市長を被告の代表者）として提起できます。ただし，①異議申立てがあつた日から３か月を経過しても決定がないとき，②処分，処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急を要するとき，③その他決定を経ないことに正当な理由があるときは，決定を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起できます。　」

に改める。

別記様式第19号，別記様式第21号及び別記様式第24号中

「注　上記処分について不服がある場合には，この文書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。　」

を

「注　この通知書に記載された事項について不服がある場合は，通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して書面をもつて異議申立てをすることができます。

また，この処分の取消しの訴えは，異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に市を被告（市長を被告の代表者）として提起できます。ただし，①異議申立てがあつた日から３か月を経過しても決定がないとき，②処分，処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急を要するとき，③その他決定を経ないことに正当な理由があるときは，決定を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起できます。　」

に改める。

別記様式第27号中

「注　上記処分について不服がある場合には，この通知を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。　」

を

「注　この通知書に記載された事項について不服がある場合は，通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して書面をもつて異議申立てをすることができます。

また，この処分の取消しの訴えは，異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に市を被告（市長を被告の代表者）として提起できます。ただし，①異議申立てがあつた日から３か月を経過しても決定がないとき，②処分，処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急を要するとき，③その他決定を経ないことに正当な理由があるときは，決定を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起できます。　」

に改める。

別記様式第28号中

「注　上記処分について不服がある場合には，この文書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。　」

を

「注　この通知書に記載された事項について不服がある場合は，通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して書面をもつて異議申立てをすることができます。

また，この処分の取消しの訴えは，通知書を受け取つた日の翌日から起算して６か月以内に市を被告（市長を被告の代表者）として提起できます。ただし，異議申立てをした場合には，この処分の取消しの訴えは，その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。　」

に改める。

別記様式第30号，別記様式第33号その１及び別記様式第33号その２中

「注　上記処分について不服がある場合には，この文書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。　」

を

「注　この通知書に記載された事項について不服がある場合は，通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して書面をもつて異議申立てをすることができます。

また，この処分の取消しの訴えは，異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に市を被告（市長を被告の代表者）として提起できます。ただし，①異議申立てがあつた日から３か月を経過しても決定がないとき，②処分，処

分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急を要するとき，③その他決定を経ないことに正当な理由があるときは，決定を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起できます。　」

に改める。

別記様式第36号中

「注　上記処分について不服がある場合には，この文書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。　」

を

「注　この通知書に記載された事項について不服がある場合は，通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して書面をもつて異議申立てをすることができます。

また，この処分の取消しの訴えは，異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に市を被告（市長を被告の代表者）として提起できます。ただし，①異議申立てがあつた日から３か月を経過しても決定がないとき，②処分，処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急を要するとき，③その他決定を経ないことに正当な理由があるときは，決定を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起できます。　」

に改める。

別記様式第43号中

「注　上記処分について不服がある場合には，この文書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。　」

を

「注　この通知書に記載された事項について不服がある場合は，通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して書面をもつて異議申立てをすることができます。

また，この処分の取消しの訴えは，異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に市を被告（市長を被告の代表者）として提起できます。ただし，①異議申立てがあつた日から３か月を経過しても決定がないとき，②処分，処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急を要するとき，③その他決定を経ないことに正当な理由があるときは，決定を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起できます。　」

に改める。

別記様式第51号を次のように改める。

別記様式第51号（第10条関係）

第　　号

決　定　書

異議申立人
住(居)所
氏　名
(名称)

参加人
住(居)所
氏　名

年　月　日付けの異議申立てについて次のとおり決定する。

主文

理由

年　月　日

新潟市長　　印

注　この異議申立てに係る処分の取消しの訴えは，この通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に市を被告（市長を被告の代表者）として提起できます。

別記様式第52号注２を次のように改める。

２　この通知書に記載された事項について不服がある場合は，通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して書面をもつて異議申立てをすることができます。

また，この処分の取消しの訴えは，異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に市を被告（市長を被告の代表者）として提起できます。ただし，①異議申立てがあつた日から３か月を経過しても決定がないとき，②処分，処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急を要するとき，③その他決定を経ないことに正当な理由があるときは，決定を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起できます。

別記様式第53号その１中

「　この更正（決定）に不服がある場合は，この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対し文書で異議申立てをすることができます。　」

を

「注　この通知書に記載された事項について不服がある場合は，通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して書面をもつて異議申立てをすることができます。

また，この処分の取消しの訴えは，異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に市を被告（市長を被告の代表者）として提起できます。ただし，①異議申立てがあつた日から３か月を経過しても決定がないとき，②処分，処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急を要するとき，③その他決定を経ないことに正当な理由があるときは，決定を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起できます。　」

に改める。

別記様式第53号その２及び別記様式第53号その３中

「

法人番号	8	0	0						CD

」

を

「

法人番号									

」

に，

「１　上記の不足税額に延滞金を加算して納めて下さい。減額による還付の場合は，後日還付通知書を送付します。

２　この更生・決定に不服がある場合は，この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。(異議申立ては文書によらなければなりません。)　」

を

「注１　上記の不足税額に延滞金を加算して納めて下さい。減額による還付の場合は，後日還付通知書を送付します。

２　この通知書に記載された事項について不服がある場合は，通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して書面をもつて異議申立てをすることができます。

また，この処分の取消しの訴えは，異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に市を被告（市長を被告の代表者）として提起できます。ただし，①異議申立てがあつた日から３か月を経過しても決定がないとき，②処分，処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急を要するとき，③その他決定を経ないことに正当な理由があるときは，決定を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起できます。　」

に改める。

別記様式第54号その１中

「　この決定に基づく加算金は，　　年　　月　　日までに納めてください。

また，この通知書に記載された事項について不服がある場合には，この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。　」

を

「注１　この決定に基づく加算金は，　　年　　月　　日までに納めてください。

２　この通知書に記載された事項について不服がある場合は，通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して書面をもつて異議申立てをすることができます。

また，この処分の取消しの訴えは，異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に市を被告（市長を被告の代表者）として提起できます。ただし，①異議申立てがあつた日から３か月を経過しても決定がないとき，②処分，処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急を要するとき，③その他決定を経ないことに正当な理由があるときは，決定を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起できます。　」

に改める。

別記様式第54号その２中

「

法人番号	8	0	0						CD

」

を

「

法人番号								

」

に，「異議申立」を「異議申立て等」に，

「この処分に不服のあるときは，この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に異議申立てをすることができます。(異議申立は文書によらなければなりません。)　」

を

「　この通知書に記載された事項について不服がある場合は，通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して書面をもつて異議申立てをすることができます。

　また，この処分の取消しの訴えは，異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に市を被告（市長を被告の代表者）として提起できます。ただし，①異議申立てがあつた日から３か月を経過しても決定がないとき，②処分，処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急を要するとき，③その他決定を経ないことに正当な理由があるときは，決定を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起できます。　」

に改める。

別記様式第55号その１を次のように改める。

別記様式第55号その１　削除

別記様式第55号その１の次に次に４様式を加える。

別記様式第55号その１の１（第12条関係）

郵便はがき

新潟市役所
〒951―8550
新潟市学校町通１番町602番地１
TEL　025（228）1000（代）
内線

ここからゆつくりはがして内容を御確認ください。

市民税・県民税特別徴収　督促状

特別徴収義務者		年　　月分
事業所コード		
指定番号		
未納税額	全部未納	円
	一部未納	円

上記の金額が未納となつています。至急，新潟市指定金融機関等で納入してください。

年　　月　　日

新潟市長　　印

本状到達前に納入されたときは，行き違いになりますので，ご容赦ください。

ご　注　意

・本状で納入できません。必ず納入書をお持ちのうえ，裏面の納入場所で納めてください。
・納入書を紛失された方は納税課にご連絡ください。
（延滞金）
納期限の翌日から税金完納の日までの日数に応じ（税額1,000円未満の端数があるときは，またはその全額が2,000円未満であるときは，その端数金額または全額を切り捨てます。），年14.6％（納期限の翌日から１か月を経過する日までの期間については，年7.3％（当該期間のうち平成12年１月１日以後の各年中の割合については，各年の前年11月30日を経過する時における公定歩合に年４％の割合を加算した割合が，年7.3％の割合に満たない場合は，当該公定歩合に年４％の割合を加算した割合））の割合で計算した額です。
（滞納処分）
地方税法の規定により，督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されない時は，財産差押処分を受けることがあります。
（不服申立て等）
この督促状を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して書面をもつて異議申立てをすることができます。
また，この処分の取消しの訴えは，異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に市を被告（市長を被告の代表者）として提起できます。ただし，①異議申立てがあつた日から３か月を経過しても決定がないとき，②処分，処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急を要するとき，③その他決定を経ないことに正当な理由があるときは，決定を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起できます。

別記様式第55号その１の２（第12条関係）

郵便はがき

新潟市役所
〒951―8550
新潟市学校町通１番町602番地１
TEL　025（228）1000（代）
内線

ここからゆつくりはがして内容を御確認ください。

督　促　状

年度	法　人　市　民　税
通知書番号	
事業年度	年　月　日　～　年　月　日
申告区分	
税　額	円

上記の金額が未納となつています。至急，新潟市指定金融機関等で納入してください。

年　月　日

新潟市長　印

本状到達前に納入されたときは，行き違いになりますので，ご容赦ください。

ご　注　意

・本状で納入できません。必ず納入書をお持ちのうえ，裏面の納入場所で納めてください。
・納入書を紛失された方は納税課にご連絡ください。
（延滞金）
納期限の翌日から税金完納の日までの日数に応じ（税額1,000円未満の端数があるときは，またはその全額が2,000円未満であるときは，その端数金額または全額を切り捨てます。），年14.6％（納期限の翌日から１か月を経過する日までの期間については，年7.3％（当該期間のうち平成12年１月１日以後の各年中の割合については，各年の前年11月30日を経過する時における公定歩合に年４％の割合を加算した割合が，年7.3％の割合に満たない場合は，当該公定歩合に年４％の割合を加算した割合））の割合で計算した額（地方税法第326条及び第327条による各期間も同様です。ただし，地方税法附則第３条の２の特例の場合は，日本銀行の基準割引歩合の引上げに応じ，年12.775％の割合の範囲内で定める割合で計算した額）です。
（滞納処分）
地方税法の規定により，督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されない時は，財産差押処分を受けることがあります。
（不服申立て等）
この督促状を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して書面をもつて異議申立てをすることができます。
また，この処分の取消しの訴えは，異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に市を被告（市長を被告の代表者）として提起できます。ただし，①異議申立てがあつた日から３か月を経過しても決定がないとき，②処分，処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急を要するとき，③その他決定を経ないことに正当な理由があるときは，決定を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起できます。

別記様式第55号その１の３（第12条関係）

郵便はがき

新潟市役所
〒951―8550
新潟市学校町通１番町602番地１
TEL　025（228）1000（代）
内線

ここからゆつくりはがして内容を御確認ください。

督　促　状

年度	事　業　所　税
通知書番号	
事業年度	年　月　日　～　年　月　日
申告区分	
税　額	円

上記の金額が未納となつています。至急，新潟市指定金融機関等で納入してください。

年　月　日

新潟市長　印

本状到達前に納入されたときは，行き違いになりますので，ご容赦ください。

ご　注　意

・本状で納入できません。必ず納入書をお持ちのうえ，裏面の納入場所で納めてください。
・納入書を紛失された方は納税課にご連絡ください。
（延滞金）
納期限の翌日から税金完納の日までの日数に応じ(税額1,000円未満の端数があるときは,またはその全額が2,000円未満であるときは，その端数金額または全額を切り捨てます。)，年14.6％（納期限の翌日から１か月を経過する日までの期間については，年7.3％(当該期間のうち平成12年１月１日以後の各年中の割合については，各年の前年11月30日を経過する時における公定歩合に年４％の割合を加算した割合が，年7.3％の割合に満たない場合は，当該公定歩合に年４％の割合を加算した割合))の割合で計算した額（地方税法第701条の60第２号による提出期限後に提出した申告書に係る税額は，提出した日までの期間またはその日の翌日から１か月を経過する日までの期間，同条第３号による修正申告書に係る税額は，修正申告書を提出した日までの期間またはその翌日から１か月を経過する日までの期間，同条第４号による徴収を猶予した税額は，その猶予した期間またはその期間の末日の翌日から１か月を経過する日までの期間についても同様）です。
（滞納処分）
地方税法の規定により，督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されない時は，財産差押処分を受けることがあります。
（不服申立て等）
この督促状を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して書面をもつて異議申立てをすることができます。
また，この処分の取消しの訴えは，異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に市を被告（市長を被告の代表者）として提起できます。ただし，①異議申立てがあつた日から３か月を経過しても決定がないとき，②処分，処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急を要するとき，③その他決定を経ないことに正当な理由があるときは，決定を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起できます。

別記様式第55号その１の４（第12条関係）

郵便はがき

新潟市役所
〒951―8550
新潟市学校町通１番町602番地１
TEL　025（228）1000（代）
内線

ここからゆつくりはがして内容を御確認ください。

督　促　状

年度	特　別　土　地　保　有　税
通知書番号	
法定納期限	年　月　日
指定納期限	年　月　日
申告区分	
税　額	円

上記の金額が未納となつています。至急，新潟市指定金融機関等で納入してください。

年　月　日

新潟市長　印

本状到達前に納入されたときは，行き違いになりますので，ご容赦ください。

ご　注　意

・本状で納入できません。必ず納入書をお持ちのうえ，裏面の納入場所で納めてください。
・納入書を紛失された方は納税課にご連絡ください。
（延滞金）
納期限の翌日から税金完納の日までの日数に応じ(税額1,000円未満の端数があるときは,またはその全額が2,000円未満であるときは，その端数金額または全額を切り捨てます。)，年14.6％（納期限の翌日から１か月を経過する日までの期間については，年7.3％(当該期間のうち平成12年１月１日以後の各年中の割合については，各年の前年11月30日を経過する時における公定歩合に年４％の割合を加算した割合が，年7.3％の割合に満たない場合は，当該公定歩合に年４％の割合を加算した割合))の割合で計算した額（地方税法第608条第２号による提出期限後に提出した申告書に係る税額は，提出した日までの期間またはその日の翌日から１か月を経過する日までの期間，同条第３号による修正申告書に係る税額は，修正申告書を提出した日までの期間またはその日の翌日から１か月を経過する日までの期間，同条第４号による徴収を猶予した税額は，その猶予した期間またはその期間の末日の翌日から１か月を経過する日までの期間についても同様）です。
（滞納処分）
地方税法の規定により，督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されない時は，財産差押処分を受けることがあります。
（不服申立て等）
この督促状を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して書面をもつて異議申立てをすることができます。
また，この処分の取消しの訴えは，異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に市を被告（市長を被告の代表者）として提起できます。ただし，①異議申立てがあつた日から３か月を経過しても決定がないとき，②処分，処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急を要するとき，③その他決定を経ないことに正当な理由があるときは，決定を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起できます。

別記様式第55号その２及び別記様式第55号その３中

「(不服の申立)

この督促状を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。　」

を

「(不服の申立て等)

この督促状を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して書面をもつて異議申立てをすることができます。

また，この処分の取消しの訴えは，異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に市を被告（市長を被告の代表者）として提起できます。ただし，①異議申立てがあつた日から３か月を経過しても決定がないとき，②処分，処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急を要するとき，③その他決定を経ないことに正当な理由があるときは，決定を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起できます。　」

に改める。

別記様式第58号その２中

「

法人番号	8	0	0						CD

」

を

「

法人番号									

」

に，「第46条第１項第4,5,6,7,８号」を「第46条第１項第４号，第５号，第６号又は第７号」に，

「

減免申請理由（該当に○印）	3　法人である政党又は政治団体 4　特定非営利活動促進法第２条第２項の特定非営利活動法人で非収益事業であるため 5　公益事業等を行う法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの

」

を

「

減免申請理由（該当に○印）	3　特定非営利活動促進法第２条第２項の特定非営利活動法人で非収益事業であるため 4　公益事業等を行う法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの

」

に，

「

許認可年月日又は設立年月日（該当に○印）	3　法人である政党又は政治団体 4　特定非営利活動法人 5　法人でない社団等

」

を

「

許認可年月日又は設立年月日（該当に○印）	3　特定非営利活動法人 4　法人でない社団等

」

に，改め，「及び４」を削る。

別記様式第58号その４及び別記様式第58号その４の２中「新税（税証)」を削る。

別記様式第59号その１注を次のように改める。

注　この通知書に記載された事項について不服がある場合は，通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して書面をもつて異議申立てをすることができます。

また，この処分の取消しの訴えは，異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に市を被告（市長を被告の代表者）として提起できます。ただし，①異議申立てがあつた日から３か月を経過しても決定がないとき，②処分，処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急を要するとき，③その他決定を経ないことに正当な理由があるときは，決定を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起できます。

別記様式第59号その３注を次のように改める。

注　この通知書に記載された事項について不服がある場合は，通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して書面をもつて異議申立てをすることができます。

また，この処分の取消しの訴えは，異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に市を被告（市長を被告の代表者）として提起できます。ただし，①異議申立てがあつた日から３か月を経過しても決定がないとき，②処分，処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急を要するとき，③その他決定を経ないことに正当な理由があるときは，決定を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起できます。

別記様式第59号その４注を削り，同様式中「新税（減免)」を削る。

別記様式第59号その５中

「

標識番号（車両番号）	新潟

」を

「

標識番号（車両番号）	

」

に改め，同様式注を次のように改める。

注　この通知書に記載された事項について不服がある場合は，通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して書面をもつて異議申立てをすることができます。

また，この処分の取消しの訴えは，異議申立てに

対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に市を被告（市長を被告の代表者）として提起できます。ただし，①異議申立てがあつた日から３か月を経過しても決定がないとき，②処分，処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急を要するとき，③その他決定を経ないことに正当な理由があるときは，決定を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起できます。

別記様式第59号その６注を次のように改める。

注　この通知書に記載された事項について不服がある場合は，通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して書面をもつて異議申立てをすることができます。

また，この処分の取消しの訴えは，異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に市を被告（市長を被告の代表者）として提起できます。ただし，①異議申立てがあつた日から３か月を経過しても決定がないとき，②処分，処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急を要するとき，③その他決定を経ないことに正当な理由があるときは，決定を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起できます。

別記様式第59号その７中

「　この処分について不服がある場合は，この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して書面をもつて異議申立てをすることができます。（異議申立ては文書によらなければなりません。）」

を

「注　この通知書に記載された事項について不服がある場合は，通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して書面をもつて異議申立てをすることができます。

また，この処分の取消しの訴えは，異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に市を被告（市長を被告の代表者）として提起できます。ただし，①異議申立てがあつた日から３か月を経過しても決定がないとき，②処分，処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急を要するとき，③その他決定を経ないことに正当な理由があるときは，決定を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起できます。　」

に，別記様式第65号注を次のように改める。

注　この通知書に記載された事項について不服がある場合は，通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して書面をもつて異議申立てをすることができます。

また，この処分の取消しの訴えは，異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に市を被告（市長を被告の代表者）として提起できます。ただし，①異議申立てがあつた日から３か月を経過しても決定がないとき，②処分，処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急を要するとき，③その他決定を経ないことに正当な理由があるときは，決定を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起できます。

別記様式第71号中

「 審査の申出 ……この価格について不服があるときは，この通知を受けた日から60日以内に文書により固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。」

を

「注　この価格について不服があるときは，この通知を受けた日から60日以内に文書により固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

また，固定資産評価審査委員会の決定に不服があるときは，その決定の取消しの訴えを提起できますが，価格に関する不服については，地方税法第434条第２項の規定により審査の申出及び審査決定の取消しの訴えによつてのみ争うことができることとされています。」

に改める。

別記様式第78号及び別記様式第78号の２⑵を次のように改める。

別記様式第78号（第16条関係）

(1)

年度　軽自動車税　納税通知書兼領収証書

全期

通知書番号	
納付税額　円	
延滞金　円	標識（車両）番号
合計　円	車種
納　期　限 平成　年　月　日	登録年月日

※納入前に標識（車両）番号等の内容確認と裏面をよくお読みください。

上記の軽自動車税を納期限までに納めてください。

年　月　日

新潟市長

領収印	

新　潟　市

軽自動車税納税証明書（継続検査用）

氏　名

様

車　両　番　号	
この証明書の有効期限	年　月　日

上記の軽自動車について軽自動車税の滞納のないことを証明します。

新潟市長

領収日付印のないもの，記載事項を訂正したものは無効です。

領収日付印	

新　潟　市

年度軽自動車税　納　付　書　全　期

氏　名

納

通知書番号	
納付税額　円	
延滞金　円	
合計　円	
領収印	

新　潟　市

この納付済通知書は直接機械で処理しますので汚したり折り曲げないでください。

A 1
031
新潟市

年度軽自動車税納付済通知書

23

住　所

氏　名

滞金

通知書番号	入力区分	年　度	税　自	調区	課　税	連　番	納付税額　円
			031				

領収印	納期限　年　月　日	延滞金　円
	標識（車両）番号	合計　円

本書の金額を領収したので通知します。

（あて先）新潟市収入役

新　潟　市

(2)

（別表）
課税対象車種及び税率（年税額）

車種			税率(年税額)
原動機付自転車	50cc以下	三輪以上で，車室を有するか又は輪距が0.5mを超えるもの	円
		上記以外のもの	円
	90　cc　以　下		円
	125　cc　以　下		円
軽自動車	二　輪　の　も　の		円
	三　輪　の　も　の		円
	四輪乗用	営　業　用	円
		自　家　用	円
	四輪貨物用	営　業　用	円
		自　家　用	円
	雪　上　車		円
小型特殊自動車	農　耕　作　業　用		円
	そ　の　他　の　も　の		円
二輪の小型自動車(250ccを超えるバイク)			円

軽自動車税のお問い合わせ先

お問い合わせ先	連　絡　先
新潟市　市民税課	(025)228−1000(代表)内
新津支所　税務課	(　)　−　(　)
白根支所　税務課	(　)　−　(　)
豊栄支所　税務課	(　)　−　(　)
小須戸支所　税務課	(　)　−　(　)
横越支所　市民税課	(　)　−　(　)
亀田支所　税務課	(　)　−　(　)
岩室支所　税務課	(　)　−　(　)
西川支所　税務課	(　)　−　(　)
味方支所　総務課	(　)　−　(　)
潟東支所　総務課	(　)　−　(　)
月潟支所　総務課	(　)　−　(　)
中之口支所　税務課	(　)　−　(　)

ご相談先・窓口カウンター
通知書の内容を確認したいなど
市役所　階　番市民税課窓口 または上記最寄りの窓口
納付関係や今後口座振替にしたいなど
市役所　階　番納税課窓口 (025) 228−1000　内線 または上記最寄りの支所の収納窓口

＜納付場所＞

①市役所納税課・支所
地区事務所・連絡所
②新潟市指定金融機関
新潟市指定代理金融機関
新潟市収納代理金融機関

・上記の金融機関の日本国内の全店舗
ただし※は　支店のみとなります。

1　この納税証明書は，軽自動車(四輪及び三輪)，二輪の小型自動車(250ccを超えるオートバイ)の継続検査の際使用しますので，1年間保管してください。その他の車種には必要ありません。
2　氏名・車両番号欄に＊＊＊印が表示されているものは，検査対象外車両又は　　年度以前の軽自動車税が未納となっている車両です。
3　継続検査を申請する際，納税証明書の提示がなければ，道路運送車両法第97条の2第2項の規定により，検査が拒否されます。

軽自動車税について

1　課税される方
地方税法及び新潟市市税条例の規定により，4月1日現在における軽自動車等の所有者または使用者に対し1年分が課税されます。したがって4月2日以降に廃車等の申告をされても月割で還付されることはありません。
2　税率（年税額）
左記別表のとおりです。
3　身体障害者等の減免
身体または精神に障害がある方は軽自動車税の減免を受けられる場合がありますので，遅くとも納期限の7日前までに市民税課へご相談ください。なお，申請の受付は各支所でも行ないます。
4　延　滞　金
納期限までに税金を納めませんと，次の割合を乗じて計算した額の延滞金が加算されます。
納期限の翌日から税金完納の日までの日数に応じて，年14.6%。ただし　　年中は，納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間の延滞金は年　　%です。
5　異議申立て及び取消訴訟
この通知書に記載された事項について不服がある場合は，通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して書面をもって異議申立てをすることができます。
また，この賦課処分の取消しの訴えは，異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告(市長を被告の代表者)として提起できます。ただし，①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき，②処分，処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急を要するとき，③その他決定を経ないことに正当な理由があるときは，決定を経ないでも賦課処分の取消しの訴えを提起できます。
6　その他トラブル防止のために
①　この通知書に記載された軽自動車（四輪及び三輪）又は二輪の小型自動車(250ccを超えるオートバイ)を県外で廃車又は名義変更を行った場合は，30日以内に市に申告する必要があります。
②　申告の誤り等により通知書の記載内容が実車と異なっている場合があります。標識番号(ナンバー)等記載内容は，必ず確認してください。
③　市外に転出した場合は，30日以内に市に申告する必要があります。

軽自動車・バイクの申告に関するお問い合わせ先

軽自動車（四輪・三輪）	軽自動車検査協会	(　)　−
二輪（120cc～250cc）	全国軽自動車協会連合会	(　)　−
二輪（251cc以上）	新潟運輸局	(　)　−
原付バイク（125ccまで） 小型特殊自動車	（左記別表のお問い合わせ先のほか 黒埼支所・地区事務所）	

別記様式第78号の２（第16条関係）

(2)

軽自動車税のお問い合わせ先

お問い合わせ先	連絡先	所在地
新潟市市民税課		
新津支所税務課		
白根支所税務課		
豊栄支所税務課		
小須戸支所税務課		
横越支所市民税課		
亀田支所税務課		
岩室支所税務課		
西川支所税務課		
味方支所総務課		
潟東支所総務課		
月潟支所総務課		
中之口支所税務課		

相談窓口のご案内

ご相談窓口	ご相談先・窓口カウンター
通知書の内容について	市役所　　階　番窓口ほか上記の窓口
納付に関する相談	市役所　　階　番窓口ほか上記の収納窓口 （025）228－1000

※納税証明書について

振替後，２週間程度で納付済通知書とともにお送りします。お急ぎの方は，当該税額の引落としが記載された通帳と，窓口に来られる方の印鑑，車検証（コピー可）をお持ちのうえ，市民税課，支所または地区事務所へおいでください。

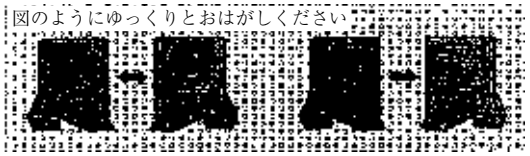

ここからゆっくりはがして内容をご確認ください。
（このハガキは表裏帳面ともはがせます。どちらもご覧ください。）

ご不便をおかけしますがご了承ください

軽自動車税について

1　課税される方

地方税法及び新潟市市税条例の規定により，４月１日現在における軽自動車等の所有者または使用者に対し１年分が課税されます。したがつて４月２日以降に廃車等の申告をされても月割で還付されることはありません。

2　税率（年税額）

右表別表のとおりです。

3　身体障害者等の減免

身体または精神に障害がある方は軽自動車税の減免を受けられる場合がありますので，遅くとも納期限の７日前までに市民税課へご相談ください。なお，申請の受付は各支所でも行います。

4　延滞金

納期限までに税金を納めませんと，次の割合を乗じて計算した額の延滞金が加算されます。

納期限の翌日から税金完納の日までの日数に応じて，年14.6％。ただし　　年中は，納期限の翌日から１か月を経過する日までの期間の延滞金の率は　％です。

5　異議申立て及び取消訴訟

この通知書に記載された事項について不服がある場合は，通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して書面をもつて異議申立てをすることができます。

また，この賦課処分の取消しの訴えは，異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に市を被告（市長を被告の代表者）として提起できます。ただし，①異議申立てがあつた日から３か月を経過しても決定がないとき，②処分，処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急を要するとき，③その他決定を経ないことに正当な理由があるときは，決定を経ないでも賦課処分の取消しの訴えを提起できます。

6　その他トラブル防止のために

①　この通知書に記載された軽自動車（四輪及び三輪）又は二輪の小型自動車（250ccを超えるオートバイ）を県外で廃車又は名義変更を行つた場合は，30日以内に市に申告する必要があります。

②　申告の誤り等により通知書の記載内容が実車と異なつている場合があります。標識番号（ナンバー）等記載内容は，必ず確認してください。

③　市外に転出した場合は，30日以内に市に申告する必要があります。

課税対象車種及び税率

車種			税率(年税額)
原動機付自転車	50cc以下	二輪以上で，車室を有するか又は輪距が0.5mを超えるもの	円
		上記以外のもの	円
	90cc以下		円
	125cc以下		円
軽自動車	二輪のもの		円
	三輪のもの		円
	四輪乗用	営業用	円
		自家用	円
	四輪貨物用	営業用	円
		自家用	円
	雪上車		円
小型特殊自動車	農耕作業用		円
	その他のもの		円
二輪の小型自動車(250ccを超えるバイク)			円

申告に関するお問い合わせ

◎軽自動車（四輪及び三輪）
軽自動車検査協会
電話

◎二輪（126cc～250cc）
全国軽自動車協会連合会
電話

◎二輪（251cc以上）
新潟運輸支局
電話

◎原付バイク（125ccまで）及び小型特殊軽自動車
左に示す最寄りお問い合わせ先と黒埼支所・各地区事務所

別記様式第78号の３を削る。

別記様式第81号備考１に次のように加える。

㈦　条例第78条第２号イの小型特殊自動車にあつては，薄緑色

別記様式第82号に備考として次のように加える。

（備考）

１　標識の地の塗色は，白色に朱色の斜線

２　標識の文字の塗色は，濃紺色

別記様式第84号を次のように改める。

別記様式第84号（第16条関係）

原動機付自転車・小型特殊自動車　標識交付証明書

種別	
原動機付自転車	小型特殊自動車
□第一種(0.05L以下) □第二種　乙(0.09L以下) □第二種　甲(0.125L以下) □ミニカー	□農耕作業用 □その他 （　　）

標識番号　□－□□□□

納税義務発生年月日　年　月　日

納税（申告・報告）義務者			
所有者	住所又は所在地	〒□□□－□□□□	
	（フリガナ） 氏名又は名称		
使用者	住所又は所在地	〒□□□－□□□□	
	（フリガナ） 氏名又は名称		

主たる定置場　1　左記所有者の住所又は所在地と同じ

2

車名	型式及び年式	原動機の型式番号
	型 年式	
車台番号	型式認定番号	総排気量又は定格出力
		L kW

注意事項

１　この証明書は，原動機付自転車及び小型特殊自動車を使用する場合常に携帯し，新潟市の徴税吏員の請求があつた場合は，呈示してください。

２　上記納税義務者の変更が生じた場合に手続上必要ですので，紛失しないよう大切に保存しておいてください。

３　廃車する場合は，この証明書と標識を持参してください。

上記のとおり標識を交付したことを証明します。

新　潟　市　長

印

別記様式第100号及び別記様式第101号中

「注　上記処分について不服がある場合には，この文書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。　」

を

「注　この通知書に記載された事項について不服がある場合は，通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して書面をもつて異議申立てをすることができます。

また，この処分の取消しの訴えは，異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に市を被告（市長を被告の代表者）として提起できます。ただし，①異議申立てがあつた日から３か月を経過しても決定がないとき，②処分，処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急を要するとき，③その他決定を経ないことに正当な理由があるときは，決定を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起できます。　」

に改める。

附　　則

（施行期日）

第１条　この規則は，平成17年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この規則の施行前に，改正前の新潟市市税条例施行規則の規定によつてなされた申請，手続その他の行為は，改正後の新潟市市税条例施行規則の規定によつてなされた申請，手続その他の行為とみなす。

２　この規則の施行の際，残存する用紙については，当分の間，これを適宜修正して使用することができる。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年４月１日

新 潟 市 長　篠 田　　昭

新潟市規則第141号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和55年新潟市規則第31号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新潟市旅館業法施行細則

第８条第１項に次の１号を加える。

⑺　宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは，その国籍及び旅券番号

別記様式第５号中「旅館業法施行細則」を「新潟市旅館業法施行細則」に改める。

附　　則

この規則は，平成17年４月１日から施行する。

新潟市温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年４月１日

新 潟 市 長　篠 田　　昭

新潟市規則第142号

新潟市温泉法施行細則の一部を改正する規則

新潟市温泉法施行細則（平成10年新潟市規則14号）の一部を次のように改正する。

別記様式第３号中

「

掲示内容	源泉名	
	温泉の泉質	
	源泉の温度	
	公共の浴用又は飲用に供する場所の温泉の温度	
	温泉の成分	
	温泉の成分の分析年月日	
	分析機関の名称及び登録番号	
	禁忌症	
	適応症	
	浴用又は飲用の方法及び注意	

」

を

「

掲示内容	源泉名				
	温泉の泉質				
	源泉の温度	源泉	℃	利用場所	℃
	温泉の成分				
	温泉の成分の分析年月日				
	登録分析機関	名称			
		登録番号			
	温泉に加水している場合は，その旨及びその理由				
	温泉を加温している場合は，その旨及びその理由				
	温泉を循環利用している場合は，その旨（ろ過を実施している場合はその旨を含む。）及びその理由				

」

温泉に入浴剤を加えている場合は，当該入浴剤の名称及びその理由	
温泉を消毒している場合は，その方法及びその理由	
浴用又は飲用の禁忌症	
浴用又は飲用の方法及び注意	

」に改める。

附　　則

（施行期日）

１　この規則は，平成17年５月24日から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の公布の際現に温泉法（昭和23年法律第125号）第14条第１項の規定による掲示をしている者又は同項の規定による掲示をしようとする者は，この規則の施行前においても，改正後の別記様式第３号により同条第３項の規定による届出を行うことができる。

新潟市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年４月１日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

新潟市規則第143号

新潟市契約規則の一部を改正する規則

新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第２条を次のように改める。

第２条　削除

第８条中「契約執行職員」を「市長」に改める。

第９条第１項中「契約執行職員は，入札に参加しようとする者をして」を「入札に参加しようとする者は」に，「納めさせなければ」を「納めなければ」に改め，同項ただし書中「その都度」を「市長がその都度」に改める。

第10条，第11条，第12条，第13条，第15条から第17条までの規定，第19条から第24条までの規定，第27条，第28条，第30条及び第31条中「契約執行職員」を「市長」に改める。

第33条第１項中「契約執行職員は，契約の相手方をして」を「市と契約を締結する者は」に，「納めさせなければ」を「納めなければ」に改め，同項ただし書中「その都度」を「市長がその都度」に改め，同条第２項第１号中「契約執行職員」を「市長」に改める。

第34条から第36条までの規定中「契約執行職員」を「市長」に改める。

第38条中「契約執行職員又は検査執行職員」を「市長」に改める。

第40条第１項中「契約執行職員又は検査執行職員」を「市長」に改め，同条第２項中「契約執行職員，検査執行職員」を「市長」に改める。

第41条，第45条及び第46条中「契約執行職員」を「市長」に改める。

附　　則

この規則は，平成17年４月１日から施行する。

新潟市身体障害者更生施設等費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年４月１日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

新潟市規則第144号

新潟市身体障害者更生施設等費用徴収規則の一部を改正する規則

新潟市身体障害者更生施設等費用徴収規則（昭和61年新潟市規則第34号）の一部を次のように改正する。

別記様式第１号注を次のように改める。

注　この決定に不服があるときは，この決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

　また，この決定の取消しを求める訴えをする場合は，この決定の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に，市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長になります。）提起することができます。ただし，異議申立てをした場合には，この決定の取消しの訴えは，その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。

附　　則

この規則は，平成17年４月１日から施行する。

新潟市知的障害者更生施設等負担金徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年４月１日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

新潟市規則第145号

新潟市知的障害者更生施設等負担金徴収規則の一部を改正する規則

新潟市知的障害者更生施設等負担金徴収規則（昭和42年新潟市規則第38号）の一部を次のように改正する。

別記様式第１号中

「日以内に新潟市長に対して不服申立てをすることができます。」を

「日以内に新潟市長に対して異議申立てをすることがで

きます。

　また，この決定の取消しを求める訴えをする場合は，この決定の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に，市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし，異議申立てをした場合には，この決定の取消しの訴えは，その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。　　」

に改める。

附　　則

この規則は，平成17年４月１日から施行する。

新潟市居宅生活支援費及び施設訓練等支援費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年４月１日

新 潟 市 長　篠 田　　昭

新潟市規則第146号

新潟市居宅生活支援費及び施設訓練等支援費の支給に関する規則の一部を改正する規則

新潟市居宅生活支援費及び施設訓練等支援費の支給に関する規則（平成15年新潟市規則第６号）の一部を次のように改正する。

別記様式第３号から別記様式第６号までの規定中

「不服の申立て

　この決定に不服がある場合には，この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に，市長に対して異議申立てをすることができます。　　」

を

「注　この決定に不服がある場合には，この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に，市長に対して異議申立てをすることができます。

　また，この決定の取消しを求める訴えをする場合は，この決定の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に，市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし，異議申立てをした場合には，この決定の取消しの訴えは，その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。　　」

に改める。

別記様式第７号中「なお，この決定に不服があるときは，この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に，市長に対して異議申立てをすることができます。」を削り，「問い合わせ先」を

「注　この決定に不服がある場合には，この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に，市長に対して異議申立てをすることができます。

　また，この決定の取消しを求める訴えをする場合は，この決定の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に，市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし，異議申立てをした場合には，この決定の取消しの訴えは，その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。

問い合わせ先　　」

に改める。

別記様式第９号中

「不服の申立て

　この決定に不服がある場合には，この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に，市長に対して異議申立てをすることができます。　　」

を

「注　この決定に不服がある場合には，この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に，市長に対して異議申立てをすることができます。

　また，この決定の取消しを求める訴えをする場合は，この決定の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に，市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし，異議申立てをした場合には，この決定の取消しの訴えは，その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。　　」

に改める。

別記様式第10号中「なお，この決定に不服があるときは，この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に，市長に対して異議申立てをすることができます。」を削り，「問い合わせ先」を

「注　この決定に不服がある場合には，この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に，市長に対して異議申立てをすることができます。

　また，この決定の取消しを求める訴えをする場合は，この決定の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に，市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし，異議申立てをした場合には，この決定の取消しの訴えは，その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。

問い合わせ先　　」

に改める。

別記様式第12号中

「不服の申立て

　この決定に不服がある場合には，この通知書を受け

取った日の翌日から起算して60日以内に，市長に対して異議申立てをすることができます。　」

を

「注　この決定に不服がある場合には，この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に，市長に対して異議申立てをすることができます。

また，この決定の取消しを求める訴えをする場合は，この決定の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に，市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし，異議申立てをした場合には，この決定の取消しの訴えは，その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。　」

に改める。

別記様式第13号中「なお，この決定に不服があるときは，この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に，市長に対して異議申立てをすることができます。」を削り，「問い合わせ先」を

「注　この決定に不服がある場合には，この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に，市長に対して異議申立てをすることができます。

また，この決定の取消しを求める訴えをする場合は，この決定の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に，市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし，異議申立てをした場合には，この決定の取消しの訴えは，その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。

問い合わせ先　　」

に改める。

別記様式第14号及び別記様式第15号中

「不服の申立て

この決定に不服がある場合には，この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に，市長に対して異議申立てをすることができます。　」

を

「注　この決定に不服がある場合には，この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に，市長に対して異議申立てをすることができます。

また，この決定の取消しを求める訴えをする場合は，この決定の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に，市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし，異議申立てをした場合には，この決定の取消しの訴えは，その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。　」

に改める。

附　　則

この規則は，平成17年４月１日から施行する。

新潟市感染症医療の費用負担に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年４月１日

新 潟 市 長　篠 田　　昭

新潟市規則第147号

新潟市感染症医療の費用負担に関する規則の一部を改正する規則

新潟市感染症医療の費用負担に関する規則（平成13年新潟市規則第36号）の一部を次のように改正する。

別記様式第２号，別記様式第３号，別記様式第５号及び別記様式第６号中

「注，この決定に不服があるときは，この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法に基づき新潟市長に異議申立てをすることができます。　」を

「注，この決定に不服があるときは，この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法に基づき市長に異議申立てをすることができます。

また，この決定の取消しを求める訴えをする場合は，この決定の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に，市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし，異議申立てをした場合には，この決定の取り消しの訴えは，その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。　」

に改める。

附　　則

この規則は，平成17年４月１日から施行する。

市長の職務を代理する助役の順序を定める規則及び新潟市助役事務分担規則を廃止する規則をここに公布する。

平成17年４月１日

新 潟 市 長　篠 田　　昭

新潟市規則第148号

市長の職務を代理する助役の順序を定める規則及び新潟市助役事務分担規則を廃止する規則

次に掲げる規則は，廃止する。

⑴　市長の職務を代理する助役の順序を定める規則（平成16年新潟市規則第26号）

⑵　新潟市助役事務分担規則（平成16年新潟市規則第

27号）

附　　則

この規則は，平成17年４月１日から施行する。

新潟市民病院組織規則及び新潟市病院事業事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年４月１日

新 潟 市 長　篠 田　　昭

新潟市規則第149号

新潟市民病院組織規則及び新潟市病院事業事務委任規則の一部を改正する規則

（新潟市民病院組織規則の一部改正）

第１条　新潟市民病院組織規則（昭和48年新潟市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第２条中「，診療所」及び「附属大山台診療所」を削る。

第３条中「，診療所」を削り，同条事務局総務課企画総務係の項第５号中「，センター及び診療所」を「及びセンター」に改め，同条附属大山台診療所の項を削る。

第４条及び第５条中「，診療所」を削る。

第６条第２項の表附属大山台診療所の項を削り，同条第３項の表課の項中「及び主査」を「副主幹，主査及び副主査」に改め，同表教育研修部の室の項，医療情報部の室の項，医療管理部の室の項及び地域医療部の室の項中「主任及び主査」を「副主幹，主任，主査及び副主査」に改め，同表診療部の項中「医療参事」の次に「，主幹，副主幹，主査及び副主査」を加え，同表看護部の項中「及び主査」を「主査及び副主査」に改め，同表医療技術部の科の項中「医長，主任及び主査」を「副主幹，医長，主任，主査及び副主査」に改め，同表附属大山台診療所の項を削る。

第７条第５項中「，センター又は診療所」を「又はセンター」に改め，同条第16項中「副看護師長及び主査」を「副主幹，副看護師長，主査及び副主査」に改める。

（新潟市病院事業事務委任規則の一部改正）

第２条　新潟市病院事業事務委任規則（昭和48年新潟市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第１条中「及び新潟市民病院附属大山台診療所（以下「診療所」という。）」を削る。

第２条第２項を削る。

第３条中「又は診療所長」を削る。

附　　則

この規則は，平成17年４月１日から施行する。

新潟市黒埼支所組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年４月１日

新 潟 市 長　篠 田　　昭

新潟市規則第150号

新潟市黒埼支所組織規則の一部を改正する規則

新潟市黒埼支所組織規則（平成12年新潟市規則第96号）の一部を次のように改正する。

第２条を次のように改める。

第２条　削除

第４条総務課総務係の項中第６号を第７号とし，第５号を第６号とし，第４号の次に次の１号を加える。

⑸　市営住宅の申込みの受付に関する事項

第４条市民課生活環境係の項第１号中「収集運搬に係る委託及び」を「処理委託及びその」に改め，同項第３号を次のように改める。

⑶　一般廃棄物処理業の指導監督に関する事項

第４条市民課生活環境係の項中第12号を第13号とし，第４号から第11号までを１号ずつ繰り下げ，第３号の次に次の１号を加える。

⑷　一般廃棄物（し尿）処理届出書の受付に関する事項

第４条市民課市税年金係の項中第２号を削り，第３号を第２号とし，第４号から第７号までを１号ずつ繰り上げ，同条産業課商工観光係の項中第８号を第９号とし，第２号から第７号までを１号ずつ繰り下げ，第１号の次に次の１号を加える。

⑵　中小企業信用保険法の特定中小企業者の認定に関する事項

第４条地域整備課管理係の項中第８号を第９号とし，第７号の次に次の１号を加える。

⑻　法定外公共物に関する事項

第４条地域整備課業務係の項第３号中「受益者負担金」の次に「及び受益者分担金」を加える。

第６条第２項及び第７条第６項中「主査」を「副主幹，主査及び副主査」に改める。

附　　則

この規則は，平成17年４月１日から施行する。

訓　　令

新潟市職員の胸部結核性疾患の検診等に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

平成17年４月１日

新 潟 市 長　篠 田　　昭

新潟市訓令第18号

新潟市職員の胸部結核性疾患の検診等に関する規程を廃止する規程

新潟市職員の胸部結核性疾患の検診等に関する規程（昭和26年新潟市訓示第５号）は，廃止する。

附　　則

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

新潟市病院事業事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年４月１日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

新潟市訓令第19号

新潟市病院事業事務専決規程の一部を改正する規程

新潟市病院事業事務専決規程（昭和48年新潟市訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「，医療技術部及び附属大山台診療所の部長，センター長及び所長」を「及び医療技術部の部長及びセンター長」に改める。

別表備考３中「，薬剤部及び附属大山台診療所」を「及び薬剤部」に改める。

別表第１⑶の表第２項第２号の項を次のように改める。

⑵　施設の新設及び修理をすること。				
ア　経費の執行	12,000万円以上	6,000万円以上12,000万円未満	3,000万円以上6,000万円未満	3,000万円未満
イ　契約の締結				130万円以下

附　　則

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

新潟市地方産業育成資金貸付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年４月１日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

新潟市訓令第20号

新潟市地方産業育成資金貸付規程の一部を改正する規程

新潟市地方産業育成資金貸付規程（昭和37年新潟市訓令第４号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項を次のように改める。

資金の融資を受けることができる者は，市内に住所又は営業所を有し，かつ，中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第２条第１項第１号又は第１号の２に規定する者とする。

第３条を第４条とする。

第２条第２項中「別表第１」を「別表第２」に改め，同条を第３条とし，第１条の次に次の１条を加える。

（取扱金融機関）

第２条　地方産業育成資金の貸付けは，別表第１に定める金融機関が行うものとする。

別表第２を削る。

別表第１中「別表第１（第２条関係）」を「別表第１（第３条関係）」に改め，同表を別表第２とし，附則の次に次の１表を加える。

別表第１（第２条関係）

第四銀行，北越銀行，大光銀行，秋田銀行，殖産銀行，山形しあわせ銀行，東邦銀行，北陸銀行，新潟信用金庫，三条信用金庫，新発田信用金庫，加茂信用金庫，新潟県信用組合，新栄信用組合，興栄信用組合，巻信用組合，太陽信用組合，五泉信用組合，協栄信用組合

附　　則

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

平成17年国勢調査新潟市実施推進本部規程を次のように定める。

平成17年４月20日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

新潟市訓令第21号

平成17年国勢調査新潟市実施推進本部規程

（設　置）

第１条　本市における平成17年国勢調査（以下「調査」という。）の実施に際し，調査事務の円滑かつ効率的な推進を図るため，平成17年国勢調査新潟市実施推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　本部は，調査の実施を推進し，関係機関との連絡調整を図るものとする。

（組　織）

第３条　本部は，本部長，副本部長及び本部員をもって組織する。

２　本部長は，総務局長をもって充て，副本部長は，総務部長をもって充てる。

３　本部員は，次に掲げる者をもって充てる。

⑴　市民局参事中央地区担当

⑵　総務局総務部総務課長

⑶　総務局総務部広報課長

⑷　総務局総務部人事課長

⑸　企画財政局財政部管財課長

⑹　市民局市民生活部自治振興課長

⑺　支所次長

⑻　地区事務所次長

（本部長及び副本部長）

第４条　本部長は，本部の事務を総括する。

２　副本部長は，本部長を補佐し，本部長に事故があるときはその職務を代行する。

（会　議）

第５条　本部の会議は，本部長が招集する。

（関係者の出席）

第６条　本部長は，必要があると認めるときは，関係者を本部の会議に出席させることができる。

（庶　務）

第７条　本部の庶務は，総務局総務部総務課において処理する。

（その他）

第８条　この規程に定めるもののほか，本部の運営に関し必要な事項は，本部長が定める。

附　　則

（施行期日）

１　この規程は，平成17年５月９日から施行する。

（この規程の失効）

２　この規程は，平成17年12月31日限り，その効力を失う。

新潟市請負工事等指名委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年４月20日

新 潟 市 長　篠　田　　昭

新潟市訓令第22号

新潟市請負工事等指名委員会規程の一部を改正する規程

新潟市請負工事等指名委員会規程（昭和40年新潟市訓令第７号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新潟市請負工事入札参加資格要件等審査委員会規程

第１条中「指名をし」を「入札の参加の資格要件等の審査を行い」に，「新潟市請負工事等指名委員会」を「新潟市請負工事入札参加資格要件等審査委員会」に改める。

第２条を次のように改める。

（職　務）

第２条　委員会は，次に掲げる事項について審査し，市長に答申するものとする。

⑴　新潟市競争入札等参加者の資格認定等に関する規程（昭和40年新潟市訓令第８号。以下「規程」という。）第３条に規定する資格の認定（等級の格付を含む。）及び規程第５条の２に規定する参加資格者の認定の取消し

⑵　建設工事の請負工事にあつては１件1,000万円以上，工事材料の購入にあつては１件500万円以上の事件に係る規程第６条に規定する一般競争入札に参加できる資格要件の審査，規程第７条に規定する指名競争入札参加者の選定及び随意契約の相手方として適当と認められる業者の選定

第３条第１項中「11人」を「６人」に改め，同条第２項中「，収入役」を削り，「産業経済局農林水産部長，都市整備局都市計画部長，都市整備局開発建築部長，都市整備局土木部長及び都市整備局下水道部長」を「企画財政局財政部工事検査管理室長」に改める。

第４条第１項中「収入役」を「企画財政局長」に改め，同条第４項中「会長」を「委員長」に改める。

第８条を第10条とし，第７条を第９条とし，同条の前に次の１条を加える。

（秘密を守る義務）

第８条　委員，助言者及び委員以外の出席者は，委員会で知り得た秘密を当該秘密が秘密とされている期間に限り，他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第６条の見出しを「（説明員）」に改め，同条中「市職員を」の次に「説明員として」を加え，同条を第７条とする。　第５条第２項中「半数」を「３分の２」に改め，同条に次の１項を加える。

５　会議は，非公開とする。

第５条を第６条とし，第４条の次に次の１条を加える。

（助言者の委嘱）

第５条　市長は，委員会の適正な審査のために，委員のほかに学識経験者３名を助言者として委嘱することができる。

２　助言者は，委員会に出席し，委員長の求めに応じ，必要な意見を述べることができる。

附　　則

この規程は，平成17年４月20日から施行する。

新潟市請負工事等支所指名委員会規程を次のように定める。

平成17年４月20日

新 潟 市 長　篠　田　　昭

新潟市訓令第23号

新潟市請負工事等支所指名委員会規程

（設　置）

第１条　市が契約する建設工事の請負及び工事材料の購入（支所に専決権限があるものに限る。）について適正な指名をし，もって建設工事の適正な施工を確保するため，別表に掲げる支所ごとに新潟市請負工事等支所指名委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（職　務）

第２条　委員会は，建設工事の請負工事にあっては１件1,000万円以上5,000万円未満，工事材料の購入にあっては１件500万円以上1,000万円未満の事件につき，新

潟市競争入札等参加資格者の資格認定等に関する規程（昭和40年新潟市訓令第８号）第７条に規定する指名競争入札参加者の選定及び随意契約の相手方として適当と認められる業者の選定を行い，市長に答申するものとする。

（組　織）

第３条　委員会の委員は，別表に掲げる者をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長１人，副委員長１人を置き，委員長には支所長を，副委員長には支所次長をもってこれに充てる。

２　委員長は，会務を総理する。

３　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代理する。

４　委員長及び副委員長共に事故があるときは，あらかじめ委員長が指名する委員が，その職務を代理する。

（会　議）

第５条　委員会の会議は，委員長が招集する。

２　委員会の会議は，委員の３分の２以上が出席しなければ開くことができない。

３　委員会の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。

４　委員長は，急施を要し，委員会の会議を開く時間のないときは，関係委員に回議して，これに代えることができる。

（関係者の出席）

第６条　委員長は，特に必要があると認めるときは，委員以外の市職員を委員会の会議に出席させ，意見を述べさせることができる。

（庶　務）

第７条　委員会の庶務は，当該委員会の属する支所の総務課において処理する。

（委　任）

第８条　この規程に定めるもののほか，委員会の運営に関して必要な事項は，委員長が定める。

附　　則

この規程は，平成17年４月20日から施行する。

別表（第１条，第３条関係）

支所	委員
新津支所	支所長，支所次長，総務課長，地域振興課長，都市整備課長，下水道課長
白根支所	支所長，支所次長，総務課長，地域振興課長，都市建設課長，下水道課長
豊栄支所	支所長，支所次長，総務課長，地域振興課長，建設課長，下水道課長
小須戸支所	支所長，支所次長，総務課長，産業課長，建設課長
横越支所	支所長，支所次長，総務課長，農政商工課長，建設課長
亀田支所	支所長，支所次長，総務課長，都市整備課長，建設課長
岩室支所	支所長，支所次長，総務課長，建設課長，下水道課長
西川支所	支所長，支所次長，総務課長，農政課長，建設課長
味方支所	支所長，支所次長，総務課長，産業課長，建設課長
潟東支所	支所長，支所次長，総務課長，産業課長，建設課長
月潟支所	支所長，支所次長，総務課長，産業課長，建設課長
中之口支所	支所長，支所次長，総務課長，産業課長，建設課長

新潟市競争入札等参加者の資格認定等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年４月20日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

新潟市訓令第24号

新潟市競争入札等参加者の資格認定等に関する規程の一部を改正する規程

新潟市競争入札等参加者の資格認定等に関する規程（昭和40年新潟市訓令第８号）の一部を次のように改正する。

第１条中「工事，又は製造の請負物件の買入れの契約（以下「工事等の契約」という。）の一般競争入札，又は」を「建設工事若しくは製造の請負，物件の買入れ又は業務委託の契約（以下「契約」という。）の一般競争入札又は」に改める。

第２条中「２月１日から２月末日まで」を「市長が別に定める期間」に改める。

第３条第２項中「認定は」を「認定において，建設工事の参加資格者については」に改め，「，製造，又は販売」を削る。

第５条第２項及び第３項を削る。

第５条の次に次の１条を加える。

（資格の取消し）

第５条の２　市長は，参加資格者が，次に掲げる場合に該当するときは，その参加資格者の認定を取り消すことができる。

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項又は第２項の規定に該当する場合

⑵　参加申込書に虚偽の記載をした場合

⑶　その経営状態が著しく不健全であると認められる場合

⑷　その他特に市長が必要と認める場合

第６条中「，当該工事等の契約の予定価格に対応する等級に属する参加資格者を」を削り，「資格を有する者として」を「資格要件を有する者を」に改める。

第８条から第13条までを削る。

附　　則

この規程は，平成17年４月20日から施行する。

告　　示

新潟市告示第121号

新潟市体育施設等使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規程に基づき，体育施設等使用料の徴収を平成17年４月１日から平成18年３月31日までの期間，次のとおり委託したので，同施行令第158条第２項の規程により告示する。

平成17年４月１日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

徴収事務を行う体育施設等の名称及び位置		徴収事務受託者
名　称	位　置	
新潟市体育館	新潟市一番堀通町3番地1	新潟市 白山浦１丁目 613番地69 財団法人 新潟市開発公社 理事長 吉田民治
新潟市陸上競技場	新潟市一番堀通町3番地1	
新潟市トレーニングセンター	新潟市一番堀通町3番地1	
新潟市庭球場	新潟市江口114番地1	
新潟市小針野球場	新潟市小針1丁目5番1号	
新潟市鳥屋野総合体育館	新潟市神道寺南2丁目3番46号	
新潟市西総合スポーツセンター	新潟市五十嵐1の町6368番地48	
新潟市中地区運動広場	新潟市下山1丁目93番地1	
新潟市北地区スポーツセンター	新潟市名目所3丁目1125番地1	
新潟市東総合スポーツセンター	新潟市はなみずき3丁目4番1号	
新潟市太夫浜球技場	新潟市太夫浜3900番地2	
鳥屋野運動公園野球場	新潟市女池南3丁目6番4号	
鳥屋野運動公園球技場	新潟市女池南3丁目6番4号	
鳥屋野運動公園馬場	新潟市女池南3丁目6番4号	
西海岸公園市営プール	新潟市関屋1番地93	
西海岸公園少年野球広場	新潟市関屋1番地93	
新潟市黒埼地区総合体育館	新潟市金巻746番地1	
新潟市濁川運動広場	新潟市濁川3947番地1	
新潟市山二ツ運動広場	新潟市山二ツ5丁目12番1号	
津島屋公園運動広場	新潟市津島屋6丁目5番1号	
善久河川敷公園庭球場	新潟市善久河川敷	

新潟市告示第122号

平成17年度固定資産の価格等の登録について

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第１項の規定により，固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録したので告示する。

平成17年４月１日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

新潟市告示第123号

新潟市美術館使用料（企画展前売観覧料）収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき，新潟市美術館使用料（企画展前売観覧券）収納事務を平成17年４月１日から平成18年３月31日までの期間，下記の者に委託しましたので同施行令第158条第２項の規定により告示します。

平成17年４月１日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

記

収納事務を行う場所	受託者
新潟市古町通７番町952番地 大和新潟店	新潟市古町通７番町952番地 株式会社大和新潟店 店長　北村秀明
新潟市西堀通５番町866番地 三越新潟店	東京都千代田区大手町２丁目６番２号 株式会社三越友の会 代表取締役　於茂田健朗
新潟市八千代１丁目６番１号 新潟伊勢丹	新潟市笹口２丁目12番地３ 株式会社新潟トラベル 代表取締役　中山　真
新潟市花園１丁目1番1号 CoCoLo 本館 CoCoLo 万代	新潟市花園１丁目１番１号 株式会社トッキー新潟支社 新潟支社長　木村信三
新潟市上近江４丁目12番20号 トップトラベル新潟	新潟市上近江４丁目12番20号 株式会社北村開発 取締役社長　北村泰作
長岡市大手通２丁目３番地１ 大和長岡店	長岡市大手通２丁目３番地１ 株式会社大和長岡店 店長　小島康平
新潟市八千代２丁目１番１号　万代シテイ第二駐車場１F 新潟･市民映画館　シネ･ウインド	新潟市八千代２丁目１番１号 万代シテイ第二駐車場１F 有限会社新潟市民映画館 代表取締役　齋藤正行
新潟市白山浦１丁目613番地69 新潟市勤労者福祉サービスセンター	新潟市白山浦１丁目613番地69 財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター 理事長　曽我文夫
新潟市一番堀通町３番地２ 新潟市民芸術文化会館	新潟市白山浦１丁目613番地69 財団法人新潟市芸術文化振興財団 理事長　大泉淳一

新潟市告示第124号

新潟市民病院使用料及び手数料収納事務委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の２の規定に基づき，新潟市民病院使用料及び手数料の収納を，平成17年４月１日から平成18年３月31日までの期間，次のとおり委託したので地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の４第１項の規定により告示する。

平成17年４月１日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

収納事務を行う場所	収納事務受託者
新潟市紫竹山２丁目６番１号 新潟市民病院	新潟市米山２丁目５番地１ 株式会社 BSN アイネット 代表取締役社長　川﨑嘉朗

新潟市告示第125号

白山公園駐車場使用料収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項及び新潟市都市公園条例施行規則（昭和32年新潟市規則第29号）第13条の規定に基づき，白山公園駐車場使用料の収納事務を平成17年４月１日から平成18年３月31日までの間，次のとおり委託したので同施行規則第15条の規定により告示する。

平成17年４月１日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

収納事務を行う場所	収納事務受託者	
	氏名又は名称	住　所
新潟市一番堀通町１番地２ 白山公園駐車場	財団法人 新潟市都市緑化推進協会 理事長　荒井　進	新潟市 白山浦1丁目613番地69

新潟市告示第126号

山の下海浜公園プール使用料収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項及び新潟市都市公園条例施行規則（昭和32年新潟市規則第29号）第13条の規定に基づき，山の下海浜公園プール使用料の収納事務を平成17年４月１日から平成18年３月31日までの間，次のとおり委託したので同施行規則第15条の規定により告示する。

平成17年４月１日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

収納事務を行う場所	収納事務受託者	
	氏名又は名称	住　所
新潟市船江町１丁目52番１号 山の下海浜公園プール	財団法人 新潟市都市緑化推進協会 理事長　荒井　進	新潟市 白山浦1丁目613番地69

新潟市告示第127号

鳥屋野交通公園ゴーカート使用料収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項及び新潟市都市公園条例施行規則（昭和32年新潟市規則第29号）第13条の規定に基づき，鳥屋野交通公園ゴーカート使用料の収納事務を平成17年４月１日から平成18年３月31日までの間，次のとおり委託したので同施行規則第15条の規定により告示する。

平成17年４月１日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

収納事務を行う場所	収納事務受託者	
	氏名又は名称	住　所
新潟市女池南３丁目６番３号 鳥屋野交通公園	財団法人 新潟市都市緑化推進協会 理事長　荒井　進	新潟市 白山浦1丁目613番地69

新潟市告示第128号

新潟市天寿園使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項及び新潟市天寿園条例施行規則（平成７年新潟市規則第57号）第12条の規定に基づき，新潟市天寿園有料施設使用料の徴収事務を平成17年４月１日から平成18年３月31日までの間，次のとおり委託したので同施行規則第第14条の規定により告示する。

平成17年４月１日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

徴収事務を行う場所	徴収事務受託者	
	氏名又は名称	住　所
新潟市清五郎633番地８ 新潟市天寿園	財団法人 新潟市都市緑化推進協会 理事長　荒井　進	新潟市 白山浦1丁目613番地69

新潟市告示第129号

国民健康保険料減額の額の決定について

平成17年度における低所得者に対する国民健康保険料の減額賦課にかかる減額の額を次のとおり決定したので，新潟市国民健康保険条例（以下「条例」という。）第17条第３項の規定により告示します。

平成17年４月１日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

１　基礎賦課額

＜新潟市料率賦課分＞

⑴　条例第17条第１項第１号アの額　　14,490円

⑵　条例第17条第１項第１号イの額　　21,210円

⑶　条例第17条第１項第２号アの額　　10,350円

⑷　条例第17条第１項第２号イの額　15,150円
⑸　条例第17条第１項第３号アの額　4,140円
⑹　条例第17条第１項第３号イの額　6,060円
＜旧豊栄市域不均一賦課分＞
⑴　条例第17条第１項第１号アの額　13,860円
⑵　条例第17条第１項第１号イの額　15,960円
⑶　条例第17条第１項第２号アの額　9,900円
⑷　条例第17条第１項第２号イの額　11,400円
⑸　条例第17条第１項第３号アの額　3,960円
⑹　条例第17条第１項第３号イの額　4,560円
２　介護納付金賦課額
⑴　条例第17条第１項第１号アの額　7,350円
⑵　条例第17条第１項第２号アの額　5,250円
⑶　条例第17条第１項第３号アの額　2,100円

新潟市告示第130号

石宮公園地下自転車駐車場利用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき，石宮公園地下自転車駐車場の利用料の徴収事務を平成17年４月１日から平成18年３月31日までの期間,次のとおり委託したので同施行令第158条第２項の規定により告示する。

平成17年４月１日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

徴収事務を行う場所	徴収事務受託者
新潟市弁天１丁目１番20号 石宮公園 地下自転車駐車場	新潟市上所１丁目11番４号 社団法人　新潟市シルバー人材センター 理事長　田巻隆夫

新潟市告示第131号

新潟市民病院外来駐車場使用料収納事務の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の２の規定に基づき，新潟市民病院外来駐車場使用料収納事務を，平成17年４月１日から平成18年３月31日までの期間，次のとおり委託したので地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の４第１項の規定により告示する。

平成17年４月１日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

収納事務を行う場所	収納事務を行う時	収納事務受託者
新潟市 紫竹山２丁目６番１号 新潟市民病院 （入退院受付）	定期券発行及び定期券を紛失した時の料金収納事務で終日	新潟市上所１丁目４番18号 セコム ジャスティック 上信越株式会社 代表取締役社長 野沢慎吾
（外来駐車場）	外来駐車場料金収納事務で12月29日，12月30日，１月２日，１月３日を除く平日の午前11時から午後８時まで	

新潟市告示第132号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第４項の規定により次のとおり告示し，産業廃棄物処理施設設置許可申請書を公衆の縦覧に供する。

なお，同法第15条第６項の規定により当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は，縦覧期間満了の日から起算して二週間を経過する日までに，新潟市長に生活環境の保全上の見地からの意見を提出することができる。

平成17年４月１日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

１　申請者
北越製紙株式会社
代表取締役社長　三輪　正明
住所　新潟県長岡市西蔵王３丁目５番１号
２　産業廃棄物処理施設の設置の場所
新潟市沼垂字下竜ケ島6012番１
北越製紙株式会社新潟工場構内
３　産業廃棄物処理施設の種類
汚泥及びその他の産業廃棄物の焼却施設
４　産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
汚泥
紙くず
木くず
５　申請年月日
平成17年２月15日
６　縦覧場所
新潟市学校町通１番町602番地１
新潟市市民局環境部廃棄物対策課（第一分館２階）
７　縦覧期間
期間　平成17年４月４日（月）から
平成17年５月６日（金）まで
（土曜日，日曜日，祝祭日を除く。）
時間　午前８時30分から午後５時15分まで

８　生活環境保全上の意見書について
住所，氏名，対象施設名，利害関係者たる事由を記載の上，日本語の文書で提出することができる。
９　意見書の提出先
〒951－8550
新潟市学校町通１番町602番地１
新潟市市民局環境部廃棄物対策課（第一分館２階）

新潟市告示第133号

平成17年度固定資産の価格等の登録について

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第１項の規定により，固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録したので告示する。

平成17年４月１日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

新潟市告示第134号

新潟市及び西蒲原郡巻町の廃置分合に伴う議会の議員の定数の特例に関する協議について

平成17年10月10日から西蒲原郡巻町を廃し，その区域を新潟市に編入することに伴う議会の議員の定数の特例について，市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）第６条第２項及び第３項の規定に基づき，西蒲原郡巻町と協議の上，別紙のとおり定めたので，市町村の合併の特例に関する法律第６条第８項の規定に基づき告示する。

平成17年４月１日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

新潟市告示第135号

新潟市及び西蒲原郡巻町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について

平成17年10月10日から西蒲原郡巻町を廃し，その区域を新潟市に編入することに伴う地域審議会の設置について，市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）第５条の４第１項及び第２項の規定に基づき西蒲原郡巻町と協議の上，別紙のとおり定めたので，市町村の合併の特例に関する法律第５条の４第３項の規定に基づき告示する。

平成17年４月１日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

新潟市告示第136号

一般廃棄物処理手数料収納事務委託契約の解除について

一般廃棄物処理手数料収納事務委託者が平成17年３月１日付けで、次のとおり解除になったので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第２項に基づき告示します。

平成17年４月１日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

一般廃棄物処理手数料収納事務委託解除者		収納事務委託区域
住　　所	氏　　名	
中木戸232番地11	猪股直樹	中木戸上通

新潟市告示第137号

新潟市役所本庁舎駐車場使用料収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき新潟市役所本庁舎駐車場使用料収納事務を平成17年４月１日から平成18年３月31日までの間，次のとおり委託したので同第158条第２項の規定により告示する。

平成17年４月１日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

収納事務を行う場所	収納事務受託者
新潟市役所本庁舎駐車場 新潟市学校町１番町602番地１（本館） 新潟市一番堀通町３番地12（分館）	新潟市上所１丁目11番４号 社団法人　新潟市シルバー人材センター 理事長　田巻隆夫

新潟市告示第138号

新潟市青少年三川自然の森附属設備使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき，新潟市青少年三川自然の森附属設備使用料の徴収を，平成17年４月１日から平成18年３月31日までの期間，次のとおり委託したので，同施行令第158条第２項の規定により告示する。

平成17年４月１日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

徴収事務を行う場所	徴収事務受託者
新潟県東蒲原郡阿賀町谷沢5277番地１ 新潟市青少年三川自然の森	新潟県東蒲原郡阿賀町 阿賀町長 職務執行者　長澤　均

新潟市告示第139号

新潟市山の家使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき，新潟市山の家使用料の徴収を，平成17年４月１日から平成18年３月31日までの期間，次のとおり委託したので，同施行令第158条第２項の規定により告示する。

平成17年４月１日

新 潟 市 長　　篠　田　　昭

徴収事務を行う場所	徴収事務受託者
新潟県東蒲原郡阿賀町京ノ瀬966番地１ 新潟市山の家	新潟県東蒲原郡阿賀町 阿賀町長 職務執行者　長澤　均

新潟市告示第140号

市道区域の決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき，市道区域を次のように決定する。

なお，関係図面は告示の日から２週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において，一般の縦覧に供する。

平成17年４月１日

新 潟 市 長　　篠　田　　昭

路線名	区　　間	敷　地　の	
		幅員(m)	延長(m)
中央３－176号線	新潟市西船見町字浜浦5932番688地先から 新潟市西船見町字浜浦5932番23地先まで	9.5 ～45.2	2005.1
黒埼２－157号線	新潟市鳥原字蓮方2802番１地先から 新潟市鳥原字蓮方2788番１地先まで	10.0 ～93.4	71.2
黒埼２－158号線	新潟市鳥原字荒田3224番１地先から 新潟市鳥原字荒田3243番１地先まで	6.8 ～10.0	212.7

新潟市告示第141号

市道区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき，市道区域を次のように変更する。

なお，関係図面は告示の日から２週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において，一般の縦覧に供する。

平成17年４月１日

新 潟 市 長　　篠　田　　昭

路線名	区　　間	変前後更別	敷　地　の	
			幅員(m)	延長(m)
南　２－６　号　線	新潟市八千代二丁目281番地先から 新潟市八千代二丁目281番地先まで	前	10.9	35.5
		後	13.9	35.5
黒埼２－１３号線	新潟市鳥原字蓮方2788番２地先から 新潟市鳥原字蓮方2802番１地先まで	前	5.6 ～88.0	102.0
		後	3.6 ～5.2	102.0

新潟市告示第142号

市道路線の供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき，次の市道路線の供用を開始する。

なお，関係図面は告示の日から２週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において，一般の縦覧に供する。

平成17年４月１日

新 潟 市 長　　篠　田　　昭

路　線　名	区　　間	供用開始年月日
南　２－６　号　線	新潟市八千代二丁目281番地先から 新潟市八千代二丁目281番地先まで	平成17年４月１日
黒埼２－１３号線	新潟市鳥原字蓮方2788番２地先から 新潟市鳥原字蓮方2802番１地先まで	
黒埼２－１５７号線	新潟市鳥原字蓮方2802番１地先から 新潟市鳥原字蓮方2788番１地先まで	
黒埼２－１５８号線	新潟市鳥原字荒田3224番１地先から 新潟市鳥原字荒田3243番１地先まで	

新潟市告示第143号

狂犬病予防業務関係手数料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項に基づき，狂犬病予防業務関係手数料の徴収を，平成17年４月１日から平成18年３月31日までの期間，次のとおり委託したので，同施行令第158条第２項の規定により告示する。

平成17年４月１日

新 潟 市 長　　篠　田　　昭

番号	徴収事務を行う者の氏名及び住所		徴収事務受託者
1	川村　健二	新潟市上木戸1－1－6	社団法人新潟県獣医師会狂犬病予防事業新潟地区事務所 新潟市東明３－11－６ 地区委員 今山行夫
2	本合　肇	新潟市東明2－4－15	
3	永松　亮一	新潟市坂井砂山2－3－10	
4	長島　文幸	新潟市小針上山4－31	
5	片野　修一	新潟市沼垂東1－5－21	
6	鈴木　清司	新潟市山木戸8－2－15	
7	西山　栄一	新潟市竹尾3－9－21	
8	草村　正人	新潟市女池神明2－3－8	
9	今山　行夫	新潟市東明3－11－6	
10	金鞍　博樹	新潟市山二ツ3－21－14	
11	宮川　保	新潟市紫竹山1－1－58	
12	池主　憲二	新潟市平島1－1－4	
13	椿　洋	新潟市文京町8－1	
14	早福八重子	新潟市関屋田町2－335	
15	佐野　正典	新潟市沼垂東1－8－3	
16	土田　哲也	新潟市寺尾北2－6－23	
17	石川　修三	新潟市東中野山1－2－11	
18	川谷　文彦	新潟市中権寺2479－5	
19	藤村　誠	新潟市松園1－1－27	
20	山我　義則	新潟市寺尾上3－10－13	
21	稲垣　仁	新潟市本町通13－3046	
22	水上　浩一	新潟市小針南台1－12	
23	浅井　厚	新潟市東大畑通1－490－2	

24	小池　哲也	新潟市太平1－2－11
25	小田　史彦	新潟市関屋本村町2－335－9
26	本間　隆一	新潟市木崎2254－26
27	志賀　一美	新潟市鳥原671
28	鈴木理恵子	新潟市鳥原192－10
29	長谷川裕見子	新潟市鳥原26－1
30	柄澤　文子	新潟市女池北1－11－11
31	赤間　公彦	新潟市ときめき東1－2－2
32	川島　　剛	新潟市所島2－3－13
33	江見　行央	新潟市南出来島2－12－27
34	田中　治男	新潟市善光寺86
35	千葉　賢保	新潟市木崎2761－126
36	手塚　信也	新潟市柳原2－9－21
37	畠山　政美	新潟市柳原2－9－13
38	小嶋　佳彦	新潟市新津秋葉2－14－68
39	佐藤　平治	新潟市日宝町7－19
40	加藤　秀之	新潟市うぐいす1－8－17
41	佐藤　　始	新潟市茜ヶ丘13－17
42	熊倉伸太郎	新潟市亀田緑町4－2－15
43	米山　信行	新潟市白根1242－9
44	江口美樹朗	新潟市美幸町3－7－2
45	沢田　友義	新潟市古田4416－4
46	高木　　健	新潟市三ツ門2623
47	長谷川　眞	西蒲原郡巻町大字巻甲1566－1
48	宮島　一敏	西蒲原郡巻町大字巻甲4709－1
49	坂田　郁夫	三条市荒町2－21－16
50	住吉　　浩	南蒲原郡田上町大字田上丙3030－18

新潟市告示第144号

新潟市西新潟市民会館使用料徴収事務委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の規定に基づき，新潟市西新潟市民会館使用料の徴収を，平成17年４月１日から，平成20年３月31日までの期間，次のとおり委託したので同施行令第158条第２項の規定により告示する。

平成17年４月１日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

徴収事務を行う場所	徴収事務受託者
新潟市小針２丁目24番１号 新潟市西新潟市民会館	新潟市石山１－３－３ 株式会社北日本ビルサービス 代表取締役　鈴木　勉

新潟市告示145号

有料制ごみ処理手数料の徴収事務（及び収納事務）の委託について

地方自治施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき、有料制ごみ処理手数料の徴収事務（及び収納事務）を委託しましたので、同施行令第158条第２項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年４月１日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

１　委 託 先　　有限会社　春日薬局ほか128店舗
（別紙一覧参照）

２　委託期間　　平成17年４月１日から
平成18年３月31日まで

有料制ごみ処理手数料徴収収納事務委託先
（指定袋取扱所）一覧表（129店舗）

平成17.4.1現在

1　中央地区（20ヵ所）			
1-2	㈲春日薬局	新津本町3-9-10	22-0638
1-3	新津公衆市場金糸堂	新津本町4-14-1	24-5560
1-5	㈱関川商店	新津本町3-7-23	22-3158
1-6	とくや	新津本町2-6-35	22-0537
1-7	中村商店	新津本町2-11-6	22-2575
1-8	種源種苗店	新津本町2-5-35	22-0327
1-9	にいつフードセンター長崎屋店	新津本町4-16-17	22-7797
1-10	新津さつき農業協同組合新津支所	新津本町1-4-1	22-3226
1-12	表久本店	新津本町3-8-5	22-0211
1-13	㈱マックス	新津本町2-1-15	24-4141
1-14	マツヤ洋品店	新津本町2-5-32	23-0630
1-16	チャレンジャープラザ店	新津本町4-28-21	23-1311
1-17	ヤマチョウ	新津本町1-7-48	24-1171
1-18	にいつフードセンター三ノ町店	新津本町3-2-19	22-0656
1-19	㈱天神屋	新津本町3-7-27	23-1100
1-21	㈾柴田商店	新津本町3-12-8	22-2396
1-22	㈱ソーワ	新津本町2-17-13	24-3131
1-25	大富	新津本町3-7-28	22-0435
1-27	まちの駅　ぽっぽ	新津本町2-3-12	21-2464
1-29	デイリーヤマザキ新津駅前店	新津本町1-1-1	23-2553
2　東部地区（18ヵ所）			
2-1	荒木酒店	金沢町3-12-39	22-2508
2-2	安沢酒店	金沢町2-14-28	22-0120
2-3	斎藤商店	新町1-1-6	22-0689
2-4	マルヤクリーニング新町店	新町1-8-37	22-3778
2-5	清水フードチェーン東新津店	草水町1-11-1	22-0708
2-6	㈲丸三鈴木三代七商店	金沢町1-2-2	22-0663
2-7	帆苅米店	草水町1-7-18	22-0579
2-8	ほかり米屋	金沢町1-2-3	22-0365
2-9	細田商店	草水町3-6-1	22-0936
2-10	横野タバコ店	滝谷町12-4	22-3399
2-11	若月商店	金沢町2-1-7	22-0711
2-12	和泉酒店	新町1-12-13	22-0499
2-14	第五主食販売所	新町1-11-12	22-0453
2-15	坂井本店(坂井商店)	草水町2-8-17	22-0585
2-16	帆苅商店	日宝町1-12	22-0692

2-17	鬼山青果店	草水町2-6-23	22-2598
2-18	デイリーストア草水店(大泉商店)	草水町2-9-1	24-5408
2-21	ヤマザキデイリーストア新津金沢町店	金沢町2-74-4	24-6099
3	南部地区（８ヵ所）		
3-1	五十嵐酒店	新津秋葉1-9-11	24-6914
3-2	今井商店	中沢町18-1	24-1061
3-3	五弊酒店	吉岡町20-20	22-0597
3-4	滝沢商店	吉岡町14-1	22-5841
3-5	パナコスモス　タカハシ	新津秋葉2-12-30	24-1320
3-6	チャレンジャー田家店	田家2-1956-1	23-1292
3-7	㈲小島商店	中沢町9-16	22-0761
3-9	いとう商店	新津秋葉1-25-2	23-1177
4	西部地区（19ヵ所）		
4-1	ホームセンタームサシ新津店	南町72-3	25-1634
4-2	石津商店	古田2795	22-1967
4-3	佐藤はきもの店	山谷町2-22-16	22-4125
4-4	セルフ片山新津かどや店	新栄町17-1	22-0757
4-6	コメリパワー新津店	程島4575-1	23-2341
4-7	㈲吉乃川酒店	古田111-1	22-0317
4-9	わたなべ家電	美幸町2-5-17	22-3840
4-12	斎藤電機㈱	山谷町1-14-15	22-4021
4-13	清水フードチェーン新津美幸町店	美幸町2-8-15	24-6153
4-14	セブンイレブン新津西店(中野酒店)	古田2784-2	25-2712
4-15	早瀬商店	古田2573	22-2602
4-16	㈱コダマ新津店	新津4416-3	24-5237
4-17	ホワイト急便山谷店	山谷町2-21-16	22-0542
4-18	小林酒店	山谷町2-23-27	22-1511
4-19	ローソン新津山谷町店	山谷町2-23-24	23-3936
4-20	サークルＫ新津山谷南店	新津4519-6	23-5055
4-21	にいつフードセンターパルス店	新津4558-7	23-2188
4-22	アテーナ新津店	新津4570-3	21-2621
4-23	ウオロク新津店	新津5163-3	24-6111
5	三興野地区（９ヵ所）		
5-1	北上ショッピングセンター	北上2-7-44	24-5377
5-2	㈲佐々木商店	善道町2-10-4	22-3417
5-4	㈲土井商店	善道町2-4-25	22-0858
5-7	清水フードチェーン北上店	北上1-24-26	24-5210
5-8	㈲青柳商店	下興野町17-38	24-4809
5-9	志田商店	北上2-14-3	22-1995
5-11	ひらせいホームセンター新津店	北上884-1	24-5111
5-12	セルフ片山新津北上店	北上2019	24-6901
5-13	サークルＫ新津さつき野店	さつき野2-10-36	25-3239
6	阿賀満地区（14ヵ所）		
6-1	石川商店	中新田131-1	22-8039
6-2	大倉商店	新津東町1-9-18	22-1572
6-3	岡村商店	新金沢町36-14	22-4371
6-4	㈲杵鞭石油	七日町800-4	22-2338
6-5	新津さつき農業協同組合大安寺事業所	大安寺800-10	24-1407
6-6	新津さつき農業協同組合七日町事業所	七日町1917-2	22-4708
6-7	高内商店	新金沢町15-26	22-4585
6-8	田村商店	新金沢町7-16	22-3422
6-10	五十嵐酒店	新金沢町20-13	22-2997
6-11	帆苅商店	七日町5283	22-2683
6-12	田中商店	満願寺3366	24-3374
6-13	ローソン新津インター店	中新田224-2	24-3060
6-14	サンドラッグ春日東町店	新津東町1-1628-1	24-5906
6-15	セブンイレブン新津東町店	新津東町1-240-2	24-7772
7	荻川地区（22ヵ所）		
7-1	ウオエイおぎ川店	中野5-102-11	24-8351
7-3	新津さつき農業協同組合荻川支所	中野3-6-20	22-4433
7-4	新津さつき農業協同組合覚路津事業所	覚路津2396-2	025-280-2414
7-5	新津薬局おぎかわ店	中野3-11-25	24-6322
7-6	かどや商店	覚路津3692	025-280-3036
7-8	チャレンジャー荻川店	中野2-22-3	24-1771
7-9	㈲やまざき商店	中野1-17-11	24-3435
7-10	みやざき八百屋	中野3-9-17	23-0346
7-11	やまな酒店	中野4-21-26	24-3709
7-14	栗原米店	車場3-14-44	25-2677
7-15	五十嵐酒店	車場5-5-26	23-3366
7-16	バラエティーショップアラコー荻川店	車場4-12-34	23-3121
7-18	板井酒店	中野2-3-4	22-4189
7-21	本間商店	市之瀬129	24-5809
7-23	㈱新潟農園	車場954	23-3077
7-24	にいつフードセンター荻川店	新津田島107-1	21-6260
7-25	セブンイレブン新津荻島店	荻島2-267-1	24-4388
7-26	サークルＫ新津車場店	車場996-1	23-1981
7-27	セブンイレブン新津車場店	車場4−598-2	24-0024
7-28	㈲斎藤忠男商店	中野1-17-22	24-2504
7-29	セーブオン荻川みそら野店	結412-1	23-0847
7-30	ドラッグ春日荻川店	新津田島105-1	21-0931
8	金津地区（９ヵ所）		
8-1	橋本商店	朝日419	24-8477
8-2	㈲酒井商店	朝日121-1	22-7675
8-3	新津さつき農業協同組合金津支所	朝日454	22-0408
8-4	セブンイレブン新津程島店	程島261-15	22-1271
8-5	オグマ電器	中村273-3	23-0250
8-6	㈱原信　新津店	程島1865	21-1327
8-7	ドラッグ・トップス新津店	程島1865-1	21-1320
8-8	マックス　タウン403店	程島1882	21-2050
8-9	㈱高塚文具購買部	東島265-1	25-5105
9	小合地区（６ヵ所）		
9-1	㈲五十嵐辰五郎商店	出戸27	22-2726
9-2	新津さつき農業協同組合小合支所	小戸下組2224	22-0706
9-3	新津さつき農業協同組合小合支所西部売店	蕨曽根21-2	24-8384
9-4	高橋商店	浦興野80-1	24-4502
9-5	長谷川酒店	川根608	22-8065

9-6	Ｙショップかとう	浦興野339-8	22-2298
10　新関地区（４ヵ所）			
10-1	笹川商店	六郷1194	22-6555
10-2	新津さつき農業協同組合新関支所	下新151-8	22-3671
10-3	㈱双葉商会	小口819-6	22-6588
10-6	セーブオン新関店	小口1287-1	23-4161

新潟市告示146号

粗大ごみ処理手数料の徴収事務（及び収納事務）の委託について

地方自治施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき、粗大ごみ処理手数料の徴収事務（及び収納事務）を委託しましたので、同施行令第158条第２項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年４月１日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

１　委 託 先　　新潟市古田の内大野開142番地２
有限会社　ニイツクリーンテック
代表取締役　小　林　一　二

２　委託期間　　平成17年４月１日から
平成18年３月31日まで

新潟市告示147号

新潟市季節及び臨時食品営業の取扱要綱の一部を改正する要綱の制定について

新潟市季節及び臨時食品営業の取扱要綱の一部を改正する要綱を制定したので告示する。

平成17年４月１日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

新潟市季節及び臨時食品営業の取扱要綱の一部を改正する要綱

新潟市季節及び臨時食品営業の取扱要綱（平成12年新潟市告示第81号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第11号中「第３条」を「第２条」に改め，「管理運営基準」の次に「又は県規則第２条の営業の衛生基準」を加える。

別記様式第２号中「臨時飲食店営業許可申請書」を「臨時食品営業許可申請書」に改める。

附　　則

この要綱は，告示の日から施行する。

新潟市告示148号

新潟市自動販売機による食品営業の取扱要綱の一部を改正する要綱の制定について

新潟市自動販売機による食品営業の取扱要綱の一部を改正する要綱を制定したので告示する

平成17年４月１日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

新潟市自動販売機による食品営業の取扱要綱の一部を改正する要綱

新潟市自動販売機による食品営業の取扱要綱（平成12年新潟市告示第84号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「（政令第35条第10号に規程するものをいう。）」を削り，同条に次の１号を加える。

⑹　冷凍食品販売業　自動販売機を用いて冷凍食品を販売する営業をいう。

第３条第２号中「A」を「E」に改める。

第４条第１号中「という。）１」の次に「又は新潟県食品衛生条例施行規則（昭和43年新潟県規則第２号）」別表第３　１の⑴共通基準（以下「県規則共通基準」という。）ア」を加え，同条第２号ア中「⑵」の次に「又は県規則共通基準イの㋐及び㋑」を加え，同条第３号ア中「⑷まで」の次に「又は県規則共通基準ウの㋐から㋓まで」を加え，同条第４号ア中「⑸」の次に「又は県規則共通基準ウの㋔」を加え，同条第５号ウ㋑中「又は品質保持期限」を削り，同条第６号中「共通基準５」の次に「又は県規則共通基準オ」を加え，同条第７号中「共通基準６の⑴から⑸までによることとし，６の⑶」を「共通基準６又は県規則共通基準カによることとし，共通基準６の⑶及び県規則共通基準カの㋑」に改め，同条第８号中「共通基準７」の次に「又は県規則共通基準キ」を加える。

第５条中「及び弁当類又はそう菜類販売業」を「，弁当類又はそう菜類販売業及び冷凍食品販売業」に改める。

附　　則

この要綱は、告示の日から施行する。

新潟市告示149号

新潟市海辺の森キャンプ場使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき，新潟市海辺の森キャンプ場使用料徴収事務を平成17年４月１日付で財団法人新潟市都市緑化推進協会に委託しましたので，同施行令第158条第２項により告示します。

平成17年４月１日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

新潟市告示第150号

一般廃棄物の処理計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により，平成17年度一般廃棄物の処理計画を次のとおり定めたので，新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成８年条例第26号。以下「条例」という。）第６条に基づ

き告示する。

平成17年４月１日

新 潟 市 長　篠 田　　昭

平成17年度新潟市一般廃棄物処理計画

1　一般廃棄物処理基本方針

計画処理区域から排出される一般廃棄物の減量及び資源化を図り，また，適正に処理し，市民の快適な生活環境を確保するとともに，市民・事業者・市の協働による環境負荷の少ない，持続可能な資源循環型社会の構築を目指す。

2　処理区域　　新潟市全域

以下の処理区域ごとに計画を定める。

旧新潟市（新潟地区及び黒埼地区）

旧新津市

旧白根市　旧小須戸町　旧味方村　旧月潟村　旧中之口村

旧豊栄市

旧横越町

旧亀田町

旧西川町　旧潟東村　旧岩室村

3　地区の処理計画

〈旧新潟市〉

（平成17年度の重点施策）

・集団資源回収の普及促進

古紙回収を進めるため，集団資源回収活動の一層の普及促進を図る。

・事業所から排出される古紙の搬入規制の実施

新潟市新田清掃センター焼却施設及び新潟市亀田焼却場焼却施設において，平成17年度中に事業所から排出される古紙の搬入規制を開始し，資源化を促進する。

⑴　処理する一般廃棄物の種類とその発生量

（新潟地区）

項　　目		平成17年度推計量
燃えるごみ		112,921ｔ
燃えないごみ		7,209ｔ
資源物	びん・缶	6,654ｔ
	プラスチック	13,251ｔ
粗大ごみ		3,874ｔ
有害危険ごみ※		146ｔ
魚腸骨		865ｔ
自己搬入可燃ごみ		63,284ｔ
自己搬入破砕ごみ		11,266ｔ
自己搬入埋立ごみ		529ｔ
市場ごみ		231ｔ
学校給食残さ		165ｔ
ポンプ場ごみ		469ｔ
焼却灰・集じん灰		21,050ｔ
汚泥等		4,089ｔ
雑芥		189ｔ
動物の死体		---------匹
合　　計		246,192ｔ

※有害危険ごみのうち有害ごみ分

（黒埼地区）

項　　目		平成17年度推計量
燃やせるごみ		6,626ｔ
燃やせないごみ		218ｔ
資源物	びん	250ｔ
	金属ごみ	123ｔ
	ペットボトル	79ｔ
	プラスチック	626ｔ
粗大ごみ		286ｔ
有害ごみ		12ｔ
雑芥等		462ｔ
動物の死体		---------匹
合　　計		8,682ｔ

（新潟市全域）

項　　目	平成17年度推計量
し尿	18,159.3㎘
浄化槽汚泥	57,464.3㎘
合　　計	75,623.6㎘

⑵　家庭系一般廃棄物の種類

（新潟地区）

燃えるごみ		生ごみ・紙くず・木の枝・紙おむつ・ゴム・皮革製品等
資源物	びん・缶	飲料用・食品用のガラスびん・空き缶
	プラスチック	プラスチックだけでできているもの（食品用・飲料用のペットボトル含む）
燃えないごみ		金属類（一斗缶含む）・資源物以外のガラス類・セトモノ等
粗大ごみ		家具類等(50㎝×50㎝×100㎝以上のごみ等)
有害危険ごみ		廃乾電池･蛍光管･水銀体温計・スプレー缶・ライター
し尿		汲取り便槽及び簡易水洗の便槽から収集されたし尿
浄化槽汚泥		浄化槽清掃時に収集された汚泥

（黒埼地区）

燃やせるごみ		生ごみ・紙くず・木の枝・紙おむつ・ゴム・皮革製品等
資源物	びん	飲料用・食品用・飲み薬のガラスびん
	金属ごみ	金属製品
	ペットボトル	飲料用・食品用
	プラスチック	プラスチックだけでできているもの
燃やせないごみ		資源物以外のガラス類・セトモノ等
粗大ごみ		家具類等（50㎝×50㎝×100㎝以上のごみ等）
有害ごみ		廃感電池・蛍光管・水銀体温計
し尿		汲取り便槽及び簡易水洗の便槽から収集されたし尿
浄化槽汚泥		浄化槽清掃時に収集された汚泥

⑶　ごみの排出抑制・再資源化計画

①　排出抑制の方法

市民・事業者・市の三者協働によるごみ減量化を促進する。

（市民・事業者への広報・啓発活動）

ア　ごみの減量等について，市民及び事業者の積極的な取り組みを促進するため，市報・パンフレット・市のホームページ等により，積極的な情報提供を行う。

イ　ごみ問題，環境問題をテーマにしたイベントなど市民参加型の事業を通じ，市民の意識啓発に努める。

ウ　環境学習を通じた学校教育との連携や，生涯学習の実施を通じて市民に対して広く知識・情報の提供を行う。

（家庭系ごみの排出抑制）

エ　市民に対し，できるだけ家庭からごみを出さない消費行動や再使用の促進などを日常生活で心がけてもらうよう努める。

オ　購入・販売段階での発生抑制を促進するため，「ごみ減量化・資源化協力店制度」の積極的なPRを行うとともに，制度の充実を図る。

（事業系ごみの排出抑制）

カ　事業者への指導や情報提供を積極的に行い，事業者自らによる排出抑制を促進する。

②　資源化の方法と資源化量

ア　黒埼地区を除く全域は６分別収集体制，黒埼地区は８分別収集体制により資源物としてびん・缶・プラスチック・ペットボトル・金属類の回収を実施する。

イ　生ごみ処理容器の普及により，生ごみの減量化及び堆肥化を促進するため，容器の減額販売を行う。

また，さらなる資源化・減量化を図るため，家庭用電動生ごみ処理機を購入する世帯に対して，購入に係る補助を行う。

ウ　集団資源回収運動の一層の拡充を図るため，奨励金の支給，用具の貸与及び回収品の保管庫の設置に係る補助を行う。

エ　新聞（チラシ含む）・雑誌・段ボールの資源化を促進するため，拠点回収を実施する。

オ　牛乳パック・食品トレイ及びペットボトルのスーパー等小売店での店頭回収のPRに努める。

カ　粗大ごみ及び破砕施設に搬入されたものを，破砕処理することで生じる金属類を回収し，資源化する。

キ　新潟市資源再生センター及び新潟市新田清掃センターにおいて，他人に使ってもらえるような不用品を回収し，簡単な補修の後に展示し，希望者に提供する不用品展示事業を行う。

ク　学校給食などの生ごみを舞平処理場汚泥再生棟で処理し，メタンガスの回収と汚泥の堆肥化を行い，資源の循環的利用を図る。

（新潟地区）

回　収　方　法	平成17年度推計量
⑴　６分別収集による資源物びん・缶回収	4,511ｔ
⑵　６分別収集による資源物プラスチック回収	11,323ｔ
⑶　牛乳パック回収	1ｔ
⑷　ペットボトル拠点回収	278ｔ
⑸　集団資源回収による回収	16,414ｔ
⑹　破砕処理による金属回収	4,887ｔ
⑺　古紙の拠点回収	1,000ｔ
⑻　舞平処理場によるコンポスト化	657ｔ

（黒埼地区）

回　収　方　法	平成17年度推計量
⑴　８分別収集による資源物びん回収	250ｔ
⑵　８分別収集による資源物金属回収	123ｔ
⑶　８分別収集による資源物プラスチック回収	489ｔ
⑷　８分別収集による資源物ペットボトル回収	79ｔ
⑸　集団資源回収	386ｔ
⑹　破砕処理による金属回収	135ｔ
⑺　古紙の拠点回収	153ｔ

⑷　ごみ排出等における市民・事業者・市の役割等

①　市民の役割

一人ひとりがごみの排出者としての自覚・責任を持ち，分別収集のマナーの遵守や美化運動など地域の活動に積極的に参加し，ごみの減量化，適正処理に向けた取り組みに協力する。

また，ごみの排出に際しては，以下の点を守るものとする。

ア　排出する前に，集団回収や店頭回収等により，資源化できないかを考慮・実行し，できるかぎりごみの減量に努めること。

イ　排出に当たっては，分別区分を遵守するとともに，決められた日時・場所に持ち出すこと。

ウ　ごみは，ポリエチレン製で容量90リットル以下の顔料を含まない透明・半透明の袋で排出すること。ただし，袋排出がなじまないごみの排出に際しては，この限りではない。

エ　引っ越し等による一時多量のごみは，市の施設へ自ら搬入するか，許可業者に依頼すること。

オ　ごみを市の処理施設へ搬入する場合は，条例で定める受入基準を遵守すること。

カ　排出禁止物については，市では収集しないので自ら処分すること。

②　事業者の役割

拡大生産者責任を踏まえ，生産・流通・販売等の段階で，商品やサービスがごみにならないための工夫を行う。同時にごみの排出者としての自覚・責任を持ち，ごみを出さない，計画的な事業展開を行う。

また，ごみの排出に際しては，以下の点を守るものとする。

ア　資源化可能なものを，分別，資源化することにより，ごみの減量に積極的に努めること。

イ　ごみ集積場を利用する事業者の排出に当たっては，家庭系と同様の分別区分を遵守するとともに，決められた日時・場所に持ち出すこと。

ウ　ごみ集積場を利用しない事業者の排出に当たっては，適正に分別を行なうこととし，自ら市の処理施設に搬入するか，許可業者に依頼すること。

エ　ごみは，ポリエチレン製で容量90リットル以下の顔料を含まない透明・半透明の袋で排出すること。ただし，袋排出がなじまないごみの排出に際しては，この限りではない。

オ　ごみを市の処理施設へ搬入する場合は，条例で定める受入基準を遵守すること。

③　市の役割

市民・事業者が参加できる仕組みづくりの構築を推進し，それぞれの取り組みのコーディネーターとしての役割を果たす。排出されたごみの処理に当たっては，環境負荷の軽減を念頭においた，安全で効率的な収集運搬，処理・処分を実施するよう努める。

また，ごみの排出者として，率先してごみを出さない事業展開を計画的に推進する。

⑸　特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）による特定家庭用機器廃棄物の取り扱い

家電リサイクル法で再商品化が義務づけられた特定家庭用機器廃棄物（エアコン・テレビ・電気冷蔵庫及び電気冷凍庫・電気洗濯機）については，製造業者が指定した引取場所に搬去されるが，この場合他市町村民等から排出されるものも市内に受け入れるものとする

⑹　生活排水処理計画

し尿・浄化槽汚泥については市の施設で全量衛生的に処理する。

公共用水域の環境保全を目的として，下水道及び農業集落排水事業以外の地域内において，住宅に合併処理浄化槽を設置しようとするものに対して補助を行う。

①　市民・事業者の役割等

ア　定額制世帯にあっては世帯人数の異動を速やかに市に連絡すること。

イ　転居，水洗化等汲み取りの必要がなくなった場合，速やかに市に連絡すること。

ウ　浄化槽設置世帯においては適切な維持管理に努めること。

エ　生活雑排水の排出に当たっては，調理くず，油を除去する等により，その水質の汚濁を防止するよう努めること。

⑺　一般廃棄物処理計画

①　ごみ処理計画

ア　ごみ収集運搬処理計画

（新潟地区）

ごみの種類	収集運搬計画					処理計画	
	収集区域	収集主体	収集方法	収集回数	年間計画収集量	処理主体	搬入先
燃えるごみ	（黒埼地区を除く）旧新潟市全域	直営 委託	ごみ集積場	週３回	112,921ｔ	直営	○新潟市新田清掃センター焼却施設 ○新潟市亀田焼却場焼却施設
燃えないごみ（危険ごみを含む）	（同　上）旧新潟市全域	委託	ごみ集積場	月１回	7,209ｔ	直営	○新潟市新田清掃センター破砕施設
資源物びん・缶	（同　上）旧新潟市全域	委託	ごみ集積場	週１回	6,654ｔ	直営	○新潟市資源再生センター
資源物プラスチック	（同　上）旧新潟市全域	委託	ごみ集積場	週１回	13,251ｔ	委託	○新潟プラスチック油化センター ○ピーエスシー株式会社
粗大ごみ	（同　上）旧新潟市全域	委託	申込制戸別収集	月１回まで無料	3,874ｔ	直営	○新潟市亀田焼却場粗大ごみ処理施設
有害危険ごみ（有害ごみのみ）	（同　上）旧新潟市全域	委託	ごみ集積場	月１回	146ｔ	委託	○新潟市新田清掃センター破砕施設 （有害ごみは，一時保管）
資源物ペットボトル	（同　上）旧新潟市全域	委託	拠点	随時	278ｔ	委託	○新潟ガラスリサイクルセンター株式会社
魚腸骨	（同　上）旧新潟市全域	委託	戸別収集	原則として日曜・祝日を除く毎日	865ｔ	直営	○新潟市新田清掃センター焼却施設
自己搬入可燃ごみ	旧新潟市全域	法第７条第１項による許可業者＊	戸別収集	随時	63,284ｔ	直営	○新潟市新田清掃センター焼却施設 ○新潟市亀田焼却場焼却施設 ○新潟市舞平処理場汚泥再生棟
		排出者	－				
自己搬入破砕ごみ	旧新潟市全域	法第７条第１項による許可業者＊	戸別収集	随時	11,266ｔ	直営	○新潟市新田清掃センター破砕施設
		排出者	－				
自己搬入埋立ごみ	旧新潟市全域	法第７条第１項による許可業者＊	戸別収集	随時	529ｔ	直営	○新潟市太夫浜埋立処分地 ※ただし阿賀野川以北の地区で発生した一般廃棄物の搬入に限る ○新潟市赤塚埋立処分地
		排出者	－				
市場ごみ	（黒埼地区を除く）旧新潟市全域	委託	戸別収集	随時	231ｔ	直営	○新潟市亀田焼却場焼却施設
学校給食残さ	旧新潟市全域の指定小中学校等	委託	戸別収集	週３回	165ｔ	直営	○新潟市舞平処理場汚泥再生棟
ポンプ場ごみ	（黒埼地区を除く）ポンプ場	委託	施設	随時	469ｔ	直営	○新潟市赤塚埋立処分地
焼却灰・集じん灰	焼却施設	委託	施設	随時	21,050ｔ	直営 委託	○新潟市太夫浜埋立処分地 ○新潟市赤塚埋立処分地 ○エコパークいずもざき

雑芥	(黒埼地区を除く) 旧新潟市全域	委託	(黒埼地区を除く) 新潟市全域	随時	189ｔ	直営	○新潟市新田清掃センター 焼却施設・破砕施設 ○新潟市亀田焼却場焼却施設 ○新潟市太夫浜埋立処分地 ○新潟市赤塚埋立処分地
汚泥等	処理施設等	委託	施設	随時	4,089ｔ	直営	○新潟市亀田焼却場焼却施設 ○新潟市太夫浜埋立処分地 ○新潟市赤塚埋立処分地 ○新潟市舞平処理場汚泥再生 棟
犬・猫等の死体	(黒埼地区を除く) 旧新潟市全域	直営	戸別収集	届出の都度	--------匹	直営	○新潟市新田清掃センター焼 却施設 ○新潟市亀田焼却場焼却施設 ○新潟市太夫浜埋立処分地 ○新潟市赤塚埋立処分地

＊平成17年３月21日の合併日以前に新潟市長が許可した事業者，若しくは許可条件が合併日前の旧新潟市域に限定となっている事業者に限る

（黒埼地区）

ごみの種類	収　集　運　搬　計　画					処　理　計　画	
	収集区域	収集主体	収集方法	収集回数	年間計画収集量	処理主体	搬入先
燃やせるごみ	黒埼地区	委託	ごみ集積場	週３回	6,626ｔ	直営	○新潟市新田清掃センター焼 却施設
燃やせないごみ	黒埼地区	委託	ごみ集積場	月１回	218ｔ	直営	○新潟市新田清掃センター破 砕施設
資源物びん	黒埼地区	委託	ごみ集積場	月２回	264ｔ	委託	○有限会社　宗村建設
資源物 金属ごみ	黒埼地区	委託	ごみ集積場	月２回	123ｔ	委託	○有限会社　浅妻商店
資源物 ペットボトル	黒埼地区	委託	拠点	随時	79ｔ	委託	○新潟ガラスリサイクルセン ター株式会社
資源物 プラスチック	黒埼地区	委託	ごみ集積場	週１回	626ｔ	委託	○ピーエスシー株式会社
粗大ごみ	黒埼地区	委託	ごみ集積場	月１回	286ｔ	直営	○新潟市亀田焼却場粗大ごみ 処理施設
有害ごみ	黒埼地区	委託	ごみ集積場	月１回	12ｔ	委託	○新潟市新田清掃センター破 砕施設（一時保管）
雑芥等	黒埼地区	委託	黒埼地区全域	随時	462ｔ	直営	○新潟市小平方埋立処分地
犬・猫等の死体	黒埼地区	直営	戸別収集	届出の都度	--------匹	直営	○新潟市新田清掃センター焼 却施設 ○新潟市赤塚埋立処分地

イ　市で収集運搬処理をしない一般廃棄物

区　　分	廃　棄　物　の　例	備　　考
有害性のある物	劇薬・農薬	
危険性のある物	プロパンガスボンベ・バッテリー・消火器	
引火性のある物	ガソリン・灯油・塗料	
著しく悪臭を発する物	汚物の著しく付着した紙おむつ	
容積又は重量の大きい物	大型ピアノ・大型機械器具・バイク（50cc 以下のものを含む）	
特別管理一般廃棄物	感染性廃棄物	
再生利用を促進することが必要と認められるもの	特定家庭用機器廃棄物（テレビ・エアコン・電気冷蔵庫及び電気冷凍庫・洗濯機）	
	パーソナルコンピュータ（重量が１kg以下のものを除く）	
その他処理上支障をきたす物	タイヤ・自動車のバンパー	

② 中間処理計画

ア　焼却施設

施　設　名	所　在　地	処 理 方 式	公 称 能 力	処理量(t/年)	備　考
新潟市新田清掃センター焼却施設	新潟市笠木3644－１	全連続燃焼式流動床	120ｔ/24ｈ＊3炉	96,154ｔ	
新潟市亀田焼却場焼却施設	新潟市大字亀田1835	全連続燃焼式流動床	130ｔ/24ｈ＊3炉	97,416ｔ	

イ　粗大ごみ処理施設

施　設　名	所　在　地	処 理 方 式	公 称 能 力	処理量(t/年)	備　考
新潟市亀田焼却場粗大ごみ処理施設	新潟市大字亀田1835	横型回転剪断衝撃式（せん断式破砕機）	50ｔ/５ｈ（５ｔ/５ｈ）	4,160ｔ	

ウ　破砕施設

施　設　名	所　在　地	処 理 方 式	公 称 能 力	処理量(t/年)	備　考
新潟市新田清掃センター破砕施設	新潟市笠木3644－１	竪型高速回転式（２軸低速回転式）	170ｔ/５ｈ（５ｔ/５ｈ）	19,859ｔ	

エ　資源化施設

施　設　名	所　在　地	処 理 方 式	公 称 能 力	処理量(t/年)	備　考
新潟市資源再生センター	新潟市下木戸3－4－2	機械選別＋手選別	60ｔ/５ｈ	6,654ｔ	

オ　減容化処理施設

施　設　名	所　在　地	処 理 方 式	公 称 能 力	処理量(t/年)	備　考
新潟市小平方減容化処理施設	新潟市小平方548－１	２軸スクリュー押出成形式	６ｔ/５ｈ	624ｔ	

カ　コンポスト施設

施　設　名	所　在　地	処 理 方 式	公 称 能 力	処理量(t/年)	備　考
新潟市舞平処理場汚泥再生棟	新潟市平賀161－１	メタン発酵＋コンポスト設備	生ごみ1.8ｔ/日 コンポスト500kg/日	657ｔ	

キ　民間資源化施設

施　設　名	設置主体	所　在　地	処理廃棄物	処理量(ｔ/年)	備　考
新潟プラスチック油化センター	歴世礦油株式会社	新潟市平和町３－１	資源物 プラスチック	8,990ｔ	
ピーエスシー株式会社	同左	新潟市内野上新町13008	資源物 プラスチック	4,887ｔ	
イトムカ鉱業所	野村興産株式会社	北海道常呂郡留辺蘂町	有害ごみ	158ｔ	
有限会社　宗村建設	同左	新潟市鳥原新田550	びん	250ｔ	
有限会社　浅妻商店	同左	新潟市大野2853－１	金属ごみ	123ｔ	
新潟ガラスリサイクルセンター株式会社	同左	新潟市大字鵜ノ子819	ペットボトル	357ｔ	
新潟市資源リサイクル協同組合	同左	新潟市万代２－３－16	古紙(拠点回収)	1,153ｔ	

ク　最終処分場

市の処分場

施　設　名	所　在　地	埋立方式／水処理	埋立容量	処理量(ｔ/年)
第３赤塚埋立処分地	新潟市赤塚181	準好気性埋立 接触酸化＋凝集沈殿＋砂ろ過	473,900㎥	15,954ｔ
太夫浜埋立処分地(第３期)	新潟市島見町4592－14	接触酸化＋凝集沈殿＋砂ろ過 準好気性埋立	182,000㎥	14,840ｔ
小平方埋立処分地	新潟市小平方531－１	準好気性埋立 接触酸化＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭	19,500㎥	1,086ｔ

他の処分場

施　設　名	設置主体	所　在　地	処理廃棄物	処理量(ｔ/年)	備　考
エコパークいずもざき	財団法人新潟県環境保全事業団	新潟県三島郡出雲崎町大字稲川字池ノ尻	新田清掃センター焼却施設分 焼却残渣	6,812ｔ	

③　生活排水処理計画

ア　し尿・浄化槽汚泥収集運搬処理計画

(新潟市全域)

区分	収集運搬計画					処理計画	
	収集区域	収集主体	収集方法	収集回数	計画収集量	処理主体	搬入先
し尿	旧新潟市全域	委託	戸別収集	⑴　定額制については，原則月１回 ⑵　従量制については，実情に応じた回数	18,159.3㎘	直営	○新潟市舞平処理場
浄化槽汚泥	旧新潟市全域	法第７条第１項による許可業者＊	戸別収集	必要の都度	57,464.3㎘	直営	○新潟市東清掃センター ○新潟市舞平処理場

＊平成17年３月21日の合併日以前に新潟市長が許可した事業者，若しくは許可条件が合併日前の旧新潟市域に限定となっている事業者に限る

イ　中間処理計画

施　設　名	所　在　地	処理方式	処理能力	処理計画量	備　考
新潟市東清掃センター	新潟市下木戸３－４－１	放流基準以下に希釈後直接下水道に放流	－	26,497.0㎘	浄化槽汚泥
新潟市舞平処理場	新潟市平賀161－１	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理設備	149㎘/日	18,159.3㎘	し尿
				30,967.3㎘	浄化槽汚泥

〈旧新津市〉

⑴　処理する一般廃棄物の種類とその発生量

項　　目		平成17年度推計量
燃えるごみ		13,561ｔ
燃えないごみ		514ｔ
資源物	ガラスびん	637ｔ
	空き缶	254ｔ
	ペットボトル	234ｔ
	古紙類	2,902ｔ
大型ごみ		126ｔ
電池		23ｔ
自己搬入焼却ごみ		4,000ｔ
自己搬入破砕ごみ		115ｔ
自己搬入粗大ごみ		2,772ｔ
焼却灰等		1,862ｔ
動物の死体		----------匹
合　　計		27,000ｔ

項　　目	平成17年度推計量
し尿	4,224.3㎘
浄化槽汚泥	7,615.7㎘
合　　計	11,840.0㎘

⑵　家庭系一般廃棄物の種類

燃えるごみ		生ごみ・紙くず・木の枝・紙おむつ・ゴム・皮革製品等
資源物	ガラスびん	飲料用・食品用・飲み薬のガラスびん
	空き缶	飲料用・食品用のアルミ缶・スチール缶
	ペットボトル	飲料用・食品用のペットボトル
	古紙類	新聞・チラシ・段ボール及び紙箱等
燃えないごみ		資源物以外のガラス類・セトモノ等
大型（粗大）ごみ		燃えるごみ，燃えないごみの指定袋に入らないもの等
電池		廃乾電池・蛍光管・水銀体温計
し尿		汲取り便槽及び簡易水洗の便槽から収集されたし尿
浄化槽汚泥		浄化槽清掃時に収集された汚泥

⑶　ごみの排出抑制・再資源化計画

①　排出抑制の方法

市民・事業者・市の三者協働によるごみ減量化を促進する。

（市民・事業者への広報・啓発活動）

ア　ごみの減量等について，市民及び事業者の積極的な取り組みを促進するため，市報・パンフレット・市のホームページ等により，積極的な情報提供を行う。

イ　ごみ問題，環境問題をテーマにしたイベントなど市民参加型の事業を通じ，市民の意識啓発に努める。

ウ　環境学習を通じた学校教育との連携や，生涯学習の実施を通じて市民に対して広く知識・情報の提供を行う。

（家庭系ごみの排出抑制）

エ　市民に対し，できるだけ家庭からごみを出さない消費行動や再使用の促進などを日常生活で心がけてもらうよう努める。

オ　購入・販売段階での発生抑制を促進するため，「ごみ減量化・資源化協力店制度」の積極的なPRを行うとともに，制度の充実を図る。

（事業系ごみの排出抑制）

カ　事業者への指導や情報提供を積極的に行い，事業者自らによる排出抑制を促進する。

キ　旧新津市域の給食センターから排出される学校給食残さの一部を堆肥化することにより，生ごみの排出抑制を促進する。

②　資源化の方法と資源化量

ア　全域において，12分別収集体制により資源物としてガラスびん・空き缶・ペットボトル・古紙類の回収を実施する。

イ　生ごみ処理容器の普及により，生ごみの減量化及び堆肥化を促進するため，容器の減額販売を行う。

また，さらなる資源化・減量化を図るため，家庭用電動生ごみ処理機を購入する世帯に対して，購入に係る補助を行う。

ウ　集団資源回収運動の一層の拡充を図るため，奨励金の支給，用具の貸与及び回収品の保管庫の設置に係る補助を行う。

エ　牛乳パック・食品トレイ及びペットボトルのスーパー等小売店での店頭回収のPRに努める。

オ　破砕施設に搬入されたものを，破砕処理することで生じる金属類を回収し，資源化する。また，燃えないごみ中の刃物類，蛍光管については手選別し，資源化を行う。

カ　新潟市新津リサイクル館において，他人に使ってもらえるような家具を回収し，簡単な補修の後に展示し，希望者に提供する不用品展示事業を行う。

また，大型ごみ中の自転車の一部を希望者に提供し，再資源化を図る。

回　収　方　法	平成17年度推計量
⑴　12分別収集による資源物ガラスびん回収	637 t
⑵　12分別収集による資源物空き缶回収	254 t
⑶　12分別収集による資源物ペットボトル回収	234 t
⑷　12分別収集による資源物古紙類回収	2,059 t
⑸　集団資源回収による回収	283 t
⑹　破砕処理による金属回収等	569 t
⑺　不用品展示事業による家具類の再利用等	32 t

⑷　ごみ排出等における市民・事業者・市の役割等

①　市民の役割

一人ひとりがごみの排出者としての自覚・責任を持ち，分別収集のマナーの遵守や美化運動など地域の活動に積極的に参加し，ごみの減量化，適正処理に向けた取り組みに協力する。

また，ごみの排出に際しては，以下の点を守るものとする。

ア　排出する前に，集団回収や店頭回収等により，資源化できないかを考慮・実行し，できるかぎりごみの減量に努めること。

イ　排出に当たっては，分別区分を遵守するとともに，決められた日時・場所に持ち出すこと。

ウ　燃えるごみ，燃えないごみは，市の販売する指定袋で排出すること。

エ　引っ越し等による一時多量のごみは，市の施設へ自ら搬入するか，許可業者に依頼すること。

オ　ごみを市の処理施設へ搬入する場合は，条例で定める受入基準を遵守すること。

カ　排出禁止物については，市では収集しないので自ら処分すること。

②　事業者の役割

拡大生産者責任を踏まえ，生産・流通・販売等の段階で，商品やサービスがごみにならないための工夫を行う。同時にごみの排出者としての自覚・責任を持ち，ごみを出さない，計画的な事業展開を行う。

また，ごみの排出に際しては，以下の点を守るものとする。

ア　資源化可能なものを，分別，資源化することにより，ごみの減量に積極的に努めること。

イ　燃えるごみ，燃えないごみについては，市の販売する指定袋で排出すること。

ただし，袋排出がなじまないごみの排出に際しては，この限りではない。

ウ　排出に当たっては，適正に分別を行なうこととし，自ら市の処理施設に搬入するか，許可業者に依頼すること。

エ　ごみを市の処理施設へ搬入する場合は，条例で定める受入基準を遵守すること。

③　市の役割

市民・事業者が参加できる仕組みづくりの構築を推進し，それぞれの取り組みのコーディネーターとしての役割を果たす。排出されたごみの処理に当たっては，環境負荷の軽減を念頭においた，安全で効率的な収集運搬，処理・処分を実施するよう努める。

また，ごみの排出者として，率先してごみを出さない事業展開を計画的に推進する。

⑸　特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）による特定家庭用機器廃棄物の取り扱い

家電リサイクル法で再商品化が義務づけられた特定家庭用機器廃棄物（エアコン・テレビ・電気冷蔵庫及び電気冷凍庫・電気洗濯機）については，製造業者が指定した引取場所に搬去されるが，この場合他市町村民等から排出されるものも市内に受け入れるものとする。

⑹　生活排水処理計画

し尿・浄化槽汚泥については県の施設で全量衛生的に処理する。

公共用水域の環境保全を目的として，下水道及び農業集落排水事業以外の地域内において，住宅に合併処理浄化槽を設置しようとするものに対して補助を行う。

①　市民・事業者の役割等

ア　定額制世帯にあっては世帯人数の異動を速やかに市に連絡すること。

イ　転居，水洗化等汲み取りの必要がなくなった場合，速やかに市に連絡すること。

ウ　浄化槽設置世帯においては適切な維持管理に努めること。

エ　生活雑排水の排出に当たっては，調理くず，油を除去する等により，その水質の汚濁を防止するよう努めること。

⑺　一般廃棄物処理計画

①　ごみ処理計画

ア　ごみ収集運搬処理計画

（旧新津市）

ごみの種類	収集運搬計画					処理計画	
	収集区域	収集主体	収集方法	収集回数	年間計画収集量	処理主体	搬入先
燃えるごみ	旧新津市全域	委託	ごみ集積場（指定袋）	週３回	13,561ｔ	直営	○新潟市新津クリーンセンター焼却施設
燃えないごみ	旧新津市全域	委託	ごみ集積場（指定袋）	月１回	514ｔ	直営	○新潟市新津クリーンセンター　粗大ごみ処理施設
資源物 ガラスびん	旧新津市全域	委託	ごみ集積場	月２回	637ｔ	委託	○新潟ガラスリサイクルセンター株式会社
資源物 空き缶	旧新津市全域	委託	ごみ集積場	月２回	254ｔ	直営	○新潟市新津クリーンセンター　粗大ごみ処理施設
資源物 ペットボトル	旧新津市全域	委託	ごみ集積場	月２回	234ｔ	委託	○新潟ガラスリサイクルセンター株式会社
資源物 古紙	旧新津市全域	委託	ごみ集積場	月２回	2,902ｔ	委託	○有限会社　新津マテリアル
大型(粗大)ごみ	旧新津市全域	委託	申込制 戸別収集	随時	126ｔ	直営	○新潟市新津クリーンセンター　粗大ごみ処理施設
電池	旧新津市全域	委託	ごみ集積場	月２回	23ｔ	委託	○新潟市新津クリーンセンター　粗大ごみ処理施設（一時保管）
自己搬入 焼却ごみ	旧新津市全域	法第７条第１項による許可業者＊	戸別収集	随時	4,000ｔ	直営	○新潟市新津クリーンセンター焼却施設
		排出者	－				
自己搬入 不燃ごみ	旧新津市全域	法第７条第１項による許可業者＊	戸別収集	随時	115ｔ	直営	○新潟市新津クリーンセンター　粗大ごみ処理施設
		排出者	－				
自己搬入 粗大ごみ	旧新津市全域	法第７条第１項による許可業者＊	戸別収集	随時	2,772ｔ	直営	○新潟市新津クリーンセンター　粗大ごみ処理施設
		排出者	－				
焼却灰等	焼却施設	委託	施設	随時	1,862ｔ	委託	○エコパークいずもざき ○ジークライトエコポート
犬・猫等の死体	旧新津市全域	直営 委託	戸別収集	届出の都度	--------匹	直営	○新潟市新津クリーンセンター焼却施設

＊平成17年３月21日の合併日以前に旧新津市長が許可した事業者，若しくは許可条件が合併日前の旧新津市域に限定となっている事業者に限る

イ　市で収集運搬処理をしない一般廃棄物

区　　分	廃　棄　物　の　例	備　　考
有害性のある物	劇薬・農薬	
危険性のある物	プロパンガスボンベ・バッテリー・消火器	
引火性のある物	ガソリン・灯油・塗料	
著しく悪臭を発する物	汚物の著しく付着した紙おむつ	
容積又は重量の大きい物	大型ピアノ・大型機械器具・バイク（50cc以下のものを含む）	
特別管理一般廃棄物	感染性廃棄物	
再生利用を促進することが必要と認められるもの	特定家庭用機器廃棄物（テレビ・エアコン・電気冷蔵庫及び電気冷凍庫・洗濯機）	小売店に引取義務のない物を除く
	パーソナルコンピュータ（重量が１kg以下のものを除く）	
その他処理上支障をきたす物	タイヤ・自動車のバンパー	

②　中間処理計画

ア　焼却施設

施　設　名	所　在　地	処 理 方 式	公 称 能 力	処理量(ｔ/年)	備　考
新潟市新津クリーンセンター焼却施設	新潟市小口1289－１	全連続燃焼式流動床	144t/24h ＊2炉	20,028ｔ	

イ　粗大ごみ処理施設

施　設　名	所　在　地	処 理 方 式	公 称 能 力	処理量(ｔ/年)	備　考
新潟市新津クリーンセンター　粗大ごみ処理施設	新潟市小口1289－１	横軸回転衝撃式＋切断機	21t/５h	3,781ｔ	

ウ　啓発施設

施　設　名	所　在　地	処 理 方 式	公 称 能 力	処理量(ｔ/年)	備　考
新潟市新津クリーンセンターリサイクル館	新潟市小口1289－１	粗大ごみ中の家具類の補修及び不用品展示事業等	－	32ｔ	

エ　民間資源化施設

施　設　名	設 置 主 体	所　在　地	処理廃棄物	処理量(ｔ/年)	備　考
東邦亜鉛株式会社	同左	群馬県安中市中宿字茶臼塚	電池	23ｔ	
有限会社新津マテリアル	同左	新潟市古田の内大野開191	資源物古紙	2,902ｔ	
イー・ステージ株式会社	同左	長野県小諸市大字平原	燃えないごみ中の蛍光管	10ｔ	
新潟ガラスリサイクルセンター株式会社	同左	新潟市大字鵜ノ子819	ガラスびん	637ｔ	
			ペットボトル	234ｔ	

オ　最終処分場

市以外の処分場

施　設　名	設 置 主 体	所　在　地	処理廃棄物	処理量(ｔ/年)	備　考
エコパークいずもざき	財団法人新潟県環境保全事業団	新潟県三島郡出雲崎町大字稲川字池ノ尻	焼却残渣等	721ｔ	
ジークライト株式会社エコポート最終処分場	株式会社福田組	山形県米沢市大字板谷字四郎右エ門沢773－1	焼却残渣等	1,600ｔ	

③　生活排水処理計画

ア　し尿・浄化槽汚泥収集運搬処理計画

（新津市全域）

区分	収集運搬計画					処理計画	
	収集区域	収集主体	収集方法	収集回数	計画収集量	処理主体	搬入先
し尿	旧新津市全域	委託	戸別収集	⑴　定額制については，原則月１回 ⑵　従量制については，実情に応じた回数	4,224.3㎘	委託	○新潟県新津浄化センター
浄化槽汚泥	旧新津市全域	法第７条第１項による許可業者＊	戸別収集	必要の都度	7,615.7㎘	委託	○新潟県新津浄化センター

＊平成17年３月21日の合併日以前に旧新津市長が許可した事業者，若しくは許可条件が合併日前の旧新津市域に限定となっている事業者に限る

イ　中間処理計画

施設名	所在地	処理方式	処理能力	処理計画量	備考
新潟県新津浄化センター	新潟市古田の内大野開２	放流基準以下に希釈後直接下水道に放流	－	4,224.3㎘	し尿
				7,615.7㎘	浄化槽汚泥

〈旧白根市・旧小須戸町・旧味方村・旧月潟村・旧中之口村〉

平成17年３月21日の合併日前に旧白根地域広域事務組合管内であった市町村（以下,「白根広域」という。）。

⑴　処理する一般廃棄物の種類とその発生量

項目		平成17年度推計量
燃えるごみ		11,817ｔ
ガラス・陶磁器類		719ｔ
鉄・缶類・その他		690ｔ
資源物	プラスチック製容器包装	372ｔ
	ペットボトル	120ｔ
	白色トレイ	13ｔ
	古紙類	2,095ｔ
	紙製容器包装	63ｔ
粗大ごみ		139ｔ
自己搬入可燃ごみ		6,893ｔ
自己搬入不燃ごみ		208ｔ
自己搬入粗大ごみ		100ｔ
自己搬入資源ごみ		255ｔ
焼却灰等（スラグ含）		1,821ｔ
動物の死体		----------匹
合計		25,305ｔ

項目	平成17年度推計量
し尿	6,363.1㎘
浄化槽汚泥	18,426.6㎘
合計	24,789.7㎘

⑵　家庭系一般廃棄物の種類

燃えるごみ		生ごみ・紙くず・木の枝・紙おむつ・ゴム・皮革製品等
ガラス・陶磁器類		ガラスびん・電球・蛍光灯・茶碗や皿などの陶磁器類
鉄・缶類・その他		空き缶・スプレー缶・なべ・やかん・乾電池・小型家電品など
資源物	プラスチック製容器包装	プラスチックでできている容器・包装類
	ペットボトル	飲料用・食品用のペットボトル
	白色トレイ	白色の発泡スチロール製食品トレイ
	古紙類	新聞（チラシを含む）・雑誌・段ボール・紙パック
	紙製容器包装	紙でできている容器・包装類
粗大ごみ		粗大ごみ単価表に定める161品目
し尿		汲取り便槽及び簡易水洗の便槽から収集されたし尿
浄化槽汚泥		浄化槽清掃時に収集された汚泥

⑶　ごみの排出抑制・再資源化計画

①　排出抑制の方法

市民・事業者・市の三者協働によるごみ減量化

を促進する。

（市民・事業者への広報・啓発活動）

ア　ごみの減量等について，市民及び事業者の積極的な取り組みを促進するため，市報・パンフレット・市のホームページ等により，積極的な情報提供を行う。

イ　ごみ問題，環境問題をテーマにしたイベントなど市民参加型の事業を通じ，市民の意識啓発に努める。

ウ　環境学習を通じた学校教育との連携や，生涯学習の実施を通じて市民に対して広く知識・情報の提供を行う。

（家庭系ごみの排出抑制）

エ　市民に対し，できるだけ家庭からごみを出さない消費行動や再使用の促進などを日常生活で心がけてもらうよう努める。

オ　購入・販売段階での発生抑制を促進するため，「ごみ減量化・資源化協力店制度」の積極的なPRを行うとともに，制度の充実を図る。

（事業系ごみの排出抑制）

カ　事業者への指導や情報提供を積極的に行い，事業者自らによる排出抑制を促進する。

②　資源化の方法と資源化量

ア　全域において，12分別収集体制により資源物としてプラスチック製容器包装・ペットボトル・白色トレイ・古紙類・紙製容器包装の回収を実施する。

イ　市の施設に直接搬入されるごみについても，家庭系ごみと同様の分別による受入を行うことで，資源物を回収する。

ウ　生ごみ処理容器の普及により，生ごみの減量化及び堆肥化を促進するため，容器の減額販売を行う。

　また，さらなる資源化・減量化を図るため，家庭用電動生ごみ処理機を購入する世帯に対して，購入に係る補助を行う。

エ　集団資源回収運動の一層の拡充を図るため，奨励金の支給，用具の貸与及び回収品の保管庫の設置に係る補助を行う。

オ　牛乳パック・食品トレイ及びペットボトルのスーパー等小売店での店頭回収のPRに努める。

カ　搬入されたガラス・陶磁器類を選別し，ガラス類を回収して資源化を図る。

キ　粗大ごみ処理施設に搬入されたものを破砕処理して生じる金属類を回収し，資源化を図る。

ク　焼却施設で生じる焼却灰を施設内の灰溶融施設でスラグ化することにより資源化し，活用する。

ケ　焼却施設に搬入された剪定枝の一部をチップ化し，資源としての利用を図る。

回　収　方　法	平成17年度推計量
⑴　12分別収集による資源物プラスチック製容器包装回収	372 t
⑵　12分別収集による資源物ペットボトル回収	120 t
⑶　12分別収集による資源物白色トレイ回収	13 t
⑷　12分別収集による資源物古紙類回収	2,095 t
⑸　12分別収集による資源物紙製容器包装回収	63 t
⑹　市の施設に直接搬入される資源物の回収	255 t
⑺　集団資源回収による回収	286 t
⑻　手選別によるガラス類の回収	619 t
⑼　破砕処理による金属回収	552 t
⑽　焼却灰の溶融で生成されるスラグの回収	699 t
⑾　剪定枝の破砕処理によるチップの資源化	252 t

⑷　ごみ排出等における市民・事業者・市の役割等

①　市民の役割

　一人ひとりがごみの排出者としての自覚・責任を持ち，分別収集のマナーの遵守や美化運動など地域の活動に積極的に参加し，ごみの減量化，適正処理に向けた取り組みに協力する。

　また，ごみの排出に際しては，以下の点を守るものとする。

ア　排出する前に，集団回収や店頭回収等により，資源化できないかを考慮・実行し，できるかぎりごみの減量に努めること。

イ　排出に当たっては，分別区分を遵守するとともに，決められた日時・場所に持ち出すこと。

ウ　燃えるごみ，ガラス・陶磁器類，鉄・缶類・その他については，市の販売する指定袋で排出すること。その他のごみについては，古紙類を除き透明又は半透明の袋に入れて排出すること。

エ　粗大ごみの戸別収集を市に依頼した場合は，区分に応じた手数料に基づく粗大ごみ処理券を単品ごとに見やすいところに貼りつけ，排出しなければならない。自ら市の施設に搬入する場合も同様とする。

オ　引っ越し等による一時多量のごみは，市の施設へ自ら搬入するか，許可業者に依頼すること。

カ　ごみを市の処理施設へ搬入する場合は，条例で定める受入基準を遵守すること。

キ　排出禁止物については，市では収集しないので自ら処分すること。

②　事業者の役割

拡大生産者責任を踏まえ，生産・流通・販売等の段階で，商品やサービスがごみにならないための工夫を行う。同時にごみの排出者としての自覚・責任を持ち，ごみを出さない，計画的な事業展開を行う。

また，ごみの排出に際しては，以下の点を守るものとする。

ア　資源化可能なものを，分別，資源化することにより，ごみの減量に積極的に努めること。

イ　排出に当たっては，適正に分別を行なうこととし，自ら市の処理施設に搬入するか，許可業者に依頼すること。

ウ　燃えるごみ，ガラス・陶磁器類，鉄・缶類・その他については，市の販売する指定袋で排出すること。その他のごみについては，古紙類を除き透明又は半透明の袋に入れて排出すること。

エ　粗大ごみについては，区分に応じた手数料に基づく粗大ごみ処理券を単品ごとに見やすいところに貼りつけ，排出すること。

オ　ごみを市の処理施設へ搬入する場合は，条例で定める受入基準を遵守すること。

③　市の役割

市民・事業者が参加できる仕組みづくりの構築を推進し，それぞれの取り組みのコーディネーターとしての役割を果たす。排出されたごみの処理に当たっては，環境負荷の軽減を念頭においた，安全で効率的な収集運搬，処理・処分を実施するよう努める。

また，ごみの排出者として，率先してごみを出さない事業展開を計画的に推進する。

⑸　特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）による特定家庭用機器廃棄物の取り扱い

家電リサイクル法で再商品化が義務づけられた特定家庭用機器廃棄物（エアコン・テレビ・電気冷蔵庫及び電気冷凍庫・電気洗濯機）については，製造業者が指定した引取場所に搬去されるが，この場合他市町村民等から排出されるものも市内に受け入れるものとする

⑹　生活排水処理計画

し尿・浄化槽汚泥については市の施設で全量衛生的に処理する。

公共用水域の環境保全を目的として，下水道及び農業集落排水事業以外の地域内において，住宅に合併処理浄化槽を設置しようとするものに対して補助を行う。

①　市民・事業者の役割等

ア　定額制世帯にあっては世帯人数の異動を速やかに市に連絡すること。

イ　転居，水洗化等汲み取りの必要がなくなった場合，速やかに市に連絡すること。

ウ　浄化槽設置世帯においては適切な維持管理に努めること。

エ　生活雑排水の排出に当たっては，調理くず，油を除去する等により，その水質の汚濁を防止するよう努めること。

⑺　一般廃棄物処理計画

①　ごみ処理計画

ア　ごみ収集運搬処理計画

（旧白根広域：旧白根市・旧小須戸町・旧味方村・旧月潟村・旧中之口村）

ごみの種類	収集運搬計画					処理計画	
	収集区域	収集主体	収集方法	収集回数	年間計画収集量	処理主体	搬入先
燃えるごみ	旧白根広域全域	委託	ごみ集積場（指定袋）	週３回	11,817ｔ	直営	○新潟市白根グリーンタワー焼却施設
ガラス・陶磁器類	旧白根広域全域	委託	ごみ集積場（指定袋）	月２回	719ｔ	委託	○新潟市白根グリーンタワーストックヤード（手選別）
鉄・缶類・その他	旧白根広域全域	委託	ごみ集積場（指定袋）	月２回	690ｔ	直営	○新潟市白根グリーンタワー粗大ごみ処理施設
資源物プラスチック製容器包装	旧白根広域全域	委託	ごみ集積場	週１回（第3週除く）	372ｔ	委託	○太誠産業株式会社（新潟市白根グリーンタワー内）
資源物ペットボトル	旧白根広域全域	委託	ごみ集積場	月２回	120ｔ	委託	○太誠産業株式会社（新潟市白根グリーンタワー内）
資源物白色トレイ	旧白根広域全域	委託	ごみ集積場	月１回	13ｔ	委託	○新潟市白根グリーンタワーストックヤード（手選別）
資源物古紙類	旧白根広域全域	委託	ごみ集積場	月２回	2,095ｔ	委託	○民間資源化施設
資源物紙製容器包装	旧白根広域全域	委託	ごみ集積場	月２回	63ｔ	委託	○民間資源化施設
粗大ごみ	旧白根広域全域	委託	申込制戸別収集	随時	139ｔ	直営	○新潟市白根グリーンタワー粗大ごみ処理施設
自己搬入可燃ごみ	旧白根広域全域	法第７条第１項による許可業者＊	戸別収集	随時	6,893ｔ	直営委託	○新潟市白根グリーンタワー焼却施設 ○新潟市白根グリーンタワーストックヤード(一時保管)
		排出者	－				
自己搬入不燃ごみ	旧白根広域全域	法第７条第１項による許可業者＊	戸別収集	随時	208ｔ	直営	○新潟市白根グリーンタワー粗大ごみ処理施設 ○同　ストックヤード（手選別）
		排出者	－				
自己搬入粗大ごみ	旧白根広域全域	法第７条第１項による許可業者＊	戸別収集	随時	100ｔ	直営	○新潟市白根グリーンタワー粗大ごみ処理施設
		排出者	－				
自己搬入資源物	旧白根広域全域	法第７条第１項による許可業者＊	戸別収集	随時	255ｔ	委託	○太誠産業株式会社（新潟市白根グリーンタワー内） ○新潟市白根グリーンタワーストックヤード
		排出者	－				
焼却灰等（スラグ含む）	焼却施設	委託	施設	随時	1,821ｔ	直営	○新潟市白根第３埋立処分地（資源化するスラグの保管含む）
犬・猫等の死体	旧白根広域全域	直営	－	届出の都度	……匹	直営	○新潟市白根グリーンタワー焼却施設
		排出者		随時			

＊平成17年３月21日の合併日以前に旧白根地域広域事務組合管理者が許可した事業者，若しくは許可条件が合併日前の旧白根広域に限定となっている事業者に限る

イ　市で収集運搬処理をしない一般廃棄物

区　　分	廃　棄　物　の　例	備　　考
有害性のある物	劇薬・農薬	
危険性のある物	プロパンガスボンベ・バッテリー・消火器	
引火性のある物	ガソリン・灯油・塗料	
著しく悪臭を発する物	汚物の著しく付着した紙おむつ	
容積又は重量の大きい物	大型ピアノ・大型機械器具・バイク（50cc以下のものを含む）	
特別管理一般廃棄物	感染性廃棄物等	
再生利用を促進することが必要と認められるもの	特定家庭用機器廃棄物（テレビ・エアコン・電気冷蔵庫及び電気冷凍庫・洗濯機）	小売店に引取義務のない物を除く
	パーソナルコンピュータ（重量が１kg以下のものを除く）	
その他処理上支障をきたす物	タイヤ・自動車のバンパー	

②　中間処理計画

ア　焼却施設

施　設　名	所　在　地	処 理 方 式	公 称 能 力	処理量(t/年)	備　考
新潟市白根グリーンタワー焼却施設	新潟市鍋潟640－１	准連続燃焼式ストーカ＋灰溶融	50t/16h　＊2炉 7t/16h　＊1炉	18,943 t	

イ　粗大ごみ処理施設

施　設　名	所　在　地	処 理 方 式	公 称 能 力	処理量(t/年)	備　考
新潟市白根グリーンタワー粗大ごみ処理施設	新潟市鍋潟640－１	竪型回転衝撃式＋切断機	20t/５h	1,037 t	

ウ　資源化施設

施　設　名	所　在　地	処 理 方 式	公 称 能 力	処理量(t/年)	備　考
新潟市白根グリーンタワーストックヤード	新潟市鍋潟640－１	手選別（ガラス・陶磁器類，白色トレイ）	－	832 t	

エ　民間資源化施設

施　設　名	設 置 主 体	所　在　地	処理廃棄物	処理量(t/年)	備　考
太誠産業株式会社	同左	東京都豊島区南池袋３－14－11	プラスチック製容器包装	372 t	新潟市白根グリーンタワー内
			ペットボトル	134 t	
株式会社西國商店	同左	加茂市千刈２－１－５	資源物古紙類 資源物紙製容器包装	2,399 t	年度前後期で搬入業者を決定
株式会社ニシトク	同左	加茂市新栄町９－36			
坂上商店	同左	新潟市小戸下組82			
新潟エコサイクル工業株式会社	同左	新潟市横戸3445－３	自己搬入剪定枝の一部	252 t	

オ　最終処分場

市の処分場

施　設　名	所　在　地	埋立方式／水処理	埋立容量	処理量(t/年)
新潟市白根第３埋立処分地	新潟市鍋潟640－１	準好気性埋立 活性汚泥＋凝集沈殿＋膜処理＋活性炭	15,401㎥	1,322 t

③　生活排水処理計画

ア　し尿・浄化槽汚泥収集運搬処理計画

（新潟市全域）

区分	収集運搬計画					処理計画	
	収集区域	収集主体	収集方法	収集回数	計画収集量	処理主体	搬入先
し尿	旧白根広域全域	委託	戸別収集	⑴　定額制については，原則月１回 ⑵　従量制については，実情に応じた回数	6,363.1㎘	直営	○新潟市白根し尿処理場
浄化槽汚泥	旧白根広域全域	法第７条第１項による許可業者＊	戸別収集	必要の都度	18,426.6㎘	直営	○新潟市白根し尿処理場

＊平成17年３月21日の合併日以前に旧白根地域広域事務組合管理者が許可した事業者，若しくは許可条件が合併日前の旧白根広域に限定となっている事業者に限る

イ　中間処理計画

施設名	所在地	処理方式	処理能力	処理計画量	備考
新潟市白根し尿処理場	新潟市臼井2135－１	攪拌遠心分離式高負荷処理方式	100㎘/日	6,363.1㎘	し尿
				18,426.6㎘	浄化槽汚泥

〈旧豊栄市〉

⑴　処理する一般廃棄物の種類とその発生量

項目		平成17年度推計量
可燃ごみ		9,642ｔ
不燃ごみ		615ｔ
缶・金属類		228ｔ
資源物	空きびん	411ｔ
資源物	プラスチック製容器包装	450ｔ
水銀含有物		6ｔ
自己搬入可燃ごみ		7,731ｔ
自己搬入破砕ごみ		179ｔ
自己搬入埋立ごみ		133ｔ
焼却灰等		2,311ｔ
埋立ごみ		613ｔ
動物の死体		---------匹
合計		22,319ｔ

項目	平成17年度推計量
し尿	3,236.8㎘
浄化槽汚泥	7,811.5㎘
ＣＰ汚泥	947.3㎘
合計	11,995.6㎘

⑵　家庭系一般廃棄物の種類

可燃ごみ		生ごみ・紙くず・木の枝・紙おむつ・ゴム・皮革製品等
不燃ごみ		資源物以外のガラス類・セトモノ・小型家電製品・小型スチール家具・自転車等
缶・金属類		飲料用・食品用の空き缶・スプレー缶・一斗缶・金属類等
資源物	空きびん	飲料用・食品用・飲み薬のガラスびん
資源物	プラスチック製容器包装	プラスチックでできている容器・包装類
水銀含有物		廃乾電池・ボタン型電池・蛍光管
し尿		汲取り便槽及び簡易水洗の便槽から収集されたし尿
浄化槽汚泥		浄化槽清掃時に収集された汚泥
ＣＰ汚泥		コミュニティプラントから収集された汚泥

⑶　ごみの排出抑制・再資源化計画

①　排出抑制の方法

市民・事業者・市の三者協働によるごみ減量化を促進する。

（市民・事業者への広報・啓発活動）

ア　ごみの減量等について，市民及び事業者の積極的な取り組みを促進するため，市報・パンフレット・市のホームページ等により，積極的な情報提供を行う。

イ　ごみ問題，環境問題をテーマにしたイベントなど市民参加型の事業を通じ，市民の意識啓発に努める。

ウ　環境学習を通じた学校教育との連携や，生涯学習の実施を通じて市民に対して広く知識・情報の提供を行う。

（家庭系ごみの排出抑制）

エ　市民に対し，できるだけ家庭からごみを出さない消費行動や再使用の促進などを日常生活で心がけてもらうよう努める。

オ　購入・販売段階での発生抑制を促進するため，「ごみ減量化・資源化協力店制度」の積極的なPRを行うとともに，制度の充実を図る。

（事業系ごみの排出抑制）

カ　事業者への指導や情報提供を積極的に行い，事業者自らによる排出抑制を促進する。

②　資源化の方法と資源化量

ア　全域において，６分別収集体制により資源物として空きびん・プラスチック製容器包装の回収を実施する。

イ　生ごみ処理容器の普及により，生ごみの減量化及び堆肥化を促進するため，容器の減額販売を行う。

　また，さらなる資源化・減量化を図るため，家庭用電動生ごみ処理機を購入する世帯に対して，購入に係る補助を行う。

ウ　集団資源回収運動の一層の拡充を図るため，奨励金の支給，用具の貸与及び回収品の保管庫の設置に係る補助を行う。

エ　牛乳パック・食品トレイ及びペットボトルの資源化を促進するため，拠点回収を実施する。

オ　破砕施設に搬入されたものを，破砕処理することで生じる金属類を回収し，資源化する。

カ　焼却施設に持ち込まれた可燃ごみの一部から古紙を手選別し，資源化を図る。

キ　一斉清掃により収集された側溝汚泥の一部を建築資材として引き取ってもらい，再利用する。

回　収　方　法	平成17年度推計量
⑴　６分別収集による資源物空きびん回収	411ｔ
⑵　６分別収集による資源物プラスチック製容器包装回収	396ｔ
⑶　集団資源回収による回収	2,070ｔ
⑷　ペットボトルの拠点回収	137ｔ
⑸　食品トレイの拠点回収	23ｔ
⑹　牛乳パックの拠点回収	5ｔ
⑺　破砕処理による金属回収	586ｔ
⑻　焼却施設での選別による古紙回収	35ｔ
⑼　側溝汚泥の一部を建築資材として資源化	440ｔ

⑷　ごみ排出等における市民・事業者・市の役割等

①　市民の役割

　一人ひとりがごみの排出者としての自覚・責任を持ち，分別収集のマナーの遵守や美化運動など地域の活動に積極的に参加し，ごみの減量化，適正処理に向けた取り組みに協力する。

　また，ごみの排出に際しては，以下の点を守るものとする。

ア　排出する前に，集団回収や店頭回収等により，資源化できないかを考慮・実行し，できるかぎりごみの減量に努めること。

イ　排出に当たっては，分別区分を遵守するとともに，決められた日時・場所に持ち出すこと。

ウ　可燃ごみについては，市の指定するごみ処理券を，透明又は半透明の袋に貼って排出すること。あらかじめ市が配付するごみ処理券を使いきった場合は市が販売する指定袋により排出すること。

エ　プラスチック製容器包装については，透明又は半透明の袋に入れて排出すること。

　不燃ごみ，缶・金属類についてもできるだけ透明又は半透明の袋での排出に努めること。

オ　引っ越し等による一時多量のごみは，市が構成する組合の施設へ自ら搬入するか，許可業者に依頼すること。

カ　ごみを市が構成する組合の処理施設へ搬入する場合は，条例で定める受入基準を遵守すること。

キ　排出禁止物については，市では収集しないので自ら処分すること。

②　事業者の役割

　拡大生産者責任を踏まえ，生産・流通・販売等の段階で，商品やサービスがごみにならないための工夫を行う。同時にごみの排出者としての自覚・責任を持ち，ごみを出さない，計画的な事業展開を行う。

　また，ごみの排出に際しては，以下の点を守るものとする。

ア　資源化可能なものを，分別，資源化することにより，ごみの減量に積極的に努めること。

イ　ごみ集積場を利用する事業者の排出に当たっては，家庭系と同様の分別区分を遵守するとともに，決められた日時・場所に持ち出すこと。

また，可燃ごみ及びプラスチック製容器包装については市が販売する指定袋に入れて排出すること。

ウ　ごみ集積場を利用しない事業者の排出に当たっては，適正に分別を行なうこととし，自らの処理施設に搬入するか，許可業者に依頼すること。

エ　ごみを市が構成する組合の処理施設へ搬入する場合は，条例で定める受入基準を遵守すること。

③　市の役割

市民・事業者が参加できる仕組みづくりの構築を推進し，それぞれの取り組みのコーディネーターとしての役割を果たす。排出されたごみの処理に当たっては，環境負荷の軽減を念頭においた，安全で効率的な収集運搬，処理・処分を実施するよう努める。

また，ごみの排出者として，率先してごみを出さない事業展開を計画的に推進する。

⑸　特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）による特定家庭用機器廃棄物の取り扱い

家電リサイクル法で再商品化が義務づけられた特定家庭用機器廃棄物（エアコン・テレビ・電気冷蔵庫及び電気冷凍庫・電気洗濯機）については，製造業者が指定した引取場所に搬去されるが，この場合他市町村民等から排出されるものも市内に受け入れるものとする

⑹　生活排水処理計画

し尿・浄化槽汚泥については市が構成する組合の施設で全量衛生的に処理する。

公共用水域の環境保全を目的として，下水道及び農業集落排水事業以外の地域内において，住宅に合併処理浄化槽を設置しようとするものに対して補助を行う。

①　市民・事業者の役割等

ア　定額制世帯にあっては世帯人数の異動を速やかに市に連絡すること。

イ　転居，水洗化等汲み取りの必要がなくなった場合，速やかに市に連絡すること。

ウ　浄化槽設置世帯においては適切な維持管理に努めること。

エ　生活雑排水の排出に当たっては，調理くず，油を除去する等により，その水質の汚濁を防止するよう努めること。

⑺　一般廃棄物処理計画

①　ごみ処理計画

ア　ごみ収集運搬処理計画

（旧豊栄市）

ごみの種類	収集運搬計画					処理計画	
	収集区域	収集主体	収集方法	収集回数	年間計画収集量	処理主体	搬入先
可燃ごみ	旧豊栄市全域	委託	ごみ集積場	週３回	9,642 t	直営	○豊栄郷清掃施設処理組合 豊栄環境センター焼却施設
不燃ごみ	旧豊栄市全域	委託	ごみ集積場	月１回 （年13回）	615 t	直営	○豊栄郷清掃施設処理組合 豊栄環境センター破砕施設
缶・金属類	旧豊栄市全域	委託	ごみ集積場	月１回	228 t	直営	○豊栄郷清掃施設処理組合 豊栄環境センター破砕施設
資源物 空きびん	旧豊栄市全域	委託	ごみ集積場	月１回 （年14回）	411 t	委託	○新潟ガラスリサイクルセンター株式会社
資源物 プラスチック製容器包装	旧豊栄市全域	委託	ごみ集積場	週１回	450 t	委託	○新潟ガラスリサイクルセンター株式会社プラスチック処理施設（豊栄環境センター内）
水銀含有物	旧豊栄市全域	委託	ごみ集積場	年２回	6 t	委託	○市の指定倉庫（一時保管）
			拠点	月１回			
資源物 ペットボトル	旧豊栄市全域	委託	拠点	随時	137 t	委託	○株式会社アッシュトンニイガタ
資源物 白色トレイ	旧豊栄市全域	委託	拠点	随時	23 t	委託	○株式会社アッシュトンニイガタ
資源物 牛乳パック	旧豊栄市全域	委託	拠点	週１回	5 t	委託	○新潟興産株式会社
自己搬入 可燃ごみ （馬ふん含む）	旧豊栄市全域	法第７条第１項による許可業者＊	戸別収集	随時	7,731 t	直営	○豊栄郷清掃施設処理組合 豊栄環境センター焼却施設 ○農村還元（馬ふんのみ）
		排出者	－				
自己搬入 破砕ごみ	旧豊栄市全域	法第７条第１項による許可業者＊	戸別収集	随時	179 t	直営	○豊栄郷清掃施設処理組合 豊栄環境センター破砕施設
		排出者	－				
自己搬入 埋立ごみ	旧豊栄市全域	排出者	－	随時	133 t	直営	○豊栄郷清掃施設処理組合江楓園
焼却灰等	焼却施設	委託	施設	随時	2,311 t	直営	○豊栄郷清掃施設処理組合江楓園
埋立ごみ （汚泥等）	旧豊栄市全域	直営 委託	施設	随時	613 t	直営	○豊栄郷清掃施設処理組合江楓園
犬・猫等の死体	旧豊栄市全域	直営 委託	－	届出の都度	--------匹	直営	○豊栄郷清掃施設処理組合 豊栄環境センター焼却施設

＊平成17年３月21日の合併日以前に旧豊栄市長が許可した事業者，若しくは許可条件が合併日前の旧豊栄市域に限定となっている事業者に限る

イ　市で収集運搬処理をしない一般廃棄物

区　　分	廃　棄　物　の　例	備　　考
有害性のある物	劇薬・農薬	
危険性のある物	プロパンガスボンベ・バッテリー・消火器	
引火性のある物	ガソリン・灯油・塗料	
著しく悪臭を発する物	汚物の著しく付着した紙おむつ	
容積又は重量の大きい物	大型ピアノ・大型機械器具・バイク（50cc以下のものを含む）	
特別管理一般廃棄物	感染性廃棄物	
再生利用を促進することが必要と認められるもの	特定家庭用機器廃棄物（テレビ・エアコン・電気冷蔵庫及び電気冷凍庫・洗濯機）	
	パーソナルコンピュータ（重量が１kg以下のものを除く）	
その他処理上支障をきたす物	タイヤ・自動車のバンパー	

②　中間処理計画

ア　焼却施設

施　設　名	所　在　地	処 理 方 式	公 称 能 力	処理量(ｔ/年)	備　考
豊栄郷清掃施設処理組合豊栄環境センター焼却施設	新潟市浦ノ入481	准連続燃焼式ストーカ（増設１体化）	40t/16h　＊2炉 50t/16h　＊1炉	15,603ｔ	

イ　破砕施設

施　設　名	所　在　地	処 理 方 式	公 称 能 力	処理量(ｔ/年)	備　考
豊栄郷清掃施設処理組合豊栄環境センター破砕施設	新潟市浦ノ入481	衝撃、せん断式併用回転式	30t/５h	1,022ｔ	

ウ　民間資源化施設

施　設　名	設 置 主 体	所　在　地	処理廃棄物	処理量(ｔ/年)	備　考
プラスチック処理施設	新潟ガラスリサイクルセンター株式会社	豊栄環境センター内	プラスチック製容器包装	450ｔ	
株式会社　アッシュトンニイガタ	同左	新潟市下大谷内378－44	ペットボトル，トレイ	160ｔ	拠点
イトムカ鉱業所	野村興産株式会社	北海道常呂郡留辺蘂町	水銀含有物	6ｔ	
新潟ガラスリサイクルセンター株式会社	同左	新潟市大字鵜ノ子819	空きびん	411ｔ	
新潟興産株式会社	同左	新潟市新崎字毘沙門470	牛乳パック	5ｔ	拠点
豊栄資源回収業協同組合	同左	新潟市木崎1830	可燃ごみ中の古紙	35ｔ	
株式会社愛和産業	同左	新発田市佐々木2550－6	側溝汚泥の一部	440ｔ	

エ　農村還元

収集運搬業者名	収集運搬業者所在地	処 分 方 法	処 理 廃 棄 物	処理量(ｔ/年)	備　考
共栄商事株式会社	新潟市豊栄笹山3490	農村還元	自己搬入可燃ごみのうち競馬場の馬ふん	2,006ｔ	

オ　最終処分場

市が構成する組合の処分場

施　設　名	所　在　地	埋立方式／水処理	埋立容量	処理量(ｔ/年)
豊栄郷清掃施設処理組合江楓園	新潟市前新田乙319－1	準好気性埋立 接触酸化＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭	80,910㎥	2,836ｔ

③　生活排水処理計画

ア　し尿・浄化槽汚泥収集運搬処理計画

（旧豊栄市全域）

区分	収集運搬計画					処理計画	
	収集区域	収集主体	収集方法	収集回数	計画収集量	処理主体	搬入先
し尿	旧豊栄市全域	委託	戸別収集	⑴　定額制については，原則月１回 ⑵　従量制については，実情に応じた回数	3,236.8㎘	直営	○阿賀北広域組合 第４し尿処理施設
浄化槽汚泥	旧豊栄市全域	法第７条第１項による許可業者＊	戸別収集	必要の都度	7,811.5㎘	直営	○阿賀北広域組合 第４し尿処理施設
ＣＰ汚泥	旧豊栄市全域	法第７条第１項による許可業者＊	戸別収集	必要の都度	947.3㎘	直営	○阿賀北広域組合 第４し尿処理施設

＊平成17年３月21日の合併日以前に旧豊栄市長が許可した事業者，若しくは許可条件が合併日前の旧豊栄市域に限定となっている事業者に限る

イ　中間処理計画

し尿・浄化槽汚泥処理施設

施設名	所在地	処理方式	処理能力	処理計画量	備考
阿賀北広域組合第４し尿処理施設	阿賀野市船居字権九郎新田496－１	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理設備	99㎘/日	3,236.8㎘	し尿
				7,811.5㎘	浄化槽汚泥
				947.3㎘	ＣＰ汚泥

汚水処理施設

汚水処理場設置区域については，以下の処分場で中間処理を行い，処理後の汚泥は阿賀北広域組合第４し尿処理施設で処分する。

施設名	所在地	処理方式	処理能力	処理計画量	備考
美里汚水処理場	新潟市豊栄美里２－５－２	膜分離高付加脱窒素処理方式	524㎘/日	50,000㎘	設置区域に限る

〈旧横越町〉

（平成17年度の重点施策）

・事業所から排出される古紙の搬入規制の実施

新潟市亀田焼却場焼却施設において，平成17年度中に事業所から排出される古紙の搬入規制を開始し，資源化を促進する。

⑴　処理する一般廃棄物の種類とその発生量

項目		平成17年度推計量
燃やすごみ		2,519ｔ
燃やさないごみ		179ｔ
資源物	空き缶・空きびん	121ｔ
	古紙	48ｔ
	プラスチック製容器包装	163ｔ
粗大ごみ		109ｔ
自己搬入焼却ごみ		1,825ｔ
自己搬入粗大ごみ		7ｔ
焼却灰・集じん灰		456ｔ
汚泥		59ｔ
雑芥等		24ｔ
動物の死体		----------匹
合計		5,510ｔ

項　　目	平成17年度推計量
し尿	693.1kℓ
浄化槽汚泥	60.3kℓ
合　　計	753.4kℓ

⑵　家庭系一般廃棄物の種類

燃やすごみ		生ごみ・紙くず・木の枝・紙おむつ・ゴム・皮革製品等
燃やさないごみ		金属類・資源物以外のガラス類・セトモノ・蛍光灯・廃乾電池等
資源物	空き缶・空きびん	飲料用・食品用のガラスびん・スチール缶・アルミ缶・一斗缶等
	プラスチック製容器包装	プラスチックでできている容器・包装類
	古紙	新聞（チラシを含む）・雑誌・段ボール・牛乳パック
粗大ごみ		家具類等（50㎝×50㎝×50㎝以上のごみ等）
し尿		汲取り便槽及び簡易水洗の便槽から収集されたし尿
浄化槽汚泥		浄化槽清掃時に収集された汚泥

⑶　ごみの排出抑制・再資源化計画

①　排出抑制の方法

市民・事業者・市の三者協働によるごみ減量化を促進する。

（市民・事業者への広報・啓発活動）

ア　ごみの減量等について，市民及び事業者の積極的な取り組みを促進するため，市報・パンフレット・市のホームページ等により，積極的な情報提供を行う。

イ　ごみ問題，環境問題をテーマにしたイベントなど市民参加型の事業を通じ，市民の意識啓発に努める。

ウ　環境学習を通じた学校教育との連携や，生涯学習の実施を通じて市民に対して広く知識・情報の提供を行う。

（家庭系ごみの排出抑制）

エ　市民に対し，できるだけ家庭からごみを出さない消費行動や再使用の促進などを日常生活で心がけてもらうよう努める。

オ　購入・販売段階での発生抑制を促進するため，「ごみ減量化・資源化協力店制度」の積極的なPRを行うとともに，制度の充実を図る。

（事業系ごみの排出抑制）

カ　事業者への指導や情報提供を積極的に行い，事業者自らによる排出抑制を促進する。

②　資源化の方法と資源化量

ア　12分別収集体制により資源物としてびん・缶・プラスチック製容器包装・古紙類の回収を実施する。

イ　生ごみ処理容器の普及により，生ごみの減量化及び堆肥化を促進するため，容器の減額販売を行う。

また，さらなる資源化・減量化を図るため，家庭用電動生ごみ処理機を購入する世帯に対して，購入に係る補助を行う。

ウ　集団資源回収運動の一層の拡充を図るため，奨励金の支給，用具の貸与及び回収品の保管庫の設置に係る補助を行う。

エ　ペットボトルの拠点回収を実施する。また，牛乳パック・食品トレイ及びペットボトルのスーパー等小売店での店頭回収のPRに努める。

カ　粗大ごみ処理施設に搬入されたものを，破砕処理することで生じる金属類を回収し，資源化する。

回　収　方　法	平成17年度推計量
⑴　12分別収集による資源物空き缶・空きびん回収	121ｔ
⑵　12分別収集による資源物プラスチック製容器包装類回収	140ｔ
⑶　12分別収集による資源物古紙回収	48ｔ
⑷　集団資源回収による回収	462ｔ
⑸　ペットボトルの拠点回収	29ｔ
⑹　破砕処理による金属回収	37ｔ

⑷　ごみ排出等における市民・事業者・市の役割等

①　市民の役割

一人ひとりがごみの排出者としての自覚・責任を持ち，分別収集のマナーの遵守や美化運動など地域の活動に積極的に参加し，ごみの減量化，適正処理に向けた取り組みに協力する。

また，ごみの排出に際しては，以下の点を守るものとする。

ア　排出する前に，集団回収や店頭回収等により，資源化できないかを考慮・実行し，できるかぎりごみの減量に努めること。

イ　排出に当たっては，分別区分を遵守するとともに，決められた日時・場所に持ち出すこと。

ウ　ごみは，ポリエチレン製の透明・半透明の袋で排出すること。ただし，集積所に設置するコンテナに排出するごみ及び袋排出がなじまないごみの排出に際しては，この限りではない。

エ　引っ越し等による一時多量のごみは，市の施設へ自ら搬入するか，許可業者に依頼するこ

と。

オ　ごみを市の処理施設へ搬入する場合は，条例で定める受入基準を遵守すること。

カ　排出禁止物については，市では収集しないので自ら処分すること。

②　事業者の役割

拡大生産者責任を踏まえ，生産・流通・販売等の段階で，商品やサービスがごみにならないための工夫を行う。同時にごみの排出者としての自覚・責任を持ち，ごみを出さない，計画的な事業展開を行う。

また，ごみの排出に際しては，以下の点を守るものとする。

ア　資源化可能なものを，分別，資源化することにより，ごみの減量に積極的に努めること。

イ　排出に当たっては，適正に分別を行なうこととし，自ら市の処理施設に搬入するか，許可業者に依頼すること。

ウ　ごみは，ポリエチレン製で透明・半透明の袋で排出すること。ただし，袋排出がなじまないごみの排出に際しては，この限りではない。

エ　ごみを市の処理施設へ搬入する場合は，条例で定める受入基準を遵守すること。

③　市の役割

市民・事業者が参加できる仕組みづくりの構築を推進し，それぞれの取り組みのコーディネーターとしての役割を果たす。排出されたごみの処理に当たっては，環境負荷の軽減を念頭においた，安全で効率的な収集運搬，処理・処分を実施するよう努める。

また，ごみの排出者として，率先してごみを出さない事業展開を計画的に推進する。

⑸　特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）による特定家庭用機器廃棄物の取り扱い

家電リサイクル法で再商品化が義務づけられた特定家庭用機器廃棄物（エアコン・テレビ・電気冷蔵庫及び電気冷凍庫・電気洗濯機）については，製造業者が指定した引取場所に搬去されるが，この場合他市町村民等から排出されるものも市内に受け入れるものとする

⑹　生活排水処理計画

し尿・浄化槽汚泥については市の施設で全量衛生的に処理する。

公共用水域の環境保全を目的として，下水道及び農業集落排水事業以外の地域内において，住宅に合併処理浄化槽を設置しようとするものに対して補助を行う。

①　市民・事業者の役割等

ア　定額制世帯にあっては世帯人数の異動を速やかに市に連絡すること。

イ　転居，水洗化等汲み取りの必要がなくなった場合，速やかに市に連絡すること。

ウ　浄化槽設置世帯においては適切な維持管理に努めること。

エ　生活雑排水の排出に当たっては，調理くず，油を除去する等により，その水質の汚濁を防止するよう努めること。

⑺　一般廃棄物処理計画

①　ごみ処理計画

ア　ごみ収集運搬処理計画

（旧横越町）

ごみの種類	収集運搬計画					処理計画	
	収集区域	収集主体	収集方法	収集回数	年間計画収集量	処理主体	搬入先
燃やすごみ	旧横越町全域	委託	ごみ集積場	週２回	2,519ｔ	直営	○新潟市亀田焼却場焼却施設
燃やさないごみ	旧横越町全域	委託	ごみ集積場	月２回	179ｔ	直営	○新潟市横越埋立処分地
資源物 空きびん・空き缶	旧横越町全域	委託	ごみ集積場	月２回	121ｔ	委託	○新潟ガラスリサイクルセンター株式会社
資源物 プラスチック製容器包装	旧横越町全域	委託	ごみ集積場	週１回	163ｔ	委託	○新潟ガラスリサイクルセンター株式会社
資源物 古紙	旧横越町全域	委託	ごみ集積場	月２回	48ｔ	委託	○山崎銅鉄店
粗大ごみ	旧横越町全域	委託	申込制 戸別収集	月１回	109ｔ	直営	○新潟市亀田焼却場粗大ごみ処理施設
資源物 ペットボトル	旧横越町全域	委託	拠点	随時	29ｔ	委託	○新潟ガラスリサイクルセンター株式会社
自己搬入 焼却ごみ	旧横越町全域	法第７条第１項による許可業者＊	戸別収集	随時	1,825ｔ	直営	○新潟市亀田焼却場焼却施設
		排出者	－				
自己搬入 粗大ごみ	旧横越町全域	排出者	－	随時	7ｔ	直営	○新潟市亀田焼却場粗大ごみ処理施設
焼却灰・集じん灰	焼却施設	委託	施設	随時	456ｔ	直営	○新潟市横越埋立処分地
雑芥	旧横越町全域	委託	旧横越町全域	随時	24ｔ	直営	○新潟市横越埋立処分地
汚泥等	旧横越町全域	委託	旧横越町全域	随時	59ｔ	直営	○新潟市亀田焼却場焼却施設 ○新潟市舞平処理場汚泥再生棟 ○新潟市横越埋立処分地
犬・猫等の死体（所有者不明に限る）	旧横越町全域	直営	戸別収集	届出の都度	‥‥‥匹	直営	○新潟市横越埋立処分地

＊平成17年３月21日の合併日以前に旧横越町長が許可した事業者，若しくは許可条件が合併日前の旧横越町域に限定となっている事業者に限る

イ　市で収集運搬処理をしない一般廃棄物

区　　分	廃　棄　物　の　例	備　　考
有害性のある物	劇薬・農薬	
危険性のある物	プロパンガスボンベ・バッテリー・消火器	
引火性のある物	ガソリン・灯油・塗料	
著しく悪臭を発する物	汚物の著しく付着した紙おむつ	
容積又は重量の大きい物	大型ピアノ・大型機械器具・バイク（50cc以下のものを含む）	
特別管理一般廃棄物	感染性廃棄物	
再生利用を促進することが必要と認められるもの	特定家庭用機器廃棄物（テレビ・エアコン・電気冷蔵庫及び電気冷凍庫・洗濯機）	
	パーソナルコンピュータ（重量が１kg以下のものを除く）	
その他処理上支障をきたす物	タイヤ・自動車のバンパー	

②　中間処理計画

ア　焼却施設

施　設　名	所　在　地	処 理 方 式	公 称 能 力	処理量(t/年)	備　考
新潟市亀田焼却場焼却施設	新潟市大字亀田1835	全連続燃焼式流動床	130t/24h ＊3炉	4,423 t	

イ　粗大ごみ処理施設

施　設　名	所　在　地	処 理 方 式	公 称 能 力	処理量(t/年)	備　考
新潟市亀田焼却場粗大ごみ処理施設	新潟市大字亀田1835	横型回転剪断衝撃式（せん断式破砕機）	50t/５h（５t/５h）	116 t	

ウ　民間資源化施設

施　設　名	設 置 主 体	所　在　地	処理廃棄物	処理量(t/年)	備　考
有限会社　山崎銅鉄店	同左	新潟市横越中央７－２－20	古紙	48 t	
新潟ガラスリサイクルセンター株式会社	同左	新潟市大字鵜ノ子819	空き缶・空きびん	121 t	
			ペットボトル（拠点回収）	29 t	
			プラスチック製容器包装	163 t	

エ　最終処分場

市の処分場

施　設　名	所　在　地	埋立方式／水処理	埋立容量	処理量(t/年)
新潟市横越埋立処分地	新潟市うぐいす２－１－１	準好気性埋立 接触酸化＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭	21,049㎥	741 t

③　生活排水処理計画

ア　し尿・浄化槽汚泥収集運搬処理計画

（旧横越町全域）

区分	収集運搬計画					処理計画	
	収集区域	収集主体	収集方法	収集回数	計画収集量	処理主体	搬入先
し尿	旧横越町全域	委託	戸別収集	⑴　定額制については，原則月１回 ⑵　従量制については，実情に応じた回数	693.1㎘	直営	○新潟市舞平処理場
浄化槽汚泥	旧横越町全域	法第７条第１項による許可業者＊	戸別収集	必要の都度	60.3㎘	直営	○新潟市舞平処理場

＊平成17年３月21日の合併日以前に旧横越町長が許可した事業者，若しくは許可条件が合併日前の旧横越町域に限定となっている事業者に限る

イ　中間処理計画

施設名	所在地	処理方式	処理能力	処理計画量	備考
新潟市舞平処理場	新潟市平賀161－１	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理設備	149㎘/日	693.1㎘	し尿
				60.3㎘	浄化槽汚泥

〈旧亀田町〉

（平成17年度の重点施策）

・事業所から排出される古紙の搬入規制の実施

新潟市亀田焼却場焼却施設において，平成17年度中に事業所から排出される古紙の搬入規制を開始し，資源化を促進する。

⑴　処理する一般廃棄物の種類とその発生量

項目		平成17年度推計量
燃やすごみ		8,993ｔ
燃やさないごみ		563ｔ
資源物	空きびん類	514ｔ
	空き缶類	159ｔ
	容器包装プラスチック類	516ｔ
	ペットボトル	168ｔ
粗大ごみ		555ｔ
有害ごみ		2ｔ
自己搬入焼却ごみ		3,667ｔ
自己搬入粗大ごみ		23ｔ
焼却灰・集じん灰		1,346ｔ
汚泥		200ｔ
動物の死体		----------匹
合計		16,706ｔ

項目	平成17年度推計量
し尿	984.8㎘
浄化槽汚泥	2,269.3㎘
合計	3,254.1㎘

⑵　家庭系一般廃棄物の種類

燃やすごみ		生ごみ・紙くず・木の枝・紙おむつ・ゴム・皮革製品等
燃やさないごみ		金属類・資源物以外のガラス類・セトモノ等
資源物	空きびん類	飲料用・食品用のガラスびん
	空き缶類	空き缶・菓子缶・スプレー缶・一斗缶等
	容器包装プラスチック類	プラスチックでできている容器・包装類
	ペットボトル	飲料用・食品用のペットボトル
粗大ごみ		家具類等(50㎝×50㎝×100㎝以上のごみ等)
有害ごみ		廃乾電池・蛍光管・水銀体温計
し尿		汲取り便槽及び簡易水洗の便槽から収集されたし尿
浄化槽汚泥		浄化槽清掃時に収集された汚泥

⑶　ごみの排出抑制・再資源化計画

①　排出抑制の方法

市民・事業者・市の三者協働によるごみ減量化を促進する。

（市民・事業者への広報・啓発活動）

ア　ごみの減量等について，市民及び事業者の積極的な取り組みを促進するため，市報・パンフレット・市のホームページ等により，積極的な情報提供を行う。

イ　ごみ問題，環境問題をテーマにしたイベントなど市民参加型の事業を通じ，市民の意識啓発に努める。

ウ　環境学習を通じた学校教育との連携や，生涯学習の実施を通じて市民に対して広く知識・情報の提供を行う。

（家庭系ごみの排出抑制）

エ　市民に対し，できるだけ家庭からごみを出さない消費行動や再使用の促進などを日常生活で心がけてもらうよう努める。

オ　購入・販売段階での発生抑制を促進するため，「ごみ減量化・資源化協力店制度」の積極的なPRを行うとともに，制度の充実を図る。

（事業系ごみの排出抑制）

カ　事業者への指導や情報提供を積極的に行い，事業者自らによる排出抑制を促進する。

② 資源化の方法と資源化量

ア　８分別収集体制により資源物としてびん・缶・容器包装プラスチック類・ペットボトルの回収を実施する。

イ　生ごみ処理容器の普及により，生ごみの減量化及び堆肥化を促進するため，容器の減額販売を行う。

　また，さらなる資源化・減量化を図るため，家庭用電動生ごみ処理機を購入する世帯に対して，購入に係る補助を行う。

ウ　集団資源回収運動の一層の拡充を図るため，奨励金の支給，用具の貸与及び回収品の保管庫の設置に係る補助を行う。

エ　新聞（チラシ含む）・雑誌・段ボールの資源化を促進するため，拠点回収を実施する。

オ　牛乳パック・食品トレイ及びペットボトルのスーパー等小売店での店頭回収のPRに努める。

カ　粗大ごみ処理施設に搬入されたものを，破砕処理することで生じる金属類を回収し，資源化する。

キ　学校給食などの生ごみを舞平処理場汚泥再生棟で処理し，メタンガスの回収と汚泥の堆肥化を行い，資源の循環的利用を図る。

回　収　方　法	平成17年度推計量
⑴　８分別収集による資源物空きびん類回収	514 t
⑵　８分別収集による資源物空き缶類回収	159 t
⑶　８分別収集による資源物容器包装プラスチック類回収	403 t
⑷　８分別収集による資源物ペットボトル回収（拠点回収含む）	168 t
⑸　集団資源回収による回収	669 t
⑹　古紙の拠点回収	110 t
⑺　破砕処理による金属回収	183 t
⑻　舞平処理場による学校給食残さのコンポスト化	新潟地区分に含む

⑷ ごみ排出等における市民・事業者・市の役割等

① 市民の役割

　一人ひとりがごみの排出者としての自覚・責任を持ち，分別収集のマナーの遵守や美化運動など地域の活動に積極的に参加し，ごみの減量化，適正処理に向けた取り組みに協力する。

　また，ごみの排出に際しては，以下の点を守るものとする。

ア　排出する前に，集団回収や店頭回収等により，資源化できないかを考慮・実行し，できるかぎりごみの減量に努めること。

イ　排出に当たっては，分別区分を遵守するとともに，決められた日時・場所に持ち出すこと。

ウ　ごみは，ポリエチレン製の透明・半透明の袋で排出すること。ただし，集積所に設置するコンテナに排出するごみ及び袋排出がなじまないごみの排出に際しては，この限りではない。

エ　引っ越し等による一時多量のごみは，市の施設へ自ら搬入するか，許可業者に依頼すること。

オ　ごみを市の処理施設へ搬入する場合は，条例で定める受入基準を遵守すること。

カ　排出禁止物については，市では収集しないので自ら処分すること。

② 事業者の役割

　拡大生産者責任を踏まえ，生産・流通・販売等の段階で，商品やサービスがごみにならないための工夫を行う。同時にごみの排出者としての自覚・責任を持ち，ごみを出さない，計画的な事業展開を行う。

　また，ごみの排出に際しては，以下の点を守るものとする。

ア　資源化可能なものを，分別，資源化することにより，ごみの減量に積極的に努めること。

イ　排出に当たっては，適正に分別を行なうこととし，自ら市の処理施設に搬入するか，許可業者に依頼すること。

ウ　ごみは，ポリエチレン製で透明・半透明の袋で排出すること。ただし，袋排出がなじまないごみの排出に際しては，この限りではない。

エ　ごみを市の処理施設へ搬入する場合は，条例で定める受入基準を遵守すること。

③　市の役割

市民・事業者が参加できる仕組みづくりの構築を推進し，それぞれの取り組みのコーディネーターとしての役割を果たす。排出されたごみの処理に当たっては，環境負荷の軽減を念頭においた，安全で効率的な収集運搬，処理・処分を実施するよう努める。

また，ごみの排出者として，率先してごみを出さない事業展開を計画的に推進する。

⑸　特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）による特定家庭用機器廃棄物の取り扱い

家電リサイクル法で再商品化が義務づけられた特定家庭用機器廃棄物（エアコン・テレビ・電気冷蔵庫及び電気冷凍庫・電気洗濯機）については，製造業者が指定した引取場所に搬去されるが，この場合他市町村民等から排出されるものも市内に受け入れるものとする

⑹　生活排水処理計画

し尿・浄化槽汚泥については市の施設で全量衛生的に処理する。

公共用水域の環境保全を目的として，下水道及び農業集落排水事業以外の地域内において，住宅に合併処理浄化槽を設置しようとするものに対して補助を行う。

①　市民・事業者の役割等

ア　定額制世帯にあっては世帯人数の異動を速やかに市に連絡すること。

イ　転居，水洗化等汲み取りの必要がなくなった場合，速やかに市に連絡すること。

ウ　浄化槽設置世帯においては適切な維持管理に努めること。

エ　生活雑排水の排出に当たっては，調理くず，油を除去する等により，その水質の汚濁を防止するよう努めること。

⑺　一般廃棄物処理計画

①　ごみ処理計画

ア　ごみ収集運搬処理計画

（旧亀田町）

ごみの種類	収集運搬計画					処理計画	
	収集区域	収集主体	収集方法	収集回数	年間計画収集量	処理主体	搬入先
燃やすごみ	旧亀田町全域	委託	ごみ集積場	週３回	8,993 t	直営	○新潟市亀田焼却場焼却施設
燃やさないごみ	旧亀田町全域	委託	ごみ集積場	月２回	563 t	直営	○新潟市亀田埋立処分地
資源物 空きびん	旧亀田町全域	委託	ごみ集積場	月１回	514 t	委託	○新潟ガラスリサイクルセンター株式会社
資源物 空き缶	旧亀田町全域	委託	ごみ集積場	月２回	159 t	委託	○新潟ガラスリサイクルセンター株式会社
資源物 プラスチック製容器包装	旧亀田町全域	直営	ごみ集積場	週１回	516 t	委託	○新潟市亀田一般廃棄物処理場
資源物 ペットボトル	旧亀田町全域	委託	ごみ集積場	週１回	168 t	委託	○新潟ガラスリサイクルセンター株式会社
			拠点	随時			
粗大ごみ	旧亀田町全域	委託	申込制 戸別収集	月１回	555 t	直営	○新潟市亀田焼却場粗大ごみ処理施設
有害ごみ	旧亀田町全域	委託	ごみ集積場	月２回	2 t	委託	○新潟市亀田一般廃棄物処理場（一時保管）
自己搬入 焼却ごみ	旧亀田町全域	法第７条第１項による許可業者＊	戸別収集	随時	3,667 t	直営	○新潟市亀田焼却場焼却施設
		排出者	－				
自己搬入 粗大ごみ	旧亀田町全域	法第７条第１項による許可業者＊	戸別収集	随時	23 t	直営	○新潟市亀田焼却場粗大ごみ処理施設
		排出者	－				
焼却灰 集じん灰	焼却施設	委託	施設	随時	1,346 t	直営	○新潟市亀田埋立処分地
汚泥等	旧亀田町全域	委託	旧亀田町全域	随時	200 t	直営	○新潟市亀田焼却場焼却施設 ○新潟市舞平処理場汚泥再生棟 ○新潟市亀田埋立処分地
犬・猫等の死体	旧亀田町全域	直営	戸別収集	届出の都度	--------匹	直営	○新潟市亀田焼却場焼却施設

＊平成17年３月21日の合併日以前に旧亀田町長が許可した事業者，若しくは許可条件が合併日前の旧亀田町域に限定となっている事業者に限る

イ　市で収集運搬処理をしない一般廃棄物

区　　分	廃　棄　物　の　例	備　　考
有害性のある物	劇薬・農薬	
危険性のある物	プロパンガスボンベ・バッテリー・消火器	
引火性のある物	ガソリン・灯油・塗料	
著しく悪臭を発する物	汚物の著しく付着した紙おむつ	
容積又は重量の大きい物	大型ピアノ・大型機械器具・バイク（50cc以下のものを含む）	
特別管理一般廃棄物	感染性廃棄物	
再生利用を促進することが必要と認められるもの	特定家庭用機器廃棄物（テレビ・エアコン・電気冷蔵庫及び電気冷凍庫・洗濯機）	
	パーソナルコンピュータ（重量が１kg以下のものを除く）	
その他処理上支障をきたす物	タイヤ・自動車のバンパー	

②　中間処理計画

ア　焼却施設

施　設　名	所　在　地	処 理 方 式	公 称 能 力	処理量(ｔ/年)	備　考
新潟市亀田焼却場焼却施設	新潟市大字亀田1835	全連続燃焼式流動床	130t/24h ＊3炉	13,055ｔ	

イ　粗大ごみ処理施設

施　設　名	所　在　地	処 理 方 式	公 称 能 力	処理量(ｔ/年)	備　考
新潟市亀田焼却場粗大ごみ処理施設	新潟市大字亀田1835	横型回転剪断衝撃式（せん断式破砕機）	50t/５h（５t/５h）	578ｔ	

ウ　減容化施設

施　設　名	所　在　地	処 理 方 式	公 称 能 力	処理量(ｔ/年)	備　考
新潟市亀田一般廃棄物処理場	新潟市大字亀田1870－1	手選別＋圧縮梱包	4.5t/日	516ｔ	

エ　コンポスト施設

施　設　名	所　在　地	処 理 方 式	公 称 能 力	処理量(ｔ/年)	備　考
新潟市舞平処理場汚泥再生棟	新潟市平賀161－１	メタン発酵＋コンポスト設備	生ごみ1.8t/日 コンポスト500kg/日	－	新潟地区に合算

オ　民間資源化施設

施　設　名	設 置 主 体	所　在　地	処理廃棄物	処理量(ｔ/年)	備　考
有限会社　山崎銅鉄店	同左	新潟市横越中央７－２－20	空き缶類	159ｔ	
五十嵐商店	同左	新潟市元町２－１－５			
新潟ガラスリサイクルセンター株式会社	同左	新潟市大字鵜ノ子819	空きびん類	514ｔ	
			ペットボトル（拠点含む）	168ｔ	
有限会社クボタクリーン	同左	新潟市大字茅野山1902	容器包装プラスチック中の発泡スチロールのみ	－	
イトムカ鉱業所	野村興産株式会社	北海道常呂郡留辺藥町	有害ごみ	２ｔ	

カ　最終処分場

市の処分場

施　設　名	所　在　地	埋立方式／水処理	埋立容量	処理量(ｔ/年)
新潟市亀田埋立処分地	新潟市大字亀田1870－１	準好気性埋立 接触酸化＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭	36,800㎥	2,222ｔ

③　生活排水処理計画

ア　し尿・浄化槽汚泥収集運搬処理計画

（旧亀田町全域）

区分	収集運搬計画					処理計画	
	収集区域	収集主体	収集方法	収集回数	計画収集量	処理主体	搬入先
し尿	旧亀田町全域	委託	戸別収集	⑴　定額制については，原則月１回 ⑵　従量制については，実情に応じた回数	984.8㎘	直営	○新潟市舞平処理場
浄化槽汚泥	旧亀田町全域	法第７条第１項による許可業者＊	戸別収集	必要の都度	2,269.3㎘	直営	○新潟市舞平処理場

＊平成17年３月21日の合併日以前に旧亀田町長が許可した事業者，若しくは許可条件が合併日前の旧亀田町域に限定となっている事業者に限る

イ　中間処理計画

施設名	所在地	処理方式	処理能力	処理計画量	備考
新潟市舞平処理場	新潟市平賀161－１	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理設備	149㎘/日	984.8㎘	し尿
				2,269.3㎘	浄化槽汚泥

〈旧西川町，旧潟東村，旧岩室村〉

⑴　処理する一般廃棄物の種類とその発生量

（旧西川町）

項目		平成17年度推計量
普通ごみ		2,717ｔ
資源物	食品用びん	31ｔ
	飲料用かん	17ｔ
	ペットボトル	18ｔ
	古紙	323ｔ
大型（粗大）ごみ		9 ｔ
乾電池		2 ｔ
自己搬入普通ごみ		2,737ｔ
自己搬入粗大ごみ		233ｔ
自己搬入埋立ごみ		700ｔ
集じん灰等（メタル等含）		1,428ｔ
動物の死体		----------匹
合計		8,215ｔ

（旧潟東村）

項目		平成17年度推計量
普通ごみ		1,193ｔ
資源物	食品用びん	15ｔ
	飲料用かん	9 ｔ
	ペットボトル	7 ｔ
大型（粗大）ごみ		1 ｔ
乾電池		1 ｔ
自己搬入普通ごみ		1,615ｔ
自己搬入粗大ごみ		170ｔ
集じん灰等（メタル等含）		747ｔ
動物の死体		----------匹
合計		3,758ｔ

（旧岩室村）

項目		平成17年度推計量
普通ごみ		2,010ｔ
資源物	食品用びん	35ｔ
	飲料用かん	19ｔ
	ペットボトル	11ｔ
大型（粗大ごみ）		5 ｔ
乾電池		1 ｔ
自己搬入普通ごみ		3,431ｔ
自己搬入粗大ごみ		219ｔ
集じん灰等（メタル等含）		1,421ｔ
動物の死体		----------匹
合計		7,152ｔ

（旧西川町，旧潟東村，旧岩室村全域）

項目	平成17年度推計量
し尿	2,593.3㎘
浄化槽汚泥	9,308.8㎘
雑排水汚泥	97.8㎘
合計	11,999.9㎘

⑵　家庭系一般廃棄物の種類

（旧西川町）

普通ごみ		生ごみ・紙くず・プラスチック類・金属類(なべ・やかん等)・木の枝・紙おむつ・ゴム・皮革製品・ガラス・陶磁器類・スプレー缶等
資源物	食品用びん	飲料用・食品用のガラスびん
	飲料用かん	飲料用の空き缶（缶詰の缶を除く）
	ペットボトル	飲料用・食品用のペットボトル
	古紙	新聞（チラシを含む）・雑誌・段ボール
大型（粗大）ごみ		家具類等（一辺の長さが50㎝，又は重さが10㎏を超えるもの）
乾電池		廃乾電池（ボタン電池を除く）
し尿		汲取り便槽及び簡易水洗の便槽から収集されたし尿
浄化槽汚泥		浄化槽清掃時に収集された汚泥

（旧潟東村，旧岩室村）

普通ごみ		生ごみ・紙くず・プラスチック類・金属類(なべ・やかん等)・木の枝・紙おむつ・ゴム・皮革製品・ガラス・陶磁器類・スプレー缶等
資源物	食品用びん	飲料用・食品用のガラスびん
	飲料用かん	飲料用の空き缶（缶詰の缶を除く）
	ペットボトル	飲料用・食品用のペットボトル
大型（粗大）ごみ		家具類等（一辺の長さが50㎝，又は重さが10㎏を超えるもの）
乾電池		廃乾電池（ボタン電池を除く）
し尿		汲取り便槽及び簡易水洗の便槽から収集されたし尿
浄化槽汚泥		浄化槽清掃時に収集された汚泥
雑排水汚泥（潟東村のみ）		浸透槽（枡）清掃時に収集された汚泥

⑶　ごみの排出抑制・再資源化計画

①　排出抑制の方法

市民・事業者・市の三者協働によるごみ減量化を促進する。

（市民・事業者への広報・啓発活動）

ア　ごみの減量等について，市民及び事業者の積極的な取り組みを促進するため，市報・パンフレット・市のホームページ等により，積極的な情報提供を行う。

イ　ごみ問題，環境問題をテーマにしたイベントなど市民参加型の事業を通じ，市民の意識啓発に努める。

ウ　環境学習を通じた学校教育との連携や，生涯学習の実施を通じて市民に対して広く知識・情報の提供を行う。

（家庭系ごみの排出抑制）

エ　市民に対し，できるだけ家庭からごみを出さない消費行動や再使用の促進などを日常生活で心がけてもらうよう努める。

オ　購入・販売段階での発生抑制を促進するため，「ごみ減量化・資源化協力店制度」の積極的なPRを行うとともに，制度の充実を図る。

（事業系ごみの排出抑制）

カ　事業者への指導や情報提供を積極的に行い，事業者自らによる排出抑制を促進する。

②　資源化の方法と資源化量

ア　旧西川町を除く全域は６分別収集体制，旧西川町は10分別収集体制により資源物としてびん・缶・ペットボトル・古紙類の回収を実施する。

イ　生ごみ処理容器の普及により，生ごみの減量化及び堆肥化を促進するため，容器の減額販売を行う。

また，さらなる資源化・減量化を図るため，家庭用電動生ごみ処理機を購入する世帯に対して，購入に係る補助を行う。

ウ　集団資源回収運動の一層の拡充を図るため，奨励金の支給，用具の貸与及び回収品の保管庫の設置に係る補助を行う。

エ　旧岩室村において，新聞（チラシ含む）・雑誌・段ボールの資源化を促進するため，拠点回収を実施する。

オ　牛乳パック・食品トレイ及びペットボトルのスーパー等小売店での店頭回収のPRに努める。

カ　焼却施設に搬入されたものを，高温ガス化溶融炉により溶融処理することで生じる溶融物（メタル・スラグ）を回収し，資源化する。

（旧西川町）

回　収　方　法	平成17年度推計量
⑴　10分別収集による資源物食品用びん回収	31 t
⑵　10分別収集による資源物飲料用かん回収	17 t
⑶　10分別収集による資源物ペットボトル回収	18 t
⑷　10分別収集による資源物古紙回収	323 t
⑸　集団資源回収による回収	55 t
⑹　溶融処理によるメタル・スラグの回収	1,120 t

（旧潟東村）

回　収　方　法	平成17年度推計量
⑴　６分別収集による資源物食品用びん回収	15ｔ
⑵　６分別収集による資源物飲料用かん回収	9　ｔ
⑶　６分別収集による資源物ペットボトル回収	7　ｔ
⑷　集団資源回収による回収	155ｔ
⑸　溶融処理によるメタル・スラグの回収	586ｔ

（旧岩室村）

回　収　方　法	平成17年度推計量
⑴　６分別収集による資源物食品用びん回収	35ｔ
⑵　６分別収集による資源物飲料用かん回収	19ｔ
⑶　６分別収集による資源物ペットボトル回収	11ｔ
⑷　集団資源回収による回収	45ｔ
⑸　古紙の拠点回収	79ｔ
⑹　溶融処理によるメタル・スラグの回収	1,114ｔ

⑷　ごみ排出等における市民・事業者・市の役割等

①　市民の役割

一人ひとりがごみの排出者としての自覚・責任を持ち，分別収集のマナーの遵守や美化運動など地域の活動に積極的に参加し，ごみの減量化，適正処理に向けた取り組みに協力する。

また，ごみの排出に際しては，以下の点を守るものとする。

ア　排出する前に，集団回収や店頭回収等により，資源化できないかを考慮・実行し，できるかぎりごみの減量に努めること。

イ　排出に当たっては，分別区分を遵守するとともに，決められた日時・場所に持ち出すこと。

ウ　普通ごみは，市の販売する指定袋で排出すること。資源ごみについては，ポリエチレン袋等には入れずに，ごみ集積場に設置するコンテナ又はあみ袋に排出すること。

エ　市に粗大ごみの戸別収集を依頼する場合は，市の販売する指定シールを単品ごとに見やすいところに貼り付け，排出すること。

エ　引っ越し等による一時多量のごみは，市が構成する組合の施設へ自ら搬入するか，許可業者に依頼すること。

オ　ごみを市が構成する組合の処理施設へ搬入する場合は，条例で定める受入基準を遵守すること。

カ　排出禁止物については，市では収集しないので自ら処分すること。

②　事業者の役割

拡大生産者責任を踏まえ，生産・流通・販売等の段階で，商品やサービスがごみにならないための工夫を行う。同時にごみの排出者としての自覚・責任を持ち，ごみを出さない，計画的な事業展開を行う。

また，ごみの排出に際しては，以下の点を守るものとする。

ア　資源化可能なものを，分別，資源化することにより，ごみの減量に積極的に努めること。

イ　排出に当たっては，適正に分別を行なうこととし，自ら市が構成する組合の処理施設に搬入するか，許可業者に依頼すること。

ウ　ごみは，透明・半透明の袋で排出すること。ただし，袋排出がなじまないごみの排出に際しては，この限りではない。

エ　ごみを市が構成する組合の処理施設へ搬入する場合は，条例で定める受入基準を遵守すること。

③　市の役割

市民・事業者が参加できる仕組みづくりの構築を推進し，それぞれの取り組みのコーディネーターとしての役割を果たす。排出されたごみの処理に当たっては，環境負荷の軽減を念頭においた，安全で効率的な収集運搬，処理・処分を実施するよう努める。

また，ごみの排出者として，率先してごみを出さない事業展開を計画的に推進する。

⑸　特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）による特定家庭用機器廃棄物の取り扱い

家電リサイクル法で再商品化が義務づけられた特定家庭用機器廃棄物（エアコン・テレビ・電気冷蔵庫及び電気冷凍庫・電気洗濯機）については，製造業者が指定した引取場所に搬去されるが，この場合他市町村民等から排出されるものも市内に受け入れるものとする

⑹　生活排水処理計画

し尿・浄化槽汚泥については市が構成する組合の施設で全量衛生的に処理する。

公共用水域の環境保全を目的として，下水道及び農業集落排水事業以外の地域内において，住宅に合併処理浄化槽を設置しようとするものに対して補助を行う。

①　市民・事業者の役割等

ア　定額制世帯にあっては世帯人数の異動を速やかに市に連絡すること。
イ　転居，水洗化等汲み取りの必要がなくなった場合，速やかに市に連絡すること。
ウ　浄化槽設置世帯においては適切な維持管理に努めること。
エ　生活雑排水の排出に当たっては，調理くず，油を除去する等により，その水質の汚濁を防止するよう努めること。

(7)　一般廃棄物処理計画

①　ごみ処理計画

ア　ごみ収集運搬処理計画

（旧西川町）

ごみの種類	収集運搬計画					処理計画	
	収集区域	収集主体	収集方法	収集回数	年間計画収集量	処理主体	搬入先
普通ごみ	旧西川町全域	委託	ごみ集積場（指定袋）	週３回	2,717ｔ	直営	○巻・新潟衛生組合 鎧潟クリーンセンター
資源物 古紙	旧西川町全域	委託	ごみ集積場	月１回	323ｔ	委託	○北海紙管株式会社
資源物 食品用びん	旧西川町全域	委託	ごみ集積場	月１回	31ｔ	直営	○巻・新潟衛生組合 鎧潟クリーンセンターリサイクルプラザ
資源物 飲料用かん	旧西川町全域	委託	ごみ集積場	月２回	17ｔ	直営	○巻・新潟衛生組合 鎧潟クリーンセンターリサイクルプラザ
資源物 ペットボトル	旧西川町全域	委託	ごみ集積場	月２回	18ｔ	直営	○巻・新潟衛生組合 鎧潟クリーンセンターリサイクルプラザ
大型ごみ	旧西川町全域	委託	申込制 戸別収集	月１回	９ｔ	直営	○巻・新潟衛生組合 鎧潟クリーンセンター
乾電池	旧西川町全域	委託	ごみ集積場	月１回	２ｔ	委託	○巻・新潟衛生組合 鎧潟クリーンセンター（一時保管）
自己搬入 普通ごみ	旧西川町全域	法第７条第１項による許可業者＊	戸別収集	随時	2,737ｔ	直営	○巻・新潟衛生組合 鎧潟クリーンセンター
		排出者	－				
自己搬入 粗大ごみ	旧西川町全域	法第７条第１項による許可業者＊	戸別収集	随時	233ｔ	直営	○巻・新潟衛生組合 鎧潟クリーンセンター
		排出者	－				
自己搬入 埋立ごみ	施設	法第７条第１項による許可業者＊	施設	随時	700ｔ	委託	○エコパークいずもざき（西蒲原土地改良区排水機場の河川ごみのみ）
集じん灰等（メタル・スラグ含む）	焼却施設	委託	施設	随時	1,428ｔ	直営	○巻・新潟衛生組合 福井一般廃棄物最終処分場 ○同鎧潟クリーンセンター（メタル等保管）
犬・猫等の死体	旧西川町全域	直営	戸別収集	届出の都度	‥‥‥匹	直営	○巻・新潟衛生組合 鎧潟クリーンセンター

＊平成17年３月21日の合併日以前に旧西川町長が許可した事業者，若しくは許可条件が合併日前の旧西川町域に限定となっている事業者に限る

（旧潟東村）

ごみの種類	収集運搬計画					処理計画	
	収集区域	収集主体	収集方法	収集回数	年間計画収集量	処理主体	搬入先
普通ごみ	旧潟東村全域	委託	ごみ集積場（指定袋）	週３回	1,193ｔ	直営	○巻・新潟衛生組合 鎧潟クリーンセンター
資源物 食品用びん	旧潟東村全域	委託	ごみ集積場	月２回	15ｔ	直営	○巻・新潟衛生組合 鎧潟クリーンセンターリサイクルプラザ
資源物 飲料用かん	旧潟東村全域	委託	ごみ集積場	月２回	９ｔ	直営	○巻・新潟衛生組合 鎧潟クリーンセンターリサイクルプラザ
資源物 ペットボトル	旧潟東村全域	委託	ごみ集積場	月２回	７ｔ	直営	○巻・新潟衛生組合 鎧潟クリーンセンターリサイクルプラザ
大型ごみ	旧潟東村全域	委託	申込制 戸別収集	月１回	１ｔ	直営	○巻・新潟衛生組合 鎧潟クリーンセンター
乾電池	旧潟東村全域	委託	拠点	随時	１ｔ	委託	○巻・新潟衛生組合 鎧潟クリーンセンター（一時保管）
自己搬入 普通ごみ	旧潟東村全域	法第７条第１項による許可業者＊	戸別収集	随時	1,615ｔ	直営	○巻・新潟衛生組合 鎧潟クリーンセンター
		排出者	－				
自己搬入 粗大ごみ	旧潟東村全域	法第７条第１項による許可業者＊	戸別収集	随時	170ｔ	直営	○巻・新潟衛生組合 鎧潟クリーンセンター
		排出者	－				
集じん灰等（メタル・スラグ含む）	焼却施設	委託	施設	随時	747ｔ	直営	○巻・新潟衛生組合 福井一般廃棄物最終処分場 ○同鎧潟クリーンセンター（メタル等保管）
犬・猫等の死体	旧潟東村全域	直営	戸別収集	届出の都度	--------匹	直営	○巻・新潟衛生組合 鎧潟クリーンセンター

＊平成17年３月21日の合併日以前に旧潟東村長が許可した事業者，若しくは許可条件が合併日前の旧潟東村域に限定となっている事業者に限る

（旧岩室村）

ごみの種類	収集運搬計画					処理計画	
	収集区域	収集主体	収集方法	収集回数	年間計画収集量	処理主体	搬入先
普通ごみ	旧岩室村全域	委託	ごみ集積場（指定袋）	週３回	2,010ｔ	直営	○巻・新潟衛生組合 鎧潟クリーンセンター
資源物 食品用びん	旧岩室村全域	委託	ごみ集積場	月１回	35ｔ	直営	○巻・新潟衛生組合 鎧潟クリーンセンターリサイクルプラザ
資源物 飲料用かん	旧岩室村全域	委託	ごみ集積場	月２回	19ｔ	直営	○巻・新潟衛生組合 鎧潟クリーンセンターリサイクルプラザ
資源物 ペットボトル	旧岩室村全域	委託	ごみ集積場	月２回	11ｔ	直営	○巻・新潟衛生組合 鎧潟クリーンセンターリサイクルプラザ
大型ごみ	旧岩室村全域	委託	申込制 戸別収集	週１回	５ｔ	直営	○巻・新潟衛生組合 鎧潟クリーンセンター
乾電池	旧岩室村全域	委託	拠点	随時	１ｔ	委託	○巻・新潟衛生組合 鎧潟クリーンセンター（一時保管）
自己搬入 普通ごみ	旧岩室村全域	法第７条第１項による許可業者＊	戸別収集	随時	3,431ｔ	直営	○巻・新潟衛生組合 鎧潟クリーンセンター
		排出者	－				
自己搬入 粗大ごみ	旧岩室村全域	法第７条第１項による許可業者＊	戸別収集	随時	219ｔ	直営	○巻・新潟衛生組合 鎧潟クリーンセンター
		排出者	－				
集じん灰等（メタル・スラグ含む）	焼却施設	委託	施設	随時	1,421ｔ	直営	○巻・新潟衛生組合 福井一般廃棄物最終処分場 ○同鎧潟クリーンセンター（メタル等保管）
犬・猫等の死体	旧岩室村全域	直営	戸別収集	届出の都度	--------匹	直営	○巻・新潟衛生組合 鎧潟クリーンセンター

＊平成17年３月21日の合併日以前に旧岩室村長が許可した事業者，若しくは許可条件が合併日前の旧岩室村域に限定となっている事業者に限る

イ　市で収集運搬処理をしない一般廃棄物

区　　分	廃　棄　物　の　例	備　　考
有害性のある物	劇薬・農薬	
危険性のある物	プロパンガスボンベ・バッテリー・消火器	
引火性のある物	ガソリン・灯油・塗料	
著しく悪臭を発する物	汚物の著しく付着した紙おむつ	
容積又は重量の大きい物	大型ピアノ・大型機械器具・バイク（50cc以下のものを含む）	
特別管理一般廃棄物	感染性廃棄物	
再生利用を促進することが必要と認められるもの	特定家庭用機器廃棄物（テレビ・エアコン・電気冷蔵庫及び電気冷凍庫・洗濯機）	
	パーソナルコンピュータ（重量が１kg以下のものを除く）	
その他処理上支障をきたす物	タイヤ・自動車のバンパー	

② 中間処理計画

ア 焼却施設

施設名	所在地	処理方式	公称能力	処理量(t/年)	備考
巻外三ケ町村衛生組合鎧潟クリーンセンターごみ処理施設	新潟市鎧潟12618	シャフト炉式ガス化溶融（破砕処理：２軸回転剪断式）	60t/24h　＊2炉（10t/５h）	14,340ｔ（637ｔ）	

イ 資源化施設

施設名	所在地	処理方式	公称能力	処理量(t/年)	備考
巻・新潟衛生組合鎧潟クリーンセンター　リサイクルプラザ	新潟市鎧潟12618	磁力＋アルミ選別方式 びん自動色選別方式	びん･缶 各7t/5h ペットボトル 2t/5h	162ｔ	

ウ 民間資源化施設

施設名	設置主体	所在地	処理廃棄物	処理量(t/年)	備考
北海紙管株式会社	同左	新潟市竹尾738	資源物古紙	323ｔ	旧西川町
イー・ステージ株式会社	同左	長野県小諸市大字平原	乾電池	4ｔ	

エ 最終処分場

市が構成する組合の処分場

施設名	所在地	埋立方式／水処理	埋立容量	処理量(t/年)
巻・新潟衛生組合福井一般廃棄物最終処分場	西蒲原郡巻町大字福井2653	準嫌気的衛生埋立 接触酸化＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭	97,690㎥	776ｔ

他の処分場

施設名	設置主体	所在地	処理廃棄物	処理量(t/年)	備考
エコパークいずもざき	財団法人新潟県環境保全事業団	新潟県三島郡出雲崎町大字稲川字池ノ尻	自己搬入埋立ごみ（河川ごみ）	700ｔ	旧西川町

③ 生活排水処理計画

ア し尿・浄化槽汚泥収集運搬処理計画

(旧西川町全域)

区分	収集運搬計画					処理計画	
	収集区域	収集主体	収集方法	収集回数	計画収集量	処理主体	搬入先
し尿	旧西川町全域	委託	戸別収集	⑴ 定額制については，原則月１回 ⑵ 従量制については，実情に応じた回数	942.3㎘	直営	○巻・新潟衛生組合衛生センター
浄化槽汚泥	旧西川町全域	法第７条第１項による許可業者＊	戸別収集	必要の都度	2,900.8㎘	直営	○巻・新潟衛生組合衛生センター

＊平成17年３月21日の合併日以前に旧西川町長が許可した事業者，若しくは許可条件が合併日前の旧西川町域に限定となっている事業者に限る

（旧潟東村全域）

区分	収集運搬計画					処理計画	
	収集区域	収集主体	収集方法	収集回数	計画収集量	処理主体	搬入先
し尿	旧潟東村全域	委託	戸別収集	⑴ 定額制については，原則月１回 ⑵ 従量制については，実情に応じた回数	445.5㎘	直営	○巻・新潟衛生組合衛生センター
浄化槽汚泥	旧潟東村全域	法第７条第１項による許可業者＊	戸別収集	必要の都度	1,926.0㎘	直営	○巻・新潟衛生組合衛生センター
雑排水汚泥	旧潟東村横戸地区	法第７条第１項による許可業者＊	集落排水処理施設	必要の都度	97.8㎘	直営	○巻・新潟衛生組合衛生センター

＊平成17年３月21日の合併日以前に旧潟東村長が許可した事業者，若しくは許可条件が合併日前の旧潟東村域に限定となっている事業者に限る

（旧岩室村全域）

区分	収集運搬計画					処理計画	
	収集区域	収集主体	収集方法	収集回数	計画収集量	処理主体	搬入先
し尿	旧岩室村全域	委託	戸別収集	⑴ 定額制については，原則月１回 ⑵ 従量制については，実情に応じた回数	1,205.5㎘	直営	○巻・新潟衛生組合衛生センター
浄化槽汚泥	旧岩室村全域	法第７条第１項による許可業者＊	戸別収集	必要の都度	4,482.0㎘	直営	○巻・新潟衛生組合衛生センター

＊平成17年３月21日の合併日以前に旧岩室村長が許可した事業者，若しくは許可条件が合併日前の旧岩室村域に限定となっている事業者に限る

イ　中間処理計画

施設名	所在地	処理方式	処理能力	処理計画量	備考
巻・新潟衛生組合　衛生センター	西蒲原郡巻町大字福井79	標準脱窒素処理方式＋高度処理設備	100㎘/日	2,593.3㎘	し尿
				9,308.8㎘	浄化槽汚泥
				97.8㎘	雑排水汚泥

新潟市告示第151号

下水道事業受益者分担金を徴収しようとする区域について

新潟市公共下水道事業受益者分担金条例（平成16年新潟市条例第90号）第３条の規定に基づき分担金を徴収しようとする区域を次のように定めたので告示する。

平成17年４月１日

新潟市長　篠田　昭

分担金を徴収しようとする区域

和納の一部

新潟市告示第152号

下水道事業受益者分担金を賦課しようとする区域について

新潟市公共下水道事業受益者分担金条例（昭和16年新潟市条例第90号）第５条第１項の規定に基づき分担金を賦課しようとする区域を次のように定めたので告示する。

平成17年４月１日

新潟市長　篠田　昭

分担金を賦課しようとする区域

和納の一部

新潟市告示第153号

下水道事業受益者負担金を徴収しようとする区域について

新潟都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和54年新潟市条例第55号）第３条の規定に基づき負担金を徴収しようとする区域を次のように定めたので告示する。

平成17年４月１日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

負担金を徴収しようとする区域

内野上新町の一部，新中浜１丁目，同２丁目，同３丁目，同４丁目，同５丁目，同６丁目の全部，大学南２丁目，同１丁目，内野町，大野，坂井の各一部，坂井１丁目，坂井東３丁目，同４丁目の各一部，上新栄町２丁目，同３丁目の各一部，上新栄町１丁目の全部，松海が丘１丁目，同２丁目の各一部，松海が丘４丁目の全部，真砂２丁目，同４丁目の各一部，有明町，松美台，青山７丁目の各一部，青山４丁目，同５丁目，同８丁目，浦山１丁目，同２丁目，同４丁目の各一部，新光町，上所２丁目の各一部，紫竹山１丁目，同４丁目，同５丁目の各一部，下木戸１丁目の一部，姥ヶ山１丁目，長潟の各一部，西名目所の一部，姥ヶ山６丁目の全部，山二ツ１丁目，同３丁目の各一部，小金台，物見山２丁目の各一部，松和町の一部，幸栄１丁目の全部，物見山４丁目の一部，天野２丁目の全部，津島屋１丁目，同２丁目，同３丁目の各一部，津島屋４丁目の全部，寺地，鳥原，鳥原新田，金巻，立仏，山田の各一部，大通南１丁目，同２丁目，同３丁目の全部，大通南４丁目の一部，大通南５丁目の全部，鱸の一部，葛塚，嘉山，嘉山１丁目，同２丁目，同６丁目の各一部，豊栄東栄町１丁目，同２丁目の各一部，豊栄早通の一部，古田，朝日，中沢町，中村，古津，西古津，大鹿の各一部，新津秋葉１丁目，同２丁目の各一部，田家１丁目，同２丁目の各一部，程島，割町，滝谷町，滝谷本町の各一部

新潟市告示第154号

下水道事業受益者負担金を賦課しようとする区域について

新潟都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和54年新潟市条例第55号）第５条第１項の規定に基づき負担金を賦課しようとする区域を次のように定めたので告示する。

平成17年４月１日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

負担金を賦課しようとする区域

内野上新町の一部，新中浜１丁目，同２丁目，同３丁目，同４丁目，同５丁目，同６丁目の全部，大学南２丁目，同１丁目，内野町，大野，坂井の各一部，坂井１丁目，坂井東３丁目，同４丁目の各一部，上新栄町２丁目，同３丁目の各一部，上新栄町１丁目の全部，松海が丘１丁目，同２丁目の各一部，松海が丘４丁目の全部，真砂２丁目，同４丁目の各一部，有明町，松美台，青山７丁目の各一部，青山４丁目，同５丁目，同８丁目，浦山１丁目，同２丁目，同４丁目の各一部，新光町，上所２丁目の各一部，紫竹山１丁目，同４丁目，同５丁目の各一部，下木戸１丁目の一部，姥ヶ山１丁目，長潟の各一部，西名目所の一部，姥ヶ山６丁目の全部，山二ツ１丁目，同３丁目の各一部，小金台，物見山２丁目の各一部，松和町の一部，幸栄１丁目の全部，物見山４丁目の一部，天野２丁目の全部，津島屋１丁目，同２丁目，同３丁目の各一部，津島屋４丁目の全部，寺地，鳥原，鳥原新田，金巻，立仏，山田の各一部，大通南１丁目，同２丁目，同３丁目の全部，大通南４丁目の一部，大通南５丁目の全部，鱸の一部，葛塚，嘉山，嘉山１丁目，同２丁目，同６丁目の各一部，豊栄東栄町１丁目，同２丁目の各一部，豊栄早通の一部，古田，朝日，中沢町，中村，古津，西古津，大鹿の各一部，新津秋葉１丁目，同２丁目の各一部，田家１丁目，同２丁目の各一部，程島，割町，滝谷町，滝谷本町の各一部

新潟市告示第155号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第８条第１項の規定に基づき，市道路線を次のように認定する。

なお，関係図面は告示の日から２週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において，一般の縦覧に供する。

平成17年４月２日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

路線名	起点 / 終点	重要な経過地
江口北山線	新潟市江口字伊勢堂2020番１地先 / 新潟市北山字堀東1431番１地先	新潟市西山字三本口985番２地先
本所江口線	新潟市本所字居浦2275番１地先 / 新潟市江口字諏訪浦3142番２地先	新潟市江口字乗兼3244番３地先
西南５－113号線	新潟市内野潟端2323番１地先 / 新潟市五十嵐下崎山240番地先	新潟市五十嵐下崎山220番地先
西南５－114号線	新潟市内野潟端2322番１地先 / 新潟市内野潟端2572番地先	新潟市内野潟端2500番地先
西南５－115号線	新潟市内野崎山2661番地先 / 新潟市内野潟端2621番地先	新潟市五十嵐下崎山901番３地先
西南５－116号線	新潟市内野戸中才1515番７地先 / 新潟市内野戸中才1510番４地先	新潟市内野戸中才1515番８地先

西　２　－ ２７０号線	新潟市五十嵐二の町8696番27地先	新潟市五十嵐二の町8697番１地先
	新潟市五十嵐二の町8693番３地先	
西　２　－ ２７１号線	新潟市内野山手二丁目8473番265地先	新潟市内野山手二丁目8473番257地先
	新潟市内野山手二丁目8473番259地先	
西　２　－ ２７２号線	新潟市松美台1405番11地先	新潟市松美台1405番17地先
	新潟市松美台1405番25地先	
西　５　－ ２６３号線	新潟市寺尾朝日通113番２地先	新潟市寺尾朝日通115番７地先
	新潟市寺尾朝日通113番８地先	
南　２　－ １５３号線	新潟市幸西一丁目268番16地先	新潟市幸西一丁目268番13地先
	新潟市幸西一丁目268番１地先	
南　４　－ １１９号線	新潟市女池西一丁目699番２地先	新潟市女池西一丁目699番７地先
	新潟市女池西一丁目699番12地先	
東　３　－ ６１７号線	新潟市松園一丁目丙610番62地先	新潟市松園一丁目丙610番60地先
	新潟市松園一丁目丙603番７地先	
東　３　－ ６１８号線	新潟市松園一丁目丙610番43地先	新潟市松園一丁目丙610番24地先
	新潟市松園一丁目丙610番56地先	
東　３　－ ６１９号線	新潟市松園一丁目丙610番48地先	新潟市松園一丁目丙610番71地先
	新潟市松園一丁目丙610番59地先	
東　３　－ ６２０号線	新潟市新松崎一丁目653番１地先	新潟市新松崎一丁目652番３地先
	新潟市新松崎一丁目652番１地先	
東　３　－ ６２１号線	新潟市新松崎二丁目496番地先	新潟市新松崎二丁目496番地先
	新潟市新松崎二丁目497番地先	
東　８　－ ３００号線	新潟市東中野山七丁目24番25地先	新潟市東中野山七丁目24番34地先
	新潟市東中野山七丁目24番８地先	
北　３　－ １１５号線	新潟市松浜本町三丁目3173番地先	新潟市松浜本町三丁目3162番地先
	新潟市松浜本町三丁目3158番１地先	

新潟市告示第156号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第１項の規定に基づき，次の路線を廃止する。

なお，関係図面は告示の日から２週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において，一般の縦覧に供する。

平成17年４月２日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

路線名	起点 終点	重要な経過地
競馬場線２号	新潟市太夫浜字加治川向4022番１地先 新潟市松栄町字古川2410番１地先	新潟市東栄町2056番２地先
江口北山線	新潟市江口字伊勢堂2011番10地先 新潟市北山字堀東1431番１地先	新潟市西山字三本口985番２地先
本所江口線	新潟市本所字居浦2275番地先 新潟市江口字伊勢堂1606番地先	新潟市江口字乗兼3244番１地先
西南３－ ９９８号線	新潟市山崎字下り1252番地先 新潟市山崎字下り1237番地先	新潟市山崎字下り1244番地先
西　６　－ ９９９号線	新潟市新田字玄的943番地先 新潟市新田字玄的941番地先	新潟市新田字玄的943番地先
南　１　－ １１号線	新潟市万代五丁目1441番１地先 新潟市万代五丁目1711番５地先	新潟市万代五丁目1427番３地先
南　２　－ １３１号線	新潟市万代二丁目2504番２地先 新潟市幸西三丁目247番地先	新潟市幸西四丁目273番１地先
南　７　－ ２５３号線	新潟市鐘木字上沼637番３地先 新潟市太右エ門新田字浦潟1526番１地先	新潟市鐘木字上沼730番１地先
北　３　－ ９９７号線	新潟市松浜本町三丁目3163番地先 新潟市松浜本町三丁目3158番１地先	新潟市松浜本町三丁目3160番地先

新潟市告示第157号

市道区域の決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき，市道区域を次のように決定する。

なお，関係図面は告示の日から２週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において，一般の縦覧に供する。

平成17年４月２日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

路線名	区間	敷地の	
		幅員(m)	延長(m)
江口 北山線	新潟市江口字伊勢堂2020番１地先から 新潟市北山字堀東1431番１地先まで	6.6～40.7	3829.1
本所 江口線	新潟市本所字居浦2275番１地先から 新潟市江口字諏訪浦3142番２地先まで	5.3～12.5	1333.3
西南５－ 115号線	新潟市内野崎山2661番地先から 新潟市内野潟端2621番地先まで	4.1～8.3	78.7

西南５－116号線	新潟市内野戸中才1515番７地先から 新潟市内野戸中才1510番４地先まで	6.0～10.5	33.5
西　２　－270号線	新潟市五十嵐二の町8696番27地先から 新潟市五十嵐二の町8693番３地先まで	4.0～7.1	58.0
西　２　－271号線	新潟市内野山手二丁目8473番265地先から 新潟市内野山手二丁目8473番259地先まで	6.0～10.6	80.8
西　２　－272号線	新潟市松美台1405番11地先から 新潟市松美台1405番25地先まで	6.0～10.3	133.9
西　５　－263号線	新潟市寺尾朝日通113番２地先から 新潟市寺尾朝日通113番８地先まで	6.0～8.4	83.0
南　２　－153号線	新潟市幸西一丁目268番16地先から 新潟市幸西一丁目268番１地先まで	6.0～10.3	63.0
南　４　－119号線	新潟市女池西一丁目699番２地先から 新潟市女池西一丁目699番12地先まで	6.0～10.3	161.6
東　３　－617号線	新潟市松園一丁目丙610番62地先から 新潟市松園一丁目丙603番７地先まで	6.0～10.3	128.6
東　３　－618号線	新潟市松園一丁目丙610番43地先から 新潟市松園一丁目丙610番56地先まで	6.0～12.4	163.1
東　３　－619号線	新潟市松園一丁目丙610番48地先から 新潟市松園一丁目丙610番59地先まで	6.0～10.8	54.8
東　３　－620号線	新潟市新松崎一丁目653番１地先から 新潟市新松崎一丁目652番１地先まで	4.9	37.0
東　３　－621号線	新潟市新松崎二丁目496番地先から 新潟市新松崎二丁目497番地先まで	4.0	35.0
東　８　－300号線	新潟市東中野山七丁目24番25地先から 新潟市東中野山七丁目24番８地先まで	6.0～8.1	88.0

新潟市告示第158号

市道路線の供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき，次の市道路線の供用を開始する。

なお，関係図面は告示の日から２週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において，一般の縦覧に供する。

平成17年４月２日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

路線名	区　　間	供用開始年月日
江口北山線	新潟市江口字伊勢堂2020番１地先から 新潟市北山字堀東1431番１地先まで	平成17年４月２日
本所江口線	新潟市本所字居浦2275番１地先から 新潟市江口字諏訪浦3142番２地先まで	
西南５－115号線	新潟市内野崎山2661番地先から 新潟市内野潟端2621番地先まで	
西南５－116号線	新潟市内野戸中才1515番７地先から 新潟市内野戸中才1510番４地先まで	
西　２　－270号線	新潟市五十嵐二の町8696番27地先から 新潟市五十嵐二の町8693番３地先まで	
西　２　－271号線	新潟市内野山手二丁目8473番265地先から 新潟市内野山手二丁目8473番259地先まで	
西　２　－272号線	新潟市松美台1405番11地先から 新潟市松美台1405番25地先まで	
西　５　－263号線	新潟市寺尾朝日通113番２地先から 新潟市寺尾朝日通113番８地先まで	
南　２　－153号線	新潟市幸西一丁目268番16地先から 新潟市幸西一丁目268番１地先まで	
南　４　－119号線	新潟市女池西一丁目699番２地先から 新潟市女池西一丁目699番12地先まで	
東　３　－617号線	新潟市松園一丁目丙610番62地先から 新潟市松園一丁目丙603番７地先まで	
東　３　－618号線	新潟市松園一丁目丙610番43地先から 新潟市松園一丁目丙610番56地先まで	
東　３　－619号線	新潟市松園一丁目丙610番48地先から 新潟市松園一丁目丙610番59地先まで	
東　３　－620号線	新潟市新松崎一丁目653番１地先から 新潟市新松崎一丁目652番１地先まで	
東　３　－621号線	新潟市新松崎二丁目496番地先から 新潟市新松崎二丁目497番地先まで	
東　８　－300号線	新潟市東中野山七丁目24番25地先から 新潟市東中野山七丁目24番８地先まで	

新潟市告示第159号

身体障害者福祉法による医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第２項の規定に基づき，次のとおり医師を指定したので告示します。

平成17年４月４日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

指　定

氏　名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所　在　地	指　定年月日
飯塚正仁	外　科	みどり病院	新潟市神道寺２－５－１	平成17年３月１日
松澤陽子	神経内科	新潟大学医歯学総合病院	新潟市旭町通１－754	平成17年３月１日
齊藤琢磨	内　科 呼吸器科	西新潟中央病院	新潟市真砂１－14－１	平成17年３月１日
角田和彦	外　科	新潟大学医歯学総合病院	新潟市旭町通１－757	平成17年３月１日
工藤由理	リハビリテーション科	みどり病院	新潟市神道寺２－５－１	平成17年３月１日
北沢智二	脳神経外科	黒埼病院	新潟市黒鳥2339－１	平成17年３月１日
菊井博司	整形外科	新潟市民病院	新潟市紫竹山２－６－１	平成17年３月１日
桑原史郎	外　科	新潟市民病院	新潟市紫竹山２－６－１	平成17年３月１日
牧野邦比古	神経内科	新潟市民病院	新潟市紫竹山２－６－１	平成17年３月１日
筒井奈々子	内　科	新潟市民病院	新潟市紫竹山２－６－１	平成17年３月１日

新潟市告示第160号

西川だいろの家使用料収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項及び新潟市都市公園条例施行規則（昭和32年新潟市規則第29号）第13条の規定に基づき，西川だいろの家使用料の収納事務を平成17年４月１日から平成18年３月31日までの間，次のとおり委託したので同施行規則第15条の規定により告示する。

平成17年４月４日

新 潟 市 長　　篠　田　　昭

収納事務を行う場所	収納事務受託者	
	氏名又は名称	住所
新潟市西松崎73番地 西川だいろの家	棚橋　正和 長谷川一郎 津田　義夫	新潟市曽根1022番地7 新潟市升潟2750番地 新潟市矢島154番地

新潟市告示第161号

と畜検査手数料及びと畜証明手数料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項に基づき，と畜検査手数料及びと畜証明手数料の徴収を平成17年４月１日から平成18年３月31日までの期間，次のとおり委託したので，同施行令第158条第２項の規定により告示する。

平成17年４月４日

新 潟 市 長　　篠　田　　昭

徴収事務を行う場所	徴収事務受託者
新潟市中野小屋1631番地 新潟市食肉センター	財団法人 新潟ミートプラント 理事長　磯部　博

新潟市告示第162号

包括外部監査契約について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第５項及び同法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の49の28の規程により告示する。

平成17年４月６日

新 潟 市 長　　篠　田　　昭

1　包括外部監査契約の期間の始期

平成17年４月１日

2　包括外部監査契約を契約した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

別記の包括外部監査契約書に定めるとおり

3　包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名　壹　　祐　二

住所　新潟市川端町５丁目33番１号

リバーシティ日東Ⅱ608

4　包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

別記の包括外部監査契約書に定めるとおり

包括外部監査契約書

新潟市（以下「甲」という。）と公認会計士壹　祐二（以下「乙」という。）とは，次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の27第２項に規定する包括外部監査契約を締結する。

（目　的）

第１条　乙は，法その他関係法令及びこの契約書に定めるところにより，監査を行い，監査の結果に関する報告を提出するものとする。また，甲は，金17,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度として次条に定めるところにより算定した包括外部監査契約に基づく監査に要する費用（以下「監査費用」という。）を乙に支払うものとする。

（監査費用の額の算定方法）

第２条　監査費用の額は，別表で定める基本費用の額並びに別表で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合算した金額とする。

（契約の期間の始期）

第３条　この契約の期間の始期は，平成17年４月１日とする。

（一身上に関する事件等に関する相互の情報の提供）

第４条　甲乙双方は，法第252条の29の規定に基づく特定の事件についての監査の制限の判断に資するため，この契約の締結後において，乙若しくは乙の父母，祖父母，配偶者，子，孫，若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は乙若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係に該当する事実の有無につき相互に十分な情報を提供しなければならない。

（便宜供与）

第５条　甲は，乙からの要請がある場合は，乙の監査の効率性，確実性及び公文書の散逸，紛失の防止から監査の執務場所等を提供するものとする。

（監査の実施の通知）

第６条　乙は，甲による監査の適性かつ円滑な遂行への協力に資するため，監査を実施するに当たっては，その20日前までに，その旨を監査委員に文書をもって通知するものとする。

（監査の結果に関する報告）

第７条　乙は，監査の結果に関する報告を，書面及び電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により提出しなければならない。

（会計年度末日以前の報告）

第８条　乙は，会計年度末日以前であっても，乙が監査をすることが必要と認めた特定の事件に関するこの契約に基づく監査の結果に関する報告を決定した場合に

は，これを遅滞なく提出しなければならない。

（監査の結果に関する報告の内容）

第９条　監査の結果に関する報告は，次に掲げる事項を内容としなければならない。

⑴　監査を実施した外部監査人名

⑵　監査の事件名及びその概要

⑶　監査の対象（機関名等）

⑷　監査の実施期間

⑸　監査の結果

⑹　その他必要と認める事項

（監査の結果に関する資料の提出）

第10条　乙は，監査委員から法第252条の38第４項の規定に基づき乙の監査の結果に関し意見を提出するため，当該監査の結果に関する資料の提出を求められた場合には，特別の事情がない限り，当該資料を提出しなければならない。

（監査費用の額の確定）

第11条　甲は，乙より監査の結果に関する報告を受けたときは，速やかに甲が乙に対して支払うべき監査費用の額を確定しなければならない。その際，乙は，監査費用の額を確定するために必要な資料を提出しなければならない。また，甲は，必要があると認めるときは，乙に対し書類の提出及び説明を求めることができる。

（監査費用の支払方法）

第12条　乙は監査の結果に関する報告を提出したときは，甲に対して監査費用の支払いを請求するものとする。

２　乙は，監査の結果に関する報告の提出以前であっても，甲に対して，概算払理由書及び経費の支払計画書を添えて，執務費用及び実費の請求をすることができる。その場合，甲は，執務日数に応じた執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で，概算払するものとし，前条に規定する額の確定をもって精算するものとする。

３　前２項の支払の請求は，書面によりこれを行わなければならない。

４　甲は，第１項又は第２項の支払の請求があったときは，その日から30日以内に乙に支払うものとする。

５　甲は，甲の責めに帰する理由により前項の監査費用の支払が遅れたときは，当該支払に係る未払額につき，その遅延日数に応じ，年8.25％の割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払わなければならない。

（履行遅滞等）

第13条　乙は，乙の責めに帰する理由によりこの契約の期間内に監査の結果に関する報告を甲に提出することが困難となったときは，その延長日数１日につき契約金額の1,000分の１の割合で計算して得た額の違約金を甲に支払わなければならない。但し，甲が，法第252条の35第１項及び第２項の規定によりこの契約を解除することを妨げられない。

（契約が解除された場合の取扱）

第14条　甲が法第252条の35第１項若しくは第２項の規定によりこの契約を解除した場合又は乙が同条第３項の規定によりこの契約を解除した場合において，甲が乙に対して支払うべき監査費用の額は，甲が認める正当な既履行部分に相当する額とする。但し，乙の責めに帰さない事由によりこの契約が解除された場合において甲が乙に対して支払うべき監査費用の額は，甲と乙の協議により定めるものとする。

（損害賠償）

第15条　甲又は乙は，この契約に違反したときは，相手方に対しその損害を賠償するものとする。

（監査に要した諸資料の取扱）

第16条　乙は，監査の実施に当たり用いた資料又はその写し（甲と乙の協議により，乙が保存することが不適当とされたものを除く。）を，この契約の期間の終期から５年間保存しなければならない。

（契約に定めのない事項の処理）

第17条　この契約に定めるもののほか，必要な事項については，甲と乙の協議により決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため，この契約書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各自その１通を所持するものとする。

平成17年４月１日

甲　新潟市学校町通１番町602番地１
　　新潟市　代表者　新潟市長　篠田　昭

乙　新潟市川端町５丁目33番１号
　　リバーシティ日東Ⅱ608
　　公認会計士　臺　祐二

（別　表）

基本費用	4,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
執務費用及び実費	執務費用及び実費については，次のとおり算定した金額とし，12,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を以て上限とする。 １．執務費用 次の外部監査人執務費用及び補助者執務費用を加えた金額とする。 ⑴　外部監査人執務費用 乙が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査の執務日数に83,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を乗じた金額とする。 ⑵　補助者執務費用 乙の補助者が行った監査の事務の補助

	の執務日数に74,700円（消費税及び地方消費税を含む。）を乗じた金額とする。（但し，弁護士及び公認会計士以外の補助者に係る執務費用については74,700円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内において甲と乙の協議により定めるものとする。） ２．実費 次の旅費，関係人出頭費用及び諸費用を加えた金額とする。 ⑴　旅費 乙が，監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために出張（乙又は乙の補助者が，監査の結果に関する報告の提出のために行った監査又はそのために行った監査の事務の補助のため，甲の事務所の所在地（新潟市学校町通１番町602番地１）を離れて旅行することをいう。以下同じ。）したときの当該出張に要した費用及び乙の補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査の事務の補助のために出張したときの当該出張に要した費用を新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の例により算定した金額とする。 ⑵　関係人出頭費用 乙が，監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために関係人の出頭を求めたときの当該関係人の出頭に要した費用を新潟市実費弁償条例の例により算定した金額とする。 ⑶　諸費用 ⑴及び⑵のほか，乙が，監査の結果に関する報告の提出のために行った監査に要した費用で定めのないものは，甲と乙の協議により算定した金額とする。

新潟市告示第163号

新潟市民芸術文化会館使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき，新潟市民芸術文化会館の使用料の徴収事務を平成17年４月１日から平成18年３月31日までの期間，次のとおり委託したので同施行令第158条第２項の規定により告示する。

平成17年４月６日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

徴収事務を行う場所	徴収事務受託者
新潟市一番堀通町３番地２ 新潟市民芸術文化会館	財団法人 新潟市芸術文化振興財団 理事長　大泉淳一

新潟市告示第164号

新潟市音楽文化会館使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき，新潟市音楽文化会館の使用料の徴収事務を平成17年４月１日から平成18年３月31日までの期間，次のとおり委託したので同施行令第158条第２項の規定により告示する。

平成17年４月６日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

徴収事務を行う場所	徴収事務受託者
新潟市一番堀通町３番地２ 新潟市音楽文化会館	財団法人 新潟市芸術文化振興財団 理事長　大泉淳一

新潟市告示第165号

新潟市民プラザ使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき，新潟市民プラザの使用料の徴収事務を平成17年４月１日から平成18年３月31日までの期間，次のとおり委託したので同施行令第158条第２項の規定により告示する。

平成17年４月６日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

徴収事務を行う場所	徴収事務受託者
新潟市 西堀通６番町866番地 新潟市民プラザ	財団法人 新潟市芸術文化振興財団 理事長　大泉淳一

新潟市告示第166号

新潟市水族館入館料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき，新潟市水族館の入館料の徴収事務を平成17年４月１日から平成18年３月31日までの期間，次のとおり委託したので同施行令第158条第２項の規定により告示する。

平成17年４月６日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

徴収事務を行う場所	徴収事務受託者
新潟市 西船見町5932番地445 新潟市水族館	財団法人 新潟市開発公社 理事長　吉田民治

新潟市告示第167号

新潟市會津八一記念館観覧料等徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき，新潟市會津八一記念館の観覧料等の徴収事務を平成17年４月１日から平成18年３月31日までの期間，次のとおり委託したので同施行令第158条第２項の規定により告示する。

平成17年４月６日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

徴収事務を行う場所	徴収事務受託者
新潟市 西船見町5932番地561 新潟市會津八一記念館	財団法人 會津八一記念館 理事長　星野　元

新潟市告示第168号

新潟市万代市民会館使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の規定に基づき，新潟市万代市民会館使用料の徴収を，平成17年４月１日から，平成18年３月31日までの期間，次のとおり委託したので同施行令第158条の２項の規定により告示する。

平成17年４月７日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

徴収事務を行う場所	徴収事務受託者
新潟市 東万代町９番１号 新潟市万代市民会館	新潟県長岡市城内町３丁目８番地７蒼柴ビル８階 二幸産業株式会社新潟支社 新潟支社長　若林　進

新潟市告示第169号

放置自転車等の撤去，保管について

新潟市自転車等放置防止条例第９条第２項の規定により，放置自転車等を下記のとおり撤去し，保管したので同条例第11条第１項の規定により告示する。

平成17年４月11日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

1　放　置　場　所　新潟駅万代口周辺
2　撤　去　台　数　自転車　76台
3　撤　去　年　月　日　平成17年３月２日から
　　平成17年３月30日まで
4　保管返還場所　自転車等保管所
　　（新潟市花園２丁目54番地先）
5　保　管　期　間　平成17年４月12日から
　　平成17年10月11日まで
6　返還日及び時間　月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の１月３日までの日は除く。）
　　午前９時から午後５時まで。
7　返還に必要なもの
⑴　運転免許証，健康保険証，その他身分を証明できるもの。
⑵　自転車等の鍵又は保証書，その他返還を受けようとする自転車利用者等であることを証明できるもの。
⑶　印鑑。
⑷　撤去保管に要する費用　　自転車　1,000円

なお，この告示にかかる自転車等で，上記保管期間経過後においても利用者等の引取がないものは，新潟市自転車等放置防止条例第11条第２項の規定に基づき，本市において処分する。

新潟市告示第170号

結核予防法による医療機関の指定について

結核予防法第36条第１項の規定に基づき，下記のとおり指定したので結核予防法施行令第２条の６により告示する。

平成17年４月11日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

記

名　称	開　設　者	所　在　地	指定年月日
ちくま調剤薬局	有限会社 メディカルサポート	新潟市曽根字川原23番１	平成17年３月21日
おおつか内科クリニック	大　塚　富　雄	新潟市内島見浦潟2514	平成17年３月23日

新潟市告示第171号

結核予防法による医療機関の辞退について

結核予防法第36条第４項の規定に基づき，下記の医療機関は，その指定を辞退したので結核予防法施行令第２条の６により告示する。

平成17年４月11日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

記

名　称	開　設　者	所　在　地	辞退年月日
新潟市民病院附属大山診療所	新潟市	新潟市大山２丁目13番１号	平成17年３月31日
今井医院	今　井　　仁	新潟市西堀通９番町1615番地	平成17年３月31日
ちくま調剤薬局	有限会社 メディカル　リンク	新潟市曽根23番１	平成17年３月31日

坂井医院	坂　井　洋　一	新潟市信濃町８番26号	平成17年３月31日

新潟市告示第172号

家畜予防注射技術手数料の徴収事務の委託について

家畜予防注射技術手数料の徴収事務を平成17年４月１日から平成18年３月31日までの期間、次のとおり委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第２項の規定により告示する。

平成17年４月11日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

徴収事務を委託した相手方

新潟市旗屋686番地

中央家畜衛生協会

会　長　　高　橋　行　雄

新潟市告示第173号

公　示　送　達　書

「省　略」

新潟市告示第174号

指定居宅支援事業者の指定について

身体障害者福祉法第17条の４第１項（昭和24年法律第283号）の規定により指定居宅事業者を指定したので，同法第17条の23の規定により下記のとおり告示する。

平成17年４月12日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	居宅支援の種類	指　定年月日
社会福祉法人ゆうえい会	ヘルパーステーション　ゆうばえ	新潟市内野上新町11810番地３	居宅介護	平成16年11月１日
有限会社テーアン	訪問介護ステーション　て～あん	新潟市小新西３丁目10番７号	居宅介護	平成16年12月１日
有限会社和み	有限会社　和み	新潟市岡山1272番地１	居宅介護	平成17年２月１日
株式会社コムスン	株式会社コムスン新潟ケアセンター	新潟市米山６丁目12番19号米山事務所	居宅介護	平成17年３月１日
有限会社すまいるサポート	有限会社すまいるサポートヘルパーステーション	新潟市青山８丁目１番17号　コモンズ青山Ｄ号室	居宅介護	平成17年４月１日
社会福祉法人フレンドランド福祉会	羽ばたきヘルパーステーション	新潟市逢谷内３丁目541番地７	居宅介護	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会	支援費居宅介護センター	新潟市八千代１丁目3番1号　新潟市総合福祉会館３Ｆ	居宅介護	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会	坂井輪地区訪問介護センター	新潟市寺尾東３丁目14番41号	居宅介護	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会	中央地区訪問介護センター	新潟市関屋下川原町１丁目３番地11	居宅介護	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会	南地区訪問介護センター	新潟市新和３丁目３番１号	居宅介護	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会	黒埼地区訪問介護センター	新潟市緒立流通２丁目４番１号	居宅介護	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会	東地区訪問介護センター	新潟市明石２丁目３番25号	居宅介護	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会	中地区訪問介護センター	新潟市古川町４番12号	居宅介護	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会	石山地区訪問介護センター	新潟市石山１丁目１番12号	居宅介護	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会	西地区訪問介護センター	内野町471番地	居宅介護	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会	北地区訪問介護センター	松浜１丁目７番地１	居宅介護	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会	岩室ゆうゆう訪問介護センター	新潟市西中860番地	居宅介護	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会	白根地区訪問介護センター	新潟市白根1132番地１	居宅介護	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会	味方地区訪問介護センター	新潟市味方583番地１	居宅介護	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会	潟東サルビア訪問介護センター	新潟市三方３番地	居宅介護	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会	中之口地区訪問介護センター	新潟市南福島323番地	居宅介護	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会	新津地区訪問介護センター	新潟市新津本町１丁目２番40号	居宅介護	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会	豊栄地区さわやか訪問介護センター	新潟市豊栄東栄町１丁目１番35号	居宅介護	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会	西川地区訪問介護センター	新潟市旗屋701番地２	居宅介護	平成17年４月１日

社会福祉法人 新潟市社会 福祉協議会	身体障害者デイ サービスセンター 明日葉	新潟市八千代１丁 目３番１号 新潟市総合福祉会館	デイ サービス	平成17年 ４月１日

新潟市告示第175号

指定施設支援事業者の指定について

身体障害者福祉法第17条の10第１項（昭和24年法律第283号）の規定により指定施設事業者を指定したので，同法第17条の31の規定により下記のとおり告示する。

平成17年４月12日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

事業者 の名称	事業所の名称	事業所の所在地	施設支援 の種類	指　定 年月日
社会福祉法人 新潟みずほ 福祉会	第２みずほ園	新潟市小見郷屋58 番地４	身体障害者 療護施設 (通所療護)	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 とよさか 福祉会	ドンバスの家	新潟市豊栄東栄町 １丁目１番49号	身体障害者 通所授産 施設	平成17年 ４月１日

新潟市告示第176号

指定居宅支援事業者の指定について

知的障害者福祉法第15条の５第１項（昭和35年法律第37号）の規定により指定居宅事業者を指定したので，同法第15条の23の規定により下記のとおり告示する。

平成17年４月12日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

事業者 の名称	事業所の名称	事業所の所在地	居宅支援 の種類	指　定 年月日
社会福祉法人 ゆうえい会	ヘルパーステー ション　ゆうばえ	新潟市内野上新町 11810番地３	居宅介護	平成16年 11月１日
有限会社 テーアン	訪問介護ステー ション　て～あん	新潟市小新西３丁 目10番７号	居宅介護	平成16年 12月１日
有限会社 和み	有限会社　和み	新潟市岡山1272番 地１	居宅介護	平成17年 ２月１日
株式会社 コムスン	株式会社コムスン 新潟ケアセンター	新潟市米山６丁目 12番19号 米山事務所	居宅介護	平成17年 ３月１日
有限会社 すまいる サポート	有限会社 すまいるサポート ヘルパーステーション	新潟市青山８丁目 １番17号　コモン ズ青山Ｄ号室	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 フレンドラン ド福祉会	羽ばたきヘルパー ステーション	新潟市逢谷内３丁 目541番地７	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 新潟市社会 福祉協議会	支援費 居宅介護センター	新潟市八千代１丁 目3番1号　新潟市 総合福祉会館３Ｆ	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 新潟市社会 福祉協議会	坂井輪地区 訪問介護センター	新潟市寺尾東３丁 目14番41号	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 新潟市社会 福祉協議会	中央地区 訪問介護センター	新潟市関屋下川原 町１丁目３番地11	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 新潟市社会 福祉協議会	南地区 訪問介護センター	新潟市新和３丁目 ３番１号	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 新潟市社会 福祉協議会	黒埼地区 訪問介護センター	新潟市緒立流通２ 丁目４番１号	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 新潟市社会 福祉協議会	東地区 訪問介護センター	新潟市明石２丁目 ３番25号	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 新潟市社会 福祉協議会	中地区 訪問介護センター	新潟市古川町４番 12号	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 新潟市社会 福祉協議会	石山地区 訪問介護センター	新潟市石山１丁目 １番12号	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 新潟市社会 福祉協議会	西地区 訪問介護センター	内野町471番地	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 新潟市社会 福祉協議会	北地区 訪問介護センター	松浜１丁目７番地 １	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 新潟市社会 福祉協議会	岩室ゆうゆう 訪問介護センター	新潟市西中860番 地	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 新潟市社会 福祉協議会	白根地区 訪問介護センター	新潟市白根1132番 地１	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 新潟市社会 福祉協議会	味方地区 訪問介護センター	新潟市味方583番 地１	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 新潟市社会 福祉協議会	潟東サルビア 訪問介護センター	新潟市三方３番地	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 新潟市社会 福祉協議会	中之口地区 訪問介護センター	新潟市南福島323 番地	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 新潟市社会 福祉協議会	新津地区 訪問介護センター	新潟市新津本町１ 丁目２番40号	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 新潟市社会 福祉協議会	豊栄地区さわやか 訪問介護センター	新潟市豊栄東栄町 １丁目１番35号	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 新潟市社会 福祉協議会	西川地区 訪問介護センター	新潟市旗屋701番 地２	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 白根市中央 福祉会	知的障害者 デイサービス センター	新潟市戸石新田45 番地２	デイ サービス	平成17年 ４月１日

社会福祉法人 白根市中央 福祉会	ほっとホーム あさひ	新潟市臼井4373番地１	地域生活援助	平成17年 ４月１日

新潟市告示第177号

指定施設支援事業者の指定について

知的障害者福祉法第15条の12第１項（昭和35年法律第37号）の規定により指定施設事業者を指定したので，同法第15条の31の規定により下記のとおり告示する。

平成17年４月12日

新 潟 市 長　　篠　田　　昭

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	施設支援の種類	指　定 年月日
社会福祉法人 とよさか 福祉会	歩みの家	新潟市豊栄東栄町１丁目１番49号	知的障害者通所授産施設	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 亀田郷芦沼会	ほがらか福祉園 ゆたか分場	新潟市豊１丁目11番10号	知的障害者通所授産施設	平成17年 ４月１日

新潟市告示第178号

指定居宅支援事業者の指定について

児童福祉法第21条の10第１項(昭和22年法律第164号)の規定により指定居宅事業者を指定したので，同法第21条の23の規定により下記のとおり告示する。

平成17年４月12日

新 潟 市 長　　篠　田　　昭

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	居宅支援の種類	指　定 年月日
有限会社 テーアン	訪問介護ステーション　て～あん	新潟市小新西３丁目10番７号	居宅介護	平成16年 12月１日
有限会社 和み	有限会社　和み	新潟市岡山1272番地１	居宅介護	平成17年 ２月１日
株式会社 コムスン	株式会社コムスン 新潟ケアセンター	新潟市米山６丁目12番19号 米山事務所	居宅介護	平成17年 ３月１日
有限会社 すまいる サポート	有限会社すまいるサポート ヘルパーステーション	新潟市青山８丁目１番17号　コモンズ青山Ｄ号室	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 フレンドランド福祉会	羽ばたきヘルパーステーション	新潟市逢谷内３丁目541番地７	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 新潟市社会 福祉協議会	支援費 居宅介護センター	新潟市八千代１丁目3番1号　新潟市総合福祉会館３Ｆ	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 新潟市社会 福祉協議会	坂井輪地区 訪問介護センター	新潟市寺尾東３丁目14番41号	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 新潟市社会 福祉協議会	中央地区 訪問介護センター	新潟市関屋下川原町１丁目３番地11	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 新潟市社会 福祉協議会	中央地区 訪問介護センター	新潟市関屋下川原町１丁目３番地11	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 新潟市社会 福祉協議会	南地区 訪問介護センター	新潟市新和３丁目３番１号	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 新潟市社会 福祉協議会	黒埼地区 訪問介護センター	新潟市緒立流通２丁目４番１号	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 新潟市社会 福祉協議会	東地区 訪問介護センター	新潟市明石２丁目３番25号	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 新潟市社会 福祉協議会	中地区 訪問介護センター	新潟市古川町４番12号	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 新潟市社会 福祉協議会	石山地区 訪問介護センター	新潟市石山１丁目１番12号	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 新潟市社会 福祉協議会	西地区 訪問介護センター	内野町471番地	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 新潟市社会 福祉協議会	北地区 訪問介護センター	松浜１丁目７番地１	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 新潟市社会 福祉協議会	岩室ゆうゆう 訪問介護センター	新潟市西中860番地	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 新潟市社会 福祉協議会	白根地区 訪問介護センター	新潟市白根1132番地１	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 新潟市社会 福祉協議会	味方地区 訪問介護センター	新潟市味方583番地１	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 新潟市社会 福祉協議会	潟東サルビア 訪問介護センター	新潟市三方３番地	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 新潟市社会 福祉協議会	中之口地区 訪問介護センター	新潟市南福島323番地	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 新潟市社会 福祉協議会	新津地区 訪問介護センター	新潟市新津本町１丁目２番40号	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 新潟市社会 福祉協議会	豊栄地区さわやか 訪問介護センター	新潟市豊栄東栄町１丁目１番35号	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 新潟市社会 福祉協議会	西川地区 訪問介護センター	新潟市旗屋701番地２	居宅介護	平成17年 ４月１日
社会福祉法人 新潟みずほ 福祉会	新潟みずほ園	新潟市小見郷屋107番地２	短期入所	平成17年 １月29日

社会福祉法人新潟みずほ福祉会	第２みずほ園	新潟市小見郷屋58番地４	短期入所	平成17年１月29日
社会福祉法人新潟みずほ福祉会	みのり園	新潟市藤野木51番地	短期入所	平成17年１月29日

新潟市告示第179号

新潟市歴史博物館観覧料等の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき、新潟市歴史博物館の観覧料等の徴収を平成17年４月１日から平成18年３月31日までの期間、次のとおり委託したので同施行令第158条第２項の規定により告示する。

平成17年４月13日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

徴収事務を行う場所	徴収事務受託者
新潟市柳島町２丁目10番地 新潟市歴史博物館	財団法人 新潟市芸術文化振興財団 理事長　大泉淳一

新潟市告示第180号

新潟市岩室健康増進センター利用料等の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき、新潟市岩室健康増進センターの利用料等の徴収を平成17年４月１日から平成18年３月31日までの期間､次のとおり委託したので同施行令第158条第２項の規定により告示する。

平成17年４月13日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

徴収事務を行う場所	徴収事務委託者
新潟市石瀬3331番地１ 新潟市岩室健康増進センター	岩室観光開発株式会社 代表取締役　佐藤悦夫

新潟市告示第181号

と畜場使用料の徴収事務の委託について

と畜場使用料の徴収事務を平成17年４月１日から平成18年３月31日までの期間、次のとおり委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第２項の規定により告示する。

平成17年４月13日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

徴収事務を委託した相手方

新潟市中野小屋1631番地

財団法人　新潟ミートプラント

理事長　　磯　部　　博

新潟市告示第182号

地方自治法施行令第158号第１項の規定に基づき､定期露店「新津市場」の出店料等収納事務を次のように委託したので、告示します。

平成17年４月14日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

１　委託件名　　平成17年度定期露店「新津市場」出店料等収納事務

２　委 託 先　　新潟市新町１丁目12番13号
新津市場組合
組合長　　和　泉　　哲

新潟市告示第183号

新潟市西川多目的ホール条例（平成16年新潟市条例第78号）第９条及び新潟市西川多目的ホール使用料徴収規則（平成17年新潟市規則第25号）第２条に規定する使用料の収納を新潟市多目的ホール使用料徴収規則第６条の規定により平成17年４月７日から下記の者に委託した。

記

新潟市紫竹山２丁目５番40号
株式会社新潟管財新潟支店
取締役支店長　　板　倉　壽　貞

平成17年４月14日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

新潟市告示第184号

新潟市西川学習館条例（平成16年新潟市条例第77号）第９条に規定する使用料の収納を新潟市西川学習館使用料徴収規則（平成17年新潟市規則第24号）第５条の規定により平成17年４月１日から下記の者に委託した。

記

新潟県新潟市紫竹５丁目４番７号
旭ビル管理株式会社
代表取締役　　井　村　敏　英

平成17年４月14日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

新潟市告示第185号

新潟市豊栄地区ふれあいセンター施設使用料の徴収委託について

新潟市勤労者福祉施設条例施行規則（新潟市規則第82号）第13条の規定により，新潟市豊栄地区ふれあいセンター施設使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成17年４月15日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

１　徴収事務委託期間

平成17年４月１日から平成18年３月31日まで
2　徴収事務委託施設
新潟市豊栄地区ふれあいセンター
3　徴収事務受託者
新潟市豊栄東栄町１丁目１番18号
株式会社まちづくり豊栄
代表取締役　金　城　道　夫

新潟市告示第186号

自動車臨時許可番号標の失効告示について

下記の自動車臨時運行許可番号標は，貸与を受けた者より回収不能となり，有効期間満了の日以降無効とする。

平成17年４月15日

新　潟　市　長　篠　田　　昭

記

1　番　号　標　番　号　新潟743号
2　有効期間満了年月日　平成16年３月12日

新潟市告示第187号

公　示　送　達　書

「省　略」

新潟市告示第188号

認可地縁団体の告示変更

地方自治法第260条の２第11項の規定により届け出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成17年４月19日

新　潟　市　長　篠　田　　昭

1　名　　称　島方集落会
2　変更事項　区　　域　（省　略）
事　務　所　（省　略）
代表者の住所　（省　略）
3　変更の年月日　平成17年３月21日
4　変更の理由　合併による

新潟市告示第189号

認可地縁団体の告示変更

地方自治法第260条の２第11項の規定により届け出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成17年４月19日

新　潟　市　長　篠　田　　昭

1　名　　称　大原集落会
2　変更事項　区　　域　（省　略）
事　務　所　（省　略）
代表者の住所　（省　略）
3　変更の年月日　平成17年３月21日
4　変更の理由　合併による

新潟市告示第190号

認可地縁団体の告示変更

地方自治法第260条の２第11項の規定により届け出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成17年４月19日

新　潟　市　長　篠　田　　昭

1　名　　称　二本木自治会
2　変更事項　区　　域　（省　略）
事　務　所　（省　略）
代表者の住所　（省　略）
3　変更の年月日　平成17年３月21日
4　変更の理由　合併による

新潟市告示第191号

認可地縁団体の告示変更

地方自治法第260条の２第11項の規定により届け出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成17年４月19日

新　潟　市　長　篠　田　　昭

1　名　　称　小杉自治会
2　変更事項　区　　域　（省　略）
事　務　所　（省　略）
代表者の住所　（省　略）
3　変更の年月日　平成17年３月21日
4　変更の理由　合併による

新潟市告示第192号

認可地縁団体の告示変更

地方自治法第260条の２第11項の規定により届け出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成17年４月19日

新　潟　市　長　篠　田　　昭

1　名　　称　横越新田自治会
2　変更事項　区　　域　（省　略）
事　務　所　（省　略）
代表者の住所　（省　略）
3　変更の年月日　平成17年３月21日
4　変更の理由　合併による

新潟市告示第193号

地縁による団体の認可に係る告示

地方自治法第260条の２第１項の規定により，地縁による団体を次のとおり認可したので，同条第10項の規定に基づき告示する。

平成17年４月20日

新　潟　市　長　篠　田　　昭

1　名　　称　中新田集落会

2	規約に定める目的	地域的な共同活動を行うことにより，良好な地域社会の維持及び形成に資すること。
3	区　　域	新潟市中新田の区域および新潟市大安寺117番地
4	事　務　所	代表者の自宅
5	代表者の氏名及び住所	氏名　（省　略） 住所　（省　略）
6	裁判所による代表者の職務執行の停止の有無	無
	裁判所による代表者の職務代行者の選任の有無	無
7	代理人の有無	無
8	規約に定める解散の事由	地方自治法第260条の２第15項で準用する民法第68条第１項第３号及び第４号並びに第２項に規定する事由。（総会の議決に基づく場合は，総会員の４分の３以上の承諾が必要）
9	認可年月日	平成17年４月20日

新潟市告示第194号

認可地縁団体の告示変更

地方自治法第260条の２第11項の規定により届け出があったので，同条第10項の規定に基づき告示する。

平成17年４月20日

新潟市長　篠田　昭

1	名　　称	蓮方団地自治会
2	変更事項	代表者の氏名及び住所　（省　略）
3	変更の年月日	平成17年１月23日
4	変更の理由	総会の議決による

新潟市告示第195号

施設使用料の徴収事務委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき、施設の使用料の徴収事務を委託しましたので、同条第２項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年４月20日

新潟市長　篠田　昭

1	委託先	新潟市新津本町２丁目２番１号 社団法人新津市シルバー人材センター 理事長　渡辺　譲
2	委託施設	①新津東町庭球場 新潟市新津東町１丁目246番地１ ②新津地域学園 新潟市新津東町２丁目５番６号
3	委託期間	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで

新潟市告示第196号

施設使用料の徴収事務委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき、施設の使用料の徴収事務を委託しましたので、同条第２項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年４月20日

新潟市長　篠田　昭

1	委託先	新潟市新津本町２丁目２番１号 社団法人新津市シルバー人材センター 理事長　渡辺　譲
2	委託施設	新津地区勤労青少年ホーム 新潟市新津東町１丁目５番12号
3	委託期間	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで

新潟市告示第197号

認可地縁団体の告示変更

地方自治法第260条の２第11項の規定により届け出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成17年４月20日

新潟市長　篠田　昭

1	名　　称	五之上集落会
2	変更事項	区　　域　（省　略） 事　務　所　（省　略） 代表者の住所　（省　略）
3	変更の年月日	平成17年３月21日
4	変更の理由	合併による

新潟市告示第198号

新潟市老人福祉センターいこいの家西川荘使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき、新潟市老人福祉センターいこいの家西川荘の使用料の徴収を平成17年４月１日から平成18年３月31日までの期間、次のとおり委託したので同施行令第158条第２項の規定により告示する。

平成17年４月20日

新潟市長　篠田　昭

徴収事務を行う場所	徴収受託者
新潟市川崎308番地 新潟市老人福祉センターいこいの家西川荘	新潟市八千代1丁目3番地1号 社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会 会長職務代理者 副会長　高橋　助七

新潟市告示第199号

新潟市老人福祉センター横雲荘使用料徴収事務に係る告示

新潟市老人福祉センター条例施行規則第13条に基づき，新潟市老人福祉センター横雲荘の使用料徴収事務を委託したので下記のとおり告示する。

平成17年４年20日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

記

1　委託先　　社会福祉法人新潟市社会福祉協議会
2　期　間　　平成17年４月１日から平成18年３月31日
3　業　務　　使用料の徴収及び納入事務

新潟市告示第200号

市道路線の供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき，次の市道路線の供用を開始する。

なお，関係図面は告示の日から２週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において，一般の縦覧に供する。

平成17年４月20日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

路線名	区　　間	供用開始年月日
西南７－１号線	新潟市金巻新田字上谷内64番１地先から新潟市金巻新田字上谷内52番地先まで	平成17年４月20日

新潟市告示第201号

認可地縁団体の告示変更

地方自治法第260条の２第11項の規定により届け出があったので，同条第10項の規定に基づき告示する。

平成17年４月20日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

1　名　　称　　蓮方団地自治会
2　変更事項　　代表者の氏名　（省　略）
　　及び住所　　（省　略）
3　変更の年月日　　平成13年１月28日
4　変更の理由　　総会の議決による

新潟市告示第202号

地方自治法第260条の２第11項の規定により届け出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成17年４月20日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

1　名　　称　　横戸自治会
2　変更事項　　区　　域　（省　略）
　　事　務　所　（省　略）
　　代表者の住所　（省　略）
3　変更の年月日　　平成17年３月21日
4　変更の理由　　合併による

新潟市告示第203号

公　示　送　達　書

「省　略」

新潟市告示第204号

公　示　送　達　書

「省　略」

新潟市告示第205号

公　示　送　達　書

「省　略」

新潟市告示第206号

新潟市老人憩の家指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項及び新潟市老人憩の家条例第11条の規定に基づき，新潟市老人憩の家の指定管理者として平成17年４月１日から平成20年３月31日までの期間，次のとおり指定したので告示します。

平成17年４月22日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

施設名	指定管理者	
	所在地	名称
ひばり荘	新潟市東堀通13番町3009番地	新潟市老人クラブ本庁北地区協議会
寿楽園	新潟市三軒屋町10番６号	新潟市老人クラブ北地区協議会
新川荘	新潟市五十嵐１の町7125番地	新潟市老人クラブ内野地区協議会
阿賀浜荘	新潟市三軒屋町10番６号	新潟市老人クラブ北地区協議会
石山荘	新潟市中野山７丁目17番27号	新潟市老人クラブ石山地区協議会
大江山荘	新潟市西野1905番地	新潟市老人クラブ大江山地区協議会
沼垂荘	新潟市春日町６番６号	新潟市老人クラブ沼垂地区協議会
鳥屋野荘	新潟市愛宕２丁目７番11号	新潟市老人クラブ鳥屋野地区協議会
小針荘	新潟市小針４丁目５番41号	新潟市老人憩の家小針荘管理運営委員会
大形荘	新潟市海老ケ瀬1111番地２	新潟市老人クラブ大形地区協議会
西川荘	新潟市須賀11番36号	新潟市老人クラブ坂井輪南地区協議会
大山台	新潟市浜谷町１丁目４番15号	新潟市老人クラブ中地区協議会
明和荘	新潟市小瀬771番地	新潟市老人クラブ中野小屋地区協議会
神明荘	新潟市赤塚7086番地１	新潟市老人クラブ赤塚地区協議会
五十嵐中島荘	新潟市五十嵐中島３丁目22番１号	老人憩の家五十嵐中島荘運営委員会
しあわせ荘	新潟市三軒屋町10番６号	新潟市老人クラブ北地区協議会
寺尾荘	新潟市寺尾台３丁目23番４号	新潟市老人クラブ坂井輪西地区協議会
山潟荘	新潟市姥ヶ山４丁目10番９号	新潟市老人クラブ山潟地区協議会
両川荘	新潟市嘉瀬1047番地２	新潟市老人クラブ両川地区協議会
新崎荘	新潟市三軒屋町10番６号	新潟市老人クラブ北地区協議会

じゅんさい池	新潟市浜谷町１丁目４番15号	新潟市老人クラブ中地区協議会
岡山荘	新潟市海老ケ瀬1111番地２	新潟市老人クラブ大形地区協議会
曽野木荘	新潟市曽川乙1402番地	新潟市老人クラブ曽野木地区協議会
大淵荘	新潟市西野1905番地	新潟市老人クラブ大江山地区協議会
槇尾荘	新潟市小瀬771番地	新潟市老人クラブ中野小屋地区協議会
米山荘	新潟市愛宕２丁目７番11号	新潟市老人クラブ鳥屋野地区協議会
成巻荘	新潟市鳥原3548番地12	新潟市老人クラブ連合会黒埼地区協議会
やなぎ荘	新潟市鳥原3548番地12	新潟市老人クラブ連合会黒埼地区協議会

新潟市告示第207号

結核予防法による医療機関の辞退について

結核予防法第36条第４項の規定に基づき，下記の医療機関は，その指定を辞退したので結核予防法施行令第２条の６により告示する。

平成17年４月22日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

記

名　称	開　設　者	所　在　地	辞退年月日
えきまえクリニック内科はやし医院	林　　浩　司	新潟市中島１丁目１番46号	平成17年３月31日
小林医院	小　林　晋　一	新潟市西堀前通６番町897番地	平成17年３月31日
五十嵐医院	五十嵐　　明	新潟市針ヶ曽根142番地寅３	平成17年４月４日

新潟市告示第208号

結核予防法による医療機関の指定について

結核予防法第36条第１項の規定に基づき，下記のとおり指定したので結核予防法施行令第２条の６により告示する。

平成17年４月22日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

記

名　称	開　設　者	所　在　地	指定年月日
大島内科医院	大　島　　満	新潟市松海が丘１丁目12番12号	平成17年４月１日
えきまえクリニック内科はやし医院	医療法人社団恒心会	新潟市中島２丁目１番46号	平成17年４月１日
小林医院	医療法人社団小林医院	新潟市西堀前通６番町897番地	平成17年４月１日
木崎薬局	株式会社エヌ・エム・アイ	新潟市内島見2514番	平成17年４月１日
五十嵐医院	医療法人社団五十嵐医院	新潟市小吉1074番地１	平成17年４月４日
新町調剤薬局	リーフグリーン有限会社	新潟市新町１丁目12－16	平成17年４月４日
ファーマ・ステーションレイク薬局	有限会社ライフプランニング	新潟市赤塚5614番地３	平成17年４月４日

新潟市告示第209号

新潟市総合福祉会館使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき，新潟市総合福祉会館使用料の徴収を，平成17年４月１日から平成18年３月31日までの期間，次のとおり委託したので，同施行令第158条第２項の規定により告示する。

平成17年４月22日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

徴収事務を行う施設の名称及び場所		徴収事務受託者
名　　称	場　　所	
新潟市総合福祉会館	新潟市八千代１丁目３番１号	新潟市八千代１丁目３番１号 社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会 会長職務代理者 副会長　高橋　助七

新潟市告示第210号

住民票の職権消除について

住民基本台帳法第８条および同法施行令第12条第４項の規定に基づき告示します。

平成17年４月25日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

１　職権消除日

平成17年４月19日

２　職権消除対象者の住所・氏名

住所：松崎2872番地

氏名：山﨑　茂光

新潟市告示第211号

自動車臨時運行許可番号標の失効告示について

下記の自動車臨時運行許可番号標は、貸与を受けた者より回収不能となったので、有効期間満了の日より後無効とする。

平成17年４月25日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

記

自動車臨時運行許可番号標番号	有効期間満了年月日	貸与年月日
新潟891	平成16年６月16日	平成16年６月11日

新潟市告示第212号

市道路線の一部供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき，次の市道路線の一部供用を開始する。

なお，関係図面は告示の日から２週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において，一般の縦覧に供する。

平成17年４月25日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

路線名	区間	一部供用開始年月日
太平岡山線４号	新潟市新松崎三丁目101番４地先から新潟市新松崎三丁目101番６地先まで	平成17年４月25日

新潟市告示第213号

新潟市老人福祉センター黒埼荘使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき、新潟市老人福祉センター黒埼荘の使用料の徴収を平成17年４月１日から平成18年３月31日までの期間､次のとおり委託したので同施行令第158条第２項の規定により告示する。

平成17年４月27日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

徴収事務を行う場所	徴収受託者
新潟市緒立流通２丁目４番地１ 新潟市老人福祉センター黒埼荘	新潟市八千代1丁目3番1号 社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会 会長職務代理者 副会長　高橋　助七

新潟市告示第214号

新潟市老人福祉センター秋葉荘使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき、新潟市老人福祉センター秋葉荘の使用料の徴収を平成17年４月１日から平成18年３月31日までの期間､次のとおり委託したので同施行令第158条第２項の規定により告示する。

平成17年４月27日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

徴収事務を行う場所	徴収受託者
新潟市新津秋葉１丁目15番30号 新潟市老人福祉センター秋葉荘	新潟市新津秋葉1丁目15番30号 新潟市老人クラブ連合会 新津地区協議会 会長　永井　淑雄

新潟市告示第215号

身元不明人の死亡について

下記の者は，平成17年４月13日午後零時20分，新潟市入船町４丁目の新潟港西区第２西防波堤灯台から真方位316度，沖合い9200メートル付近において，漁船の底引き網漁の操業中に網に入って発見されました。

身元が不明のため，平成17年４月15日に火葬に付しました。

心当たりの方は，当市厚生福祉課に申し出てください。

平成17年４月27日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

記

1	氏名及び住所	不詳
2	体格及び身長	身長172㎝位・体格中肉・白髪混じり・短髪
3	年齢及び性別	40歳から60歳代の男性
4	死因	溺死の疑い
5	遺留物品	黒色のシャツ，黒色パンツのゴム，灰色靴下，黒色ジャンパー，紺色カーデガン，ベージュ色ももひき，黒色カバン，ルーペ
6	死亡年月日	平成16年12月頃～平成17年１月頃
7	死亡場所	新潟市入船町４丁目の新潟港西区第２西防波堤灯台から真方位316度，沖合い9200メートル付近（発見場所）
8	埋（火）葬地	新潟市

新潟市告示第216号

新潟市議会臨時会の招集について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第１項の規定に基づき，平成17年５月新潟市議会臨時会を次のとおり招集するので，同条第２項の規定により告示する。

また,同法第102条第４項の規定により付議すべき事件についても，あわせて告示する。

平成17年４月28日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

1	招集の日時	平成17年５月６日（金）午後１時30分
2	招集の場所	新潟市議会議場
3	付議すべき事件	常任委員の選任

新潟市告示第217号

新潟市ラブホテル建築等規制条例施行規則第10条第１項第３号に規定する施設について

新潟市ラブホテル建築等規制条例施行規則（昭和59年

新潟市規則第３号）第10条第１項第３号に規定する公園を次のように定めたので，同条第２項の規定に基づき告示する。

平成17年４月28日

新 潟 市 長　　篠　田　　昭

公　園　名	所　在　地
阿賀野川水辺プラザ公園	市新594番地13地先
信濃バレー親水レクリエーション広場	大秋地先
新津川河川広場	新津本町１丁目他
マイロード緑地	覚路津4441番地
大関緑地広場	大関634番地５
北上第１緑地広場	北上新田771番地４地先
北上第２緑地広場	北上１丁目282番地６
さつき野駅西口広場	さつき野１丁目295番地５
新金沢第１緑地広場	新金沢町2538番地15
新金沢第２緑地広場	新金沢町236番地
水緑景観緑地	程島1122番地地先
小口ポケットパーク	小口1207番地１
秋葉第１広場	新津秋葉１丁目4767番地
桜遊歩道公園	鷲ノ木新田（河川敷地内）
ミニパーク	白根3071番地１
常盤ポケットパーク	葛塚3210番地13
他門ポケットパーク	葛塚3349番地
ゆきよし跨線橋下広場	東本町１丁目1270番地13
阿賀野川床固め公園	沢海字満願寺前
横越第１ポケットパーク	横越中央６丁目3024番地５
横越第２ポケットパーク	横越中央６丁目3014番地１
雁巻緑地	小須戸3793番地５地先
大沢森林公園	天ヶ沢197番地
菩提寺山公園	矢代田6267番地
菩提寺山遊歩道	矢代田5895番地
わなみ運動広場	和納4130番地１
丸小山公園	岩室温泉1661番地１
和納農村公園	和納8299番地先
樋曽隧道公園	樋曽3528番地
千日児童遊園地	西白根21番地８
五軒茶屋児童遊園地	西白根1009番地57
白根第１農村公園	西白根1563番地１
白根第２農村公園	西白根262番地
味方第１農村公園	味方624番地１
味方第２農村公園	味方952番地４
吉江児童遊園地	吉江656番地１
七穂農村公園	山王新田１番地１
大倉児童公園	大倉535番地１
居宿農村公園	居宿７番地
せせらぎ水路	吉江370番地２
ふれあいの場公園	西白根1442番地２
月潟農村公園	月潟233番地
西萱場農村公園	西萱場95番地５
曲通農村公園	上曲通523番地
木滑農村公園	木滑2104番地１
曲通児童遊園	上曲通61番地１
西部児童遊園	東長島89番地３
大別当児童遊園	大別当659番地２
月潟中央児童遊園	月潟511番地１
曲通中児童遊園	上曲通358番地８
木滑諏訪児童遊園	木滑1216番地１
旧月潟駅構内	月潟2919番地
潟東東公園	井随436番地
潟東西公園	横戸1960番地
潟東南公園	今井455番地１
潟東北公園	五之上253番地３
潟東茨島公園	茨島1842番地25
潟東鎧潟水生公園	三方820番地１
東地区農村公園	小吉1044番地
南地区農村公園	姥島36番地１
西地区農村公園	道上65番地３
緑水ふれあい公園	潟浦新2255番地２
河間児童遊園	河間169番地
打越児童遊園	打越丙427番地１
六分児童遊園	六分813番地１
道上児童遊園	道上414番地
潟浦新児童遊園	上小吉1482番地
針ヶ曽根児童遊園	針ヶ曽根401番地
東門田児童遊園	門田52番地３
三ツ門児童遊園	三ツ門1084番地１
長場児童遊園	上小吉18番地３
共立児童遊園	中之口363番地
ゆりの里児童遊園	中之口1713番地25
打越中央児童遊園	打越甲2198番地２
牧ヶ島児童遊園	牧ヶ島652番地
糸郷屋児童遊園	道上4947番地
中之口ふれあい公園	南福島325番地

新潟市告示第218号

電線共同溝整備道路の指定について

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定により次のとおり告示する。

平成17年４月28日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

市道路線名	区　　間	指定部分
一番堀通入船線（東堀通線）	新潟市一番堀通町502－２地先から新潟市東堀通３番町471－１地先まで	左側
	新潟市一番堀通町341－６地先から新潟市東堀前通３番町379－１地先まで	右側
礎町通線	新潟市礎町通２ノ町2077地先から新潟市礎町通５ノ町2274地先まで	左側
	新潟市礎町通２ノ町2151－３地先から新潟市礎町通５ノ町2255－１地先まで	右側
明石紫竹山線	新潟市鐙３丁目20地先から新潟市紫竹山３丁目42－９地先まで	左側
	新潟市鐙１丁目21－２地先から新潟市紫竹山３丁目46－１地先まで	右側
東港線	新潟市万代１丁目2440－３地先から新潟市八千代１丁目278－13地先まで	左側
	新潟市万代２丁目2439－３地先から新潟市八千代２丁目276－６地先まで	右側
弁天町通線（弁天町線）	新潟市八千代１丁目2438地先から新潟市八千代１丁目2332－１地先まで	左側
	新潟市万代１丁目2053－31地先から新潟市万代１丁目2503－18地先まで	右側
弁天橋姥ヶ山線（弁天線）	新潟市長潟21－１地先から新潟市南長潟23－１地先まで	左側
	新潟市長潟846－５地先から新潟市南長潟848－６地先まで	右側
笹口紫竹山線（3.2.505弁天線）	新潟市笹口２丁目１－１地先から新潟市笹口２丁目６－１地先まで	左側
	新潟市米山１丁目１－２地先から新潟市米山１丁目24地先まで	右側

新潟市告示第219号

生活保護法による医療機関の指定申請について

（告示）

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（第55条において準用する同法第49条）の規定により，指定医療機関等を指定し次のとおり告示する。

平成17年４月28日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

名　　称	所　在　地	指定年月日
新町調剤薬局	新潟市新町１丁目12番16号	平成17年４月１日
とよさかクリニック	新潟市豊栄石動１－16－４	平成17年４月１日
ファーマ・ステーションレイク薬局	新潟市赤塚5614番地３	平成17年４月１日
しげたに歯科医院	新潟市長戸呂427－２	平成17年４月１日
整形外科・眼科大川クリニック	新潟市西小針台２丁目１－36	平成17年４月14日
大島内科医院	新潟市松海が丘１丁目12番12号	平成17年４月１日
おおつか内科クリニック	新潟市内島見2514番地	平成17年４月27日
小林医院	新潟市西堀前通６番町897番地	平成17年４月１日
えきまえクリニック内科はやし医院	新潟市中島２丁目１番46号	平成17年４月１日
木崎薬局	新潟市内島見25414番２	平成17年４月１日
松海が丘薬局	新潟市松海が丘１丁目13番22号	平成17年４月７日
ちくま調剤薬局	新潟市曽根字川原23－１	平成17年４月１日

新潟市告示第220号

生活保護法による医療機関の廃止届について

（告示）

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第１項の規定により，指定医療機関等から廃止した旨の届出があったことを次のとおり告示する。

平成17年４月28日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

名　　称	所　在　地	廃止年月日
今井医院	新潟市西堀通９番町1615	平成17年３月15日
坂井医院	新潟市信濃町８－26	平成17年３月31日
えきまえクリニック内科はやし医院	新潟市中島２丁目１番46号	平成17年３月31日
ちくま調剤薬局	新潟市曽根23－１	平成17年３月31日
よりおか歯科医院	新潟市長戸呂427－２	平成17年３月31日

新潟市告示第221号

生活保護法による介護機関の指定申請について

（告示）

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項の規定により，指定介護機関を指定し，次のとおり告示する。

平成17年４月28日

新　潟　市　長　　篠　田　　昭

事業所の名称	所 在 地	指定した居宅サービスの種類	指 定 年月日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会豊栄地区さわやか訪問入浴センター	新潟市豊栄東栄町１丁目１－35	訪問入浴介護	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会中央地区介護支援センター	新潟市関屋下川原町１丁目３番地11	居宅介護支援	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会東地区介護支援センター	新潟市明石２丁目３番25号	居宅介護支援	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会坂井輪地区介護支援センター	新潟市寺尾東３丁目14番41号	居宅介護支援	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会在宅介護支援センター藤見	新潟市藤見町１丁目４番３号	居宅介護支援	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会黒埼地区介護支援センター	新潟市緒立流通２丁目４番地１	居宅介護支援	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会在宅介護支援センター新津	新潟市新津本町１丁目２番40号	居宅介護支援	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会北地区訪問介護センター	新潟市松浜１丁目７番地１	訪問介護	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会西地区訪問介護センター	新潟市内野町471	訪問介護	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会黒埼地区訪問介護センター	新潟市緒立流通２丁目４番１号	訪問介護	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会新津地区訪問介護センター	新潟市新津本町１丁目２番40号	訪問介護	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会白根地区訪問介護センター	新潟市白根1132番地１	訪問介護	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会豊栄地区さわやか訪問介護センター	新潟市豊栄東栄町１丁目１－35	訪問介護	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会岩室ゆうゆう訪問介護支援センター	新潟市西中860番地	訪問介護	平成17年４月１日

新潟市告示第222号

生活保護法による介護機関の指定申請について

（告示）

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項の規定により，指定介護機関を指定し，次のとおり告示する。

平成17年４月28日

新潟市長　篠田　昭

事業所の名称	所 在 地	指定した居宅サービスの種類	指 定 年月日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会西川地区訪問介護センター	新潟市旗屋701番地１	訪問介護	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会潟東サルビア訪問介護センター	新潟市三方３番地	訪問介護	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会中之口地区訪問介護センター	新潟市南福島323番地	訪問介護	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会中央地区訪問介護センター	新潟市関屋下川原１丁目３番地11	訪問介護	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会南地区訪問介護センター	新潟市新和３丁目３番１号	訪問介護	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会東地区介護支援センター	新潟市明石２丁目３番25号	訪問介護	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会中地区訪問介護センター	新潟市古川町４番12号	訪問介護	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会石山地区訪問介護センター	新潟市石山１丁目１番12号	訪問介護	平成17年４月１日

社会福祉法人新潟市社会福祉協議会坂井輪地区訪問介護センター	新潟市寺尾東３丁目14番41号	訪問介護	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会老人デイサービスセンター味方	新潟市味方583－１	通所介護	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会老人デイサービスセンター潟東	新潟市三方３番地	通所介護	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会老人デイサービスセンター月潟	新潟市月潟1417番地	通所介護	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会老人デイサービスセンター中之口	新潟市南福島323番地	通所介護	平成17年４月１日
社会福祉法人新潟市社会福祉協議会白根地区介護支援センター	新潟市白根1132番地１	居宅介護支援	平成17年４月１日

新潟市告示第224号

生活保護法による介護機関の指定申請について（告示）

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項の規定により，指定介護機関を指定し，次のとおり告示する。

平成17年４月28日

新潟市長　篠田　昭

事業所の名称	所在地	指定した居宅サービスの種類	指定年月日
アイリスケアセンター新潟南	新潟市鐙２丁目14番21号	通所介護	平成17年４月１日
アイリスケアセンター新潟南	新潟市鐙２丁目14番21号	訪問介護	平成17年４月１日
アイリスケアセンター新潟南	新潟市鐙２丁目14番21号	居宅介護支援	平成17年４月１日
小新デイサービスセンター通所介護事業所	新潟市小新４丁目８番52号	通所介護	平成17年４月１日
女池ショートステイ	新潟市鳥屋野200－４	短期入所生活介護	平成17年２月１日
デイサービスセンター松和町	新潟市松和町８番26号	通所介護	平成17年４月１日
はあとふるあたご デイサービスセンター横越	新潟市横越川根町１丁目１番25号	通所介護	平成17年４月１日

新潟市告示第225号

生活保護法による介護機関の廃止届について（告示）

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第１項の規定により，指定介護機関等から廃止した旨の届出があったことを次のとおり告示する。

平成17年４月28日

新潟市長　篠田　昭

事業所の名称	所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
新潟市福祉公社訪問介護センター	新潟市八千代１丁目３番１号	訪問介護	平成17年３月31日
小新デイサービスセンター通所介護事業所	新潟市小新４丁目８番52号	通所介護	平成17年３月31日

新潟市告示第226号

生活保護法による介護機関の変更について（告示）

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第１項の規定により，介護機関等から変更した旨の届出があったので，次のとおり告示する。

平成17年４月28日

新潟市長　篠田　昭

１　指定介護機関の名称及び所在地
㈱テクノワークス訪問介護事業所
新潟市天神２丁目９番14号
２　変更事項
旧　新潟市天神２丁目９番14号
新　新潟市高志２丁目９番14号
３　変更年月日
平成17年３月25日

議会規程

新潟市議会図書室規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年４月22日

新潟市議会議長　松原藤衛

新潟市議会規程第２号

新潟市議会図書室規程の一部を改正する規程

新潟市議会図書室規程（昭和37年新潟市議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

第19条第１項中「委員９人以内」を「各会派から１人ずつ選出された議員（以下「委員」という。）」に改め，

同条中第２項を削り，第３項を第２項とし，第４項を第３項とし，同条に次の２項を加える。

4　委員の任期の中途で新たに会派が結成され，委員が選出されたときは，当該委員の任期は，第２項の規定にかかわらず，当該委員の選出の際既に委員である者の任期満了の日までとする。

5　委員の任期の中途で会派が解散した場合は，当該会派から選出した委員の任期は，第２項の規定にかかわらず，当該会派が解散した日までとする。

附　　則

（施行期日）

1　この規程は，平成17年４月22日から施行する。

（経過措置）

2　この規程の施行の際現に改正前の新潟市議会図書室規程（以下「旧規程」という。）の規定により委嘱された委員である者は,改正後の新潟市議会図書室規程(以下「新規程」という。）の規定により委員に選任されたものとみなし，その委員の任期は，新規程第19条第２項の規定にかかわらず，旧規程の規定による委員の任期満了の日までとする。

選挙管理委員会告示

新潟市選挙管理委員会告示第14号

委員の解任請求を行う場合に必要な新潟市農業委員会，新潟市南農業委員会，新潟市北農業委員会，新潟市西農業委員会及び新潟市東農業委員会委員選挙人名簿に登録された選挙権を有する者の数

農業委員会等に関する法律第14条第１項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の２分の１の数は次のとおりである。

平成17年４月１日

新潟市選挙管理委員会

委　員　長　　石　田　瑞　穂

農業委員会	選挙区	選挙権を有する者の総数の2分の1の数(人)	有権者の総数(人)
新潟市	1	1,445	2,890
	2	1,004	2,008
	3	854	1,707
	4	2,061	4,122
	5	1,172	2,343
新潟市東	1	1,919	3,838
新潟市南	1	2,764	5,528
	2	527	1,053
	3	886	1,772
	4	579	1,158
新潟市北	1	2,904	5,807
新潟市西	1	1,441	2,881
	2	1,381	2,761
	3	544	1,088
	4	1,150	2,300
	5	484	967
	6	1,449	2,897

根拠法令　農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条第５項

新潟市選挙管理委員会告示第15号

選挙人名簿の登録基準日及び縦覧の場所等について

平成17年４月24日執行予定の新潟市議会議員増員選挙において，選挙人名簿の登録基準日及び縦覧の場所等について次のとおり定める。

平成17年４月14日

新潟市選挙管理委員会

委　員　長　　石　田　瑞　穂

1　被登録資格決定基準日　　平成17年４月16日

（ただし，年齢については平成17年４月24日とする。）

2　登 録 日　　平成17年４月16日

3　縦覧期間　　平成17年４月17日

4　縦覧場所　　新潟市選挙管理委員会事務局

根拠法令　公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第１項

新潟市選挙管理委員会告示第16号

ポスター掲示場の設置場所等について

平成17年４月24日執行予定の新潟市議会議員増員選挙において，ポスター掲示場の設置場所等を次のとおり定める。

平成17年４月14日

新潟市選挙管理委員会

委　員　長　　石　田　瑞　穂

1　ポスター掲示場の設置場所

別紙のとおり

別紙省略

2　同上ポスター掲示場に候補者がポスターを掲示できる日

平成17年４月24日

根拠法令　新潟市議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和54年新潟市条例第２号）第２条

新潟市選挙管理委員会告示第17号

不在者投票事務を取り扱う場所について

平成17年４月24日執行予定の新潟市議会議員増員選挙における不在者投票事務を取り扱う場所を次のとおり定める。

平成17年４月14日

新潟市選挙管理委員会

委　員　長　　石　田　瑞　穂

不在者投票事務を取り扱う場所

新潟市役所第１分館
新潟市新津支所
新潟市白根支所
新潟市豊栄支所
新潟市小須戸支所
新潟市横越支所
新潟市亀田支所
新潟市岩室支所
新潟市西川支所
新潟市味方支所
新潟市潟東支所
新潟市月潟支所
新潟市中之口支所

新潟市選挙管理委員会告示第18号

選挙人名簿からの抹消について

新潟市の区域内に住所を有しなくなった日後４か月を経過した者を選挙人名簿から抹消した。

平成17年４月16日

新潟市選挙管理委員会

委　員　長　　石　田　瑞　穂

１　抹消した者の数　　2,471人

（男　1,310人　　女　1,161人）

根拠法令　公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条

新潟市選挙管理委員会告示第19号

直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数

地方自治法第74条第１項及び第75条第１項並びに市町村の合併の特例に関する法律第４条第１項及び第４条の２第１項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の１の数，同法第４条第11項及び第４条の２第15項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の６分の１の数並びに地方自治法第76条第１項，第80条第１項，第81条第１項及び第86条第１項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第８条第１項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の３分の１の数（その総数が40万を超える場合にあっては，その超える数に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成17年４月16日

新潟市選挙管理委員会

委　員　長　　石　田　瑞　穂

１　選挙権を有する者の総数の50分の１の数　12,576
２　選挙権を有する者の総数の６分の１の数　104,800
３　選挙権を有する者の総数の３分の１の数
（その総数が40万を超える場合にあっては，その超える数に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数）　171,467

（有権者総数　628,797）

新潟市選挙管理委員会告示第20号

在外選挙人名簿からの抹消について

国内の市町村において住民票が新たに作成された日後４か月を経過した者を，在外選挙人名簿から抹消した。

平成17年４月16日

新潟市選挙管理委員会

委　員　長　　石　田　瑞　穂

１　抹消した者の数　　１人

（　　男　　人，女　１人）

根拠法令　公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第２号

新潟市選挙管理委員会告示第21号

新潟市議会議員増員選挙の選挙期日について

新潟市議会議員増員選挙を平成17年４月24日に行う。

平成17年４月17日

新潟市選挙管理委員会

委　員　長　　石　田　瑞　穂

根拠法令　公職選挙法（昭和25年法律第100号）第34条第１項

新潟市選挙管理委員会告示第22号

投票所の設置について

平成17年４月24日執行の新潟市議会議員増員選挙における各投票区の投票所をそれぞれ次の場所に設ける。

平成17年４月17日

新潟市選挙管理委員会

委　員　長　　石　田　瑞　穂

各投票区の投票所を設ける場所　別紙のとおり

根拠法令　公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条

（別紙）　　投票所を設ける場所

選挙区	投票区	投票所名	所在地
新津	Ｒ１	新津第一保育園	新津本町３－18－24
	Ｒ２	新津第一幼稚園	新津本町４－４－３
	Ｒ３	新津東保育園	日宝町21－４
	Ｒ４	北上公会堂	北上３－12－11
	Ｒ５	山谷公会堂	山谷町２－18
	Ｒ６	新栄学園分場山の家	新栄町25－12
	Ｒ７	田家氏子会館	田家３－１
	Ｒ８	草水公会堂	草水町３－５－１
	Ｒ９	柄目木公会堂	柄目木71
	Ｓ０	大安寺集落開発センター	大安寺318－２
	Ｓ１	満日小学校	七日町17－乙
	Ｓ２	結幼稚園	結162
	Ｓ３	荻川保育園	中野３－20－７
	Ｓ４	市之瀬幼稚園	市之瀬349－２
	Ｓ５	三津屋公会堂	覚路津102
	Ｓ６	小合小学校	出戸180
	Ｓ７	梅ノ木集落開発センター	梅ノ木176－１
	Ｓ８	小合東小学校	小戸上組234
	Ｓ９	大鹿集落開発センター	大鹿255
	Ｔ０	林照寺保育園	中村478
	Ｔ１	東島氏子会館	東島227－１
	Ｔ２	金津保育園	朝日483－２
	Ｔ３	古津公会場	古津297
	Ｔ４	金津公会堂	金津617
	Ｔ５	小口公会堂	小口1013
	Ｔ６	大関集落農事集会所	大関780
	Ｔ７	新関保育園	下新559
	Ｔ８	六郷公会堂	六郷936
	Ｔ９	新津第二保育園	新津本町１－８－30
	Ｕ０	古田保育園	古田2788
	Ｕ１	老人福祉センター秋葉荘	新津秋葉１－15－30
	Ｕ２	新津第二小学校	新町２－３－３
	Ｕ３	新金沢保育園	新金沢町12－11
	Ｕ４	さくら保育園	南町10－３
	Ｕ５	美幸町会館	美幸町２－８－11
	Ｕ６	荻川コミュニティセンター	中野５－１－50
	Ｕ７	川口地域交流会館	川口甲392－２
	Ｕ８	車場公会堂	車場３－17－17
白根	Ｂ１	白根保育園	白根2444
	Ｂ２	諏訪木保育園	白根水道町10－35
	Ｂ３	戸頭集会場	戸頭697－１
	Ｂ４	茨曽根保育園	茨曽根3455－２
	Ｂ５	新飯田地域生活センター	新飯田1261－１
	Ｂ６	沖新保集落開発センター	沖新保630－１
	Ｂ７	庄瀬地域生活センター	庄瀬6489
	Ｂ８	旧鋳物師児童館	鋳物師興野157
	Ｂ９	小林地域生活センター	下木山613
	Ｃ０	白根第一中学校	白根407
	Ｃ１	ワークセンターしらはす	戸石新田45－２
	Ｃ２	臼井地域生活センター	臼井1193－１
	Ｃ３	西笠巻集落開発センター	西笠巻374－７
	Ｃ４	大郷地域生活センター	犬帰新田751－６
	Ｃ５	大鷲保育園	東笠巻新田270－２
	Ｃ６	中鷲ノ木ふれあいセンター	鷲ノ木新田973
	Ｃ７	中塩俵公会堂	中塩俵113
	Ｃ８	根岸地域生活センター	山崎興野290
	Ｃ９	高井興野集落開発センター	高井興野201
	Ｄ０	旧四ツ興野保育園	白根四ツ興野３－12
	Ｄ１	白根産業厚生会館	白根魚町３－42
	Ｄ２	古川保育園	七軒383
	Ｄ３	大通保育園	鷲ノ木新田5681
	Ｄ４	大通地域生活センター	大通南４－105
豊栄	Ｅ１	豊栄地区ふれあいセンター	豊栄東栄町１－１－56
	Ｅ２	豊栄支所	葛塚3197
	Ｅ３	すみれ保育園	豊栄石動１－10－１
	Ｅ４	こまくさ保育園	柳原３－10－25
	Ｅ５	葛塚東小学校	朝日町４－１－２
	Ｅ６	葛塚東児童館	太田甲5762－１
	Ｅ７	かやま保育園	嘉山１－２－41
	Ｅ８	若葉保育園	新鼻279－２
	Ｅ９	太田小学校	太田817
	Ｆ０	木崎コミュニティセンター	内島見537

	Ｆ１	尾山ニュータウン公民館	内島見2185－30
	Ｆ２	樋　ノ　入　公　民　館	樋ノ入1472
	Ｆ３	笹　山　公　民　館	豊栄笹山2058
	Ｆ４	浦　ノ　入　公　民　館	木崎4040－１
	Ｆ５	木　崎　保　育　園	横井279
	Ｆ６	早通コミュニティセンター	豊栄早通37－１
	Ｆ７	早　通　北　保　育　園	豊栄早通北３－７－30
	Ｆ８	早　通　保　育　園	豊栄早通南１－９－７
	Ｆ９	旧歩みの家作業所	仏伝96
	Ｇ０	越　岡　保　育　園	十二321
	Ｇ１	岡方コミュニティセンター	長戸呂4601
	Ｇ２	三　ツ　森　保　育　園	森下1409
	Ｇ３	二　葉　保　育　園	浦木1523－１
	Ｇ４	旧めぐみ保育園	岡新田209
	Ｇ５	長浦コミュニティセンター	豊栄長場1834－１
	Ｇ６	葛　塚　小　学　校	川西３－９－24
	Ｇ７	早　通　南　小　学　校	須戸１－１－１
小須戸	Ｈ１	小　須　戸　支　所	小須戸120
	Ｈ２	小　須　戸　保　育　園	小須戸325－１
	Ｈ３	小須戸きずなの家	小向1744
	Ｈ４	小須戸地区ふれあい会館	矢代田35
	Ｈ５	矢　代　田　保　育　園	矢代田5005
	Ｈ６	新保地域研修センター	新保1747
横越	Ｉ１	横　越　地　区　公　民　館	横越中央３－２－８
	Ｉ２	横越農村環境改善センター	沢海３－１－30
	Ｉ３	木津地域研修センター	木津２－３－28
	Ｉ４	横　越　体　育　セ　ン　タ　ー	二本木３－２－50
	Ｉ５	小杉地区コミュニティセンター	小杉３－11－26
	Ｉ６	藤　山　会　館	藤山１－６－28
	Ｉ７	焼山集落センター	阿賀野２－１－20
	Ｉ８	サンウィング横越	横越川根町２－20－１
亀田	Ｊ１	亀　田　地　区　公　民　館	亀田新明町１－２－４
	Ｊ２	亀　田　第　二　保　育　園	諏訪１－６－10
	Ｊ３	亀　田　市　民　会　館	船戸山５－７－２
	Ｊ４	亀　田　第　三　保　育　園	亀田東町３－５－15
	Ｊ５	亀　田　中　学　校	城山１－３－５
	Ｊ６	早　通　小　学　校	亀田早通５－７－２
	Ｊ７	亀　田　第　四　保　育　園	西町４－６－24
	Ｊ８	袋　津　保　育　園	砂岡１－３－40
	Ｊ９	亀　田　第　五　保　育　園	亀田中島２－４－14
	Ｋ０	亀　田　支　所	泉町３－４－５
	Ｋ１	亀田あけぼの会館	亀田曙町３－６－１
岩室	Ｌ１	岩室地区農村環境改善センター	和納3930
	Ｌ２	和　納　小　学　校	和納1212
	Ｌ３	岩室地域保健センター	西中860
	Ｌ４	岩　室　保　育　園	橋本101－１
	Ｌ５	間　瀬　公　民　館	間瀬4287－１
西川	Ｍ１	鎧　郷　小　学　校	天竺堂412－４
	Ｍ２	いこいの家西川荘	川崎308－４
	Ｍ３	西　川　支　所	旗屋585－１
	Ｍ４	曽　根　小　学　校	曽根750
	Ｍ５	升　潟　小　学　校	升潟2179
	Ｍ６	貝柄地区集会所	貝柄805－６
味方	Ｎ１	味　方　公　民　館	味方685－１
	Ｎ２	西白根公民館	西白根1563－１
	Ｎ３	七　穂　公　民　館	山王新田１
潟東	Ｏ１	潟　東　東　小　学　校	大原2397
	Ｏ２	横　戸　集　会　所	横戸137
	Ｏ３	潟　東　南　小　学　校	今井1031
	Ｏ４	五之上ふれあいセンター	五之上253
月潟	Ｐ１	月潟地域保健センター	月潟1417
	Ｐ２	曲通多目的共同利用施設	上曲通24
	Ｐ３	月　潟　西　公　民　館	東長嶋92
中之口	Ｑ１	高中コミュティセンター	高野宮3464－２
	Ｑ２	六分・東門田集会所	六分785
	Ｑ３	中　之　口　支　所	中之口626
	Ｑ４	中之口高齢者支援センター	南福島313－１
	Ｑ５	道上ふれあいセンター	道上418
	Ｑ６	打　越　区　長　事　務　所	打越甲347－１
	Ｑ７	羽黒ふれあいセンター	羽黒2500

新潟市選挙管理委員会告示第23号

期日前投票所の設置について

平成17年４月24日執行の新潟市議会議員増員選挙における期日前投票所をそれぞれ次の場所に設ける。

平成17年４月17日

新潟市選挙管理委員会

委　員　長　　石　田　瑞　穂

１　期日前投票所を設ける場所

選挙区	場　　所
新　津	新潟市新津支所
白　根	新潟市白根支所
豊　栄	新潟市豊栄支所
小須戸	新潟市小須戸支所
横　越	新潟市横越支所
亀　田	新潟市亀田支所
岩　室	新潟市岩室支所
西　川	新潟市西川支所
味　方	新潟市味方支所
潟　東	新潟市潟東支所
月　潟	新潟市月潟支所
中之口	新潟市中之口支所

２　期日前投票所を設ける期間

平成17年４月18日から平成17年４月23日まで

根拠法令　公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の２第３項において準用する同法第39条

新潟市選挙管理委員会告示第24号

投票管理者及びその職務代理者の選任について

平成17年４月24日執行予定の新潟市議会議員増員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務代理者について，次の者を選任する。

平成17年４月17日

新潟市選挙管理委員会

委　員　長　　石　田　瑞　穂

投票管理者及びその職務代理者の住所及び氏名

別紙のとおり（別紙省略）

根拠法令　公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第２項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第１項

新潟市選挙管理委員会告示第25号

期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について

平成17年４月24日執行の新潟市議会議員増員選挙における各期日前投票所の期日前投票管理者及びその職務代理者について，次の者を選任する。

平成17年４月17日

新潟市選挙管理委員会

委　員　長　　石　田　瑞　穂

期日前投票管理者及びその職務代理者の住所及び氏名

別紙のとおり（別紙省略）

根拠法令　公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の２第２項の規定により読み替えて適用される同法第37条第２項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第１項

新潟市選挙管理委員会告示第26号

選挙運動費用の支出制限額について

平成17年４月24日執行予定の新潟市議会議員増員選挙における選挙運動費用の支出制限額について候補者１人につき次のように定める。

平成17年４月17日

新潟市選挙管理委員会

委　員　長　　石　田　瑞　穂

新津選挙区選挙運動費用の支出制限額　6,600,000円
白根選挙区選挙運動費用の支出制限額　6,199,200円
豊栄選挙区選挙運動費用の支出制限額　6,197,900円
小須戸選挙区選挙運動費用の支出制限額　6,440,000円
横越選挙区選挙運動費用の支出制限額　6,600,000円
亀田選挙区選挙運動費用の支出制限額　6,600,000円
岩室選挙区選挙運動費用の支出制限額　6,249,100円
西川選挙区選挙運動費用の支出制限額　6,600,000円
味方選挙区選挙運動費用の支出制限額　4,054,300円
潟東選挙区選挙運動費用の支出制限額　4,721,100円
月潟選挙区選挙運動費用の支出制限額　3,748,100円
中之口選挙区選挙運動費用の支出制限額　4,840,800円

根拠法令　公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条

新潟市選挙管理委員会告示第27号

選挙長等の選任及び選挙長事務を取り扱う場所について

平成17年４月24日執行の新潟市議会議員増員選挙における各選挙区の選挙長及びその職務代理者並びに選挙長事務を取り扱う場所について次のとおり定める。

平成17年４月17日

新潟市選挙管理委員会

委　員　長　　石　田　瑞　穂

選挙長及びその職務代理者並びに選挙長事務を取り扱う場所

別紙のとおり

根拠法令　公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第３項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第１項

選挙区	区　分	住　所	氏　名	選挙長事務を取り扱う場所	
				４月17日	４月18日以降
新　津	選挙長	新潟市川口154番地１	樋浦　和夫	新津支所４階401会議室	新津支所３階301会議室
	選挙長職務代理者	新潟市朝日643番地	鶴巻　恒雄		
白　根	選挙長	新潟市東萱場609番地	小池美輿志	白根支所１階大会議室	白根支所４階選挙事務室
	選挙長職務代理者	新潟市能登２丁目３番15号	大久保光喜		
豊　栄	選挙長	新潟市嘉山2337番地14	市村　辰雄	豊栄支所３階大会議室	豊栄支所３階第４会議室
	選挙長職務代理者	新潟市葛塚427番地２	谷澤　幸泰		
小須戸	選挙長	新潟市小須戸427番地８	渡辺　久則	小須戸支所３階委員会室	小須戸支所２階問診室（ただし,4月24日は小須戸地区公民館３階講堂とする。）
	選挙長職務代理者	新潟市小須戸105番地10	大貫　正樹		
横　越	選挙長	新潟市横越中央５丁目６番５号	佐藤　豊次	横越支所２階小会議室	横越支所２階総務課
	選挙長職務代理者	新潟市小杉３丁目13番13号	青木　俊弘		
亀　田	選挙長	新潟市鵜ノ子２丁目５番43号	小亦　敏男	亀田支所１階多目的ホール	亀田支所１階多目的ホール
	選挙長職務代理者	新潟市稲葉１丁目３番10号	榎並　義則		
岩　室	選挙長	新潟市岩室温泉621番地	岡崎　政男	岩室支所２階研修室	岩室支所２階応接室
	選挙長職務代理者	新潟市岩室温泉596番地	後藤　正彦		
西　川	選挙長	新潟市曽根503番地	高橋　四郎	西川支所３階307会議室	西川支所１階103・104会議室
	選挙長職務代理者	新潟市曽根1018番地12	児玉　　登		
味　方	選挙長	新潟市味方697番地１	笹川　喜一	味方支所２階大会議室	味方支所１階事務室
	選挙長職務代理者	新潟市鏡が岡４番14号	長谷川庄司		
潟　東	選挙長	新潟市横戸206番地	小林　孝平	潟東支所２階大会議室	潟東支所１階住民相談室
	選挙長職務代理者	新潟市大曽根710番地	吉田　幸雄		
月　潟	選挙長	新潟市上曲通361番地	原　　同	月潟支所２階第１会議室	月潟支所１階相談室
	選挙長職務代理者	新潟市木滑185番地	山崎辰一郎		
中之口	選挙長	新潟市姥島150	片岡　熊一	中之口支所２階大会議室	中之口支所１階住民相談室
	選挙長職務代理者	新潟市河間690	長沼　正一		

新潟市選挙管理委員会告示第28号

氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時について

平成17年４月24日執行の新潟市議会議員増員選挙について，投票記載所並びに期日前投票記載所及び不在者投票記載所における氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成17年４月17日

新潟市選挙管理委員会

委　員　長　　石　田　瑞　穂

１　場　所　新潟市選挙管理委員会室

２　日　時　平成17年４月17日　午後５時30分

根拠法令　公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第３項

新潟市選挙管理委員会告示第29号

選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

平成17年４月24日執行の新潟市議会議員増員選挙において，選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成17年４月17日

新潟市選挙管理委員会

委　員　長　　石　田　瑞　穂

１　場　所　新潟市選挙管理委員会室

２　日　時　平成17年４月17日　午後５時30分

根拠法令　新潟市選挙公報の発行に関する条例（平成２年新潟市条例第37号）第４条第２項

新潟市選挙管理委員会告示第30号

候補者の届出について

平成17年４月24日執行の新潟市議会議員増員選挙における各選挙区における候補者として，次のとおり届出があった旨選挙長から報告があったので告示する。

平成17年４月17日

新潟市選挙管理委員会

委　員　長　　石　田　瑞　穂

各選挙区の候補者の届出　　別紙のとおり

新津選挙区（定数６）

届出受理番号	届出年月日	届出の別	（ふりがな）候補者氏名	本籍	住所	生年月日	党派	職業
1	平成17年４月17日	本人	おおしま甚一郎（じんいちろう）	新潟県	新潟県新潟市覚路津3644番地	昭和22年９月18日	無所属	会社役員
2	平成17年４月17日	本人	さいとう　靖（やすし）	新潟県	新潟県新潟市山谷町２丁目２番15号	昭和42年２月５日	無所属	会社役員
3	平成17年４月17日	本人	ふじた　勇（いさむ）	新潟県	新潟県新潟市中新田68番地１	昭和12年４月２日	無所属	会社役員
4	平成17年４月17日	本人	小山（こやま）　てつお	新潟県	新潟県新潟市吉岡町13番22号	昭和32年５月13日	日本共産党	政党役員
5	平成17年４月17日	本人	渡辺（わたなべ）　せきやす	新潟県	新潟県新潟市下興野町17番56号	昭和11年10月14日	無所属	写真家
6	平成17年４月17日	本人	佐々木（ささき）　富夫（とみお）	新潟県	新潟県新潟市新町３丁目９番39号	昭和４年４月１日	無所属	農業
7	平成17年４月17日	本人	いしづ　信男（のぶお）	新潟県	新潟県新潟市古田586番地３	昭和19年７月13日	無所属	無職
8	平成17年４月17日	本人	くりはら　学（まなぶ）	新潟県	新潟県新潟市出戸108番地	昭和50年12月23日	無所属	会社役員
9	平成17年４月17日	本人	斉藤（さいとう）　ひろし	新潟県	新潟県新潟市金沢町４丁目４番40号	昭和26年３月５日	無所属	会社員
10	平成17年４月17日	本人	さしだのりあき	新潟県	新潟県新潟市さつき野１丁目１番22号	昭和22年２月２日	無所属	理容師
11	平成17年４月17日	本人	くつわだ　朗（あきら）	新潟県	新潟県新潟市新津秋葉１丁目12番21号	昭和15年９月18日	無所属	無職
12	平成17年４月17日	本人	塩田（しおだ）　よしみ	新潟県	新潟県新潟市草水町１丁目８番13号	昭和16年７月３日	無所属	行政書士
13	平成17年４月17日	本人	わたなべ　仁（ひとし）	新潟県	新潟県新潟市小口885番地	昭和24年４月19日	無所属	会社役員
14	平成17年４月17日	本人	大泉（おおいずみ）　弘（ひろし）	新潟県	新潟県新潟市七日町855番地	昭和21年２月12日	無所属	農業
15	平成17年４月17日	本人	石川（いしかわ）　幸二（こうじ）	新潟県	新潟県新潟市結222番地	昭和６年７月30日	無所属	会社役員
16	平成17年４月17日	本人	あおの　寛一（かんいち）	新潟県	新潟県新潟市程島1095番地	昭和20年７月29日	無所属	無職

白根選挙区（定数４）

届出受理番号	届出年月日	届出の別	（ふりがな）候補者氏名	本籍	住所	生年月日	党派	職業
1	平成17年４月17日	本人	内山則男（うちやまのりお）	新潟県	新潟県新潟市戸石新田431番地	昭和24年１月１日	無所属	無職
2	平成17年４月17日	本人	五十嵐仁一郎（いがらしにいちろう）	新潟県	新潟県新潟市茨曽根6665番地	昭和15年11月26日	無所属	無職
3	平成17年４月17日	本人	かしわ一二（かずつぐ）	新潟県	新潟県新潟市下木山163番地	昭和24年３月24日	日本共産党	農業
4	平成17年４月17日	本人	桜沢よしえい（さくらざわ）	新潟県	新潟県新潟市白根水道町６番16号	昭和12年７月23日	無所属	無職
5	平成17年４月17日	本人	はせがわ一栄（かずえい）	新潟県	新潟県新潟市上塩俵11番地	昭和21年７月５日	無所属	会社員
6	平成17年４月17日	本人	武田辰夫（たけだたつお）	新潟県	新潟県新潟市蔵主315番地１	昭和26年12月23日	無所属	無職
7	平成17年４月17日	本人	遠藤さとし（えんどう）	新潟県	新潟県新潟市上下諏訪木129番地	昭和25年２月５日	無所属	会社役員
8	平成17年４月17日	本人	渡辺やすし（わたなべ）	新潟県	新潟県新潟市赤渋868番地	昭和26年７月15日	無所属	農業
9	平成17年４月17日	本人	おおの進（すすむ）	新潟県	新潟県新潟市新飯田2768番地６	昭和17年１月１日	無所属	会社役員
10	平成17年４月17日	本人	小柳寅松（おやなぎとらまつ）	新潟県	新潟県新潟市神屋461番地	昭和13年12月29日	無所属	会長
11	平成17年４月17日	本人	丸山としかず（まるやま）	新潟県	新潟県新潟市鷲ノ木新田108番地	昭和27年３月28日	無所属	会社員
12	平成17年４月17日	本人	田中義清（たなかよしきよ）	新潟県	新潟県新潟市庄瀬4060番地	昭和25年11月８日	無所属	農業
13	平成17年４月17日	本人	ちよざわ昭弘（あきひろ）	新潟県	新潟県新潟市白根魚町４番７号	昭和17年12月22日	無所属	染色業

豊栄選挙区（定数５）

届出受理番号	届出年月日	届出の別	（ふりがな）候補者氏名	本籍	住所	生年月日	党派	職業
1	平成17年４月17日	本人	かめだ清明（きよあき）	新潟県	新潟県新潟市豊栄早通北３丁目３番６号	昭和18年４月４日	無所属	無職
2	平成17年４月17日	本人	木村ぶんゆう（きむら）	新潟県	新潟県新潟市木崎2131番地	昭和22年７月６日	無所属	住職
3	平成17年４月17日	本人	北原しげゆき（きたはら）	新潟県	新潟県新潟市豊栄石動１丁目５番地１	昭和29年５月27日	民主党	会社社長
4	平成17年４月17日	本人	広上けんじろう（ひろかみ）	新潟県	新潟県新潟市柳原１丁目６番12号	昭和34年６月11日	無所属	会社役員
5	平成17年４月17日	本人	山崎けいお（やまざき）	新潟県	新潟県新潟市灰塚55番地	昭和24年３月30日	無所属	農業

6	平成17年 ４月17日	本人	横山（よこやま）　やまと	新潟県	新潟県新潟市嘉山294番地	昭和31年 11月22日	無所属	会社役員
7	平成17年 ４月17日	本人	あべ　紀夫（のりお）	新潟県	新潟県新潟市太田甲5215番地２	昭和20年 ４月30日	無所属	無職
8	平成17年 ４月17日	本人	風間（かざま）　ルミ子	新潟県	新潟県新潟市嘉山１丁目２番20号	昭和24年 10月25日	日本共産党	農業
9	平成17年 ４月17日	本人	石井（いしい）　研二（けんじ）	新潟県	新潟県新潟市嘉山５丁目２番32号	昭和24年 10月12日	無所属	無職
10	平成17年 ４月17日	本人	金子（かねこ）　ますお	新潟県	新潟県新潟市太田807番地	昭和18年 ８月17日	無所属	農業

小須戸選挙区（定数１）

届出受理番号	届出年月日	届出の別	（ふりがな）候補者氏名	本籍	住所	生年月日	党派	職業
1	平成17年 ４月17日	本人	風間（かざま）　栄一（えいいち）	新潟県	新潟県新潟市小須戸102番地の１	昭和21年 10月５日	無所属	ニット製造業
2	平成17年 ４月17日	本人	木伏（きぶし）　茂（しげる）	新潟県	新潟県新潟市矢代田3289番地	昭和19年 ２月26日	無所属	自営業 (保険代理業)
3	平成17年 ４月17日	本人	あべ　まつお	新潟県	新潟県新潟市小須戸19番地５	昭和27年 ２月12日	無所属	柔道整復師

横越選挙区（定数１）

届出受理番号	届出年月日	届出の別	（ふりがな）候補者氏名	本籍	住所	生年月日	党派	職業
1	平成17年 ４月17日	本人	わたなべ　孝二（こうじ）	新潟県	新潟県新潟市横越東町１丁目６番30号	昭和17年 ７月２日	無所属	無職
2	平成17年 ４月17日	本人	はせべ　松雄（まつお）	新潟県	新潟県新潟市横越川根町４丁目４番26号	昭和27年 ４月13日	民主党	会社員
3	平成17年 ４月17日	本人	くしだ　修平（しゅうへい）	新潟県	新潟県新潟市藤山１丁目４番18号	昭和30年 ４月23日	無所属	農業

亀田選挙区（定数３）

届出受理番号	届出年月日	届出の別	（ふりがな）候補者氏名	本籍	住所	生年月日	党派	職業
1	平成17年 ４月17日	本人	高橋（たかはし）　てつお	新潟県	新潟県新潟市亀田本町２丁目７番８号	昭和25年 10月28日	無所属	会社役員
2	平成17年 ４月17日	本人	吉村（よしむら）　よしじ	新潟県	新潟県新潟市稲葉１丁目５番12号	昭和15年 ９月24日	無所属	無職
3	平成17年 ４月17日	本人	うめだ　豊子（とよこ）	新潟県	新潟県新潟市亀田中島３丁目７番51号	昭和24年 ４月20日	無所属	飲食店経営
4	平成17年 ４月17日	本人	わたべ　睦夫（むつお）	新潟県	新潟県新潟市所島１丁目７番８号	昭和30年 12月24日	日本共産党	自営業 (建築業)
5	平成17年 ４月17日	本人	風間（かざま）　きんすけ	新潟県	新潟県新潟市五月町２丁目１番５号	昭和20年 ５月22日	無所属	食堂経営

6	平成17年 ４月17日	本人	ほんず　良雄（よしお）	新潟県	新潟県新潟市東船場１丁目５番39号	昭和31年 ７月23日	無所属	団体職員
7	平成17年 ４月17日	本人	古泉（こいずみ）　こういち	新潟県	新潟県新潟市元町３丁目３番５号	昭和36年 ９月11日	無所属	会社役員

岩室選挙区（定数１）

届出受理番号	届出年月日	届出の別	（ふりがな）候補者氏名	本籍	住所	生年月日	党派	職業
1	平成17年 ４月17日	本人	金子（かねこ）　たかし	新潟県	新潟県新潟市和納3682番地	昭和17年 ２月６日	無所属	食品小売業
2	平成17年 ４月17日	本人	さかつめ惣一郎（そういちろう）	新潟県	新潟県新潟市油島292番地	昭和16年 ９月９日	無所属	無職

西川選挙区（定数１）

届出受理番号	届出年月日	届出の別	（ふりがな）候補者氏名	本籍	住所	生年月日	党派	職業
1	平成17年 ４月17日	本人	あんざわ　節英（せつえい）	新潟県	新潟県新潟市曽根1380番地	昭和８年 ４月29日	無所属	無職
2	平成17年 ４月17日	本人	水沢（みずさわ）　ひとし	新潟県	新潟県新潟市西川下山380番地	昭和26年 １月８日	無所属	広告 デザイナー
3	平成17年 ４月17日	本人	もりやま　邦衛（くにえい）	新潟県	新潟県新潟市升潟2649番地	昭和15年 ２月２日	無所属	農業

味方選挙区（定数１）

届出受理番号	届出年月日	届出の別	（ふりがな）候補者氏名	本籍	住所	生年月日	党派	職業
1	平成17年 ４月17日	本人	高橋（たかはし）　かおる	新潟県	新潟県新潟市吉江603番地１	昭和22年 12月15日	無所属	農業
2	平成17年 ４月17日	本人	玉木良平（たまきりょうへい）	新潟県	新潟県新潟市味方755番地	昭和14年 ７月11日	無所属	会社役員

潟東選挙区（定数１）

届出受理番号	届出年月日	届出の別	（ふりがな）候補者氏名	本籍	住所	生年月日	党派	職業
1	平成17年 ４月17日	本人	しもさか　忠彦（ただひこ）	新潟県	新潟県新潟市国見1207番地	昭和20年 ３月２日	無所属	農業

月潟選挙区（定数１）

届出受理番号	届出年月日	届出の別	（ふりがな）候補者氏名	本籍	住所	生年月日	党派	職業
1	平成17年 ４月17日	本人	金子由征（かねこよしまさ）	新潟県	新潟県新潟市月潟721番地１	昭和20年 ７月25日	無所属	無職
2	平成17年 ４月17日	本人	ほんま　正子（まさこ）	新潟県	新潟県新潟市月潟88番地１	昭和19年 ２月15日	無所属	農業

中之口選挙区（定数１）

届出受理番号	届　出年月日	届出の別	（ふりがな）候補者氏名	本　籍	住　　所	生年月日	党　派	職　業
1	平成17年４月17日	本人	宮腰（みやこし）　たすく	新潟県	新潟県新潟市真木1991番地	昭和19年３月４日	無所属	農業
2	平成17年４月17日	本人	おかもと　幹男（みきお）	新潟県	新潟県新潟市上小吉1533番地６	昭和33年７月20日	日本共産党	政党職員

新潟市選挙管理委員会告示第31号

選挙会を開催する場所及び日時について

平成17年４月24日執行の新潟市議会議員増員選挙における各選挙区の選挙会を開催する場所及び日時を次のとおり定める。

平成17年４月17日

新潟市選挙管理委員会

委　員　長　　石　田　瑞　穂

選挙会を開催する場所及び日時

選挙区	場　　所	日　　時
新　津	新津地区市民会館	４月24日　午後９時
白　根	白根カルチャーセンター	４月24日　午後９時
豊　栄	豊栄総合体育館	４月24日　午後９時
小須戸	小須戸地区公民館３階講堂	４月24日　午後９時
横　越	横越地域保健センター	４月24日　午後９時
亀　田	亀田市民会館	４月24日　午後９時
岩　室	岩室地区公民館１階講堂	４月24日　午後９時
西　川	西川地域保健センター	４月24日　午後９時
味　方	味方支所２階大会議室	４月24日　午後８時45分
潟　東	潟東支所大会議室	４月25日　午後１時
月　潟	月潟支所２階第１会議室	４月24日　午後８時45分
中之口	中之口地区公民館	４月24日　午後９時

根拠法令　公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第１項

新潟市選挙管理委員会告示第32号

開票事務を選挙会事務と合同で行うことについて

平成17年４月24日執行の新潟市議会議員増員選挙における次の選挙区の開票の事務は選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

平成17年４月17日

新潟市選挙管理委員会

委　員　長　　石　田　瑞　穂

開票事務を選挙会事務と合同で行う選挙区

新津選挙区，白根選挙区，豊栄選挙区，小須戸選挙区，横越選挙区，亀田選挙区，岩室選挙区，西川選挙区，味方選挙区，月潟選挙区，中之口選挙区

根拠法令　公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第１項

新潟市選挙管理委員会告示第33号

期日前投票管理者の変更について

平成17年４月24日執行新潟市議会議員増員選挙について期日前投票管理者を次のとおり変更選任する。

平成17年４月22日

新潟市選挙管理委員会

委　員　長　　石　田　瑞　穂

投票管理者　　住所及び氏名　（省略）

新潟市選挙管理委員会告示第34号

投票管理者等の変更について

平成17年４月24日執行の新潟市議会議員増員選挙について投票管理者等を次のとおり変更選任する。

平成17年４月23日

新潟市選挙管理委員会

委　員　長　　石　田　瑞　穂

投票管理者　　住所及び氏名　（省略）

職務代理者　　住所及び氏名　（省略）

新潟市選挙管理委員会告示第35号

選挙人名簿からの抹消について

登録の際に登録されるべきでなかった者を選挙人名簿から抹消した。

平成17年４月24日

新潟市選挙管理委員会

委　員　長　　石　田　瑞　穂

１　抹消した者の数　　354人

（男　187人　　女167人）

根拠法令　公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条

新潟市選挙管理委員会告示第36号

当選人と決定した者の住所及び氏名について

平成17年４月24日執行の新潟市議会議員増員選挙における当選人の住所及び氏名は次のとおりである。

平成17年４月25日

新潟市選挙管理委員会

委　員　長　　石　田　瑞　穂

当選人と決定した者の住所及び氏名　　別紙のとおり

（別紙）　　当選人の住所及び氏名

選挙区	住　　所	氏　名	備考
新津	新潟県新潟市吉岡町13番22号	小山　哲夫	
	新潟県新潟市新津秋葉１丁目12番21号	轡田　　朗	
	新潟県新潟市小口885番地	渡辺　　仁	
	新潟県新潟市出戸108番地	栗原　　学	
	新潟県新潟市覚路津3644番地	大島甚一郎	
	新潟県新潟市七日町855番地	大泉　　弘	
白根	新潟県新潟市鷲ノ木新田108番地	丸山　俊一	
	新潟県新潟市上下諏訪木129番地	遠藤　　哲	
	新潟県新潟市庄瀬4060番地	田中　義清	
	新潟県新潟市下木山163番地	柏　一二	
豊栄	新潟県新潟市灰塚55番地	山崎　敬雄	
	新潟県新潟市太田甲5215番地２	阿部　紀夫	
	新潟県新潟市木崎2131番地	木村　文祐	
	新潟県新潟市太田807番地	金子　益夫	
	新潟県新潟市嘉山294番地	横山　山人	
小須戸	新潟県新潟市小須戸19番地５	阿部　松雄	
横越	新潟県新潟市横越東町１丁目６番30号	渡邉　孝二	
亀田	新潟県新潟市東船場１丁目５番39号	本図　良雄	
	新潟県新潟市元町３丁目３番５号	古泉　幸一	
	新潟県新潟市亀田本町２丁目７番８号	髙橋　哲男	
岩室	新潟県新潟市和納3682番地	金子　　孝	
西川	新潟県新潟市曽根1380番地	安澤　節英	
味方	新潟県新潟市味方755番地	玉木　良平	
潟東	新潟県新潟市国見1207番地	下坂　忠彦	
月潟	新潟県新潟市月潟721番地１	金子　由征	
中之口	新潟県新潟市真木1991番地	宮腰　　弼	

公平委員会規則

新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年４月21日

新潟市公平委員会

委　員　長　　伴　　昭　彦

新潟市公平委員会規則第２号

新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年新潟市公平委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

		総務局総務部総務課の事務管理係長及び法制室の主幹 総務局総務部人事課の人事係長及び給与係長並びに人事，給与及び服務担当の主事（企画に関する事務を行う者に限る。）並びに職員団体担当の主事及び主事補

」

を

「

		総務局総務部総務課の行政組織係長 総務局総務部行政経営課の行政経営係長及び法務係長 総務局総務部人事課の人事係長，給与係長及び安全衛生係長並びに人事，給与及び服務担当の主事（企画に関する事務を行う者に限る。）並びに職員団体担当の主事及び主事補

」

に改め，同表本庁市長部局の項中「企画財政局企画部総合企画課の副参事」を「企画財政局市政創造推進室の室長，副参事」に，「企画財政局企画部市政改革・創造推進課」を「企画財政局企画部計画調整課」に，「企画財政局広域合併推進部広域合併推進課」を「企画財政局企画部広域行政課」に，「企画財政局広域合併推進部政令指定都市推進課」を「企画財政局企画部政令指定都市推進課」に改め，「，附属大山台診療所長」を削り，同表本庁以外の機関の項中

「

消費生活センター	所長
黒埼支所	支所長，次長，課長

」

を

「

埋蔵文化財センター	所長
美術館	館長
新津美術館	館長，課長
しろね大凧と歴史の館	館長，副館長
中之口先人館	館長
東京事務所	所長
消費生活センター	所長

」

に，

「

児童館	館長

」

を

「

児童館	館長
母子生活支援施設さつき荘	所長

」に，

「

保健所	所長，次長，課長，課長補佐

」を

「

保健所	所長，次長，課長，課長補佐
食品環境センター	所長

」に，

「

青山斎場	場長

」を

「

青山斎場	場長
白根環境事業所	所長，次長

」に，

「

下水処理場	場長

」を

「

下水処理場	場長
支所	支所長，次長，課長，課長補佐，課に置かれる室の室長（新津支所，白根支所及び豊栄支所にあつては，これらの職のほか，総務課の総務係長及び管理財務係長）
新津地域保健センター	所長
新津クリーンセンター	所長
豊栄博物館	館長
早通出張所	所長
コミュニティセンター	所長
児童センター	所長
水の駅「ビュー福島潟」	館長

」に，

「

養護学校	校長，教頭

」を

「

養護学校	校長，教頭
生涯学習センター	所長，次長，次長補佐

」に改め，

「

埋蔵文化財センター	所長
美術館	館長

」を削り，

「

黒埼学校給食センター	所長
東京事務所準備室	室長

」を

「

教育事務所	所長，課長，課長補佐
学校給食センター	所長（白根学校給食センター及び大鷲学校給食センターにあつては，所長，所長補佐）
新津Ｂ＆Ｇ海洋センター	所長
白根学習館	館長
豊栄教育相談室	室長
豊栄総合体育館	館長
潟東ゆう学館	館長

」に改め，同表備考に次のように加える。

５　本庁以外の機関の項中「福祉事務所」とは，福祉事務所の出張所を除く福祉事務所をいう。

附　　則

この規則は，公布の日から施行する。

新潟市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年４月21日

新潟市公平委員会

委員長　伴　　昭彦

新潟市公平委員会規則第３号

新潟市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和26年新潟市公平委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

第14条第２項中「３月」を「６月」に改める。

附　　則

この規則は，公布の日から施行する。

監査委員公表

新監査公表第１号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第４項の規定に基づき監査を実施したので，同条第９項の規定により次のとおり公表します。

平成17年４月22日

新潟市監査委員　熊　田　光　男
同　金　井　哲　郎
同　今　井　ヨシイ
同　真　島　義　郎

1　監査の種類
定期監査

2　監査の対象部課
⑴　財務に関する事務の執行
総　務　局　総　務　部　総務課，広報課，市民相談室，男女共同参画課，人事課，職員厚生課
企画財政局　財　政　部　契約課(契約事務)，工事検査管理室（工事契約事務）
市　民　局　市民生活部　自治振興課，防災課，国民健康保険課，市民課
地区事務所　東地区事務所，中地区事務所，西地区事務所，北地区事務所，南地区事務所，坂井輪地区事務所，石山地区事務所
都市整備局　都市総務室
都市計画部　都市計画課，都市交通政策課，新潟駅周辺計画課，港湾空港課
公平委員会
⑵　財産管理事務
普通財産　（企画財政局財政部管財課）
浄水施設等（水道局技術部浄水課）

3　監査の範囲
平成16年度の財務に関する事務の執行

4　監査の実施期間
平成17年１月20日～平成17年４月12日

5　監査の方法
⑴　財務に関する事務の執行
あらかじめ監査資料の提出を求め，関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに，現地に出向いて調査した。
⑵　財産管理事務
普通財産（管財課所管）及び浄水施設等については，一部を抽出し，現地に出向いて財産の管理状況等について調査した。

6　監査の主な調査事項
⑴　財務に関する事務の執行

課名等	主な調査事項
総務課	・全国消費実態調査委託金等の収入事務 ・時間外勤務手当等の支出事務
広報課	・時間外勤務手当等の支出事務
市民相談室	・市長との対話集会会議録作成業務委託料等の支出事務
男女共同参画課	・男女共同参画啓発イベント開催経費等の支出事務
人事課	・自主研究グループ援助金等の支出事務
職員厚生課	・職員定期健康診断委託料等の支出事務
契約課 工事検査管理室	・小学校教育用コンピュータデスク等の物品購入契約事務 ・市民病院放射線治療室増築工事等の工事請負契約事務
自治振興課	・行政財産目的外使用料等の収入事務 ・コミュニティセンター管理費等の支出事務 ・財産の管理状況（木戸コミュニティセンター他18か所）
防災課	・防災訓練費県負担金等の収入事務 ・防災気象情報システム保守点検委託料等の支出事務 ・災害備蓄品の備蓄状況
国民健康保険課	・保険料減免申請等の収入事務 ・システム合併対応開発業務委託料等の支出事務
市民課	・戸籍関係手数料等の収入事務 ・時間外勤務手当等の支出事務
東地区事務所	・行政財産目的外使用料等の収入事務 ・東地区総合庁舎管理業務委託料等の支出事務 ・財産の管理状況（庁舎他）
中地区事務所	・行政財産目的外使用料等の収入事務 ・庁舎警備業務委託料等の支出事務 ・財産の管理状況（庁舎他）
西地区事務所	・戸籍関係手数料等の収入事務 ・冷却塔真空排気調整及び抗レジオネラ菌処理費等の支出事務
北地区事務所	・行政財産目的外使用料等の収入事務 ・地下タンク及び地下埋設管検査委託料等の支出事務
南地区事務所	・行政財産目的外使用料等の収入事務 ・時間外勤務手当等の支出事務
坂井輪地区事務所	・戸籍関係手数料等の収入事務 ・清掃業務委託料等の支出事務 ・財産の管理状況（庁舎）
石山地区事務所	・行政財産目的外使用料等の収入事務 ・清掃等業務委託料等の支出事務 ・財産の管理状況（庁舎）
都市総務室	・時間外勤務手当等の支出事務
都市計画課	・都市計画図売払等の収入事務 ・都市計画道路路線図測量調査業務委託料等の支出事務
都市交通政策課	・新たな交通システム検討協議会負担金等の支出事務
新潟駅周辺計画課	・時間外勤務手当等の支出事務

港湾空港課	・行政財産目的外使用料等の収入事務 ・夢海岸フェスティバル開催事業補助金等の支出事務 ・財産の管理状況（臨空船江会館）
公平委員会	・旅費等の支出事務

⑵　財産管理事務

財産区分	主な調査事項
普通財産	・松浜みなと3635－1121土地　他34か所
浄水施設等	・阿賀野川浄水場他３か所及び水道局通信線（本局線・南山線）

７　監査の結果

監査の結果は，おおむね適正に処理されていると認められた。

監査の際に見受けられた軽微な事項については，その都度担当職員に対して改善又は検討を要望した。

農業委員会公示

新潟市農業委員会告示第４号

４月農地部会特別委員会の招集について

新潟市農業委員会４月農地部会特別委員会を下記のとおり招集する。

平成17年４月15日

新潟市農業委員会
農地部会長　　近　藤　武　正

記

１　日　時　　平成17年４月21日（木）午後１時30分
２　場　所　　新潟市北地区事務所　２階
　　農業委員会北地区駐在室
３　会議に付すべき案件
　議案第35号　買受適格証明願に関する意見決定について
　議案第36号　買受適格証明願に関する処分決定について

新潟市農業委員会告示第５号

４月定例農地部会の招集について

新潟市農業委員会４月定例農地部会を下記のとおり招集する。

平成17年４月22日

新潟市農業委員会
農地部会長　　近　藤　武　正

記

１　日　時　　平成17年４月28日（木）午後２時00分
２　場　所　　新潟市役所　第２分館４階
　　２－401会議室
３　会議に付すべき案件
　議案第37号　農地法第３条許可申請に関する意見決定について
　議案第38号　農地法第３条許可申請に関する処分決定について
　議案第39号　農地法第４条許可申請に関する意見決定について
　議案第40号　農地法第５条許可申請に関する意見決定について
　議案第41号　相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について

東農業委員会告示

新潟市東農業委員会告示第３号

４月定例総会の招集について

新潟市東農業委員会４月定例総会を下記のとおり招集する。

平成17年４月22日

新潟市東農業委員会
会　長　　中　野　長　衛

記

１　日　時　　平成17年４月28日（木）午後３時00分
２　場　所　　新津支所　401会議室
３　会議に付すべき案件
　議案第27号　新潟市農用地利用集積計画の決定について
　議案第28号　農地法第３条許可申請に関する処分決定について
　議案第29号　農地法第５条許可申請に関する意見決定について

南農業委員会告示

新潟市南農業委員会告示第３号

４月定例農地部会の招集について

新潟市南農業委員会４月定例農地部会を下記のとおり

招集する。

平成17年４月22日

新潟市南農業委員会

農地部会長　石　田　伸　一

記

1　日　時　　平成17年４月28日（木）午後２時00分

2　場　所　　白根支所　４階　大会議室

3　会議に付すべき案件

議案第28号　新潟市南農業委員会農地部会調査委員会設置要領の制定について

議案第29号　新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第30号　農地保有合理化法人による買入協議の要請について

議案第31号　農地法第３条許可申請に関する意見決定について

議案第32号　農地法第３条許可申請に関する処分決定について

議案第33号　農地法第４条許可申請に関する意見決定について

議案第34号　農地法第５条許可申請に関する意見決定について

議案第35号　事業計画変更承認申請に関する意見決定について

議案第36号　相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について

議案第37号　買受適格証明願に関する処分決定について

北農業委員会告示

新潟市北農業委員会告示第３号

４月定例総会の招集について

新潟市北農業委員会４月定例総会を下記のとおり招集する。

平成17年４月21日

新潟市北農業委員会

会　長　　服　部　曽兵衛

記

1　日　時　　平成17年４月28日（木）午前９時30分

2　場　所　　豊栄市農業協同組合葛塚支所「会議室」

3　会議に付すべき案件

議案第29号　農地法第３条許可申請に関する意見決定について

議案第30号　農地法第３条許可申請に関する処分決定について

議案第31号　農地法第５条許可申請に関する意見決定について

議案第32号　新潟市農用地利用集積計画の決定について

西農業委員会告示

新潟市西農業委員会告示第３号

４月定例農地部会の招集について

新潟市西農業委員会４月定例農地部会を下記のとおり招集する。

平成17年４月22日

新潟市西農業委員会

農地部会長　　星　野　信　幸

記

1　日　時　　平成17年４月28日（木）午後２時00分

2　場　所　　西川支所　３階　農業委員会会議室

3　会議に付すべき案件

議案第27号　新潟市西農業委員会農地部会調査委員会設置要領の制定について

議案第28号　農地法第３条許可申請に関する処分決定について

議案第29号　農地法第４条許可申請に関する意見決定について

議案第30号　農地法第５条許可申請に関する意見決定について

議案第31号　買受適格証明願に関する処分決定について

水道局告示

新潟市水道局告示第６号

新潟市指定給水装置工事事業者の事業の廃止について

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の７の規定により，下記の新潟市指定給水装置工事事業者より給水装置工事の事業の廃止について届出がありましたので，新潟市指定給水装置工事事業者規程第10条により告示しま

す。

平成17年４月５日

新潟市水道事業管理者

局　長　　長谷川　　守

記

1　指定番号及び指定工事事業者名

第31号　小木工業株式会社
新潟支店

第125号　有限会社カゴシマ
新潟営業所

2　廃止年月日　　平成17年３月20日

新潟市水道局告示第７号

新潟市指定給水装置工事事業者の指定について

記

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の３第１項の規定により，下記のとおり新潟市指定給水装置工事事業者に指定したので同条第２項の規定により告示します。

平成17年４月５日

新潟市水道事業管理者

局　長　　長谷川　　守

1　指定番号及び指定工事事業者名

第31号　小木工業株式会社
第125号　有限会社カゴシマ

2　指定年月日　　平成17年３月21日

新潟市水道局告示第８号

営業所窓口収納事務の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の２の規定に基づき，営業所窓口収納事務の業務を平成17年４月１日から平成18年３月31日までの間，次のとおり委託したので同法施行令第26条の４第１項の規定により告示します。

平成17年４月１日

新潟市水道事業管理者

局　長　　長谷川　　守

委　託　場　所		収納事務受託者
新潟市水道局西営業所	新潟市関屋下川原町１丁目３番地３	環境をサポートする株式会社きらめき
新潟市水道局東営業所	新潟市紫竹山１丁目５番10号	環境をサポートする株式会社きらめき

新潟市水道局告示第９号

検針事務及び収納事務の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の２の規定に基づき，水道メータ，地下水メータの検針事務並びに使用中止に伴なう水道料金及び下水道使用料の清算料金の収納事務を平成17年４月１日から平成18年３月31日までの間，次のとおり委託したので同法施行令第26条の４第１項の規定により告示します。

平成17年４月１日

新潟市水道事業管理者

局　長　　長谷川　　守

検針及び収納事務委託区域	収納事務受託者	
	住　所	氏　名
西営業所及び東営業所の所管する区域	新潟市関屋下川原町１丁目３番地３	財団法人新潟水道サービス

新潟市水道局告示第10号

コンビニエンスストアでの水道料金等収納事務の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の２の規定に基づき，水道料金及び下水道使用料等の収納事務を平成17年４月１日から平成18年３月31日までの間，次のとおり委託したので同法施行令第26条の４第１項の規定により告示します。

平成17年４月１日

新潟市水道事業管理者

局　長　　長谷川　　守

委託事務の内容	収納事務受託者	
	住　所	氏　名
コンビニエンスストアでの水道料金等収納事務	名古屋市中区錦３丁目20番27号	株式会社セントラルファイナンス

新潟市水道局告示第11号

検針事務の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の２の規定に基づき，水道メーターの検針事務を平成17年４月１日から平成18年３月31日までの間，次のとおり委託したので同法施行令第26条の４第１項の規定により告示します。

平成17年４月１日

新潟市水道事業管理者

局　長　　長谷川　　守

受託者	住　所	委託区域
宮　嶋　道　子	新潟市亀田新明町４丁目３番９号	亀田事業所の所管する区域
斎　藤　佳　子	新潟市亀田緑町２丁目２番20号	
長谷川　栄　子	新潟市亀田大月１丁目５番62号	
瀬　下　玉　代	新潟市亀田大月１丁目３番25号	
岡　田　広　子	新潟市亀田旭３丁目３番11号	
阿　部　恵美子	新潟市東船場４丁目２番29号	

新潟市水道局告示第12号

検針事務の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の２の規定に基づき，水道メーターの検針事務を平成17年４月１日から平成18年３月31日までの間，次のとおり委託したので同法施行令第26条の４第１項の規定により告示します。

平成17年４月１日

新潟市水道事業管理者

局　長　　長谷川　　守

受託者	住所	委託区域
五百川　姫　子	新潟市高野宮1778番地	中之口・潟東事業所の所管する区域
板　井　優　子	新潟市六分815番地	

新潟市水道局告示第13号

検針事務の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の２の規定に基づき，水道メーターの検針事務を平成17年４月１日から平成18年３月31日までの間，次のとおり委託したので同法施行令第26条の４第１項の規定により告示します。

平成17年４月１日

新潟市水道事業管理者

局　長　　長谷川　　守

受託者	事務所所在地	委託区域
社団法人白根地域シルバー人材センター	新潟市白根魚町３番42号	月潟事業所の所管する区域

新潟市水道局告示第14号

検針事務の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の２の規定に基づき，水道メーターの検針事務を平成17年４月１日から平成18年３月31日までの間，次のとおり委託したので同法施行令第26条の４第１項の規定により告示します。

平成17年４月１日

新潟市水道事業管理者

局　長　　長谷川　　守

受託者	住所	委託区域
笠　井　由美子	新潟市車場３丁目11番１号	新津事業所の所管する区域
細　川　澄　子	新潟市荻島１丁目15番11号	
鈴　木　弘　美	新潟市東島176番地59	
栗　原　三枝子	新潟市中野１丁目１番６号	
太　田　智　子	新潟市車場３丁目22番24号	
佐　藤　史　子	新潟市荻野町11番20号	
高　橋　和　子	新潟市大鹿416番地４	

新潟市水道局告示第15号

検針事務の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の２の規定に基づき，水道メーターの検針事務を平成17年４月１日から平成18年３月31日までの間，次のとおり委託したので同法施行令第26条の４第１項の規定により告示します。

平成17年４月１日

新潟市水道事業管理者

局　長　　長谷川　　守

氏名	住所	委託区域
塚　田　ミサオ	新潟市引越1112番地	白根事業所の所管する区域
山　際　恵美子	新潟市東萱場95番地	
小　柳　良　子	新潟市大通南２丁目124番地	
藤　宮　ハルミ	新潟市白根四ツ興野13番29号	
阿　部　ミチ子	新潟市鍋潟50番地５	
新　田　幹　子	新潟市大通南２丁目220番地	
花　岡　千代子	新潟市和泉111番地11	
五十嵐　百合子	新潟市堀掛1531番地	
中　野　洋　子	新潟市引越1053番地	
岡　田　　正	新潟市七軒町10番11	
山　口　志津世	新潟市和泉184番31	

新潟市水道局告示第16号

検針事務の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の２の規定に基づき，水道メーターの検針事務を平成17年４月１日から平成18年３月31日までの間，次のとおり委託したので同法施行令第26条の４第１項の規定により告示します。

平成17年４月１日

新潟市水道事業管理者

局　長　　長谷川　　守

氏名	住所	委託区域
安　藤　久　子	新潟市西川下山333番地	西川事業所の所管する区域
稲　葉　喜美一	新潟市西川下山233番地	
稲　葉　ヒサエ	新潟市西川下山233番地	
真　島　マ　サ	新潟市曽根352番地	
長谷川　一　枝	新潟市升潟3030番地	

坪　井　二千夫	新潟市升岡新田387番地１	
長　井　丹　一	新潟市與兵衛新田34番地１	

新潟市水道局告示第17号

検針事務の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の２の規定に基づき，水道メーターの検針事務を平成17年４月１日から平成18年３月31日までの間，次のとおり委託したので同法施行令第26条の４第１項の規定により告示します。

平成17年４月１日

新潟市水道事業管理者

局　長　　長谷川　　守

氏　名	住　所	委託区域
中　村　吉　作	新潟市横越上町２丁目８番16号	横越事業所の所管する区域
中　村　恵　子	新潟市横越上町２丁目８番16号	
清　野　直　美	新潟市沢海２丁目13番32号	
松　原　　貢	新潟市横越東町２丁目14番20号	

新潟市水道局告示第18号

検針事務の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の２の規定に基づき，水道メーターの検針事務を平成17年４月１日から平成18年３月31日までの間，次のとおり委託したので同法施行令第26条の４第１項の規定により告示します。

平成17年４月１日

新潟市水道事業管理者

局　長　　長谷川　　守

受託者	事務所所在地	委託区域
岩室管工事業協同組合	新潟市和納2478番地72	岩室事業所の所管する区域

新潟市水道局告示第19号

検針事務の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の２の規定に基づき，水道メーターの検針事務を平成17年４月１日から平成18年３月31日までの間，次のとおり委託したので同法施行令第26条の４第１項の規定により告示します。

平成17年４月１日

新潟市水道事業管理者

局　長　　長谷川　　守

氏　名	住　所	委託区域
三　善　紀代子	新潟市豊栄笹山2628番地	豊栄事業所の所管する区域
窪　田　かつみ	新潟市太田4072番地	
佐　藤　美　鈴	新潟市仏伝124番地76	
清　野　清　子	新潟市川西４丁目181番地２	
陸　　経　実	新潟市葛塚430番地	
坂　井　美代子	新潟市上大月５番地１	
内　山　房　子	新潟市朝日町２丁目１番17号	
菅　名　眞奈美	新潟市川西１丁目８番17号	
高　井　恵　子	新潟市早通南５丁目１番８－43号	
高　井　明　美	新潟市川西２丁目３番１号	

新潟市水道局告示第20号

検針事務の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の２の規定に基づき，水道メーターの検針事務を平成17年４月１日から平成18年３月31日までの間，次のとおり委託したので同法施行令第26条の４第１項の規定により告示します。

平成17年４月１日

新潟市水道事業管理者

局　長　　長谷川　　守

受託者	住　所	委託区域
花　沢　孝　雄	新潟市小須戸3513番地１	小須戸事業所の所管する区域
丸　山　とし子	新潟市小須戸1146番地３	
谷　川　陽　子	新潟市小須戸314番地１	
渡　辺　敏　江	新潟市小須戸4316番地27	
武　田　　聡	新潟市小須戸373番地２	

新潟市水道局告示第21号

宿日直窓口収納事務の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の２の規定に基づき，宿日直窓口収納の業務を平成17年４月１日から平成18年３月31日までの間，次のとおり委託したので同法施行令第26条の４第１項の規定により告示する。

平成17年４月１日

新潟市水道事業管理者

局　長　　長谷川　　守

委託場所		収納事務受託者
新潟市水道局新津事業所	新潟市程島2004番地２	社団法人　新津市シルバー人材センター

新潟市水道局告示第22号

宿日直窓口収納事務の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の２の規定に基づき，宿日直窓口収納の業務を平成17年４月１日から平成18年３月31日までの間，次のとおり委託したので同法施行令第26条の４第１項の規定により告示する。

平成17年４月１日

新潟市水道事業管理者

局　長　　長谷川　　守

委託場所		収納事務受託者
新潟市水道局白根事業所	新潟市白根1235番地	新潟クリーナー株式会社
		財団法人白根地域シルバー人材センター

新潟市水道局告示第23号

収納事務の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の２の規定に基づき，使用中止に伴う水道料金の精算料金の収納事務を平成17年４月１日から平成18年３月31日までの間，次のとおり委託したので同法施行令第26条の４第１項の規定により告示する。

平成17年４月１日

新潟市水道事業管理者

局　長　　長谷川　　守

収納委託場所	収納事務受託者	
	住　　所	氏　　名
豊栄事業所の所管する区域	新潟市関屋下川原１丁目３番地３	財団法人新潟水道サービス

新潟市水道局告示第24号

宿日直窓口収納事務の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の２の規定に基づき，宿日直窓口収納事務の業務を平成17年４月１日から平成18年３月31日までの間，次のとおり委託したので同法施行令第26条の４第１項の規定により告示します。

平成17年４月１日

新潟市水道事業管理者

局　長　　長谷川　　守

委託場所		収納事務受託者
新潟市水道局本庁舎当直室	新潟市関屋下川原町１丁目３番地３	社団法人　新潟市シルバー人材センター
新潟市水道局東庁舎守衛室	新潟市紫竹山１丁目５番10号	社団法人　新潟市シルバー人材センター

新潟市水道局告示第25号

新潟市水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関について（昭和51年新潟市水道局告示第６号）の一部を平成17年４月10日から次のように改める。

平成17年４月６日

新潟市水道事業管理者

局　長　　長谷川　　守

２表越後中央農業協同組合中，

「

間瀬支店	〃	

」

を削る。

新潟市水道局告示第26号

新潟市指定給水装置工事事業者の指定について

記

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の３第２項の規定により，下記のとおり新潟市指定給水装置工事事業者に指定したので同条第２項の規定により告示します。

平成17年４月22日

新潟市水道事業管理者

局　長　　長谷川　　守

１　指定番号及び指定工事事業者名

第533号　吉田設備

第541号　有限会社　武田建設

第542号　株式会社　佐藤建設

第543号　有限会社　一場

２　指定年月日　　平成17年３月21日